

令和元年

# 9月熊取町議会定例会会議録

令和元年9月5日開会

令和元年9月30日閉会

熊取町議会

## 令和元年9月定例会会議録目次

(9月5日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
行政報告	3
1. 報告第1号 平成30年度熊取町財政健全化判断比率について	3
2. 報告第2号 平成30年度熊取町水道事業会計資金不足比率について	4
3. 報告第3号 平成30年度熊取町下水道事業会計資金不足比率について	4
4. 報告第4号 第125回大阪府原子炉問題審議会の概要について	5
5. 報告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価(平成30年度事業対象)の結果報告について	6
6. 報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告について	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
一般質問	9
1. 文野慎治議員	9
1) 「広報くまとり」について	
①現状認識について	
②A4版の広報紙へ変更するための障害について	
2) 「ひまわりバス」について	
①ひまわりバスの現状認識と、改善の方向性について	
②ひまわりバスの役割を、高齢者などの福祉対策の一環として捉えた、抜本的な改革について	
2. 江川慶子議員	19
1) 子どもたちが毎日登下校に使う通学路の安全について	
①旧NTTからフジカク付近までの歩道の整備について	
②旧NTTから小垣内交番までのカラー化や消えかけた道路標示の改善について	
③横断歩道設置について	
④通学時間帯の車への協力と注意喚起について	
2) 住んでよかったと思える住環境について	
工場と住宅が隣接している地域での騒音や臭気などへの対応と改善策について	
3) くまとり広報の配布について	
自治会未加入家庭への配布について	
3. 田中豊一議員	29
1) 学校図書館と熊取図書館の連携について	
①学校図書館の各校の蔵書冊数と過去1年間の貸出冊数、貸出方法、司書について	
②学校図書館のネットワーク化と府下の取組み状況・公共図書館とのネットワークの状況報告について	

③学校図書館と熊取図書館のネットワーク化のメリット・デメリットについて	
④ネットワーク化実現の今後の見通しについて	
2) 交通安全について	
①大体大・浪商高校の通学許可バイク・自転車の台数報告について	
②交通マナー向上の高校・大学の取組み及び警察の取組み状況について	
③町の取組み状況について	
④下校時の自転車による無灯火運転・信号無視対策について	
3) 会計年度任用職員の任用について	
①地方公務員法改正の趣旨と本町への影響について	
②来年4月からの臨時職員や嘱託職員の職態について	
③町広報で毎月募集している保育士・学校介助員・学校図書館司書の変更の有無について	
④夏休みなどの長い学校介助員・学校図書館司書の1年間の雇用日数の確保について	
⑤学校図書館司書の賃金に見直しについて	
4. 田中圭介議員 .....	38
1) H31町議会議員選挙時の選挙公報配布漏れについて	
①再調査について	
②2019年参院選での委託業者の変更について	
③住民のアンケート結果について	
④委託業者にヒアリング（再調査）した結果について	
⑤参院選で選挙公報を配布した総額について	
⑥随意契約（50万円以上の委託料）の件数について	
⑦指名登録業者の枠組みの見直しについて	
⑧住民への謝罪について	
2) 町立保育所の給食について	
5. 重光俊則議員 .....	48
1) 幼児教育・保育の無償化への対応について	
①幼児教育・保育の無償化で想定される、町内の公立保育所、民間保育園、民間認定こども園における、町の負担増について	
②副食費の実費個別徴収業務を町が実施した場合の町の負担増額について	
③副食費を完全無償化した場合の町の負担増額について	
④泉佐野市と対比して、「子育てのまち」の方針からみた町の対応について	
2) 会計年度任用職員制度の創設について	
①熊取町の職員構成の変更点と職員の区分、人数と給与・報酬について	
②熊取町の支出増について	
③費用の調達について	
3) 「学校教育の情報化の推進に関する法律」の施行について	
熊取町の計画、具体的な取組について	
(9月6日)	
出席議員 .....	61
議事日程 .....	61
一般質問（続き） .....	62

1. 坂上昌史議員	62
1) 人工内耳体外装置の購入に対する助成について	
①人工内耳の電池の購入補助について	
②人工内耳体外装置の再度の購入補助について	
2) 中学校のクラブ活動について	
各中学校のクラブの統合と参加について	
2. 二見裕子議員	70
1) 防災について	
①避難施設における支援物資の受け入れ通路の確保について	
②避難所の備蓄物資の内容について	
③土砂災害特別警戒区域付近の避難施設（東小学校）について	
④ラインを導入・活用した情報発信について	
2) 高齢者の移動支援について	
①高齢者福祉の観点で移動手手段の充実について	
②高齢者が運転免許証を自主返納しても、外出に困らない取り組みについて	
3) 子育て支援について	
①子ども医療費助成事業の拡充について	
②学童保育の現状について	
3. 鱧谷陽子議員	84
1) 自治基本条例の制定について	
2) 一人暮らしで、家族の無い方への支援について	
①一人暮らしの不安を持っている方の相談先について	
②市民後見人制度の進捗について	
3) 体育館のクーラー設置について	
提案理由説明	
議案第39号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告について	
て	94
質 疑	95
採 決	96
提案理由説明	
議案第40号 公平委員会委員の選任同意について	96
質 疑	96
採 決	96
提案理由説明	
議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	96
質 疑	97
採 決	97
提案理由説明	
議案第42号 教育委員会委員の任命同意について	97
質 疑	97
採 決	98
提案理由説明	
議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	98
質 疑	102
提案理由説明	

議案第44号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	102
質 疑		103
提案理由説明		
議案第45号	税条例の一部を改正する条例	103
質 疑		105
提案理由説明		
議案第46号	印鑑登録条例の一部を改正する条例	105
質 疑		106
提案理由説明		
議案第47号	太陽光発電事業と地域との共生に関する条例	106
質 疑		108
提案理由説明		
議案第48号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第49号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例、以上2件一括付議	108
質 疑		110
提案理由説明		
議案第50号	空家等の適正な管理に関する条例	111
質 疑		112
提案理由説明		
議案第51号	水道事業給水条例の一部を改正する条例	112
質 疑		113
提案理由説明		
議案第52号	工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）、	
議案第53号	工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校トイレ改修工事）、	
以上2件一括付議		113
質 疑		114
提案理由説明		
議案第54号	工事請負契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）	114
質 疑		115
提案理由説明		
議案第55号	修繕契約の締結について（環境センター切断機更新に係る修繕）	115
質 疑		116
提案理由説明		
議案第56号	町立小学校給食用備品の購入について、議案第57号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入について、以上2件一括付議	116
質 疑		117
提案理由説明		
議案第58号	平成30年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	117
質 疑		118
採 決		118
提案理由説明		
議案第59号	平成30年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	118
質 疑		119

採 決	119
提案理由説明	
議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第6号）	119
質 疑	123
提案理由説明	
議案第61号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第62号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上2件一括付議	123
質 疑	125
提案理由説明	
議案第63号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）	125
質 疑	126
提案理由説明	
議案第64号 平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号 平成30年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 平成30年度熊取町水道事業会計決算認定について、議案第70号 平成30年度熊取町下水道事業会計決算認定について、以上7件一括付議	126
 (9月9日)	
出席議員	131
議事日程	131
会派代表質問	131
1. 新政クラブ 河合弘樹議員	132
2. 創生くまとり 大林隆昭議員	139
3. 未来 浦川佳浩議員	146
4. 熊愛 重光俊則議員	158
5. 熊取公明党 渡辺豊子議員	170
6. 日本共産党熊取町会議員団 坂上巳生男議員	184
決算審査特別委員会の設置・委員の選任	195
決算審査特別委員会正副委員長の選任	196
提案理由説明	
請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願	196
 (9月17日)	
出席議員	199
議事日程	199
委員会報告	199
議会運営委員会報告	199
提案理由説明	
議案第71号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）	200
質 疑	201

採 決	201
(9月30日)	
出席議員	203
議事日程	203
委員会報告	204
議会運営委員会報告	204
議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第45号 税条例の一部を改正する条例、議案第52号 工事請負契約の締結について(熊取町立西小学校トイレ改修工事)、議案第53号 工事請負契約の締結について(熊取町立北小学校トイレ改修工事)、議案第54号 工事請負契約の締結について(紺屋上橋橋梁架替工事)、議案第56号 町立小学校給食用備品の購入について、議案第57号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入について、議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算(第6号)、以上9件一括付議	205
総務文教常任委員会委員長報告	205
質 疑	206
採 決	206
議案第46号 印鑑登録条例の一部を改正する条例、議案第47号 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例、議案第48号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第49号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号 空家等の適正な管理に関する条例、議案第51号 水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第55号 修繕契約の締結について(環境センター切断機更新に係る修繕)、議案第61号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第62号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第63号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)、以上10件一括付議	208
事業厚生常任委員会委員長報告	208
質 疑	209
討 論	209
採 決	209
議案第64号 平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号 平成30年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 平成30年度熊取町水道事業会計決算認定について、議案第70号 平成30年度熊取町下水道事業会計決算認定について、以上7件一括付議	211
決算審査特別委員会委員長報告	212
質 疑	217
討 論	218
採 決	223
請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願	224

総務文教常任委員会委員長報告 .....	224
質 疑 .....	224
討 論 .....	224
採 決 .....	229
提案理由説明	
議案第72号 工事請負契約の締結について（熊取町立南小学校トイレ改修等工事） .....	229
質 疑 .....	230
採 決 .....	231
提案理由説明	
委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例 .....	231
質 疑 .....	232
採 決 .....	232
提案理由説明	
委員会提出議案第2号 議会改革検討特別委員会の設置について .....	232
質 疑 .....	233
採 決 .....	233
議会選任第4号 特別委員会委員の選任について .....	233
提案理由説明	
議員提出議案第11号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書 .....	233
質 疑 .....	235
採 決 .....	235
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について .....	235



9月熊取町議会定例会（第1号）

## 令和元年9月定例会会議録（第1号）

月 日 令和元年9月5日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	南 和仁
総 合 政 策 部 理 事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 理 事	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	田中 耕二
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	貝口 良夫
教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第39号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告について

議案第40号 公平委員会委員の選任同意について

議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議案第42号 教育委員会委員の任命同意について

議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第45号 税条例の一部を改正する条例

議案第46号 印鑑登録条例の一部を改正する条例

議案第47号 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例

議案第48号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第49号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改

正する条例

- 議案第50号 空家等の適正な管理に関する条例  
議案第51号 水道事業給水条例の一部を改正する条例  
議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）  
議案第53号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校トイレ改修工事）  
議案第54号 工事請負契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）  
議案第55号 修繕契約の締結について（環境センター切断機更新に係る修繕）  
議案第56号 町立小学校給食用備品の購入について  
議案第57号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入について  
議案第58号 平成30年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第59号 平成30年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第6号）  
議案第61号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第62号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第63号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第64号 平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第65号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第66号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第67号 平成30年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第68号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第69号 平成30年度熊取町水道事業会計決算認定について  
議案第70号 平成30年度熊取町下水道事業会計決算認定について  
請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願

---

議長（矢野正憲君） 皆さん、おはようございます。令和元年9月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、平成30年度における行財政運営の成果についてご審議をいただく重要な会議でございまして、町長から平成30年度における主要施策の成果に関する説明が行われます。

本町の行財政運営は非常に厳しい環境下にあります。議会といたしましては、住民福祉の向上に努めるために、十分に審議を尽くしたいと思います。

あわせて、円滑な議事運営が図れますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年9月熊取町議会定例会を開会いたします。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（矢野正憲君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。藤原議会事務局長。

議会事務局長（藤原伸彦君） それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和元年6月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、6月18日、7月29日及び8月20日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和元年7月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	9億2,851万5,668円
国民健康保険事業特別会計	2億8,139万7,285円
介護保険特別会計	6,781万4,813円
墓地事業特別会計	215万3,810円
後期高齢者医療特別会計	7,322万7,769円
水道事業会計	5億3,361万9,983円
下水道事業会計	8,881万4,890円
歳入歳出外現金	2,833万3,818円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和元年9月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

朝晩ともにめっきり過ごしやすくなり、また秋雨前線も停滞するなど、日増しに秋の近づきを感じるころとなりました。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、専決処分報告につきましては令和元年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告について、公平委員会委員の選任同意、固定資産評価審査委員会委員の選任同意、教育委員会委員の任命同意、条例制定につきましては会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例ほか3件、一部改正条例につきましては税条例の一部を改正する条例ほか4件、契約の締結につきましては工事請負契約（熊取町立西小学校トイレ改修工事）ほか5件並びに平成30年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、平成30年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

また、補正予算につきましては令和元年度熊取町一般会計補正予算（第6号）ほか3件、決算認定につきましては平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定ほか6件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

---

議長（矢野正憲君）次に、行政報告を行います。

初めに、報告第1号 平成30年度熊取町財政健全化判断比率について報告願います。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、行政報告をさせていただきます。

議案書の黄色の分界紙の次からの行政報告のうち、報告第1号 平成30年度熊取町財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。

財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

各比率につきましては、下記の表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましてはそれぞれ赤字が発生しておりませんので該当数字がなく、バーで表記させていただいております。

次に、早期健全化基準はそれぞれ13.66%、18.66%で、財政再生基準はそれぞれ20.00%、30.00%となっております。

次に、実質公債費比率につきましては5.8%で、これに対する早期健全化基準が25.0%、財政再生基準が35.0%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、将来負担額がマイナスとなりましたのでバーで表示させていただいており、これに対する早期健全化基準が350.0%となっております。

裏面をごらんになってください。

これらの財政健全化判断比率につきましてはの監査委員による審査意見書でございます。

第2、審査の結果のところでございますが、審査に付された当該比率とその算定基礎となる事項については適正であり、また、是正改善を要する事項につきましても特に指摘事項はないということでございます。

以上で、財政健全化判断比率につきましてはの報告を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、報告第2号 平成30年度熊取町水道事業会計資金不足比率について報告願います。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）続きまして、報告第2号 平成30年度熊取町水道事業会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度熊取町水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

平成30年度熊取町水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、バー表示してございます。なお、国が示す経営健全化基準は20%と定められており、この基準以上になる場合には経営健全化計画の策定などが義務づけられているものでございます。

次ページをお開きください。

監査委員の意見書でございます。

第2の審査の結果でございますが、1つ目に総合意見としまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。2つ目に個別意見としまして、資金不足比率については、資金の不足額がないため該当数値がない。3つ目に是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないという意見でございました。

以上で、報告第2号 平成30年度熊取町水道事業会計資金不足比率についてのご説明を終わります。

議長（矢野正憲君）次に、報告第3号 平成30年度熊取町下水道事業会計資金不足比率について報告願います。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）続きまして、報告第3号 平成30年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度熊取町下水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

平成30年度熊取町下水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、バーで表示してございます。なお、国が示す経営健全化基準は20%と定められており、この基準以上になる場合には経営健全化計画の策定などが義務づけられているものでございます。

次のページをお開きください。

監査委員の意見書でございます。

第2の審査の結果でございますが、1つ目に総合意見としまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。2つ目に個別意見としまして、資金不足比率については、資金の不足額がないため該当数字がない。3つ目に是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないという意見でございました。

以上で、報告第3号 平成30年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についてご説明を終わります。

す。

議長（矢野正憲君）次に、報告第4号 第125回大阪府原子炉問題審議会の概要について報告願います。  
田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）続きまして、報告第4号 第125回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましてご説明いたします。

同審議会は、令和元年8月9日、大阪府庁において開催されました。本町から審議会委員として報告書のとおり3名が出席し、当日の議題は3件でありました。

まず、議題1の役員の選任につきましては、報告書のとおり、副会長1名が全会一致で選任されました。

続きまして、議題2では、京都大学複合原子力科学研究所の安全性等についての報告がございました。

まず、原子炉施設の状況等について、1点目、KURについては、昨年度の利用運転はことし2月14日で終了しておりましたが、今年度の運転につきましては、定期検査が7月17日に終了し、同23日から利用運転を開始したとの報告がありました。

また、昨年度のBNCTによる医療照射は30件で、今年度も週1回の実施を予定しているとのことでございます。

次に、2点目、KUCAにつきましても今年度の運転に向け定期検査を受けておりましたが、5月21日に検査に合格、同28日より運転を開始していること、今年度の利用運転では、原子炉の安全性等に関する研究と原子力安全を担う人材育成の教育が来年3月上旬ごろまで行われる予定との報告がありました。

3点目は、原子炉施設等の廃止措置実施方針の作成及び公表についてでございますが、原子力規制委員会は、稼働を停止した原子力施設が廃止へのより円滑な移行を図るため、廃止前の早い段階から廃止措置を実施するための方針を作成、公表することを原子力事業者に義務づける決定をし、この決定を受け、KUR及びKUCAと核燃料の主要施設について、将来の廃止に向けた廃止措置実施方針を作成、昨年12月28日に研究所ホームページで公表したとの報告がありました。

次ページをお開きください。

4点目、原子力損害賠償の実施のための方針の作成及び公表についてでございますが、原子力損害被害者の保護及び原子力事業者の健全な発達を目的として、原子力事業者に民間保険契約と政府保証契約の締結の義務づけがあり、事故発生の際は被害者の保護に万全を期するため関係法令の改正があったこと、その改正事項の一つで、事故発生時の迅速かつ適切な損害賠償実施を図るための備えとして、今年度末までに損害賠償実施方針の作成、公表が義務づけられており、作成の際には、本町を初め地元自治体からの意見等も踏まえながら進めていく旨の報告がありました。

5点目、個人の信頼性確認制度の導入についてでございますが、国際的なテロ対策強化の必要性から国際原子力機関IAEAから各国に対策強化の勧告があり、これを受け関係法令が改正され、職員等を装ったテロリストによる核燃料物質の盗取や施設の破壊を防ぐため、内部脅威対策の強化を目的に、ことし12月1日までに担当事務局の設置や核物質防護規定の改正等、必要となる所要の手続を完了する予定である旨の報告がありました。

続きまして、2、原子炉設置変更承認申請（KURの変更）について。

1点目、変更理由として、KURは平成22年度の低濃縮化後、平成29年度からは新規基準に対応した運転を開始しているが、今後の運転計画等を勘案しても新燃料の追加購入の必要性はないこと、また、現状保有する燃料の量では現状の貯蔵スペースが特段必要ではなくなったことから、今回、核燃料貯蔵設備の貯蔵能力を実態に即した数量に制限すべく貯蔵能力の変更申請を行い、管理の合理化と効率化、さらなる安全性向上を図っていくとの報告がありました。

2点目、変更内容ですが、今回の変更は、貯蔵するウラン235含有量の総量に対する制限値を10キログラム未満とする旨を追記、工事は行わない予定である旨の報告がありました。

3点目、原子炉施設及びその周辺住民の安全確保に関する協定書に基づく事前協議の要否等についてですが、本変更申請では、施設・設備の増強等の工事のない核燃料物質の総量に係る記載の追加のみであり、協定書による軽微な変更にあたることから、ことし3月に本町を初め地元自治体の確認を得た上で、事前協議を不要とし、4月25日に原子力規制委員会へ申請を行った旨の報告がありました。

4点目、原子力規制委員会による審査の状況として、5月22日の審査会合で特に問題なく審査は終了し、7月2日の原子力規制委員会で審査書案が決定された旨の報告がありました。

続きまして、3、核セキュリティ・サミットを受けての対応について。

1点目、これまでの経緯として、KURは平成22年から低濃縮ウラン燃料による運転を行っていること、KUCAは、平成28年の第4回核セキュリティ・サミットで高濃縮ウラン燃料の米国への撤去と低濃縮化への日米合意がなされ、この合意を受けて、撤去に向けた実施スケジュール等について米国並びに関係各省庁等と調整を進めている旨の報告がありました。

次ページをごらんください。

2点目、現状ですが、高濃縮ウラン燃料の撤去について、昨年大阪府原子炉問題審議会以降、関係各所と輸送に伴う調整を行っていること、安全対策として、国際基準のキャスクと呼ばれる専用輸送容器を使用すること、各積み付けの段階での安全性の確認を行い、国による検査等を受けること、あわせて、輸送中は輸送事業者、規制当局、治安当局等との間で綿密な連絡体制をとり、安全確認を行っている旨の報告がありました。

KUCA燃料の低濃縮化についてでございますが、一昨年大阪府原子炉問題審議会で承認のあった低濃縮ウラン燃料への変更に伴う原子炉設置変更承認申請について、ことし5月31日に原子力規制委員会へ申請し、6月17日の審査会合において審査が開始されたこと、今後、同委員会による設工認審査などを経て燃料の製造を開始し、年度予算計画に沿って複数回に分けて新たに低濃縮ウラン燃料を搬入することとなる旨の報告がありました。

次に、議題3として、京都大学複合原子力科学研究所の定例報告がありました。

毎年、定例として報告されているもので、今回は平成30年6月から令和元年5月までの運転状況、令和元年度の共同利用研究及び研究会の採択状況と、平成30年4月から平成31年3月までの環境放射能測定報告がありました。環境放射能測定報告では、住民の健康に影響を与える結果は見られなかったとの説明でございました。

最後に、KUR及びKUCAについては、平成29年に新規制基準に基づく審査に合格、以降運転を再開しているものですが、既に新聞報道等もありましたとおり、一部の安全設備について審査漏れが発見された旨、8月22日に原子力規制庁及び京都大学複合原子力科学研究所から報告がありました。

審査漏れのあった項目につきましては、9月11日開催予定の原子力規制委員会にて報告、議論がなされ、今後の手続等について具体的な対応、指示がある予定でございます。なお、審査漏れのあった項目は、審査書に記載漏れがあったものの、審査会合ヒアリング時に既に説明済みであり、安全上の問題もないとの報告を受けておりますので、あわせて報告いたします。

以上で、報告第4号 第125回大阪府原子炉問題審議会の概要についての説明を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、報告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（平成30年度事業対象）の結果報告について報告願います。貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）それでは、報告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（平成30年度事業対象）の結果報告について説明させていただきます。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づいて、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するものです。また、同条第2項において、この点検及び評

価を行うに当たっては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするとの規定により、2名で構成する教育委員会、評価委員会の委員のご意見をお聞きして作成いたしましたものでございます。

今回の点検及び評価の対象としましたのは、平成30年度熊取町教育方針に掲げた教育事業全般でございます。

まず、点検及び評価の項目設定につきましては、報告書の(1)ページ、(2)ページの目次をごらんいただければと存じますが、新規拡充の取り組みと主な取り組みの2つに大別し、さらに学校教育と社会教育の2分野に分類しております。

新規拡充の取り組みとして、学校教育分野で小学校の普通教室等に空調設備を設置を初め3施策を整理するとともに、主な取り組みにおいては、学校教育では基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着と学力の向上を初め6項目、社会教育では生涯学習の推進を初め4項目を設定いたしております。

各詳細につきましては10ページからの記載のとおりですが、主な取り組みに関し、例えば10ページをごらんいただきますと、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着と学力の向上の項目について、まず教育方針目標を掲げており、これを実現するための個々の事業として①の小学校英語活動推進事業から12ページの⑤インターンシップまでの5つの事業を整理しております。そして、各事業ごとに具体的な取り組み概要を記載し、自己評価としての取り組み結果及び今後の課題・方向性を記述しております。また、可能な限り過去3年間の当該事業の決算額の推移を掲載しております。

個々の内容につきましては時間の都合上割愛させていただきますが、点検評価の結果につきましては、今後検討すべき課題があるものの、全体的にはおおむね良好に執行できたものと考えております。

報告書の59ページ、60ページをごらん願います。

今回の点検評価を行うに当たり、前述のとおり2名の評価委員会委員からご意見を頂戴しております。熊取町スポーツ推進委員協議会副会長の幸野信寿氏と元町立学校長の犬野廣介氏から、2回にわたる評価委員会の後、意見書に記載のとおり、現状と課題を見据えつつ積極的な取り組みを行うなど、現状にとどまることなく課題解決に向けた新たな事務事業を適時適切に進めていることを評価いただけたところでございます。なお、今後の取り組みに当たっては、意見書に記載のとおり、7項目にわたり留意すべき事項等のご意見を賜っております。

教育委員会といたしましては、これらを今後の教育委員会活動にしっかりと反映させてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてはご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、熊取町教育委員会活動の点検及び評価(平成30年度事業対象)の結果報告についての説明を終わらせていただきます。

議長(矢野正憲君)次に、報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告について報告願います。林総務部長。

総務部長(林 利秀君)それでは、報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

次のページをお願いします。

専決処分日は令和元年5月15日でございます。

内容でございますが、事故発生日時は平成31年4月18日午後8時25分ごろでございます。

事故発生場所は、熊取町大久保中1丁目15番10号でございます。

相手方の住所氏名は、記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、熊取町議会議員一般選挙に係るJR熊取駅期日前投票所の業務終了後、役場へ戻るため、きのくに信用金庫熊取支店の駐車場内に駐車していた公用車を後進させたと



ころ、同駐車場内に駐車していた相手方の自家用車に接触し損傷を与えたものでございます。損害賠償額でございますが、22万2,116円で、修理費用でございます。

なお、損害賠償額につきましては、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済からの補填を受けるものでございます。

今後におきましては、このような事故が再発しないよう、より一層事故防止に努めますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、報告第6号 損害賠償に関する専決処分報告についての報告を終わらせていただきます。議長（矢野正憲君）ただいまの行政報告6件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

---

議長（矢野正憲君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会議事規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席5番 田中豊一議員、議席6番 鯉谷議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（重光俊則君）去る8月30日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、令和元年9月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日9月5日から9月30日までの26日間といたします。

次に、本会議の日程であります。本日9月5日、6日、9日、10日及び30日の5日間といたします。

次に、委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を9月17日に、事業厚生常任委員会を9月13日に開催していただきます。

平成30年度の各会計決算の審査につきましては、決算審査特別委員会を設置し、9月19日、20日、24日及び25日に本特別委員会を開催していただきます。

また、第2回目の議会運営委員会を9月13日に、議員全員協議会を9月17日に開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程表のとおりといたします。

なお、日程第4 議案第39号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告についての件、日程第5 議案第40号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第6 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件、日程第7 議案第42号 教育委員会委員の任命同意についての件、日程第23 議案第58号 平成30年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件及び日程第24 議案第59号 平成30年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上の6件は、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日9月5日から9月30日までの26日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月5日から9月30日までの26日間と決

定いたしました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、文野議員。

7番（文野慎治君）おはようございます。9月定例会一般質問、トップバッターを務めさせていただきます。

早いもので、1年前、9月4日に去年の初日、9月議会を迎えたんですが、今まで経験したことのないような災害、台風21号で9月議会の日程も本当にむちゃくちゃになったわけなんですけど、大変な被害をこうむりました。それを期に防災意識が高まってまいりまして、ことしの予算につきましては防災元年と銘打って、さまざまなおこなっている防災関係についての施策を町政、藤原町長のもとやっていくわけでありますが、私も一議員として精いっぱいそのことについて尽力をしていきたい。1年を迎えて、決意をまず述べておきたいというふうに思います。

それでは、本定例会で一般質問の通告をさせていただいております。

まず、1点目は「広報くまとり」についてでございます。

広報紙は行政と住民をつなぐ重要なツールであると、これは過去、平成29年3月議会、平成29年9月議会、平成31年3月議会でこの件について質問し、理事者側の皆さんと私の思いは、重要なツールだという点については一致したわけでありまして。この基本認識は一致していると理解をして、今日まで熊取町の広報紙はどう変わっていくのかなと期待をしておったわけですが、全くその後、一向に改善の取り組みが見えてまいりません。それで今回、もう一度基本に戻って、考え方、そしてその方向性ということを提言申し上げたい、このように思っております。

まずは、現状の認識についてご答弁よろしくお願ひします。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは「広報くまとり」についての1点目、現状認識に関しまして答弁申し上げます。

広報紙は行政と住民の皆様をつなぐ重要なツールと認識しており、編集の際は、ユニバーサルデザインはもとより、写真やイラストをできるだけ用いる、文字量を減らして簡潔にわかりやすい内容とするなど、住民の皆様にとって読んでもらえる、より親しみやすい紙面づくりを常に心がけてございます。

とりわけ、第3次行財政構造改革プラン、アクションプログラムにおきましては、新たな住民サービスの向上に資する施策として広報紙リニューアルの検討を位置づけてございまして、まずは平成30年3月に職員向けの「広報原稿作成の手引き」を改定し、さらに研修会の実施を通じて担当職員への理解を徹底させるなど、住民の皆様にとって、よりわかりやすく、読みやすい広報紙となるよう強く意識づけを行ったところでございます。さらに、編集担当職員が積極的にセミナー等に参加するとともに、文野議員のアドバイス、余白の美学を意識しながら紙面づくりに取り組むとともに、昨年度より年4回、広報紙の第1面と最終面についてカラー化を行うなど、より視覚に訴える広報紙づくりにも努めてございます。住民の皆様からも、昨年あたりから、非常に読みやすくなった、紙面に余裕が感じられる、カラー版は華やかでわかりやすいなど、多くのお褒めのお言葉もいただいております。

なお、行財政構造改革の取り組みでは、紙質の変更やページの固定化によって用紙や印刷自体の経費を節減し、全体費用の抑制を行っているところでございます。同時に広報紙面の改善にも努めていく認識のもとに、効率的かつ効果的な広報紙づくりに努めてございます。

現状認識につきましては以上でございます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）数回にわたり質問させていただいて、今ご答弁いただきました。

当時スタートしたときは、ちょうど当時の貝口部長のほうから変えていきたいんだということでもいただきました。現状の熊取町、そのときの1回目の私のときに、この周辺の各自自治体の、ちょうど3月議会でしたから、その時期の広報を全部集めて回って、ここで皆さん方にも、私の思いをわかっていたいただきたいという思いと、比べてほしい、こういう着目点で全市集めていろいろやりとりをさせていただきました。

今ご答弁であったように、それから現状のタブロイドの形で改善というのは確かに頑張ってくれていると、これはよくわかります。非常にカラー化ということ、これは目に見えてよくわかります。議会だよりのほうも、議会のほうもその経験をして、今回の補正で当初予算になかった表紙、裏のカラー化についての予算も提起をさせていただいているわけですから、議会にとっても町政についても町民の皆さんに住民と議会や行政をつなぐ重要なツールやということが一致しているということの上からすれば、そういう意味で議会だよりのほうも予算的な裏づけもしていただいたと、これは非常に評価をしているところでございます。

ただ、まだまだ改善の余地があると。ですから、当初29年3月のときは応援団やという立場をあえてこの場でも申し上げて、非常に私が経験したことから言うと、担当者の方がもっと自由な発想で、若い感覚で住民の顔、これを書いたら、これを載せたら、この写真を見たら、このタイトルをつけたらどう響いてくれるかなというような思いを持って仕事をしていただけて、今、南部長のほうからあったような評価がいただけたら、その人の苦勞とかその人の形になるまでのイメージが実現して、読者がそれを読んで、よかったよと言ってくれたらすごくうれしいし、そして、また頑張ろうと、もっといい紙面をつくらうと、こういうことに実はなってくると思うんですね。

今おっしゃったように、若干その方向にはなっておるんでしょう。これは認めます。今まではもう何か、私は当時、一番初めのときに、形は今も変わっていないんですけども、私は広報くまとりをこんな形で保管していますと見せて、これやったら本当に賞味期限は3日ですと。1カ月かかって編集して、いろんなレイアウトをして記事も書いて、振り分けてやって3日やと言うたら、町長のほうで最終的な締めのご答弁で、1日という話も聞いているというようなこともあったんですね。ですから、まずやはり形を変えていくという形にしませんかということをご提案申し上げました。

そのときに、堺市から岬町まで全部調べてお見せして、タブロイド判でやっているところが本当に少数やということも議会だよりの表にもお見せしたんですけども、タブロイド判が貝塚市と岸和田市と熊取町だけやったんですね。そして全国的にも、今のご答弁でセミナー等に行っていたら、本当にいい紙面をつくっていかうと思ったらまねしたらいいんですよ。ですから、いっぱいよその広報紙を見て、その担当の方は、それを見たら、タブロイド判でやっているところがいかに少数派かということを感じていただいていると思うんです。

そこで、次の質問になるんですけども、私、3回やらせていただいた中で、カラー化とか見やすさとかそういう形も言いましたけれども、まずはやはりレイアウトが自由にできるような形で、A4判に変えるつもりはないんでしょうかということをお聞きしました。それで、あといろいろまだまだやりとりしたいんですけども、2番目のA4判の広報紙に変更するための障害というのは何なんでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、2点目、A4判の広報紙へ変更するための障害に関しまして答弁申し上げます。

現時点での広報紙のA4判化への変更に係る課題等を検討いたしましたところ、次の2点を現時点では整理してございます。

1点目は、ページ数の増加でございます。A4判化によりサイズが小さくなり、当然その分、ページ数は大幅に増加いたします。現在の広報紙はタブロイド判16ページで固定し発行しておりますが、それをA4判に移行しますとおおむね40ページ程度になってございます。移行に当たっては、情報量の抑制にも努めますが、やはり大幅な増加は避けられないところでございます。

ページ数の増加に伴いまして、印刷費用がタブロイド判の2倍程度の想定となっております。さらに、読み手にとりましても、タブロイド判では1度の見開きで多くの記事を一度に読めて情報を得ることができることに對しまして、ページ送りの手間等がふえるのかなというように考えてございます。

2点目は、配布時のボリュームの増加でございます。ページ数が大幅に増加する分、各地区自治会への配送及び各戸への配布時におけるかさ高も増加し、区、自治会の皆様に仕分け、配布いただく際の負担が増加するのではないかと、こちらは課題というよりは懸念しているところでございます。

以上が整理した項目となっております。

さらに、平成29年10月18日から31日を調査期間として、本町のパブリックモニターの皆様方に広報紙に関するアンケート調査を実施した結果では、広報紙のサイズについて87%の方が「ちょうどよい」という回答をいただいております。また、広報紙をリニューアルする場合の用紙サイズについては、「現行のままでよい」が52%、「費用がかかるなら現行でよい」が31%と、リニューアルする場合であっても合計83%の方が現行でよいとご回答いただいております。さらに、発行費用については、75%の方が「ちょうどよい」、17%の方が「安い」、8%の方が「高い」とご回答いただいております。

現在、熊取町では聖域なき抜本的な構造改革に取り組んでいるところでございますが、依然として扶助費は増大の一途をたどっており、さらに、新たな財政需要として、本年10月からは幼児教育の無償化が、来年度からは会計年度任用職員制度が導入されます。これらの導入により、経常的な負担が相当大きく増となることから、同様に経常経費となるA4判化による増額は現時点では困難というように考えており、当分の間は、読んでもらいやすい広報づくりに努めながら、タブロイド判での発行を継続してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）今ご答弁いただいて、ごくごく最近に住民の方がA4判にしたらどうか、一部カラー化、紙面構成、そういうようなことで意見があつて、その答えとして今、部長がおっしゃったような内容が書かれているんです。

タブロイド判の長所ですが、これは、これですと来ているんやけれど、29年3月とか29年9月にはここまで整理した形でうやむやにしている、字で見たらちょっと私、腹が立ってきたので今回もう一回を質問しているんですけど、今言うたこと、順番が違うかわからへんけれど、その方に返しているメールでは、1、タブロイド判の長所、紙面が大きい分、皆様が最初に目にされる表紙から記事を掲載することができる。見開きを含め、一度でも多くの記事を見るんですね。広報紙全体を、今言うてはったけれど、読むに当たって紙面をめくる動作が少なく済む。紙面が広い分、コーナー記事を集約しやすいなど、編集の自由度が大きい。各地区への配布のボリュームを抑制することができるということが挙げられる。今お答えで、これをもとに答弁書をつくってくれたんやと思えますね。

それと、A4判化については、できない理由として、1、現行のタブロイド判をA4判に変更すると、今もおっしゃったように、ページ数が16ページから40ページに増加し、それに伴い作成経費も2倍以上になるシミュレーションが出ている。それで、パブリックモニターの皆さんに広報紙についてアンケートを実施したら、88%の方が「ちょうどよい」と回答いただいております。現時点において、現行サイズの発行を継続しながら、読みやすい、読んでもらいやすい広報紙づくりに努めていきたいと考えているのでご理解賜りますと、こういうことやったんですね。

一番初めのときに、先ほどもちらつと言うたけれども、広報紙というのは何なんやろうという話で、大きな形で調査しているデータがあるんですよ。公益社団法人日本広報協会というところが出して、広報紙の中で、例えばその自治体の皆さんが住んでいるところの情報を入手する媒体は

何でしょうか。一番大きいのは広報紙、これがこのデータでは86%あります。それで、その自治体の情報を収集する、次に多いのが、33%が家族、友人、知人との会話。そこで、えっ今度こんな制度になるんやてというような話でしょうね。次に、3番が31%で議会だより。同じぐらいで、その自治体のウェブサイト。次に、公共施設などにある掲示板、ポスター、パンフレット、チラシなど、これが25%ぐらいです。そういう形で情報収集されているんです。

それで、情報に対するニーズについての調査もあって、1位が健康、福祉、医療、介護、これが76%、防犯、防災48%、環境、ごみ、リサイクル46%、観光33%、こういうふうな形。教育も次に続いています、30%でね。

こういう形で、やはり広報紙から情報を得るということなんです。常にやはり広報紙は家庭にあって、賞味期限は次に出るまで、あるいは熊取町みたいに年間のスケジュールだとかそういうようなことも載っていた場合は、やっぱり1年間を通じて、その年度を通じて置いておいてもらって見ていただかなあかん。そやけども29年3月のときに、これは町長とは意見を一致したんですけれど、この形で続けていたら、賞味期限、私は3日とリップサービスしたけれども、町長は1日という声もあると。そういうところに、これ年間幾ら使っているんですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）30年度決算で申し上げますと、おおむね300万円です。ただ、過去のここ数年の決算等を見ますと、大体320万円程度というぐらいになるかと思います。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）そうですね。だから、それだけの経費を使って、これがやはり愛着を持って、何かあったらここをぱっとページをめくったらわかるわという状態するために、もうこの2年の間で担当の人もかわっているかもわからへんけれども、研修もやってもらったり、原稿の書き方とか町職員の皆さんで研修会をしたり、そんなこともやっている努力はわかります。しかし、この体裁を続けている限り、すごく限界がある。

今言いはったけれども、言葉で言われたらさらっとやけれど、僕はそのメールのコピーを見たから、この大ききでこうやってめくったら、こうやってまためくるんですよ。情報がいっぱいあって、このめくる作業は大きいから楽やというふうなことを書いていますでしょう。めくる、この動作が少ないわけですか。では、40ページのA4判をつくったら、普通のマガジンと一緒にすよ。それ、100ページの本があったら100ページめくりますやんか。次に何が書いてあるんやろう、これ何が書いてあるんやろう、それと表紙のところに目次をぽんとやっておいたら、保育料の無償化についての特集や、今月号は。そしたら3ページから6ページやといたら、そこをぱっとあげたらええわけですよ。

熊取町の、今カラーになって、大きいから1面にもカラー写真が載っています。1面にも記事が載せられます。これは便利なことですか。広報紙は、まず積まれていて、僕2年前、29年3月にも言いました。住民が全部の市役所にとりに行って、町役場へとりに行って、もうラックに泉佐野市なんかだあっと並んでいて、何か普通の民間のそういう情報誌みたいな、タウン誌みたいな、そんなイメージで、みんな何やろうと思って興味を引いてとるんですよ。こういう紙ベースで広報くまとりと書いていて、今やっここね。前はこんなのもなかったです、これも白黒やったからね。くすんでしまいますよ。これも、もうついでに言うと、1年間通じてこうじゃないんでしょう。何回かに1回カラーなんでしょう。それでこの下に記事があるからというて、これ便利ですか。

だから、今これは議会が体験していることなんです。議会だよりを、これは始めからまだ10年やから、A4判で上がったからあれが当たり前。しかし白黒でやっていた。しかし、全国へ出えたり研修を受けに行ったら、クリニックを受けに行っても白黒の写真をやっていたら相手にされへんのがこの4、5年なんです。だから、カラーにせな絶対見てくれへんと、そういう意味合いでカラー化のやっ今回予算を認めていただいた。住民が登場する紙面をつくりなさい、写真を使いなさい、そういうアドバイスを受けながらやっている中で、今、議会報告会へ行くと、議会だより

は見やすくなったなという声がいっぱい聞こえますよ。それが励みになるんです。

ですから、熊取町の世帯で担当者、この間聞いた2名ですか。2名でやってくれているんよね。だから一生懸命やってくれていると思う。しかし、これは一つ特殊やと言うたら変やけれども、やっぱり経験が要ることやし感性が要ることやし、そういう方がそしたらその方の職場環境というのは、住民にどういふことを伝えたいな、今こういうことをやるから住民本位で受け手の側に立って記事を書かなあかん、興味を示してもらおう写真もタイトルも、そんなのをつけなあかんという発想で、ずっと四六時中その仕事をやっていただける環境であるとするならば、やはりそれに見合う形も含めて、やってよかったなと思っただけのようなものをつくっていったらいいと思うんです。

これは貝塚市の8月号です。やはりまだタブロイド判です。しかし、ちょっと違いますよね。議会だよりも1面全部カラー写真にしようということで、今回業者も変わったけれど、無理言うてやってもらいました。だからやはりその感覚が、貝塚市は、ちょっとこれページ数がおかしいと言うたらあれなんやけれども、議会だよりはいいんです。後ろの表紙が市議会だよりになっているんです、3枚ね。次のところは、何かコスモス壺番地というのもこうやって入っている。そやから、市の広報としてはこんなんです。しかし、中は字ばかりです。だから、やっぱりこれも今の時代としてはおかしい。

だから、一番初めのときにも言うたように、新聞が変わってきているじゃないですか。今、全部やはりA判化ですよ。A4ですよ。そういう形へぜひいっていただきたいなという思いが、今回、しつこいようやけれどももう一回言わせてほしいと思ったところなんです。

それで、ちょっと考え方、発想を僕も変えてほしいなと思って、違う角度から話をしたいと思えます。

泉佐野市も、これが今一番新しい9月号です。表紙だけなんですけれども、これは8月号です。イヌナキン、何か市長はこんなの好きなんやろうね。これは日本遺産に認定されましたと、中世日根野荘の風景。これは5月号、令和になって初めて5月1日の午前0時に婚姻届を出しに来たカップルです。こういう、印刷は汚いですけど、実際はきれいです。

だから、やっぱり次に何を持ってくるかという発想をその人がやったら、その仕事は楽しいと思うんですよ、これが現実に目の目を見たらね。だからポリシーは、これは泉佐野市の出身者に登場してもらおうというまず一つのコンセプトがあるみたいです。ですから、そういう意味合いで、泉佐野市の広報に同窓会の情報を掲載しませんかとか、新婚カップルの写真募集、泉佐野市表紙モデル募集、そんな仕掛けもしているんですよ。この人は泉佐野市出身のレゲエミュージシャンです。そしたら、やっぱり話題になったり興味を引いてくれて、そこに市の情報がたんまり入っている。

違う発想という話で言います。泉佐野市で36ページ、40ページ、44ページになっている月々があるんです。契約の仕方は、36ページのときは118万9,700円、40ページのときは139万4,700円、44ページのときは150万6,400円、発行部数3万8,500部。議会だよりは1部幾らと単価を書いていますけれども、単価が36ページのときで30.9円、40ページで36.2円、44ページで39.1円、そのときの写真の量とかそんなのやと思うんですけど、これを職員4名体制でやっています。これが泉佐野市。

それで、これは市やからやろうというお言葉も聞こえそうなので、実は島本町を調べました。島本町を出すといういろいろ思いがあるんですけど、議会のときに答弁席に座っている部長級の方、町長、副町長以下、その当時も島本町はこれだけしか座っていませんよと、熊取町は23人も4人も多いん違うという話をさせてもらいましたよね。非常にスマートですよ。13名ぐらいですよ。今でもここより半分。島本町の広報です。これまたすばらしいです。これが8月号の表紙、これが6月号の表紙。例えば、先ほどタブロイド判にしたら紙面が大きいからいろんな記事が載せられてわかりやすいという説明がありましたね。そうじゃないなと僕は思うことが、実証が島本町を見てわかったんですよ。

熊取町の「幼児教育・保育が無償化されます！」と1面、ここに書いていますよね。島本町は8月号の見開きで、これはPDFが半分になって、これで見開きなんです。「10月から幼児教育・保育の無償化が始まります」、QアンドA、左のほうにはね。次のページをめくったら、就学まで無償化になりますということと、イエス、ノー、イエス、ノーのやったら自分がどこに来るかというようなことが全部カラーで出ているんですよ。

ですから、先ほど言うたけれども、島本町が「[特集] 10月から幼児教育・保育の無償化が始まります」であって、ぱっと開いたら2ページ、3ページ、4ページ、5ページはその特集なんです。それでA4やから、これだけ持って市役所に聞きへ行こうとか友達同士で話をしようとか保育園の説明会へ行こうかというたとき、ここだけ持っていったらええし、ここだけコピーしたら持っていけるんですよ。しかし、これはできますか。僕らもこれを使わせてもらうときがあるけれども、わざわざそこをまたコピーをとって切り取ってファイルせな、この大きさではコピーできへんですね、このままではね。だから、この形がレイアウトが自由やというのほうそなんですよ。

それと、もう一個言えば、今の熊取町のこの状況をそのまま全部A4に載せたら40ページになるというのも、これは全くナンセンスなんです。レイアウトしていないんですよ。レイアウトしていかに見てもらおうかということをやっていたら、先ほど言っていた余白の美学とか見出し、リード、そういうふうなことが生きてくるんです。ですから、広報の担当者というのは、やはり広報マンという自負を持って仕事をさせていただくような形の環境をまずつくってあげて、やりがいのあるものをつくってあげないかんの違うかなというふうに思うんです。

違う切り口で言いましたので、熊取町は今300万円から320万円、何部印刷して単価は幾らなんですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）現在、1万7,500部でございます。1ページ単価が、全ページで2色刷りの場合はおおむね14円程度、いろいろほんの少しの誤差もあるので、14円程度、1部です。

それで、一部カラー、表紙と裏面をカラーにした場合は大体16円弱です。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）それが、予算がないというわけやねんな。

島本町、部数は、8月までは1万4,100やったけれど1万4,200、9月号よりやっていますと。それで、36ページが基本で大体49万円か50万円、単価が35.2円。編集体制は正職が2名、臨時職員が1名でやっていますということなんです。ここを突っ込んで聞いて、ここがみそやったんですけど、臨時職を1名採用するでしょう。その人の条件は、こういう経験者を募集しています。だから、熊取町も在野にいろんな人生経験のある方はいらっしゃるんですよ。職場でそういうことをやっていたとかその関係の仕事をやって今はリタイアしているんですけども、熊取町の広報をちゃんとするためには一肌脱ごうか、助けてください、臨時職やけれどお願いできませんかと言うたら、手を挙げてくれる人はきっといらっしゃると思うんですよ。

そういう仕掛けをやってほしいということと、島本町で35円、泉佐野市のお話もしましたね。泉佐野市でも30何円、熊取町16円、だからそもそも、よく町長も個人的な話のときに、あるいは貝口部長の答弁でも残っているけれども、行革行革という経費削減せえとやうている立場であってというのはわかるけれど、A4にしたら倍になるんですよ。A4にやったら倍になりますよね。だけど、そこも工夫はあるし、そもそも住民が、先ほど言うたように80%の人が行政の情報というのは広報紙から欲しい、とろうとしているのに、そもそも議会だよりの単価よりも安いぐらいの広報の予算を使っているんですよ。予算組みを変えなあかんのですよ。今こんな情報化のときに、紙媒体、これは広報紙としては僕は絶対要ると思うし、あとはホームページであつたりそういうふうな形のものを使いながら、いろんな人にアタックしていかなあかん。

先ほど総合研究所の話をしましたけれども、どういう層が読んでいてどういう層が読んでいない

か。確実に言えるのは、若い人は広報紙を読んでいない。そやけどお年寄りの人は読んでいる。今の時代はどんどん若い人が減ってきてお年寄りがふえてきて、そういう方のためにやはり町としてこういうことやっているんですよということを、字も大きくして写真も多くして見やすくして、わかりやすい文章で提供してあげる、これが広報紙の役目じゃないんですか。

ですから、町に対して意見をおっしゃった方に対して、費用が倍になりますと。そうじゃないんですよ。よその半分しか使ってなくて行政の膨大な情報を熊取町の町民の皆さんに出している。錯覚しているんですよ。ですから、よそがそういう広報に対してどれだけ予算を割いてやっているか、せめて、そこまでいかなくても、今のもう少し上積みした形ででもA4に挑戦したらどうですか。

ざっと言いました。ちょっと控えてもらうているけれど考えを教えてください。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）先ほど来から貴重なご意見ありがとうございます。

冒頭での私の答弁の中で、現時点では当分の間ということでご答弁させていただきました。それは、先ほどもお話しして、新たななる財政事情がどんどん行政に、マスト事業で国のほうからおりてくるといふのをまずもって前提にお話しさせていただいたんですけれども、A4判化については私も含めて担当ともども常に研究を重ねております。

今、島本町と泉佐野市の例をご披露していただいたんですけれども、実はもっと安い単価でA4判化を実施している自治体が大阪府下にはございます。ほんの少しうちも頑張れば、そこに手が届くのかなというところもあるんです。ただ、その場合にはやはり今のタブロイド判にしているところの情報量を落としていくという必要もございまして、情報量を落としたり、それを賄うための、フォローするための年間を通じてのスケジュールとか、そういったものの工夫というのは必要になってまいります。そういった意味で、今16ページ固定でタブロイド判を発行しているんですけれども、従前に比べたら情報量はかなり抑制した中で発行させていただいております。

またそういった取り組みを深めながら、文野議員おっしゃるように、A4判化に向けた研究調査をもう少し深掘りしていきたいなと思っております。当然、一つは入札の仕方であるとか、業者に対して仕様書の内容を変えるであるとか、いろいろとまだ工夫の余地はあるかなというように考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ですから、タブロイドからA4にしない理由で、今の情報量を全てA4にしたら40になりますなんていうことは、レイアウトとか研修を職員の皆さんにしてもらったとか、原稿の書き方をそんなのにするとか言うたとか、それはあるけれど、皆さん方の部長級でここでおられる方の頭を変えないかんと。そうじゃないんですよ。

やっぱり、今まではこういうことを知らしめるということが大昔の広報やったんですよ。そやけど今の広報は、前も言ったと思うけども、公の報と書いて公報やけれど、今は「広」でしょう。これが広報でしょう。だから、一緒にこんなことをしませんかとかどんな思いですかとかいうふうな、訴える住民目線で読んでもらえるかなと。読めよと違うんです。読んでもらえるかな、興味を持ってくれるかな、そこの発想でやらないかんと思うんです。ですから、そのことをぜひお願いしたいと思う。

よく、これはもう嫌みを言います。島本町、実は議会も矢野議長のもとでこの2年間議会改革をしようということで、通年議会ということを考えています。島本町が府下で先行してやっているんですよ。ですから、我々議会もまた島本町のほうにお邪魔せないかんですけれども、皆さん方も、町長、断念されたけれども、部長級が多いから減らせやとと言うているのに、これは1年、ことしは1人減らして、7年ぐらいかけて減らしますわ。そやけど、ことしの、終わったけれど、4月1日から管理職手当を上げますと。島本町に次いで熊取町は2番目になります。そうおっしゃったから、何を言うているのと言って、それは英断というか気づいてくれたのか断念されて、ここにおられる



皆さん方にとっては申しわけなかったけれども、やっぱり島本町はスマートにやっていますよ。

ですから、そんな労働条件だけまねせんと、やっぱり皆さん方、300万円、310万円で広報をやっている、それは広報にかかっているお金やけれど、皆さん方の人件費も全部そこへ入っているんですよ、仕事としてやるんやからね。それからしたら、半額の部分で知らしめているというんじゃないくて、聞いてくださいねというこっちから持っていくには、使っている予算としては小さ過ぎる。よその水準は、防災でも10年おくらしているという話をさせてもらったけれども、広報についてもやっぱり5年、10年おくらしているのと違うかな。

この質問をさせてもらうときに、これはもう皆さん方も当然お持ちやと思うんですが、一番身近なところです。公益財団法人大阪府市町村振興協会、ありますか。平成25年3月に自治体広報のあり方研究会、これは130ページぐらいあります。そこに、本当に私の言いたいことを頭のほうで全部書いてくれました。

戦後の高度成長時代に行われたまちづくりにおける広報の役割は、行政から住民へのお知らせが中心のいわゆるお知らせ型広報でした。高度成長時代が終わり、現在は、地方分権という名のもと、各地域の特性を生かしたまちづくりを住民と行政が協働で取り組む時代となっています。そのような時代の変化に伴い、自治体広報は、お知らせ型から住民のニーズを意識した対話型へ変革が求められています。自治体広報の課題として、行政の発信する情報が住民の求める情報となっていない。お知らせ広報、アライバイ広報、やりっ放し広報、職員の広報広聴意識が欠けている、住民の関心を得られていない、住民ニーズの把握ができていない、住民ニーズを共有できていない。それを解決する取り組みとすれば、住民とともにつくる広報、住民に理解されるという目的を徹底する。行政の意識改革として、全職員が広報広聴の役割を理解し、積極的に住民ニーズを把握する、収集した情報の共有を行う戦略的な広報を行う。

いろいろ頭のほうにまとめられたもの、これだけコピーをとっているんですが、あと100ページちゃんとあります。ですから、そういうことをやってほしいと思うんです。

町長、最後に、ちょうど一番初めてやったときに、先ほども紹介したけれど、今の広報は、町長も議員のときそう言うてはったことと、そうなんです。賞味期限3日やと僕は言うたけど、町長が1日やと言いはったよね。その後、やはり今、行革と言うている立場で、そこをこうせえというのはなかなか言えんのやと心境を吐露してくれましたよ、正直に。そやけど、僕もこういう議員という立場をいただいているから議会の時間を頂戴してこれを言えるんです。しかし、議員は政策提言はできるけれども予算執行はないからね。でも、二元代表で町長は住民から選ばれている方が役人の組織、役所の組織の中に1人入られて、やっぱり羅針盤として指針を示して、大なたを振るときは振って嫌われ役をせなあかんときもある。

その一つが、僕は今、今回切り口を変えたけれども、そもそも広報という重大さは町長もわかっていたらいい。それをわかっているけれども、予算が倍になるんや、そやからどうも穴があけへんねん、言うに忍べへんねんと。それは、やっぱり町長、政治家としては優し過ぎるというか、自分ではそう思っている、住民のことを思うたら、住民の人がやっぱり今の形をずっとこれから5年も10年も、どれだけ時間くれというのかわかれへんけれど、早くやらないと、知りたい情報が知らんうちに行政が進んでしまうんですよ。

ですから、町長は、やはりそこは今、切り口を僕は変えて言いましたけれども、そもそも今までずっときた熊取町政の中で、広報という全体の予算の中の割合が、よその先進的に広報を、町長も認めていただいた住民とのつながるツールやという価値感是一緒やったら、せめてよその、割合ですよ、印刷部数は自治体の大きさによって違うんやからね。ですからきょう単価の話させてもらったんですよ。余りに少ないと思いませんか。

それから、議会だよりが16ページと14ページか、それで2ページか、やっていますよ。その単価とほぼ変わらない。そやけど、行政は毎日毎日365日、国からもある、府からもある、こんな制度が変わる、それをどう取舍選択していかなあかんかということをやられるんやから、町長、ぜひ、

僕が期待していたのは、町長が通られてスタートしたときにやっぱり町政が変わるんやという、一番住民の人に送るメッセージとしたら僕は広報くまとりを変えたらよかったなと思っているんです。期待していたんです。次またやるかどうかはまだ表明がないから知りませんが、ぜひ、2期目をやられるんやったらこれを一つの目玉。ああ変わるんやなど、変わってきたなという僕は大きなこれは武器やし、もっと藤原町長がやりたい町政が住民の人に伝わる一番大きな呼びかけやと思うんです。

去年の成果の中で、小学校5地区のタウンミーティングで、5カ所でやって122名来た。そんなの書いたら僕、恥ずかしいぐらいと思うんやけれども、そのうち町の職員も何人おったかと括弧書きもおこなあかんと思う。それよりも、やはり広報にもう少し、気持ちがおありなはずなんやから、英断を振るうということをやっていたらどうかと思うんですが、最後に一言お願いします。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）広報に対する熱い気持ちを聞かせていただきました。ありがとうございます。

私の心情は、情報公開、これを旨として町政運営に当たるということで、この3年6カ月余り行ってきたつもりでございます。

情報公開のツールがいろいろあるという中で、既存の広報紙についていろいろな方のご意見では余り聞かなかったと、そこに安住していたということもあるのは間違いないことだと思います。改めて、文野議員のそういう大阪府下の情報、情勢なりをお伺いした中で、お知らせという中にもあっても、これは住民との私が今行っています対話、タウンミーティングからさらに一歩踏み込んだ対話を広げていく中にもあっては、お知らせではなくて情報交換という意味合いもその中には多分に含んでいますので、広報紙にあってもそういった趣旨のものが取り入れられれば、今しがた文野議員が言われているような位置づけの広報紙になるのではないかなというふうに改めて思った次第でございます。

決して文野議員から提言いただいた中で放っていたというわけではございません。担当のほうでもいろいろと検討というか調査もしてまいりましたので、そういったものも含めて、きょうお伺いした情報その他をあわせながら前向きに判断していきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ぜひよろしくをお願いします。

2点目、「ひまわりバス」について、ひまわりバスの現状認識と改善の方向性、それと2点目、ひまわりバスの役割を高齢者などの福祉対策の一環として捉え、抜本的な改革を行うべきと思うが見解はということについて、ご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、ご質問の「ひまわりバス」についての1点目、ひまわりバスの現状認識と改善の方向について答弁申し上げます。

ひまわりバスは、町の主要な公共施設と各地域を結ぶ交通手段として平成11年4月に運行を開始し、平成22年10月にコース見直しとあわせて有料運行を開始、平成24年7月にコース再編を行い、現行コースでの運行を行っているものでございます。また、その間に、利便性の向上策としてフリー乗降、ICカードのシステム導入、土日祝日運行などを、高齢者運転免許自主返納支援事業として対象者への無料定期乗車券の交付を進めてきたところでございます。

ひまわりバスの利用者数は、有料運行開始当初の平成23年度が2万6,400人だったのに対し昨年、平成30年度は6万3,000人余りと、約2.4倍となっております。また、昨年5月に実施いたしましたひまわりバスに関するアンケート結果におきましても、満足度は「満足・やや満足」と回答された方が56%、「不満・やや不満」と回答された方が14%という結果になってございまして、前回実施いたしました25年度との結果を比較しますと、「満足・やや満足」が14ポイント上昇、「不満・

やや不満」が18ポイント下降しているということで、現状認識としては、ひまわりバスに対する満足度は上昇しているものと考えております。

また、改善の方向性といたしまして、利用者の日常生活に関係する利便性向上策というのをさらに進めてまいりたいと考えてございます。具体的には、アンケート結果で利用目的の上位だった商業施設へのアクセス向上のために、万代の前にバス停を移設しますのとあわせて、区内にバス停がなかったため乗り入れ要望が強くあった和田地区へのバス停の新設というのをを行うことを予定しておりまして、これらにつきましては、11月1日運行開始を目指し、準備を開始しているところでございます。

次に、ご質問の2点目、ひまわりバスの役割を高齢者などの福祉対策の一環と捉えた、抜本的な改革というふうなことについてご答弁申し上げます。

昨年5月のアンケート調査の結果では、65歳以上の高齢者の利用が76%となっており、高齢者の貴重な移動手段となっているという認識ではございますが、ひまわりバスはあくまで全ての住民の皆様を対象としているものであって、高齢者に限った施策として行っているものではございません。よって、ひまわりバスを福祉対策の一環ということで取り扱うということであれば、町全体を巻き込んだ議論を進めていく必要があるものと考えてございます。

今後、高齢者を含めた町民の皆様の利便性向上のため、ひまわりバスの改善に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたく答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ひまわりバスについては、この後二見議員のほうからも一般質問が出ていますし、会派質問では大林議員や坂上巳生男議員からも具体的な話も含めて出てまいりますので、そこでもっと深めてほしいなというふうに思うんですけども、今「あくまで」と言った部分のことが私の実は今回の肝なんです。

どういうことかといえば、高齢者が利用者の70何%やけれども、熊取町の中で高齢者の占める割合というのもすごくふえてきていますよね。ですから、その人たちの足であることと、それと、そういう方が免許証を返納したり、イコール交通弱者であったり買い物難民であったり、もっと福祉政策のことでいえば、外へ出る機会を与えていかなければその方がどんどん孤立してくる。ひきこもりの防止にもなるやろうし、やはりまちへ出る足としてもひまわりバスを活用するというような形。今までは、ルート変更であるとか駅前への乗り入れの問題とかそういうふうなことが、あくまでもこれは公共施設を回るためのバスとしてスタートしたんやからということですから、きょうも都市整備部長のほうからの答弁なんですけど、いみじくもおっしゃったように、町全体を巻き込んだひまわりバスの体制をつくってほしいというのがきょうの言いたかったことなんです。

ですから、福祉のほうからもいろいろ、今はタピオとかいうのは地元で、憩の家とかそんなんやけれども、あるいはそんな行事であるとかそんなのも含めて、そういう人がどんどん出ていって、あるいはやっぱり、この前も僕、言ったことがあると思うんやけれども、駅まで来たら貝塚のイオンへ行ったり日根野のイオンへ行ったり買い物もあるし、今、民間で各自治会に情報として来ているのは、民間業者が月幾ら払ったら週何回その自治会に迎えに来て、いこらも一るに連れていきますよというふうな形もあるんですよ。

ですから、そういったことも踏まえて、やっぱりそういう方がいつまでも元気で社会生活、社会とつながっていただきために、せっかくひまわりバスというのは熊取町の大きな財産でありますし、それを活用しない手はないと思うんで、ですから、それこそ部局間を越えて、ひまわりバスをどう活用していくんやということをもっと福祉の人もちゃんと同等に物が言えるような体制を、こういうルートのことだとか運用のことだとか、そういったことについてやっていただけたらというのが私の思いなんです。

私どもの会派でもいろんな、こんなのはどうやというのは出していますけれども、それはきょうの、あと言ったような3議員の質問の中でも同じような形が出てくると思いますので、その答弁を

楽しみに待ちたいというふうに思っています。

町長、どうですか。

議長（矢野正憲君）最後に藤原町長。

町長（藤原敏司君）認識としては、皆さん方と同じところに私はおるといふふうに思っています。高齢化が進む中で出かけにくい高齢者の方がふえてきているのは、これはもう間違いないことです。

そういった方々が気軽に熊取町内に出かけられる、そういったシステムがどんなものがあるかというのは、総合政策部のほうにもそういうことでいろんな情報を集めるようなことを依頼はしているんですけども、なかなか研究分野ということでは始まってまだまだ日が浅いということもありますので、一つの例とすれば、熊取町を全自動化できた車が走り回れるような形が一つとられたらいいのになというそんな思いもあるんです。これは夢ですけどもね。

それはおいておいて、できるだけ高齢者の皆さん方の足が十分に行政として図れるような、そういった議論をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ありがとうございます。ぜひ、今の現行の運行をつかさどるのは部長のところやと思うんですよ。そやけど、今の熊取町の人口がどんどん高齢化していくこういう状況の中で、福祉という観点、あるいはもっと子どもたちの足にもなれへんかとかいろんな知恵をもう部局総出で、縦割りじゃなくて、ひまわりバスについては交通網のそういうふうな意味合いの中で議論を、町長もそういうお立場やと思っておりますので、そういう垣根をとってぜひ深めていっていただきたいことを最後にお願ひしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）以上で、文野議員の質問を終わります。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）通告に従いまして、私から一般質問させていただきます。

ちょうどこういった時間なので、お昼を挟むと思います。1つ目の質問だけ前半でさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、子どもたちが毎日登下校で使う通学路についてお伺いします。

先日も、ミラーが曇っているところをかえていただきたいとか、公園でスズメバチの巣が結構大きく、ドッチボール大ぐらいありまして、それを連絡したらすぐにとっていただいたということで、とてもありがとうございます。感謝しております。それから、空調設備が整ったということで、小学校の夏休みが短くなって26日から登校が始まるということで、登下校の草なんかも結構生えていたんです、この夏の間。地域の方も協力してくださったと思うんですが、その辺も熊取町の子どもたちを安全に登校させるためにいろいろ努力してくださっているなということで、とても感謝しているところです。

通学路の安全については、学校、保護者の皆さん、地域、町内会への協力を町は求めているんですが、毎日行われているサポーターや見守りボランティアの皆さん、そういった方との意見、要望、保護者の声が反映されているのか、大きな道だとかは反映されているのか、気になるところです。そこから、地元要望で多くの間お聞きした4点についてご質問させていただきます。

まず1点目は、旧NTTからフジカク付近までの路側体のカラー化が実現しました。ありがとうございます。反対側には街灯がないので、夜はちかちかと点灯するような形で道路の端がわかるような、そういったことも実現しました。これについてはほかの議員も質問されていますし、大阪府の要望交渉とかも共産党の議員団を通して行いました。そういうことで実現したわけですが、これはあくまでも歩道ができるまでの対症療法だと思っています。ついたから子どもたちが安全に登校できているとか、大人が自転車通勤であそこを使うので、自転車だとか歩きだとかそういうことで安全に通れるかというのは、まだまだ整備が必要だと思います。

それで、引き続き歩道の整備を求めますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、ご質問の子どもたちが毎日登下校に使う通学路の安全についてのうち、旧NTTからフジカク付近までの歩道整備ということについて答弁申し上げます。

旧国道170号の歩道整備につきましては、大阪府施策並びに予算に関する要望として、町村長会を通じて毎年大阪府に対して要望を行っておるところでございます。その結果、歩道整備自体については大阪府から、現在事業中の箇所を優先しているため当該路線の事業着手には至っていない状況であるという回答でございましたが、議員ご指摘の箇所につきましては、先ほども議員もお示しのとおり、昨年度、熊取町通学路交通安全プログラムに基づき、中央小学校区の対策箇所として路側体がカラー化され、当面の安全対策が図られたものでございます。

なお、側溝のふたかけも同時に施工される予定だったんですが、ちょっと地元調整が調わなかったということで実施できなかったというふうなことでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。地元調整が調べば側溝のふたかけも行われるということで理解してよろしいんですね。わかりました。できれば、ある程度の歩道の幅ができるような形で協力いただければ一番いいなと思っていますので、引き続きよろしく願いしておきます。

皆さんご承知だと思うんですけども、あそこのたちばな荘は北校区なんです。その隣の前に開けている住宅地は中央小学校区ということで、ちょうどあの辺が境界になるんですね。そのあたりの境界で北小学校区の子どもたちは、真っすぐ中央へ行けば中央小学校がすぐなのに、北小学校へぐるっと回っていくような形になっているんです。

それで、次の質問なんですけれども、NTTの斜め前に下中商店という古いお店があるんです。そのお隣が開発でとても広がっているんですね。新しいご家族の方が転入されてきて、子どもたちが20数名いるんです、あの広げられたところに。あのまま真っすぐ中央へ行けば学校が近いんですけども、そこから郵便局の前を通過して義本回正堂の前を通過して、信号を渡って細い水路を通過してぐるっと回った形で出てくるという今、通学路なんです。

2つ目の質問に入るんですが、その道、旧国道170号の下中商店から東に向かって、ここでは小垣内交番と書いたんですけども、せめて回正堂まで歩道のカラー化、また消えかけた白線の道路標示を早急に改善するように求めますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、続きまして北小学校区の通学路の対策というふうなことで答弁申し上げます。

議員ご指摘の箇所における路側体のカラー化につきましては、先ほど申し上げた府への要望活動の結果、旧国道170号の旧NTT付近の住宅開発地から義本回正堂のまでの間の信号交差点までの区間なんです、そちらについては北小学校区の通学路安全対策箇所として今年度のカラー化の実施が予定されております。その他の旧国道170号の区間におきましては、本通学路のプログラムの対象箇所となっておらず、現在のところ路側帯のカラー化の計画はございませんが、今後も北小学校の通学路設定の動向に応じて、大阪府とも調整の上、対応を検討していきたいと考えてございます。

また、議員ご指摘の路面標示が消えかかっているところというふうなことなんです、一応現地を確認したところ、一部の区間において路面標示の摩耗が著しいということで、大阪府に対して早期改善を要望してまいりたいと考えてございます。

今後とも、旧国道170号の歩道整備につきまして、引き続き大阪府に対して要望活動を続けるとともに、当面の対策として、全線路側体を確保するとともにカラー化を実施し、歩行者の安全対策を図っていくよう要望してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

カラー化については今年度実施ということで、これ何月ぐらいになりますか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）すみません、ちょっと時期については大阪府のほうにはっきり確認をしていないんですが、一応、今年度中には実施は完了するというふうに聞いております。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）またわかりましたらぜひ教えていただきたいし、地元の方々、学校に伝えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

それから、その区間に水路があるんです。その水路についても、一定、何かの拍子に落ちた子どもたちがいるんです。ですので、その水路のふたがけも強い要望が出ているんです。パン屋の間とか、ところどころないところがあるんです。それも、通告ではしていないんですけども、ぜひそこはご検討をお願いしたいなと思います。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）そしたら、例のカラー化の工事の時期につきましては、当然現場にかかる前に地元の方にしっかりお知らせして工事のほうはやっていくはずですので、その辺は大阪府に対してまた要望してまいります。

あと、ふたかけにつきましては、これについても旧国道170号というのは大阪府所管の道路なので、これも大阪府に要望はしてまいるんですが、先ほどのケースと同じで、要は水路を持っておられる方、そういう地元の方のご理解いただけない状態ではやっぱりふたかけはできないので、要は大阪府以外に関係者がおるので、そちらの理解も得る必要があるので、要望はしますけれど、実現するかどうかというのはそちらのご理解をいただく必要があるというふうなことを申し添えておきます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。子どもたちのことなので、地元の方の利害関係があれば反対することもあるだろうけれども、水路に関してはいろいろ配慮してもらえないかなと思っているところです。ご検討していただく、要望していくということでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3点目に入ります。

下中商店横からNTT側へ、旧国道170号です。そこに横断歩道を設置してもらえれば、義本回正堂のところまで行ってぐるっと回っていかなくても、そこを渡ればそのまま上へ上がっていくことができるんです。そこが開けてNTTの裏でも開発が行われていまして、その子たちはそのままずっと上に上られるのに自分たちはぐるっと回っていかなければならないというところで、そこに横断歩道、といってもこれ警察の管轄なので、熊取町でどうのという話ではないと思うんですけども、地元の強い要望なのでちょっときょうは提案させていただいたんです。その点はいかがでしょう。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）そしたら、続きまして横断歩道の設置について答弁申し上げます。

横断歩道の設置につきましては、今、議員のご発言にもありましたとおり警察の管轄になっているんですが、新規の横断歩道の設置というのはなかなか認められないというのが実情でございます。

しかしながら、交通量や横断の歩行者が多く、小学校や地元の意向が強いというふうなことであれば、必要に応じて泉佐野警察署に要望してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）よろしくをお願いします。前回も、希望が丘ですか、水道事務所の下あたりから横断

できるようにということで、横断歩道をつけていただいた経験があります、地元の皆さんの要望ですね。ですので、そういった安心して渡れる横断歩道の設置ということに住民の皆さんが求められているので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

じゃ次、4点目に入ります。

通学時間帯に対して車への協力と注意喚起を求めます。私が見守りで毎朝立っているんですけども、よくわかっている皆さんはとて配慮してございまして、速度を抑えながら、後ろの車が速かったらちょっとブレーキをかけるぐらいの速さで協力してござる方もいます。本当に地元の皆さん協力してござっているんですけども、やはり外から来た人というのはなかなかわからないのかなと思っております。

注意喚起というのは、ここは通学路ですよ、ここからスピードを落とすてございみたい、ご協力お願ひしますみたいに運転者向きに明示するような、そういう注意喚起をしてほしいということなんです、その点はいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、通学時間帯における車に対しての協力と注意喚起について答弁申し上げます。

通学時間帯における自動車の運転手への注意喚起につきましては、通学路の交通安全対策として、今年度実施を予定している箇所を含め、路側体のカラー化の実施によって一定の効果を發揮しているものと考えてはおりますが、さらなる注意喚起を施す必要がある場所があれば対応を検討してまいりたいと考えております。

今後におきましても交通安全対策に鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 江川議員。

13番（江川慶子君） よろしくお願ひします。地域の皆さんと学校とは、どこに注意喚起が欲しいとかいろんな危険場所というのは連絡が来ていると思うんですね、学校側との協議の中で。そういう中で、先ほどもいろんな要望が出ている中で、町がどのようにその声を反映して考えているかというのが余り伝わっていないように感じるんです。要望が来ている、それからこの要望についてはこう返答して、どう改善しようとしているというのが明確になるような、これは多分、何年か前になるかわからないんですけども、鯉谷議員や坂上議員も聞いた質問があったと思うんですけど、そういう時期が。ホームページの中に、各地域の要望が今どういうふうになっているか、具体的に。そういうのがわかるようになっていけば、毎年協力する方が、役員は変わるので、ああこういうことなんだと、今までも要望してきて今こういう段階なんだということが伝わると思うんです。

再度、意見要望、保護者の声が反映できるようなシステムになっているのか、その辺をお聞かせください。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 議員ご指摘の件なんです、先ほど答弁の中でも申し上げてました熊取町通学路交通安全プログラムというのをつくる中で、そちらにつきまして我々道路管理者と小学校、それと警察も入った上で、今年度こういうところ、ここをこういう対策をやっていきたいと思いますというふうなことをプログラムという要は冊子にまとめてございまして、それをホームページも一応出しているというふうな形で、一定そういう通学路の対策としてはこういうのを今年度やりますよというのは、もう公表させてございしているところでございます。

あと、そういう細かい注意喚起で、このプログラムに載っているのは基本的に歩道のカラー化とか標識、そういったふうな具体的な対策のことを載つけてございんですけど、そういう細かな、例えば看板を立てるとかそういったふうなものについては個別に対応させてございしているんです、一定、そういうプログラムというふうなもので通学路に対する対策というのは広くお示しさせてございしているという形になっております。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。では、ホームページには公表しているということなんですね。

（「はい」の声あり）

13番（江川慶子君）ぜひそのことを周知していただけるように、広報なり学校にそのようにお伝えするなり、ちょっと中身を私も点検したいと思いますので、どうぞよろしく願いしておきまして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

（「12時00分」から「13時00分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き質問を再開します。

江川議員の一般質問を継続いたします。

13番（江川慶子君）それでは、よろしくお願いします。

2つ目に、住んでよかったと思える住環境にという点でお聞きします。

本町は全域が都市計画区域に指定されており、そのうち北側半分が市街化区域、面積924ヘクタール、約5割、南側半分と北東部の貝塚市との境界付近の一部及び京都大学原子炉実験所周辺が市街化調整区域、面積799ヘクタール、約5割に指定されています。

都市計画用途地域の指定状況を見ると、第一種低層住居専用地域が32.9%と最も多く、全体を見ると82.4%が住居系の用途に指定されており、残り17.6%は近隣商業地域及び準工業用地に指定されています。熊取町の都市計画マスタープランの第2章では、（11）環境のまちづくりの方針として生活環境の保全とあります。1つ目に「公害対策については、関係機関との連携による指導の強化など早期解決に努めるとともに、定期的に測定作業の実施など監視活動を進めます」、2つ目に「住工混在による騒音等については、用途地域にもとづいた適切な土地利用の規制誘導や公害の監視を行うとともに、地区内の緑化を促進することにより、住環境との調和を図ります」と書いてあります。

現在は調和となっていない地域があるということで今回質問させていただくわけですが、本町の準工業地域は142ヘクタール、市街化区域における割合は15.4%を占めています。大体、旧170号線を挟んであるようですね、地図を見ると。その地域は工場と住宅が隣接している地域が多数あります。

今回の質問に当たって、経営者がお住まいの工場の場合は、結構近隣に配慮して騒音などの配慮、努力をされているのがよくわかりました。その中で、今回は数年前からご相談で、騒音や臭気などで悩まされている地域があります。深刻な状態で、転居までも検討されているとのこと。町はどのような対応を今まで行ってきましたか。また、改善を求めますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）答弁を求めます。田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）それでは、2点目の住んでよかったと思える住環境について答弁いたします。

住民の方から工場等の騒音、臭気などについて相談、苦情があった場合、まず相談時に状況等について聞き取りの上、相談者とともに現場確認をいたします。次に、事業者に対し苦情等があった旨を通告、工場等の立入調査を行うなど、騒音等の原因と考えられる作業等の確認をいたします。この段階で、環境に配慮した作業や騒音等の対策をお願いし、個別のケースにより異なりますが、例えば事業者による騒音対策実施後においても相談者が測定等を希望する場合もあり、ケース・バイ・ケースで対応を検討するものでございます。

測定につきましては、騒音測定は町職員が直営で、臭気測定は専門的な測定ノウハウが必要なことから、業者委託により実施いたします。測定結果は相談者、事業者双方にお伝えし、法令等に基づく規制基準に適合するかないかを説明するもので、規制基準に適合せず周辺的生活環境が損なわれると認められるときは、事業者に対し改善するよう勧告や命令を行うことができます。



なお、規制基準に適合している場合でも、相談者から要請があれば、再度事業者に対し対策等の改善をお願いするほか、町が関与し、相談者、事業者の話し合いの場を持つなど、共生するための方法とともに模索するものでございます。

また、騒音等の問題解決方法といたしましては、今申し上げました町による相談対応のほか、公害紛争処理の専門期間である大阪府公害審査会への申請等についてご案内することもございます。

今後とも、町といたしましては、工場騒音等のご相談があれば問題解決が図られるよう進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

相談があればすぐに現場確認して、それで対応を考えると。ケース・バイ・ケースで騒音の調査が必要であれば、騒音の場合は町が、臭気の場合は業務委託で民間の人がやると。結果は相談者と事業者伝えて、それで共生できるような方向で対応してもらおうようにしていただくということでしょうか。はい。

議長にちょっとお願いがあるんですが、ちょっと住民から音声をいただいているんです。それをここで流したいんですが、よろしいでしょうか。

議長（矢野正憲君）長くはないですか。

13番（江川慶子君）1分ちょっとと30秒ぐらいのと。まず平日の音声、どんな感じなのかというのを聞いていただきたいんです。ご協力よろしくお願ひします。

議長（矢野正憲君）皆さんよろしいですか。よろしいですね。江川議員。

（音声あり）

13番（江川慶子君）今のが平日の状況で、一旦とまるんかなと思ったらまた動き出すというような状況なんです。

次は、8月31日の土曜日のお昼の音声なんです。すみません、ちょっと。これは短いんで。

（音声あり）

ご協力ありがとうございます。

お住まいになっている方はこういう音を毎日聞かされているというか、そういう中でお住まいなんです、土日関係なく。何かを研磨している音と機械のどんどんという音、ごみを投げ捨てる音、フォークリフトの騒音など聞こえてくるということです。

あと、この音声ではわかりませんが、時にはシンナー系において、フォークリフトの粉塵など窓をあけられない状態で、洗濯物も干せない状況になっているとのことです。

ここの騒音、悪臭、ほこりは、土日祝日関係なしで朝から夜まで続いています。ご近所の方は、二重サッシにしたとか家にいてられないので外出するようになったとか、そういうお話もされています。

近隣の一番の要望は、できれば違う土地でこの仕事をやってほしい、私たちが住む前は工場も一部だけで作業場もなく畑だったのに、そのことが住むときにわかっていたらこっちもそこを買わなかったと、そこに家を建てなかったと。広げられたということでも困っていると。それを業者に相談し意見を述べたところ、こっちも生活があるんだと開き直りされたと、そういうこともあって、これでは工場と近隣住民がうまく共存できないなというような状態になっているそうです。

まず、住民が要望していることは、できたら別の場所でやってほしいけれども、それは無理やろうと、そこも思っているんです。そしたら、出せる要望としては、できたら倉庫みたいな建屋などを建設して、においや異臭や粉塵、騒音をできるだけ抑えてほしいということなんです。

実際に、ご近所にもいろいろ工場があるんです。そこにもお話をお伺いしたら、そこは、やはり地元に住んでおられる方なので、その辺はとても配慮して、建物内でやられたり音が出ない機械を使うなど配慮されております。ですので、できたら建屋を建ててほしい、これがまず一つの大きな要望ですね。

その次が、土日祝日はできるだけ作業しないでほしい。せっかく休日休んでいるところに、先ほどチャイムと同じように音が流れていましたが、騒音、悪臭で外出せざるを得ない日々が続いているということで、だから、どこかに移設できないんだったら出ないような設備にしてほしい、土日祭日は休んでほしいと、そういうふうな要望なんです。その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） 個別の案件ですので余り細かくいき過ぎるとプライバシー云々も出てきかねんところもありますので、一定、私のほうでちょっと判断しながら出してもらいます。

先ほどの音を聞かせていただきました現場につきまして、我々も当然把握しておる現場で、18年ぐらいから一定、対応しては何年後かにまたというような形で、周期的な感じでまとまってご相談を受けているような案件でございます。

その中で、何点か議員に教えていただいた例えば土日祝日の作業であるとか、朝早くから夜8時、9時ぐらいまで作業をしているんだというようなところ、また、コンテナのような資材を入れるところへの、今がちゃがちゃと音がしたのはまさにそこに物を入れるときの音でして、そういう音であるとかというようなところの要望というのは共通して今までもあるところで、その都度、我々も事業者のほうにお話に行かせていただいて、実はその都度、作業時間等の対応はしていただいている部分がございます。していただいて静かになりましたよという声も近隣の住民の方から逆にいただいたりということもございます。

ただ、受注状況によっては時期的にどうしても時間が遅くなるとか土日をあけるときがあるんだという部分であるとか、どうしても時間が2年、3年たったことによって緩んできちゃうようなところがあるのかなど。そのときにはまた我々が行ってというようなところは繰り返しているというところなんです、そういう対応をいただいているのが一つ。

もう一つは、ハード的に防音シートを設置していただいたりだとか、また全面は難しいですけども、部分的に防音壁を設置します、この事前調査までしていますと、もうそういうところまでいって、それももともと近隣住民との協議の中でそういう形になっていった。ところが、ちょっとしたボタンのかけ違いから結局防音壁の設置には至らなかったというようなところも実はあるんですが、という部分で、事業所も対応可能な範疇でやっていたらいいというところはございます。

ただ、なかなか解決には至っていないというのはおっしゃるとおりでございます、我々としましても、その中で最終的に両者ともに、時期はちょっと違うんですけども、騒音測定をやってくださいという形で実は26年に3回実施しております。これはもちろん事業所には抜き打ちで、いつやるというようなことは言わずに騒音測定しているものでございます。結果的には基準値内であったということが現実としてあると。ただ、基準値内であっても、やはり我々が目指しているのは、先ほど議員おっしゃっていただいたように共存していただきたいと、この道を模索しようというところですので、引き続きそういうお話し合いはしていたというところで、近隣住民に対しましても、まず我々役所の市町村の窓口で相談という形で共存の道を探るんですけども、やはり長引いているということと、事業者もそうだったんですけども、公平な第三者機関で中立的に判断してもらえるところで協議できたらみたいなどもあったんで、実は住民の側にも大阪府の先ほど答弁でも申し上げました大阪府公害審査会、こちらのほうもございましてというようなご案内は差し上げて、そこからちょっとまた協議が今なくなったと。一定、相談等もなくなっておるというところで、26年以降で申しますと27年5月、また29年1月に1回ご相談があったんで、それ以降ご相談がないという状況で、我々としてもちょっとそのままの状態にしておったというようなところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 江川議員。

13番（江川慶子君） わかりました。

相談がないというのは、もう半分諦めみたい、もうここに何ぼ言うても町に言うても府の公害

審査会に相談するよという事でたらい回し的になった部分を感じて、もう諦めムードもあるようです。それが現実なんです。毎日騒音を聞きながら生活しているにもかかわらず、町の対応がそこまでしかできないかということ、そこは理解していただきたい。だから、住み続けるためには、先ほど言うた2点をやはりやっていただきたいというのが本当の近隣の方たちの要望なんです。

ですので、どうしようかなと私も多分平成26年度ぐらいに、質問ではなくて個別に担当課のほうへ相談に行ったこともあるんですけども、結局余り変わっていない状態の中で、現在ではちょっと拡張されているみたいで、車の駐車場の部分だとか広げられているみたいなので、どうにか対応をしていただきたいと切に本当に思っておられます。

基準内だとそのときの結果では言われたということなんですけど、これをいただいたときにちょっと勉強させてもらったんですけども、ある一定、これは大阪府が出している「工場・事業場経営者の皆さんへ」ということで騒音についてのパンフレットで、規制基準だとか届け出のことだとか詳しく書かれています。大阪府にも電話して担当課の方に問い合わせました。そしたら、特定建設作業だとか商業宣伝を目的とした拡声器の使用の制度だとか、こういうようなものについても同じようにホームページに掲載されているんですけど、特定建設作業や商業宣伝を目的とした拡声器の使用の制限についての時間というのが結構時間設定があるんですよ。この時間はしないでください、できませんというそういう決まりがあるのに対して、「工場・事業場経営者の皆さんへ」のところでは時間の規制基準がないんですよ。朝とは午前6時から午前8時まで、これは60デシベル、昼間とは午前8時から午後6時、これは65デシベルまで、それから夜とは午後6時から午後9時、これが60デシベル、夜間とは午後9時から翌日午前6時までの間をいいますと。これが55デシベル、ということは24時間音が出て可能な規制なんだということ、改めて驚いたんですけど、こんな状態では近隣の方は本当に生きた心地がしないです、はっきり申しましてね。

だから、この規制がどうのこうのというか、この範囲内にあるというのもちょっと驚いてしまうんですけども、大体60デシベルが普通の会話のデシベルなんですって、調べると。夜間の55が木々のざわめき、こういったデシベル。それで65が大体電話のベルぐらい。それなのに、あの切断するよなぎゃーという音、あれがもう終わるのかなと思ったらまた続けてぎゃーとあって、何度もそれが続くような状態がある中では本当につらいと。子育てするのにも自分が生きていくのにもつらいと。

ある方は、退職されるまで気がつかなかったんです。奥さんはずっと家にいてはるから知っていたんですけども、退職して家におるようになってから驚いたんですよ。そういうケースもあつたり、80歳を超えたご夫婦が、それをもうなれたよと言いながら真横で暮らしてはるんですよ。そういう実態というのはやっぱりおかしいと思うんです。

先ほど熊取町のマスタープランでもご紹介させていただきましたけれども、その工場と民家との間にちょっと植樹して間隔を設けて、それでまた困って音が出ないようにするという努力をやはり業者に求めていかないと、これは調和、共生として調和していく、そういう住環境の調和を図れないと思うんです。ですので、ぜひとも指導をしていただきたいなと思います。せめて土日祝日は静かにするというだけでも配慮してほしいと思うんです。その辺いかがですか。

議長（矢野正憲君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）音につきましては基準がございますが、例えば基準を超えていてもそんなに感じへん人もいてるし、基準が低くてもすごく感じる人もいる。人によっていろいろあると。そういう意味で、基準内だからどうこう、基準外だからというよりも、やはり先ほど言いました共存していくというのが大事なところですので、議員おっしゃっていただいたようないろんな防音のためのやり方もあろうかと。ただし、一方では事業者も経営というものがありますので、やはりどこかで折り合いをつけながらという、これをいつも我々は摸索しているところです。

やはりもう一度、申しわけないですけども、窓口へ来ていただいて今の状況、生のお話をもう

一度お聞かせいただいた上で、その上でもう一度我々も事業者ともお話ししたいし、本当に状況によっては私は公害審査会、こちらで議論していただくというのも一つのやり方だと思いますので、そういう道も含めて摸索したいなと思います。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）こんなに議会で時間をとって、住民の代表として質問に上げさせていただいているんですが、そうではなく、住民にまた町のほうへ相談に来てほしいということをおっしゃられているんですか。

議長（矢野正憲君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）すみません。私が申し上げたのは、やはり人を間に介して聞くよりも、状況が変わっている可能性もございますよね、作業が。例えば、先ほどの届け出の関係なんかでも、作業の中身が変われば新たな届けが必要になったりというようなこともございますし、今の作業時間が一体何時から何時ぐらいまでやっているのかというような生の情報を一定お聞かせ願いたい。その上でないと、事業者に対峙するときも、やはり人が間に入ると、どうしても情報が、ボタンのかけ違いじゃないですけども、どうしてもちぐはぐになるところもあるのではというところで申し上げただけです。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっとあきれてしまったんですが、住民から相談に来なかったらできませんじゃなくて、足を運んでください。こういった質問がされたんで、必ず行ってもらってそっちから聞き取りをしてください。ここまで議会で発言していることに対して、あなたじゃだめでしょうみたいな、そういうふうにとれます。足を運んでやってください。よろしく願いしておきます。

そしたら、今の騒音に対して町長、ごめんなさい、急に振ってしまって申しわけないんですけども、何か感想があればお聞かせください。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）熊取町の住環境、以前から工業と住と混合してきた中でのトラブル、問題点かなというふうに思います。その辺は、担当理事が申し上げましたように現状の確認、これはもう大切なことだと思いますし、これは双方の意見、当然被害を受けている住民も、思いは相当重たいものがあると思います。片や事業者も、操業していくということの権利というのはもう当然あるんやと思います。だから、双方どのような形でお互いを尊重し合いながら妥協点を見つけていくか、これはもう理事が申し上げましたように第三者機関に委ねるのが一つの手段かなというふうに思いますので、またそういう方向で進められるように私からもお願いしたいなと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）町長、ありがとうございます。ぜひ、前向きに解決できるように、職員も足を運んでいただいてよろしくお願いしたいなと思います。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

これも住民からのご要望で来た分です。先ほど文野議員から熊取町の広報について質問がありました。内容の分で、とても住民が知りたい情報が載っている、住民が自分の知りたい情報を探しやすいように、そういった広報にしてほしいということでのいろんな提案があったと思いますが、私のほうは広報が届かないという、自治会に入っていない方が広報をぜひとも見たいと、自分は熊取町の住民やと、何で広報がいただけないかと。自治会に入っているところは届くけれども自治会に入っていなかったら届かないというのはちょっとおかしいんじゃないかというようなご意見をいただきました。それでこの質問をさせていただきます。町のお考えをお聞きいたします。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、3点目のくまどり広報の配布につきまして答弁申し上げます。

広報くまどりの配布につきましては、各区長・自治会長に委嘱している町政連絡事務職員に広報

紙や回覧板等の区・自治会世帯への配布にご協力いただいているところでございます。また、土曜、日曜日も開館している図書館や煉瓦館など町の出先機関、熊取駅、一部のコンビニエンスストアやスーパーマーケット、熊取郵便局などにも配置の協力をいただき、住民の皆様へ広報紙を手にとっただけの機会をできるだけ多く設けるとともに、毎月初めの朝には町長による駅前での配布もさせていただいているところでございます。

さらに、ことし4月からは無料アプリ「マチイロ」からの広報紙の配信やホームページ「マイ広報紙」への広報紙の掲載を開始し、スマートフォンなどでいつでもどこでも気軽に広報紙を読むことができるサービスも開始し、一層の環境整備にも努めているところでございます。

このように、基本的には各区・自治会にご協力いただきまして全ての広報物を配布するよう心がけて対応しておりますが、それにとどまらず、さまざまな機会や方法を通じまして、住民の皆様へ広報紙を読んでもらうよう努めているところでございます。

議員ご提案の自治会未加入世帯への広報の配布につきましては、各区・自治会様には区自治会内の未加入世帯に対しても広報紙配布をお願いしており、適切にご対応いただいているところでございます。仮に広報紙が配布されていない世帯から連絡が入った場合につきましても、その世帯の属する区・自治会に連絡し配布対応をお願いするといった、非常に草の根的な丁寧な対応を行っている、私どもはそう考えております。

最近では、配布されていない世帯からの連絡もほとんどなくなりつつございます。何らかの形でほとんどの世帯にお届けできているものと認識はしてございます。

このように、自治会を通じた未加入世帯を含めた草の根的な配布、民間も含めた施設への配置、インターネットを活用した配信など、全世帯に広報の配布や情報が届くよう環境整備をきちっと行っており、今後もこのようなこのような草の根的な取り組みを継続してまいりたいと考えております。

なお、町内各世帯へスムーズに広報紙を配布するためには、とりもなおさず区・自治会へご加入いただくことが肝要と考えてございます。議員各位におかれましても、議会報告会で、またふだんからさまざまな機会を通じて、区・自治会へ加入することの意義やPRや未加入世帯への区・自治会への加入の働きかけをしていただきたいと、ご協力よろしくお願ひしたいと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

おっしゃるとおり、自治会に入ってもらって地域コミュニティを高めていくというのが本来の姿でありますよね。防災に絡んでも災害に絡んでも、ぜひ地域に入ってもらいたいというのが切な、私も思うお願いなんですけれども、でも実際にはいろんな条件が整わずに自治会に入っておられない方がいて、それはもう職員の皆さんもご存じだろうし、なかなか難しい問題だなと私も感じております。届かないことによって住民サービスが受けられない、熊取町がやっている事業が届かないというのは大変もったいない話だなと。無料の相談だとか無料の健診だとかもあるし、いろんな情報がありますもんね。ですので、自治会に加入していないから届かないではなくて、やはり届ける意識というのを……。入ってほしいのが本来の姿ですよ。けども、届けるということを模索していかないといけないなと思います。

先ほど文野議員もちょっと重なったんですけども、全国の市区町村広報広聴活動調査によりますと、住民が求める一番の情報は、1番目が健康、福祉、医療、介護、2番目が防犯、防災、3番目が環境、それからごみ、リサイクル、教育、市の施策、計画、講座、サークル活動、住まい、上下水道、都市計画、道路と、いろいろ多岐にわたってくるんですね。熊取町でも、健康ひろばでは行事のご案内や検診のご案内、子育てひろばでは未就園児と保護者対象の保育所の園庭開放の日時、子育て学習会についてのご案内だとか、子ども向けの図書館の内容だとかも書いてありますよね。子どもにかかわるご相談など書かれています。

若い世帯が自治会に入っていないケースもあるんですよね。だから、そういう人たちにも自治会に入ってもらうのが本来ですが、入っていない方にも熊取町のアピールというのはやっぱりしていかなくかんと思うんです、広報を通して。その中で地域のつながりが図れるような活動、行事のお誘いを通して、来ていただいたときにそういう話をするとか、何か地域コミュニティーがとれるような形になれば入ってくるかもしれない。いろんな手だての一つとして、自治会未加入の方にも手にとって読んでもらえる工夫というのはぜひお願いしたいなと思います。

先ほどの答弁では、区・自治会で未加入の世帯にも配るというふうな数で多分送られていると思うんですが、自治会のほうで判断されて加入のところだけになっているところもあるのかもしれない。あります。ですので、そういうところもぜひ届けてもらえるような配慮をしていただきたいなと思います。

それで、この調査によりますと、一番多い配布の方法は自治会や町内会、次が公共施設設置、その次が郵送というところもあります。シルバー人材センターが配布している行政区もあります。この辺も含めて検討していただきたいなと思うんです。例えば、郵送を希望される方が申し込み制度にして、それをきっかけに自治会に入ってもらいたいな、そういうふうな働きかけもできるかもわかりませんので、郵送も一つの手段として取り入れるとかいうことを検討してみたいかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）広報が届かないということで、最近はまだほとんどないんですけども、過去には幾つかやっぱりそういうふうなお話をいただいた事案がございまして、そういう方々のお話をいろいろ聞いて、個別具体に対応させていただいて来たというのが実情です。郵送でお送りしている世帯もございまして。いろんな事情でやっぱりとりに行けないとかというご家庭がございまして、そういったご家庭には郵送で送っているというような事例もございまして。やっていないではなくて、郵送での手段も熊取町は講じているということでございまして。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。ありがとうございます。

自治会とのちょっとした行き違いでトラブルみたいな感じで出てしまう人も中にはおられるんですよね。すると、自治会につなげたいのにうまくいかないケースもあると思うんです。今おっしゃられたようにケース・バイ・ケースで個々に対応するということですので、できましたら、郵送の事例もあるということでしたら、それを何かの形で申請書をつくるなり広報に書くなり、広報を見なかったら書いてもあれかもわかりませんが、何か役場でアピールするようなポスターを描くとか、そういったことの配慮もぜひお願いしたいと思います。よろしいですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）郵送でお送りしている世帯についてはいろんな特殊な事情がございまして、そういうふうな特例といたしまししょうか、そういう対応をさせていただいているところでございまして。

郵送というところになれば、どうしてもこちらに流れ込んでくと自治会加入というものもまたおざなりになる可能性もありますので、そこらはちょっとデリケートに対応させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）じゃ、よろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、江川議員の質問を終わります。

次に、田中豊一議員。

5番（田中豊一君）通告に従いまして、私のほうから3点一般質問をさせていただきます。

まず最初に、学校図書館と熊取図書館の連携について、これは小・中学校における教育環境の充実という観点で質問をさせていただきます。

熊取町では、早くからブックスタートという、幼児から子どもが本に親しむ活動を取り組まれ小・中学校につなげるという、本の好きな子どもたちがたくさん育ってきました。子育てしやすいまち熊取の中で、本に親しみ、学園都市である熊取町の意義というのは非常に大きい活動であると考えております。

こういった中で私のほうからは、現場のほうでは一生懸命やっていたいでございますけれども、もう一つ工夫をすればさらに充実するというふうなことを含めて提案なり現状を報告いただいて、させていただきたいと考えております。

それでは、1番目、学校図書館の各校の蔵書冊数と過去1年間の貸出冊数、貸出方法、司書についての報告をお願いします。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、田中議員の学校図書館と熊取図書館の連携についてに係るご質問の1つ目、学校図書館の各校の蔵書冊数と過去1年間の貸出冊数、貸出方法、司書についてご答弁申し上げます。

各校の蔵書冊数ですが、平成30年度末現在、中央小学校が9,549冊、西小学校8,799冊、南小学校7,314冊、北小学校8,940冊、東小学校9,054冊、熊取中学校9,259冊、熊取北中学校9,095冊、熊取南中学校8,877冊となっております。

また、貸し出し冊数については、中央小学校が2万5,404冊、西小学校1万6,887冊、南小学校1万7,315冊、北小学校2万5,011冊、東小学校3万71冊、熊取中学校4,611冊、熊取北中学校3,568冊、熊取南中学校2,874冊です。

貸し出し方法は、逆ブラウン式と呼ばれる紙のカードを用いて手作業で貸し出し、返却を管理する方式をとっております。

学校図書館司書については、各校1名ずつの配置を基本としており、平成30年度は4月に2名の欠員が生じたものの、最終的に全ての小・中学校に配置できたところです。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中議員。

5番（田中豊一君）報告ありがとうございます。

報告いただいた中で貸し出し方法なんですが、逆ブラウンというやり方はもう50年ぐらい前の、皆さんもご存じのようにカードに自分の名前を書いて、返却したら判こを押してもらおうようなやり方です。

現在、熊取図書館では個人カードがありまして、各本にバーコードがついておりますので、返却のときや貸し出しのときには個人のカードを読み込んで、貸し出しの冊数だとか本だとか、それから返却の本を読み込んだらもう返却するというで消えるわけですが、そのときそのときの貸し出し冊数だとかどのぐらいの本が出ているかということもすぐわかるわけなんです。逆ブラウンのやり方でやりますと、その本の管理はできますが、約8,000から9,000冊ぐらいある学校図書館の中の本の構成であるとか、それから貸し出しをやっている本の中身については1冊ずつしか把握できない。現在では、ほとんどの他市の小・中学校ではコンピューターで読み込んでするというふうなやり方をとっていると聞いております。転校してきた子どもが、熊取町では非常に面倒だと、すぐおこなっているなという声が聞こえているということを私も聞いておりますので、これについては改善をしてもらいたいのと、それから、せっかく学校図書館の司書がおられて、その図書館の司書が調べ学習だとか本を好きになるいろんな活動をやっている中で、司書の力量によって、ある程度勘で本の構成とかを見ているというようなこともあります。

それと、この後出てきます公立図書館である熊取図書館との連携の中では、熊取図書館のほうで、学校である8校の本の構成が、ざっとしたことはわかるかもわかりませんが、瞬時にわから

ない。それはネットワークがされていないからでありますし、それと、各小・中学校で例えば熊取図書館の本を借りる場合、一旦インターネットで熊取図書館につなげてそこから1冊ずつ注文して、個人が注文するような感じで、私なんかもナンバーをもらっているんですけども、やっている。それで配本は校務員の方がしていただいていると聞いております。そういうもっと違うところに時間が使えるんじゃないかということで、この件について私、質問させていただいているところです。

2番目に、学校図書館のネットワーク化と、府下の取り組み状況や公共図書館とのネットワークの状況について報告をお願いします。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）ではご質問の2つ目、学校図書館のネットワーク化と府下の取り組み状況・公共図書館とのネットワークの状況報告についてご答弁申し上げます。

府下全体の状況で申しますと、平成30年2月時点で実施された大阪公共図書館協会のアンケート調査によりますと、学校図書館の電算化は、府下43市町村のうち34市町村で行われております。

学校間でのネットワーク化については、平成28年度に学校教育課が実施した調査において、9市町で学校間の相互検索ができるとの回答を得ているところです。

学校図書館と公共図書館とのネットワーク化については、大阪府公共図書館協会のアンケート調査で4市町村で導入されているという状況でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。

公共図書館である熊取図書館では現在36万6,000冊の本が蔵書としてあるわけです。ここで借りるというのは違う方法もありますのであれですけども、少なくとも現場である小・中学校の中で、やはり本の貸し出しをスムーズにするために、先ほど報告いただいた43市町村のうち34がそういうバーコード、本を読み込んでカードで貸し出しが瞬時にできると、そういうような形をとっていく必要があるんじゃないかと。

さらに、8校の蔵書について、全部これ足し算していませんけれども、恐らく8校で7万冊近くあると思うんです。1つの学校で使う本を相互に貸し出しできるようなやり方というのも当然あるわけです。足りない本はまた熊取図書館から借りればいんですけれども、そういう調べ学習等に使うものについては、やはりネットワークも必要じゃないかというふうに考えております。

3番目に移りますけれども、学校図書館と熊取図書館のネットワーク化のメリット・デメリットについて教えていただきたいのと、それから以前、熊取図書館のコンピューターの入れかえのときに、どれぐらい経費がかかるかということを試算されて内部で検討されたというのも聞いておりますので、そういう経費とかがわかれば報告いただけますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、ご質問の3つ目、学校図書館と熊取図書館のネットワーク化のメリット・デメリットについてご答弁申し上げます。

まず、メリットについてでございますが、学校図書館と熊取図書館をネットワーク化することで、学校と熊取図書館にある蔵書管理が一括してできることが挙げられます。一方、デメリットとして、導入に伴うイニシャルコスト、保守等のランニングコストが必要で、かなりの財政措置をしなければならない点が挙げられます。熊取図書館のホームページに蔵書検索等ができるシステムを整備しており、学校図書館から熊取図書館の蔵書を検索することは、現在も可能となっております。

なお、学校図書館の蔵書のデータベース化については、コストや方法等を含め現在検討しているところでございます。

それから、あと1点、ネットワークをするための費用等に関してということですが、26年度の段階で検討もあったというふうなことで議員のからお話がございました。ここ最近ではどれぐらいかかるかということで一定検討、調査したところもございまして、これは大ざっぱではあるんですけど



れども、約4,000万円程度費用が必要になってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 田中議員。

5番（田中豊一君）4,000万円というのは、学校図書館8校と熊取図書館のネットワーク化の経費全てのことを言われているのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 学校図書館と熊取町の図書館全体とのネットワークのことでございます。

議長（矢野正憲君） 田中議員。

5番（田中豊一君）ランニングコストのこともデメリットで言われていましたけれども、それはわかっていますか。

議長（矢野正憲君） 野津教育委員会事務局理事

教育委員会事務局理事（野津 恵君） ご答弁申し上げます。

現在、本町の公共図書館のほうでのランニングコストという面では、いわゆるシステム保守等々で200万円程度の保守の費用がかかっておりまして、これらをネットワーク化によりまして公共図書館プラス学校図書館も保守をそこに加えるとなりますと、そこにまた同程度以上の額の保守が年間でかかってくる、500万円程度になろうかというような状況でございます。

議長（矢野正憲君） 田中議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。

私の話は、やっぱり一度に全部するというのはなかなか難しいかもわかりませんが、今の行革の時代にですね。ただ、今ある財産をどう生かすかということと、それから学校図書館での本の貸し出しがスムーズにできることによって、また学校図書館司書の生かし方がもっと幅広くなっていくのではないかと。

先ほど、貸出冊数で相当差がありましたけれども、中学校では恐らく受験だとか塾だとかクラブだとか、そういうことで皆さん子どもたちも多忙で、貸し出し冊数が余り多くないのかなと。ただ、小学校の中でも大分差がありますので、努力によっては本が何倍にも生かされるんじゃないかなというふうに考えます。

最後ですけれども、ネットワーク化の実現の今後の見通しというか、段階的にとか、なかなか答えはしにくいかわかりませんが、いきなり4,000万円プラス200万円というのはなかなか難しいかなとは思いますが、やはり今ある財産を生かして、子どもたちの読書、それから想像力の充実のためにこれを実現するという、そういう見通しについて教えてください。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） では、4つ目のご質問、ネットワーク化実現の今後の見通しについてでございますが、今後もメリット、デメリット等についてさらに研究しながら、学校の蔵書のデータベース化も含めて、熊取図書館と学校図書館間のネットワーク化について検討を続けてまいりたいというふうに考えているという状況でございます。

議長（矢野正憲君） 田中議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。前向きにお願いしたいと思います。

学校にある図書館の本は、ほとんどがバーコードがついている本と聞いております。古い本以外はほとんどバーコードがついているということなので、システムさえ導入できればすぐ使えるというふうに聞いております。その点よろしくお願ひします。

次へいきます。

2点目、熊取駅から大阪体育大学に向かう大学生や高校生、中学生の交通マナーについての質問です。

トータル的に交通安全にかかわることなんですけれども、ご存じのように3つの学校、大学、高

校、中学校での学生数が約3,400人おります。その中で、大阪体育大学が許可を出しているバイクの数が448台、それから自転車（原付）が730台、それと高校では自転車（原付）が630台、中学校では81台、自家用の車が321台許可を出しているそうなんですけれども、これはまた違う議論になってくるかなと思いますので省いておきます。とにかく、いいお天気の日には熊取駅から旧国道170号を通過して、途中でオートリ石油のところから細い道に入って、それから松藤工業のところへ出てきて、また中には都市計画道路大阪岸和田南海線のほうへ回る自転車、それが合流して府道泉佐野打田線から体育大学へ向かって一斉に通過しております。

私、4月の選挙の折に朝代のところのローソンのある京大前の交差点で、一度とまっている自転車とバイクをカウントしたことがあるんですけども、そのときは自転車が67台、それとバイクが70台ぐらい一度にとまっております。山手に向かって自動車がセンターラインをオーバーして抜かないと交通混雑をクリアできないというふうな状況で、私の友人でも体育大学の近くに勤めている人は、いつも冷や冷やししながら通勤しているというようなことを聞いておりますし、私も家が府道泉佐野打田線沿いにありますので、もう毎日見ております。

これは大学のあるまちとしての宿命なんかもわかりませんが、泉佐野警察、それから大学、浪商、それと熊取町の交通安全の担当が連携して、事故のない、事故があったら当たったほうも当たられたほうも両方とも不幸になりますので、そのあたりの対応を今後きっちりできれば、完璧にというのはなかなか難しいと思うんですけども、このことについて順番に質問をさせていただきます。

この質問に当たって泉佐野署、それから浪商学園と中学校、大阪体育大学の教学部に事情をいろいろ聞いてきております。熊取町のほうでも日ごろの対応をきっちりしていただいていると思いますけれども、この質問をすることによって地元にもこういう対応をしていただいているということも報告もさせていただきますし、その上で両方とも気をつけて、交通安全のマナーを守っていただいて事故のない生活を送ってもらえればということで質問させていただくところです。

再度させていただきますけれども、大阪体育大学・浪商高校の通学許可バイク・自転車の台数について報告をお願いします。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、ご質問の大阪体育大学・浪商高校のバイク・自転車の交通マナーについての質問について答弁させていただきます。

まず、1点目なんですけれども、大体大・浪商高校の通学許可バイク・自転車の台数についてご報告を申し上げます。

大体大及び浪商高校に確認しましたところ、通学許可のバイクは大体大のみで1,453台、自転車は大体大が730台、浪商高校630台の計1,360台となっております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中議員。

5番（田中豊一君） ありがとうございます。もう少し詳しく報告していただきたかったですけれども、私が調べてきたのと日数が違うんで、それはまた後ですり合わせをさせていただきます。

それから2番目、交通マナー向上の高校・大学の取組み及び警察の取組み状況について報告をお願いします。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 交通マナー向上の高校・大学の取組みについて答弁申し上げます。

大体大におきましては、毎年、泉佐野警察及び本町と連携し、全学生対象に交通ルール講習会の実施、マナーアップキャンペーンを前期、5月から7月の間に5回と後期、10月から12月に5回実施しているとのことでございます。また、大体大単独では、毎月8日に子どもみまもり隊に職員と学生が参加、毎月行われるクラブ代表者会議において交通安全指導を実施し、学生が携帯しているセーフティーハンドブックに交通ルールやマナーを掲載し、交通安全についての啓発を行っている

とのことでございます。

参考ではございますが、交通違反等で通報のあった場合は、ナンバープレートより対象者を特定し、本人に指導を行い、本人が認めた場合は大学の規定に基づき対処しているということでございます。

浪商高校におきましては、毎年、泉佐野警察署及び本町と連携し、自転車交通安全講習を実施してございます。また浪商高校単独では、登下校時に主要交差点に教員が立ち、生徒に対し自転車通行マナー等の指導をするとともに、自転車登録・自転車保険加入について全校集会にて指導しているとこのことでございます。また、今年度におきましては、スタントマンが危険運転や自転車事故等を実践するスクエアドストレート教育を実施されており、泉佐野警察署及び本町も参加し、見学をさせていただいております。

警察の取り組み状況につきましては、大体大及び浪商高校が開催する交通安全講習の講師として、学生・生徒に対し交通マナーを指導するとともに、通学指導として年に数回、府道泉佐野打田線において大体大・浪商高校の自転車・バイク通学者へ交通安全指導を行っていただいております。

以上、大体大、浪商高校及び泉佐野警察署におきましては、学生・生徒の通学時の交通安全教育について熱心に取り組んでいただいているとのことでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中議員。

5番（田中豊一君）先ほど、大学でバイクの事故や苦情でナンバーを特定した場合に処分をされているということをお聞きしましたがけれども、何か実数がわかれば教えてください。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）大体大に確認したところ、事故の件数については報告できないというふうな回答でございました。

議長（矢野正憲君）田中議員。

5番（田中豊一君）最近ではないんですけれども、府道泉佐野打田線で高齢者の女性が自転車に接触されて転倒するという事件が何年前にあったのと、私の近所で信号無視のバイクと近所の女性が接触して骨折するというようなことがありましたので、やはりこういうこと、今は余り聞きませんが、毎日のことですので、交通、特にマナーを守っていただきたいなということで、泉佐野署、それから大学、高校についてはいろいろ取り組んでいただいているということとはよくわかりましたけれども、次の質問です。熊取町の取り組みを教えてくださいませんか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）続きまして、町の取り組み状況について答弁申し上げます。

本町におきましては、毎年2月に浪商学園、泉佐野警察署、府と本町によるマナーアップ作戦連絡会議を実施し、取り組み内容の報告や情報交換を行うとともに、問題箇所等の抽出を行い、対策を検討しているところでございます。また、大体大、浪商高校及び泉佐野警察署が実施する交通安全講習等に参加し、学生及び生徒の交通安全意識の向上に取り組んでございます。

今後におきましても、マナーアップ作戦連絡会議をもとに大体大、浪商高校及び泉佐野警察署と連携し、交通安全対策に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。町の取り組みについて質問させていただいたのは、やはり地域の住民の方がいつも危険だなということで思っていると。ちょうど学校の登校時間が小学校や中学校の登校時間と重ならないんでまだ幸いなんですけれども、地域の高齢者の方とかが安心して道を歩けない、また自転車で通れないというようなことを聞いておりますので、町の交通安全の担当の認識も持っていただきたいなということです。

では最後に、特に私がずっと日ごろ見ていて懸念していますのは、大学や高校の下校時というのは大体4時から6時ぐらいの間ですかね。まだ今だったら明るい時間帯ですけども、大学生のクラブをやっている学生については、遅い場合は10時とか10時半とかという下校時があります。登校時と違うのは、やはりばらばら、集団で来ないということなんですけれども、ご存じのように道は下りです、駅に向かって。この中で、やっぱり無灯火の自転車、それから信号無視をする自転車が非常に目立っています。30分ぐらい立っていたらやはり何件かはあります。

それと、駅に向かって左側の和歌山側というか泉佐野市側は防犯灯がありませんので、無灯火の自転車を通る場合、暗いところから急に歩道に自転車があられるというような現象が当然あるわけです。私の家族や近所の人もそれで危ない目に遭ったことは何回かあるんですけども、この歩道は自転車と歩行者が重なって使える、そういう規制になっておりまして、歩行者が見えたら歩道のほうから車道のほうに移るとというのが普通なんですけれども、そういうことをしなくて、道路の車道のほうもやはり交通量もある程度多いんで、そういう規制線もあるから歩道を通るかもわかりませんが、無灯火をなくす、また信号無視をなくすというPRを今後どういうふうに進めていただけるか、ご答弁いただけますか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 続きまして、4点目の下校時の自転車による無灯火運転、信号無視に対する対策ということについて答弁申し上げます。

自転車の無灯火運転、信号無視につきましては、道路交通法違反となりますので取り締まりの対象となるものがございますが、違反した者を取り締まるだけでなく、大体大、浪商高校及び泉佐野警察署と情報共有を行い、大体大、浪商高校におきましては学生・生徒に指導を徹底していただき、泉佐野警察署におきましては巡回等を実施していただくなど、関係者と連携して登下校時の交通安全対策に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中議員。

5番（田中豊一君） 今月の広報にも出ておりましたけれども、9月末から30日までですか、秋の交通安全週間ということで大きくPRされておりました。やはりこの間は泉佐野署も忙しいんやと思いますけれども、こういう今、道路交通法違反やというようなこと、ずっと見ておいてくれというのは難しいんで、ポイントをどこか絞って取り締まりなり指導というのをぜひ要請いただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 繰り返しになりますが、大体大、浪商高校による学生・生徒への指導、泉佐野警察署におきましての効果的な巡回の実施というのをまた申し上げてまいりたいと思います。

議長（矢野正憲君） 田中議員。

5番（田中豊一君） ありがとうございます。

最後の3番目の質問に移らせていただきます。

今回の議会でも関係条例と補正予算が上程されておりますけれども、新年度から会計年度任用職員の任用を行うということで、一般質問や、ほか会派代表質問でも議員の方が質問をされる予定でございます。私のほうから主なポイントについて質問をさせていただきます。

まず、主に地方公務員法の改正、自治法の一部改正もあるんですけども、の趣旨と本町への影響について答弁いただけますか。

議長（矢野正憲君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） それでは、1点目の地方公務員法改正の趣旨と本町への影響についてでございますが、各地方公共団体において任用・勤務条件などの取り扱いが異なる非常勤職員制度につきまして、統一的な取り扱いを定めて適正な運用を確保すること、また、働き方改革の一つとして処遇改善を行う必要があることから、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されまして、非常勤職

員制度について整備されるとともに、新たに会計年度任用職員制度が創設されることから、本町において法改正に沿った対応を行う必要があるものでございます。

この改正によりまして、本町におきましては非常勤職員制度を整理するとともに期末手当などの支給を新たに行うなど、給与面において処遇改善を行う必要があるため、現在より人件費が増大することとなります。

しかしながら一方では、現在、保育士など人材確保が困難な職種におきまして、この処遇改善によりまして、より一層の確保に向けた対応が可能となるものと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中議員。

5番（田中豊一君）2番目、来年4月からの現在の臨時職員や嘱託職員の仕事の形、職態はどう変わりますか、お願いします。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）2点目のご質問の来年4月から現在の嘱託員、臨時職員の職態がどう変わるのかについてですが、今回の法改正によりまして、本町の嘱託員、臨時職員については全員が会計年度任用職員へ移行することとなります。その結果、まず、職員の補助的業務を担う現在の職務については変更はございません。

次に、処遇の面での主な変更点といたしましては、任期につきまして、現在の嘱託員が1年単位、臨時職員が半年単位の任期ですが、会計年度任用職員については全員が1年単位の任期となります。

さらに、給与面におきましては、職員と同じ給料表を使用することになるとともに、先ほどご答弁いたしましたとおり、期末手当等の支給などの処遇改善が行われることとなります。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中議員。

5番（田中豊一君）3番目に移ります。

町広報で毎月募集している、先ほど答弁もいただきましたけれど、保育士、学校介助員、学校図書館司書について変更はありますか。

7月広報では、学校図書館司書が中学校で1人と介助員が10人、それから8月広報では介助員の人が10人、今月の9月広報では中学校での図書館司書が1人と介助員が小学校で8人と中学校が1人、保育士さんは、人数は出ておりませんでしたけれどもずっと募集が続いているということで、先ほどの答弁もいただいた中で処遇はよくなるということなんですけれども、処遇がよくなれば、これは全国的に進められるということで、民間との奪い合いになるんじゃないかなと。特に保育士……

議長（矢野正憲君）田中豊一議員、もうちょっとマイクに向けて言うていただかないと、入っていないということなんで。田中議員。

5番（田中豊一君）すみません。

毎月募集している3つの職種について今後処遇がよくなるということですが、4月からの職員の確保については自信があるというか、確保について十分できるというふうなおつもりなのかどうか、ちょっと聞かせてください。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、3点目のご質問の町広報で毎月募集している保育士、学校介助員、学校図書館司書に変更があるのかについてでございますが、職務の内容につきましては変更はございませんが、いずれの職種も現在は臨時職員であり、その任期につきましては現行の半年単位から1年単位へ拡充されることとなります。

また、期末手当や通勤手当相当分の支給など給与面での処遇改善がなされることから、人材確保に向けて大きく寄与するものと考えているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中議員。

5番（田中豊一君）そうなってくるとちょっと懸念しますのは、現在臨時職員なんですけれども、今度は会計年度任用職員になった場合、現在は夏休みとか春休み、それから冬休みとかで学校で長い休みがある学校介助員、学校図書館司書の1年間の雇用日数は確保できるのかどうか、お尋ねします。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）4点目のご質問になると思うんですが、夏休みなどの長い学校介助員、学校図書館司書の1年間の雇用日数は確保できるかについてでございます。学校介助員、学校図書館司書におきましては、現在、学校の開校日が主な勤務日となっており、いわゆる夏休みなどの長期休業期間があることから、本庁の臨時職員と比較して年間の雇用日数が少ないところでございます。しかし、非常勤職員につきましては必要な業務期間に応じて配置するものであるため、来年度からの会計年度任用職員制度移行後におきましても雇用日数の考え方は変更となるものではございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中議員。

5番（田中豊一君）そうなってくると、ちょっとお尋ねしたいのは、要するに夏休みだったら40日ぐらい、それから春休みや冬休みやったら2週間ずつ、大体2カ月少し仕事がないというふうに、特に介助員の場合は子どもが登校してこないわけですからニーズがないということやと思うんですけれども、一部、兼業等の関係の説明が以前あったと思うんです。このあたりはどうなりますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）兼業につきましては、非常勤職員として勤務時間も限られています。さまざまな勤務時間の方もいらっしゃいますので、その職員の生計の安定であったりとか多様な働く機会の確保というためにも柔軟な対応が必要であるということで国のほうが示しております。ですので、兼業は認められるということで4月から運用してまいります。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。

短期の仕事というのは人員不足という中でいろいろあると思うんですけれども、またすぐ切りかえるというのなかなか難しいこともあるし、今まででしたら地公法の縛りで兼業はできないというようなことでしたんです。今度は、この点では大きく変わっていくということで解釈してよろしいですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）そのとおりで結構でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中議員。

5番（田中豊一君）最後に、大阪府の最低賃金が予定ですけれども978円ぐらいでしたですかね。東京、横浜あたりはもう1,000円ぐらいになる中で、処遇は改善されるということでございますけれども、要するに国や文部科学省が認めている資格を持っている方とそうでない一般の事務とは、当然仕事の内容や専門性、知識、それから大学等々によって取れる資格があると思うんですけれども、それが違うと思うんです。学校図書館司書なんかは、賃金がもう10数年いっつも上がっていないんですね。今1,000円なんですけれども、それから、たしか図書館の司書も900幾らかだったと思うんです。

また予算がふえる話で申しわけないんですけれども、今回、この見直しの中で期末手当等の変更とかがあって処遇は変わるということなんです。単価の見直しとか、それから給料表によってやるということなんで、割り戻した場合の処遇がよくなるかどうかの確認をさせていただきたいんです。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、5点目の学校図書館司書の時給の見直しについての質問についてで

ございますが、現在、全ての非常勤職員につきましては、最低賃金を下回らないように、また、毎年度近隣自治体の単価調査を実施しまして、その中で均衡を図りつつ単価決定を行っているところでございます。

学校図書館司書におきましては、現在、時給が1,000円であり、近隣自治体と比較して平均的であるというところでございますが、人材確保が困難な職であることも認識しており、例年同様、単価調査を実施の上、会計年度任用職員としての時給について検討を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中議員。

5番（田中豊一君）最後に、会計年度任用職員というのは、国の方針で地方公務員法や地方自治法が改正されて、働き方改革でもありますし、一般に公共のワーキングプアだとかやゆされるような話もあった中で、大きく統一的にこれを変えていくということは非常にいいことではありますけれども、半面、財政負担がふえるということで聞いておりますので、この点、財政負担についても見直した、国からそれなりの交付金等をもって実施できるように今後努力をしていただきたいと思います。これについて何か見通しとかあれば教えてください。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）議員おっしゃるように、かなりの負担増になります。

現在、国のほうの財政支援ということで、具体的な策というか案というのはまだ未定でございます。でも、何らかの支援は考えているということでございますので、本町単体ではなくて、ほかの市町村とも力を合わせながら、強くその辺は要望してまいりたいと思っております。よろしく願います。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中議員。

5番（田中豊一君）またそれが国との交渉の中で決まってくれば、府を通してと思うんですけども、議員のほうにもお知らせ願って、また途中経過でも結構ですので、我々のほうで支援できることがあれば協力させていただきたいと思えます。よろしく願います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、田中豊一議員の質問を終わります。

次に、田中圭介議員。

1番（田中圭介君）それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、6月議会の一般質問と同じになりますが、平成31年4月に行われました熊取町議会議員選挙公報漏れ、選挙後配布についてになります。よろしく願います。

6月議会での選挙管理委員会の答弁では、その業者につきましてはこれまでも複数回において委託しておりまして、選挙公報を期日前まで全戸配布する等十分理解している業者でございます。配布漏れ、選挙後配布は絶対にございませんとか、そういった事例は今まで聞いたことがございませんので、逆に私ども、私どもというのは選管委託業者です。の言った内容についてはびっくりしているところでありましたという答弁をしております。

そこで、私、田中のところに選挙後入ってきましたクレーム等も6月一般質問で言いましたが、その住民の意見に対しても全く耳をかす気もなく、選挙管理委員会としては配布漏れ、選挙後配布は絶対はないとしか言わず、再度調査するなど一言も答弁がありませんでした。

ところが、選挙管理委員会のほうから急に、再調査させていただきたいと思えます、また、先般の参院選挙では、今までの委託業者は使わず、職員とシルバー人材で配布しますと6月議会の答弁と全く違う行動をし出したので、そのあたり等を質問していきたいと思えます。

まず、皆さんのお手元に、ちょっと今回、一般質問の資料が多くて申しわけないんですけど、

11枚資料があると思います。

まず、平成31年熊取町議会議員選挙公報のヒアリング調査結果、令和元年7月25日に藤原町長にそのあたりの入っていない、後で入っていたという住民に署名捺印をしていただいた調査結果を提出させていただきました。そして、私自身がその住民にヒアリング調査をした日にちを書いております。計11日ヒアリング調査をいたしました。

令和元年7月2日15時から16時ごろまで、ここは委託業者、Aとっておきます、にヒアリングに行きました。場所は委託業者A社での会議室で行い、出席者はA社の事業本部長、そして私、そして弁護士の八木氏で、計3名でヒアリングいたしました。そして、私自身で令和元年9月2日まで、ポスティング業者数社に電話、メール等での聞き取り調査もいたしました。

まず、一番最初に質問させていただきます。

6月の一般質問の際、選挙公報の多数の配り漏れや選挙後の配布等絶対にないという言葉が3度言われておりました。入れた、入れていると水かけ論になるのでと言って、再度調査するなど一切一言も言っていないのに、なぜ急に調査をすると言い出したのですか。その辺お聞かせください。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、ご質問の1点目、再調査のいきさつでございますが、さきの6月議会におきまして選挙公報の未配布、また選挙期日後の配布につきまして一般質問をいただき、委託業者に対してこれまで状況確認を行った結果として答弁させていただいたところでございますが、議員皆様方からもご指摘をいただきますとともに、私どもにおきましても状況把握、事実確認をすべきとの認識のもと、再度調査するというに至ったものでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そしたら、何で6月一般質問のときに私のほうで質問したときに再調査しますなどと言わなかったのですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）まず、6月議会の中では、配布事業者への問い合わせの結果を報告したのみにとどまりまして、さきの選挙での確実な配布対策を中心に、まずは答弁させていただいたところでございます。

6月議会はそういう内容でしたけれども、6月議会終了後、議員の皆様にも説明もさせていただきましたが、事業者に対して未配布の件を確認してございました、その最中に。その最中にしたところ、先ほど議員もおっしゃっていただきましたけれども、事業者は理解もしているもので、そんな事実は一切ございませんということで言い切られましたので、これ以上やりとりをしても話が前に進まないという状態でもございましたので、目の前に参議院議員が控えてございました。事務ももうやり出しておりましたので、そういったところで、次の参議院議員選挙で確実に選挙公報が届く体制づくりが先決だろうというところで事務を進めていたというような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）結局、町長、そしてこれは文野議員から議長に、選管のほうにもっと強く、あの質問の仕方はと言われたから動いたんじゃないんですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）確かにその部分もでございます。ただ一方で、先ほど申しましたように、田中議員からも選挙公報の配布漏れなどのご指摘に対しまして、事業者に対する何らかの対応を行ってはいないだろうということは、常々そこは考えてございました。選挙事務局としましてもいろいろ考えた結果、やっぱり踏み込んだ調査の実施はすべきということの考えに至ったところでございます。

以上です。



議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）それ、するべきと、それは僕が一般質問、6月のときにするべきやったことと違うんですか、踏み入ったことというのは。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）その内容につきましては、今も申し上げたように、その最中には事業者の強い回答というんですか、それ以上前に進まないようなやりとりばかりでしたので、そこはやっぱり目の前の参議院の部分を早く体制づくりをしようというところで考えていたというような状況もございます。

一方で、そこが確立しましてからは、やはりこの事業者に対してはこのままではだめだということでの選管の考えもあって、再調査に至ったというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）その調査はだめだと思った。だめなことは何だったんですか。その業者ではだめだと思ったんでしょう。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）その業者に対してだめだと、参議院についてはもう任せられないというところでの判断につきましては、やはり明確な、配布したとか、おくれて配布していないとかという状況の根拠が聞けなかった、確認できなかったというところが大きな要因でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そしたら2番目、重複するんですけれども、今まで複数回信頼して委託してきた業者をなぜ2019年参院選で突然変更したのか。多分、重複になりますけれどもお答えください。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、2点目、さきの参議院における委託業者の変更についてでございますが、今回、再調査における状況把握及び事実確認を行う上で、議員とも協議させていただき、議員が地域での状況調査を行い、その調査結果を踏まえ、私どもが委託業者に対して踏み込んだ調査を行うとなったところでございます。

しかしながら、参院選を目前に控え、その調査結果も出ていない中、同様の方法で同じ業者に配布を委託するのは適当でないという判断によりまして、随時配布状況の確認が行えるシルバー人材センターへの配布委託にあわせ、職員により配布する体制に変更させていただいたところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）今まで複数回というのは、何回委託していたんですか、その業者には。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）この業者につきましては、平成27年の町議選挙のときからですので、回数でいきますと27年が3回、28年が2回、それと今回、知事、府議、町議選ということでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）計8回か9回委託していたということになりますよね。そしたら、その8回か9回も同様のことをやっていたと思いませんか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）審査する内容とかというのは一つも変えてございませんので、毎日のファックスのやりとり、もう議員もご存じだと思いますけれども、その方法は変えてはございません。確かに今回、そういった事例がわかったということであれば、確実に配ったのかということになります。

と、新たな審査項目は設けておりませんのでなかなか選管の人もどうこう言えるような状況ではないと思いますが、ただ、毎日のファックスでの確認、最終の審査結果の報告等は受けておりますので、そこは確実に配っていただいていると信じております。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） それと、もう一つ聞きたいんですけれど、委託契約というのは何月何日に結んだんですか。

議長（矢野正憲君） 答弁を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君） 今回については4月10日が契約日でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） 4月10日から選挙公報配布というのは、4月17日、7日間しかないんですよ。その間に、僕も後で、先ほどもヒアリング、会社のほうに行かせてもらったんですけども、この7日間で人を集められないと。もっと早うしてくれへんかと。別にこれは1カ月前でも、もう選挙の日にとというのは決まっていますよね。こんな1週間前に委託業者を募集するのか、多分随契なんで、2社のどっちかに振ったんだと思いますけれど、恐らく1カ月前ぐらいから選挙があるのはもうわかっている中で、何でこんな1週間前に委託業者と契約したんですか。

議長（矢野正憲君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） 選挙があるなしというのは、やはり立候補届の期限というのが16日にありますので、その時点で初めて選挙があるかどうか、選挙公報が必要かどうかという判断の材料にもなります。ただ、議員おっしゃるように、事前にやっておけばできる業務もあると思います。ただ、この事業者というのは事前に前半の知事選、府議選も受けてございますので、その辺の人の段取りとかというのは一定、予測して段取りできたのかなと、私の思いですけども、今の。事前のタイミングで急に言われたから急に用意するとか、そういったことではないのかなと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） ヒアリングに行ったときに、急に言われても、後で部長のほうに聞きますけれども、自分らでこの間、参院選で配られましたよね。そのときに何人要ったとか、すごい人数が行きましたよね、あのときも。そんな人数を、ここの業者というのは業種でいうたら運送・配送業なんですよ。あくまでもポスティング業者じゃないんで、毎回毎回そういうポスティングをできる人数を抱えているわけがないんですよ。そしたら、もう1カ月前ぐらいから、もしかしたら募集をしていたら人数も集められて、今回みたいにミスがなかったかもしれない。結局、人員が少なくてしょうがなかったと言うております。その辺についてどうですか。

議長（矢野正憲君） 林総務部長。

総務部長（林 利秀君） 一定、私が先ほど申し上げましたように、実際に依頼をして契約するという日にちについては、前倒しというのはなかなか難しいのかなと思います。ただ、事前に告知というんですか、案内というんですか、その辺は登録業者に対しての見積もり依頼とかという業務に入っていきますので、事前に提供するというのも可能かなと思います。それは今後生かしていきたいなと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1 番（田中圭介君） 町長に質問です。

町長、この間僕と会談をしております、この募集方法をもうちょっと早めることができないかと言うたら、町長もできんこともないやろうとおっしゃられたんですけど、その辺どうお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君）その点につきましては、選挙の期日は当然わかっていることですので、そういった期日に向けての準備段階、これを丁寧にやっていけば今回のようなことは起こらなかったのではないかなというふうに思います。その前にあった参議院選挙の様子をはかり過ぎたのかなというふうな感もせんでもないんですけども、その都度その都度の選挙に対して丁寧な準備を行っていただけるように願うところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ありがとうございます。

町長も丁寧なということは、僕からしたらもうちょっと前もって、もっと期間を延ばして、ちゃんとした人員確保をしてから臨むべきだというふうに勝手に捉えているんですけども、それでないと、どこの業者もやっぱり人手が、特に統一地方選挙など選挙が重なる時に關しては、この辺だこの間は貝塚市とか何カ所かやられたところで、いろいろ配布方法は違うと思うんです。これからまた業者の選定方法を変えていくならもうちょっと前倒しに募集をかけていただけたら、配る方の、何せ3日半ぐらいしかないんで、やっぱり人材があって全ての配布が成り立つと思いますので、その辺は考えていただきたいなと思います。

そして、3目につきまして、2ページになります。住民ヒアリング調査結果というものを僕なりにつくらせていただきました。

僕がわかる範囲の対象世帯数は103件でありまして、回答世帯数が90件、留守宅の世帯が13件、回答世帯数から調査結果を上グラフにあらわしました。その中で、「選挙後配布」だったという家が54件、回答率60%、「配布がされていなかった」4件、回答率4.4%、「覚えていない」31件、回答率34.4%、1件だけ「間違いなく入っていた（土曜日に）」と、それが1件、1.1%。

4ページの欄を見てもらえますか。この1件の方が間違いなく土曜日に入っていたと、もしくは金曜日の夜だったと言うんですけども、私の当該地区は17日の水曜日に配布完了している地域でございまして、金曜日の夜、それで土曜日に関しては配布完了になっています。なので、この方が絶対に入っていたと言い張ったんで一応この調査結果の中にも入れさせていただいたんですけど、一応地区的には、ここの1件だけ土曜日か金曜日の夜に配布というのはまずないかなと思います。

続いて、3ページですが、その住民の方々の声をそのまま文字にさせていただきました。これを見てどう思われますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、3点目、住民のアンケート結果についてでございます。

先般、住民ヒアリング調査結果を拝見させていただきました。後のご質問でも答弁させていただきましたが、委託業者から選挙期日後の配布はないと確認してございますが、ご回答いただきました対象世帯の6割の方が配布されておらず、選挙期日後に配布されたと回答されていることを確認させていただき、改めて地域の実情として受けとめさせていただきました。

さきの6月議会において答弁させていただきましたとおり、選挙公報につきましては候補者を選挙する上で大切な情報源となるものでございますので、改めて、選挙期日までにお手元に届かなかった方々には大変申しわけなく思いますとともに、選挙期日後ではなく、選挙期日までには何か情報があれば対応もできたのではないかと悔やまれるところでございます。

なお、地域での状況調査につきましては、あらかじめ議員と役割分担をしていたものの、本来ならば私どもにおいて行うべきところでございますが、議員みずからご尽力いただきましたことによりまして状況把握ができましたこととお礼申し上げます。ありがとうございました。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）この住民の声を聞いて、ほとんどが配布おくれだったということを書いています、結局、後日配布は誰がしたんですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）先ほども申し上げましたように、事業者を確認したらそれはないということで、そこから前には進めません。ただ、今アンケート結果を拝見いたしますと、私どもとしては、やはり公報が未配布で、期日後に配布であったというのは明らかであったと思います。それはもう当たり前ですけれども、今後において、選挙公報を確実に届け続けることができるようしっかり努めていくということを今現在強く思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）前回の6月議会の一般質問でも、選挙後配布なんかあり得ないと部長たちは言い切っていましたよね。そのこともやっぱり反省していただきたいなと思います。

そして、次に4番目ですが、委託業者にヒアリング再調査を選管のほうに依頼したんですけれども、その結果はどうでございましたか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）4点目、委託業者へのヒアリングの結果についてでございます。

委託業者に対しましては、配布方法や配布従業員数、また、ご指摘いただきました区域を含め、配布した確認の方法や選挙期日後の配布について改めて確認いたしました。

まず、配布方法についてでございますが、配布従業員を募集し、民間の住宅地図をもとに配布担当区域及び配布期間を指示して配布しており、配布従業員については延べ約20名と確認しております。

また、ご指摘いただきました区域を含め、配布確認方法については、委託業者に渡しました選挙公報について、配布従業員が配布日にその都度、各自必要部数を持って配布し、配布後、残部数を返却、全ての区域の配布完了後、残部数を確認し、最終的な配布部数を算出するとともに、配布従業員がチェックした担当区域の住宅地図により配布確認を行っているということでございます。

そして、選挙期日後の配布についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、配布従業員には配布期間をあらかじめ説明しており、その都度配布残部を返却させているので、選挙期日後の配布についてはないものと思っているということでございました。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）それじゃ、次の4ページを見ていただきたいと思います。

4月17日は、その委託業者は何人で配ったと言っていましたか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）私どもの調査では、議員示していただいているとおり、4人でこの時間帯で配ったと、同じことを聞いています。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）ここに書いている、ごめんなさい、皆さんのお手元には書いていないかもしれませんが、配布人数が4人で、しかも昼の3時から6時までの3時間、大体ポスティング業者に聞いたところ、1人当たり200件1時間に配れたらええかなというところの回答もいただきました。それで人数を200掛ける4人掛ける3時間で、よう配っても2,400枚かなと。8,054世帯から2,400を引いたら5,654世帯残るんですね。それを次の日にまた回さなければいけない。しかも、さっき部長が言われましたように、17日はこの11地区を全部配ったという報告を受けたんですよ。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）ファックスでのやりとりですが、議員の資料のとおり、ファックスの内容としてはいただいております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）正直、前も言いましたけれど、それやったら虚偽の報告になりますよね。その辺はどう思われますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）議員今おっしゃられたように、部数について、それは無理だろうというようなその辺の基準でございますが、確かに私も参議院のときは配りましたけれども、やはりなれていない者ではいるものの、200か300近くが精いっぱいかなと思います。

ただ、以前にこの事業者に聞きましたところ、手なれている町内の方がほとんどだということで、その辺の真偽についてはなかなか難しいのかなとも考えます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ともかく、1日目で5,654件がもう既に、僕のざっとした計算ですよ、次の日に回っていて、あと2日で両方足したら約1万5,000世帯配らなければいけないということは、1日当たり7,500世帯配らなアカン計算になってくるんですよね。7,500世帯を1日で20人で配れるでしょうかね。これは何を言いたいかというたら、先ほどから僕が言うているところ以外の地区でもそういう漏れがあったんじゃないかと、その辺はどう思われますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今までの事例で申し上げますと、まとまった未配布というのは確認できてございません。例えば、電話がかかってきて入っていないんだけどというような問い合わせというのは、その選挙ごとにはやっぱりあります。その都度、選管なり事業者なりがすぐ対応しているというような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）わかりました。

そしたら、もう次の6番目に移りたいんですが、随意契約は何件ありますかということで、選挙公報の配布業者もやっぱり随意契約という形でされていたようで、随契は多分すごい数があると思いますけれども、調べられた件数で何件ありましたか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）50万円以上の委託料の随意契約件数についてでございますが、昨年、平成30年度実績でございますが、町全体で178件でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）そしたら次、5ページ目の参考資料を見ていただいたら、今回の委託業者の単価値段というのが下のほうに見積もり参加者名が2社ありまして、1社辞退で、もう一社が単価43円、1世帯当たり。1枚入れたら43円ということで、税抜きで77万4,000円。

次の6ページを見ていただけますでしょうか。

6ページは、先ほど言いました左の委託業者Aのほうが、先に単価当たりから言いますと、先ほど言いました43円で、1万8,000世帯当たり77万4,000円ということで、業種、運送配送業、ポスティング数も聞きました。ほとんどしたことがないと。ポスティングバイト数は10数名、先ほど部長が言われた20名おったんでしょう。ポスティング方法というのはゼンリンの地図を見ながら配っていったと。配布の報告はバイトの口頭での報告で、私独自でポスティング業者数社に電話もしくはメール等で熊取町の選挙公報を配れるかという業者を聞いてきました、1件ずつ。そしたら、大体ポスティング業者なので、ほぼ毎日していると。それで数社聞いてきたので、大きな会社や小さい会社もありまして、バイト数が10数名から、多いところやったら200名ぐらい抱えていると。もちろんゼンリンの地図プラス、ポスティング業者というのはGPSがついて、もう一個裏の7ページを見ていただいたらわかりますけれども、GPSをつけて配ったら、こういう皆さん、白黒で見に

くい形になると思いますが、どこを回ったかというのが全部出るんですね。2メートルちょっと入ったら、もうその時点で波がついてくる。なので、さぼっておったりしたらずっと一直線になると説明されました。

配布方法はバイトの口頭と、GPSを見たら1枚につきこの区域は何時間で回ったかというのも全部出てくるらしいです。選挙公報単価1枚当たり10円から25円が相場らしいんですけど、この10円というのは集合住宅のことをいまして、マンションとか団地とか正直入れやすいところですね。この10円というのはもうちょっとするだろうなということで、それに1万8,000世帯を掛けたら合計が18万8,000円から45万円以内でおさまると。比較してみたらもう雲泥の差で、やはりポスティング業者のほうの方が安いんですね。なので、僕が随意契約は何件ありましたかと聞いた理由はここなんです。随契というのはかなり高い値段で契約をしている可能性があると思います。

随意契約とは、多分、職員も毎回とか前年度どおりお願いしますといった契約方法がほとんどだと思うんですけど、価格についても、6ページを見ていただいたらわかると思いますが、昭和、平成、令和と時代が進んでいる中、一般競争入札のほうは変化しましたが、随意契約は何一つ変化、改革していないのが現状だというのが今回で僕は浮き彫りになったかなと思います。なので、ほかの随意契約の委託業者、金額が当たり前や、このままや、もううちは変えんでええと思わず、行革行革と言っていますが、行政業務改革を町長筆頭にしてもらいたい。いろいろな情報やほかの市区町村からのやり方を勉強し、それはもちろん我々議員も勉強いたしますが、住民の皆さんからもらっている血税を無駄なく活用していかなければ、熊取町は金ない、金ないと言いつつ、この単価を見比べたら全然、金の多いところに渡していますよね。何か矛盾していると思いませんか、林部長。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）議員お示ししていただいている内容につきましては、まさに単価がかなり違いますので、同じように思います。ただ、これまでの事業の執行につきましては、もう議員もわかってきていると思いますが、事業者も少なく、実質1社でこの4年ほどは行ってきました。ただ、これまではほかの選管との比較も随時行ってきたわけですが、その辺の単価は、一定、飛び抜けてもなく、安くはなかったんですけども、妥当なところで任せられているのかなというのは考えていたところでございます。

ただ、今回の町議選につきましては、委託単価についてはやはり4月上旬の知事選、府議選との比較で5円から8円は高くなってございます。これは期間も短いという理由もあるんでしょうけれども、その辺はやっぱりいろんな仕組み、今おっしゃっていただきました、次の質問にもあると思いますけれども、枠組みの見直しであったりとか、その辺は考えていくべきだと今のところは思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）すみません、5番目を飛ばしまして、参院選でシルバー人材と職員で配られたと聞いたんですけど、選挙公報を配布した総額、シルバーに渡した金額と職員で時給換算で割ったら幾らぐらいになりましたか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）シルバーと職員の総額で申し上げますと64万6,400円でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）でも、64万6,400円でもやはりポスティング業者に任せているほうが安いんですね。そこで、次の7番にいきたいと思いますが、5ページを見ていただきたいと思います。

指定業者の枠組みを見直さなければならないのかということと、選定理由というところがあると思うんですけども、これは「本町の指名願登録業者のうち、役務1位で業務名が本町の求めて

いる業務形態である運送（広報配送）で登録のある業者で、緊急時の対応が必要となるため岸和田市以南に住所を有する2社を選定」とありますが、これは運送業と配送業しかくくりがないんですよ、今のところ。やっぱりこれを崩して行って、ポスティング業者というのが今もうそこらでちゃんと確立した業界になっておりますので、そこを入れていかなければ、ちゃんとした選挙公報の配り方、そしてまたこういうミスが出てくると思うんですね。その選定方法を、皆さんと一緒に協議しながらでもいいので枠組みを変えることはできますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、7点目、指名登録業者の枠組みの見直しについてでございます。

これまで選挙公報の配布業務の委託につきましては、本町指名願登録業者のうち役務の優先順位が1位で、かつ運送（広報配送）で登録がある岸和田市以南の業者を選定し、さきの町議会議員選挙におきましては2社で、1社は辞退されたので、結果1社での随意契約となっています。しかしながら、府内各団体にも伺いましたところ、議員からご助言いただきましたポスティングを業務とする業者もございますので、今後、業者の選定につきましては検討させていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）もうそしたら前向きに、この枠組みの改革というか、配送・配達業者にこだわらず、そういうポスティング業も入れていくという形で認識しておればいいですか。はい、わかりました。

そしたら最後、8点目なんですけれども、やはり漏れている、後で入っていた住民様にどういう形で謝罪をしたらいいのかと。謝罪はやっぱりしないといけないと思うんですね。

8ページ、9ページ、10ページ、11ページを見てください。

8ページの件に関しては、これも私たちと同じ日の多分4月21日投開票の大阪市旭区の250世帯での配布おくれ、これは7月22日の大阪日日新聞に掲載されていたものだと思います。正直、配布おくれでも新聞に載るんで、配布漏れ、おくれからの配布なんかもう論外になってきます。次の9ページを見ていただいたらわかりますが、その件に関して大阪市がホームページに独自に、それに対する謝罪、どういう経緯、今後の防止についてが載っております。

最後の11ページは京都新聞で、これも委託業者の人員不足で配布漏れがあったということが、これはデジタル新聞になりましたが、やっぱり新聞のほうで取り上げられております。

なので、熊取町も今回の件で住民の皆さんにどういう形で謝罪をしたらいいかなと。部長、どういうふうに思いますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）8点目、住民の皆様への謝罪についてでございますが、議員からご指摘いただきました区域において一部選挙公報が配布されていなかったことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

今後このようなことがないように、各世帯へ確実に選挙公報を配布するための体制づくりにしっかりと取り組んでいくとともに、ご指摘いただきました区域を含め、住民の方々へどのような対応ができるのか検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁いたします。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）それでは、広報もしくはホームページなどに載せないということですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）まずは、繰り返しになりますけれども、未配布の世帯の皆様には大変申しわけないと思っております。答弁いたしましたように、今後におきましてこういったことが二度とないようにしっかりと選挙公報を届け続けるということが我々の責務であって、謝罪にかわる一つの

ものだと考えてございます。

議員にご提案していただきました町広報紙での掲載については検討します。選挙公報が配られなかった地域であったこと、今後、未配布のない体制づくり、あるいは配布事業者が配布したとは言っていますけれども、そういった全体的なことを勘案しまして、内容については検討が必要ですが、町広報紙においてお知らせするということは考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）大阪市でも同様なことがあって、これは血税でつくっている公報なので、ちゃんとした謝罪を文章にして載せておいたほうが僕はいいかと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

そしたら、2 点目に入りたいと思います。

町立保育所の給食についてなんですけれども、私自身、町立保育所の自家給食を推進したい派なので、今までのデリバリー給食というのは非常に、僕が選挙に出るときの公約まではいきませんが、ぜひ町立の保育所に自家給食をつくれるような環境を整えていきたいとうたってきたので、いろいろ調べた結果、揚げ物がすごく多いというのは、もううちの子どもが町立保育所に行かせてもらっていたときからずっと、もう10数年、多分20年ぐらひは続いていると思います、同じ業者であれば。そこがここ最近、デリバリー給食の揚げ物が3回から2回に減ってきたといううわさを聞いたんですけれども、なぜ急に減ったのかを教えてください。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、町立保育所の給食につきましてご答弁申し上げます。

町立保育所の給食につきましては、泉佐野給食センターから外部搬入方式、いわゆるデリバリー給食でございますけれども、我々外部搬入方式と呼んでございます。により実施してございます。給食の献立につきましては、まず泉佐野給食センターの管理栄養士が献立表と栄養価表の案を作成し、この案に基づきまして保育課の管理栄養士と全町立保育所の副所長、それに給食センターの管理栄養士が毎月集まり、子どもたちの嗜好や年1回の給食試食会でのご意見などについて協議し、適宜献立の見直しなどを行いながら1カ月分の献立表を作成しているところでございます。

なお、この献立表に材料や栄養価等も記載いたしました給食だよりとして、前月の25日ごろに各保育所から保護者に配布させていただいております。

議員ご質問の献立の揚げ物の回数が急に減った理由についてでございますが、ことしの4月ごろ、住民の方から献立に揚げ物が多いとのご指摘がございました。そのときの献立表、4月の献立表でございますけれども、揚げ物などの脂質の量は厚生労働省の栄養素の量の目標数値内であり、栄養バランス等の問題はなかったものの、揚げ物は子どもたちには大変人気のメニューということもあり、揚げ物を連続して提供していた週がございました。具体的には4日連続で揚げ物を出してしまったというか、メニューになっていたという週がございました。そういうことがございましたので、5月以降の献立につきましては、年齢に応じた必要な栄養やエネルギーの摂取量を確保しつつ献立を変更し、基本的には揚げ物が連続しないよう見直しを行ったものでございます。

今後におきましても、保護者の皆様のご意見やご要望にも耳を傾けながら安全・安心な給食の提供に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）先ほどから言うているんですけれども、揚げ物が多いというのは今に始まったことじゃなく、もう10数年、20年来多分同じ会社でやってはると思うんです。その間にも同じクリームは絶対あったと思うんですね。その10数年間、一体何をしていたんでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）先ほどもご答弁させていただきましたように、我々としましては、やっぱり保護者のご意見でありますとかそういったものにつきましては、いわゆる外部搬入方式であり



ますので、その中で可能な限り、できるだけご意見を取り入れさせていただくというスタンスで今までも臨んでまいりました。

今回、確かに揚げ物なんですけれども、議員もご存じかもしれませんがちょっとご紹介させていただきますと、揚げシューマイでありますとかかき揚げ、空揚げというのもございますし、白身魚フライといったような形で、油がぎとぎといったメニューはございません。確かに、こういうところはお子さんの食育という面でも、きちんと野菜も出してございます。栄養価はきちんと考えさせていただいております。かつお子さんにも食育という面での食への興味というのも必要でございますし、そういったこともあって、できるだけ保護者の意見等は取り入れてきたというところがございます。

今までも、確かにそういう揚げ物といった回数は、過去何十年も先にはさかのぼっていないんですけれども、我々がそういうことを耳にしたときにたまたま見たらこれはちょっと多いんじゃないかということと、あとは近隣等々いろいろ本町の管理栄養士とも調査して、結果、やっぱり週2程度が適当ではないかなというふうな判断で今の見直し後の状況に至っているというところですので、ご理解いただければと思います。

議長（矢野正憲君） 田中圭介議員。

1番（田中圭介君） たまたま見て多かったと言われましたが、僕、この選挙に立たせてもらうときに調べました。ことしの3月の献立をいただきました。21日間のうちに町立保育所は11回揚げ物があります。約2分の1ですね、2日に1回。民間は21日当たり3日しか出していないんですよ。その資料をもらおうと思ったら、すぐもらえるでしょう。僕が言っていたのは、10何年間何をしていたんですかと。揚げ物が多い、人気があるからといって、何で僕がここまで揚げ物を批判するかと思ったら、肥満細胞を多分ご存じだと思います。0歳児から2歳児、3歳児ぐらいまでに決まる太りやすくなる細胞ですね。体の中でその間にしかできない肥満細胞といいまして、1回その細胞が多くなったら太りやすい体質になってしまうんですね。その数というのは一生そのまま、ずっと死ぬまで減ることがないんですよ。そこに揚げ物を4日連続、それで2日に1回出しているというのにメスを入れようかなと思っていたのが急に減ったところで今回こういう質問になったんですけれど、それは、僕は減ったことはありがたいと思います。

今後、民間の保育所はすごく知恵を絞っておられます。そしてまた、今回副食費に関してもすごくいろいろさまざまな意見、この間もございました。その辺もまたいろいろこれから議論もあると思います。また、この後の重光議員がそのことに関して詳しく話していただけたらと思いますので、私の質問は以上にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君） 以上で、田中圭介議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時40分まで休憩いたします。

---

（「15時26分」から「15時40分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、重光議員。

8番（重光俊則君） 議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1番目ですが、幼児教育・保育の無償化というのが打ち出されております。それに対して非常に複雑な仕組みになっているというところがありまして、なかなか自分自身で論点がはっきりしなかったんですが、要は、今見ますと、公立保育所はどうするのか、民間保育所はどうするのか、あるいは保育園関係の教育に関係する保育所はどうなるのかと、そういうところをそれぞれ把握して対処しないといけないのかなというところは今までのところなんです。いろいろ資料を見ましてもまだわからないんですが、その辺でいろいろ質問させていただきたいと思います。

まず一つ、幼児教育・保育の無償化で想定される、熊取町内の公立保育所、民間保育園、民間認

定こども園における熊取町の負担増はどうか、その項目と内容を比較表で示して説明してください。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、幼児教育・保育の無償化への対応につきましてご答弁申し上げます。

恐れ入りますが、ご提出させていただいてございます資料のほうをごらんいただけますでしょうか。

まず、1点目の幼児教育・保育の無償化で想定される、町内の公立保育所、民間保育園、民間認定こども園における負担額についてでございますが、表中、現行の欄につきましては、令和元年度の当初予算額、この額をベースといたしまして、無償化による平年度の町負担額をお示した表となっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず①の公立保育所についてでございますが、歳入で保育料が差し引き8,589万1,000円の減、副食費が1,690万2,000円の増となりますが、歳出の増減はございませんので、歳入歳出差し引きで6,898万9,000円の負担増となるものでございます。

次に、②の民間保育園につきましては、歳入で保育料が4,073万9,000円の減、無償化による施設型給付費で国負担が3,436万7,000円の増、同じく府負担金が1,718万4,000円の増、副食費の免除分に対する国負担金が132万3,000円の増、同じく府負担金が66万1,000円の増で、歳入合計で1,279万6,000円の増額となります。

一方、歳出では、副食費免除分の委託費といたしまして264万6,000円の増となり、歳入歳出差し引きで1,015万円の負担減となります。なぜ、ここで負担減になるのか簡単にご説明いたしますと、これまで、本町における保育料につきましては国基準の約7割で設定してございます。残りの約3割の部分の保育料をこれまで町単費で負担し、民間保育園のほうにお支払いをしていくこととなつてございますけれども、無償化により、この3割部分に国2分の1、府4分の1の負担金が入ることにより、町負担額が減額となるものでございます。

次に、③の民間認定こども園につきましては、歳入で無償化分の施設型給付費で国負担金が3,506万2,000円の増、同じく府負担金が1,753万1,000円の増、副食費免除分の施設型給付費で国負担金が140万4,000円の増、同じく府負担金が70万2,000円の増となり、歳入合計で5,469万9,000円の増額となります。なお、保育料につきましては、各施設で認定こども園につきましては徴収していただいておりますことから、歳入予算には計上されてございません。

一方、歳出では、無償化分の施設型給付費で5,407万9,000円の増、副食費免除分の施設型給付費で280万8,000円の増で、歳出合計で5,688万7,000円の増となり、歳入歳出差し引きで218万8,000円の負担増となります。

最後に、④の民間幼稚園及び認可外保育所等における負担額につきまして、議員よりのご質問にはございませんけれども、参考といたしまして記載させていただいております。

以上、①から④の歳入合計6,109万1,000円から歳出合計1億1,322万2,000円を差し引きました5,213万1,000円が、町単費負担が増額となるものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）この表の記載の中ですが、公立保育所の中で歳入が減りますということで、保育料が3歳から5歳が340人、0歳から2歳が3人と書いてありますが、これは全部で今の状況がこういう状況であるということと、それから副食費免除対象者は89人で、313人が副食費として無償化後歳入として入ることは、313人分の副食費が町に入るという意味ですか。そこをちょっと説明してください。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）この表につきましては、冒頭申し上げましたように、まず今年度の当初

予算を編成するときの児童数、これをベースに積算させていただいてございます。保育料につきましては、議員おっしゃいますように3歳から就学前、5歳までのお子さんにつきましては、公立保育料につきましては全額免除ということになります。その対象者が町立保育所で340人、それと0歳から2歳までの児童につきましては住民税非課税世帯のみ無償化の対象となつてございますので、町立保育所では3人という形になっています。それで合計8,589万1,000円の保育料の減という形になってございます。

副食費も同じような形で当初予算のベースを考えまして、ベースに積算してございます313人掛ける1人当たり4,500円ということでの12カ月、これが公立保育所の場合は町のほうに歳入されると。具体的には雑入という形で町のほうに入るという形になってございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）この中で重要なのは、現行は保育料というのは町に入ってくるわけですね。ところが、無償化後は保育料は町に入らずに、町が保育料を負担せなあかん。いわゆる公立の保育料に係るものを、町がそれを運営しているんやから町が負担せなあかん。だから8,589万円を町が負担せなあかんということになるんですよ。だからこれは、町が公立保育所をいかにも運営しているような形になっていましたけれども、国がそのお金を出さないとしたら全て公立の保育所は町がそのお金を出さないといけないと、そういう現実が変わったということなんです。これは、熊取町にとって非常に大きなことが起こっているわけですよ。公立保育所の保育料は町に入ってきていたわけですが、その保育料自体を国はもう見ませんよと言っている。だから、国は見ませんから町が公立保育料を出さないかんのですよということになってきているわけです。だから、当然ながら公立保育所の運営は6,898万円新たに町の支出がふえると、そういうことなんです。

それから、2番目ですが、民間保育所です。民間保育所においては民間の保育料が今まで保育料の中であったわけですが、その中で副食費の一部は徴収することになります。ところが、保育料自体は国が2分の1、府が4分の1、町が4分の1負担しているということになっているわけですね。だから、民間保育園を運営しているところであれば歳入は1,279万円、その事業について熊取町はプラスになります。歳出は264万6,000円減ります。だけどトータルとして歳入歳出で1,015万円、民間保育園についての事業は熊取町にお金が入ってきます。そう理解してよろしいですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、公立保育所、町立保育所につきましては議員おっしゃるとおりで、まさにここに出ている数字そのものでございます。議員全員協議会のほうでも図でお示しさせていただきましたように、町立保育所、公立保育所の今回保育料の無償化分、これにつきましては国庫、府の補助も入らない、もう丸々10分の10町負担という形になっています。これがもうこの数字となつてあらわれていると、これは間違いございません。

また、民間保育園につきましては、こちらも議員おっしゃるとおりでございます。民間保育料につきましては、無償化に係る保育料分、この分については国2分の1、府4分の1の補助がここへ入ります。かつ、先ほどご答弁申し上げましたように、ほとんどの自治体がそうなんですけれども、保育料の場合、国基準の保育料というのが設定されてございます。本町の場合は国基準の約7割、70%で保育料を保護者の方にご負担いただいていたと。残りの30%というのは、町が負担して、要はその部分というのは30%をプラスして民間園のほうに運営費として出ささせていただいていたという部分になってございます。幾ら保育料が70%に抑えておっても、残り30%を削ってしまうと民間園の運営ができませんので、残り3割分を町単費で負担しておつたと、これまでは。ただ、それが今回、無償化によりまして保育料の負担割合を計算するときには、ちょっとややこしい話で申しわけないんですけども、国基準に戻した上で国2分の1、府4分の1、町4分の1となると。となると、30%を町単費で負担していた分につきましても国2分の1、府4分の1の補助が入るということで、基本的には自治体の負担減となるというのがここに出ている数字そのものでございます。もう議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）それでは、民間認定こども園について、ここで歳入が5,470万円ふえて歳出が5,688万円、これは歳出がふえるわけですが、この辺も仕組みを教えてください。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）民間の認定こども園につきましては、まず公立と民間保育園の違うのは、ここでお気づきだと思いますが、歳入で保育料というのが計上されておりません。これにつきましては、民間の認定こども園につきましては保育料は自身の各施設で徴収してございます。一旦町には入ってございません。ですので、本町の表になる予算上は、歳入としてはまず保育料がないと。これはもう施設で徴収しているので、ないということでございます。

今回の無償化によるいわゆる国・府・町の考え方というのは、先ほどの民間の保育園とまるっきり同じで、一緒の考え方でございます。保育料につきましても同じように国2分の1、府4分の1、町4分の1が入ると、この考え方は全く一緒でございます。ただ、大きく違うのは、もともと町で一旦保育料を徴収しているのか、それとも各園で施設で徴収しているのか、それによって町の予算上こういう差が出てくるということで、基本的な考え方は民間の保育園と同じということで、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）それと、かなりいろいろ複雑なんですけど、民間幼稚園とか認可外保育園について表があるんです。これも今、実質の数値に合わせていくと、歳入歳出差し引きでは約890万円歳入超になるということですか。それをちょっと説明してください。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）民間幼稚園が本町の場合1園ございますけれども、例にとらせていただきますと、まず歳入のほうで、一番上にあります国補助金で就園奨励費補助金、これが補助率が3分の1、これが廃止となっております。もともと、これも議員全員協議会での資料ではお示しさせていただいておったんですけれども、就園奨励費、こちらにつきましてはもともと国が3分の1、町が3分の2の負担をしてございました。その部分が、今回無償化になるということでこの補助金は廃止となっております。

その次の2段目の国負担金、施設等利用給付費、国が2分の1、その下、府負担金が4分の1となっております。これにつきましては、もともと園が保育料として徴収していた分、いわゆる利用者負担です。それが丸々、幼稚園の場合は3歳以上になりますので全てゼロになります。園に入ってくる保育料はゼロになると。その部分について、国2分の1、府4分の1、それと町が4分の1を負担しますという形になってございます。

細かい話なんですけれども、あとその次の補足給付費というのは副食費の免除分ということで、こちら議員全員協議会でご説明いたしましたように、年収が360万円未満相当の世帯のお子様と、あとは所得階層にかかわらず第3子以降のお子さんにつきましては副食費の徴収は免除という形になってございます。このそもそも免除制度というのが、民間の幼稚園、いわゆる新制度に移行していない幼稚園には適用されない形になっておりますので、それでは不公平が生じるということで、別途補足給付費という形で公平性を保つために免除するための国補助金が3分の1入ってくるということでございます。

あと、その下の施設等利用給付、これは預かり保育ということで、幼稚園になると大体2時で下校というんですか、終わってお帰りにすることになると。ただ、働いている保護者の方もいらっしゃると思いますので、大体6時ごろまでは預かり保育ということになってございます。その部分につきましても月額最高1万1,300円まで無償になるということになってございますので、その部分につきましても国2分の1、府4分の1の補助が入ります。それをこの表の中に計上させていただいていると。だから、一旦廃止になって町の持ち出しがなくなる分、でも新たに負担となる分がございまして、それを差し引いて、歳入で約6,200万円、歳出で5,300万円、要は890万円程度負担減となるという

仕組みでございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今回、教育・保育の無償化ということで出てきておりますが、徴収免除で第3子以降は全て免除になるということと、あと、年収360万円以下の家庭は第1子、第2子も完全免除になる、そういうことでよろしいですね。

（「はい」の声あり）

8番（重光俊則君）それで、副食費についていえば今の方たちが全部免除になるわけですが、それ以外で、副食費だけが大きな問題じゃないんですが、副食費というのは公立保育所では大体幾らぐらいを実質徴収することになるかわかりますか、公立と民間で。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）副食費の部分についてなんですけれども、後ほどの3点目の質問とちょっとかぶってくるんです。表の裏面のほうをちょっと見ていただきたいんですけれども、下の表3、副食費を完全無償化という、これは3点目で議員ご質問いただいているんですけれども、ここに書いてあります公立保育所で313人の全ての対象者を無償化して約1,690万円、1,700万円でございますね。それと民間園で対象が550人の約3,000万円で、合計で4,687万2,000円ということで、議員全員協議会でもお示ししている4,700万円という数字をお示しさせていただいたところでございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）ちょっと混乱しまして申しわけありません。2番目をもう一回整理して質問させていただきます。

副食費の実費個別徴収業務を町が実施した場合、町の負担増額は幾らになるのか、現状と比較して説明してください。それをもう一回、すみませんが。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）そしたら、2点目の副食費の実費個別徴収業務を町が実施した場合の町負担額でございます。これは、先ほどの資料の裏面の表2のほうになるんですけれども、まず公立保育所分につきましては、副食費の実費対象者でございます313人に係る入力作業等、もともと保育料につきましてはほとんどが大体口座振替で処理をしてございましたので、処理といたしましては313人に係る入力作業等の事務処理業務の職員人件費といたしまして17万4,000円、民間園分をそのまま町が仮に作業を全て行うといった想定をした場合には、同じような計算で29万8,000円の合計47万2,000円の人件費の負担増と見込んでいる表となっております。よろしくお願ひします。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）47万円がどうしたの。民間が47万円ですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）表2のほうです。上段が公立保育所で、人件費等で17万4,000円、これは年間でございます。民間園がその下で29万8,000円の合計47万2,000円、これが年間の人件費を、実費で副食費を町が町立、民間全て徴収した場合の人件費を想定した金額という形になってございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）わかりました。

ここで、実際副食費が免除される階層が多いんですが、今通っておられる子どもたちでなおさらにそれを免除しようとした場合は、町の負担額は幾らほど増額になりますか、3番目の質問ですが。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、3点目の副食費を完全無償化した場合の町の負担額についてでございます。これ、先ほども答弁させてもらったんですけれども、資料の表3のとおりでございます。公立保育所分につきましては、副食費の免除対象者89人を除く313人を対象に月額4,500円を

無償化した場合、1,690万2,000円の負担増となります。また、民間園分につきましては、免除対象者143人を除く555人を対象に同じく月額4,500円を無償化した場合、2,997万円の負担増となり、合計4,687万2,000円の負担増と見込んでいるものでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）そういうことで、副食費を完全に無償化した場合の町の全体の持ち出しは4,600万円ということですが、やはりここで一番問題になるのは公立保育所の運営ですね。公立保育所の運営で6,898万円町が新たな負担をすることになるというわけですけども、これだけ町税をそこにつぎ込まないといけない状況にあるわけですが、これはどのように考えられますか、町長。

町長、どう考えられますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）本町の場合は4カ所、公立保育所として頑張って運営してございます。ここに係る経費、これは国のほうもそれぞれの市町村で負担しなさいということになってございます。これはもう決まった中身でございますので、どうしようもないというのが現状でございます。今回の無償化の一つのお約束事になってございますので、町のほうでこれをどうするという話は、今のところ何もできないのかなというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今のを踏まえて、町の財政課と町長が当然それを考えておられるはずですよ。それはどのように対応されますか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）きょう健康福祉部が作成している資料は通年の分なんで、事実上令和2年からの額で入っていますので、特に平年度化されたときの状況ということでご説明したほうがわかりよいかということで、答弁させていただきます。

まず、公立保育所についてもかなりの負担増が町のほうに生じると。民間保育所のほうについては、公立保育所もそうやったんですけど、保育料の水準が国の基準より70%ぐらい入っていたんで、実際組み替えたときに町にプラスに働いているところもあるというところなんです。次年度以降は、保育・幼児教育の無償化の必要な財源は地方消費税の増税分で基本的には賄いますというところなんです。ただ、そしたら消費税が入ってきた分全て町の歳入としてプラスに働くかというところ、それはそうではなくて、いわゆる地方交付税の制度の中で全部処理されるような形に次年度以降移っていきます。それは、地方消費税の交付金が来年、仮に2億円上がれば、収入のほうで2億円全額計算しまして、それで保育所関係でふえる町の負担分については需用額のほうでふえて、結局、交付税の増額要因のほうに働くというのが大きなスキームなんです。

ただ、次年度以降、そこで一つ財政担当で通常懸念するのは、保育の部分できれいに数字が仮に出てきても、交付税制度自体が町政の全てのジャンル、特に一般会計なんですけれども、ケアしている関係で、保育の部分だけ積まれてその他の部分でちょっと落ちてしまうとか、その辺とかの要素もありますので、基本的には国が見ていくというところのたてつけはあるんですけども、来年度、国がどれほどの交付税総額を想定しているとか、どれぐらいの地方消費税交付金が市町村のほうに流れていくとかというところが基本的に明らかになっていない状況でいきますと、実際、地方側、町側に割を食うのか、結果、うまいこといったなというところもなかなか現時点ではお伝えしづらいところはあります。

ただ、基本的なスキーム、たてつけとすれば、国が過去からも、地方消費税の税率引き上げの中で幼児教育と保育無償化については使途を見直してそちらのほうに充てていきますということを打ち出していますので、その中で見られていくというような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今おっしゃったように、政府はそういう意味で基準財政需要額に合わせて調整してくるというのはありますけれども、このたびはこれも含めて、会計年度任用職員の制度にしてもお金の裏づけなく自治体に無理強いしてきているんですね。そういうところをしっかりと把握して、やはりその辺を国に要請していかないと、結局は力がない者は泣かないかんというような状況になってしまいますので、幼児教育・保育の無償化というのは、うまい言葉できれいに並んでいるけれども、実態はそうでないところも十分認識していく必要があると思っています。

ここでちょっと細かいことになりますが、公立保育所はそれで町の負担費はふえます。民間保育園は若干1,000万円ほど歳入はふえます。そういう場合に、民間保育園でいろいろなものに対する事務処理等をされている。給料も含めて苦勞されているところがあると思うんですが、そういうものはこの分だけ見合った分が反映されると考えてもよろしいですか。今までは町全体で見ているから、全体で5,200万円が町単費で負担になるので、その中で勘弁してよというようなお話なんですが、やっぱり民間保育園の中でこれだけの金が流れているのであれば、そういうところは見てあげてもいいのかなというところはあるんです。その辺の考えはどうですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今ご指摘の分につきましては、議員のご注文の資料のほうから見ると、公立のほうは大きく負担増、民間のほうは逆に負担が少し減っているんやから、その分でどうにかというご指摘なのかなというふうに思います。

ただ、これは無償化の仕組みの中でたまたま生まれた現象でございまして、民間園にこういった分を充ててどうしなさいというたまたまなされた仕組みではないということでございます。もともと、民間園に対しての施設型給付費だとかそういったものについては、当然必要な分につきましてはお出ししておるわけでございますので、今回この表を見てたまたま出ている分を上乗せするということは、今時点で考えてございません。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）非常に町としては苦しいところだと思うんですけど、民間は本当に低い人件費で運営してきている、頑張っている、そういうところをちゃんと認めると同時に、現在の公立保育所のあり方、結果こういう形で返ってきているんですよ。だから、熊取町の保育所の運営をどうするのかというのは、やっぱり熊取町長を含め、財政課を含めて全庁的に検討していただきたいと思います。

もともとこの質問の発想が、泉佐野市が副食費を全部出すから熊取町はどうするねんというところからいって、熊取町は出すよと言っていたけれども、やっぱりよく調べたら金が足らんから出せないということになったことからこの質問を出したんです。それがまだ頭にあるわけですけども、子育てのまちの方針から見て、泉佐野市と対比して熊取町はどう対応すべきと考えているのか、お答えください。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、4点目の子育てのまちの方針から見て、泉佐野市と対比してどう対応すべきと考えているのかにつきましてご答弁申し上げます。

本町における子育て支援につきましては、平成27年3月に策定いたしました子ども・子育て支援計画に基づいた子育て支援策を、行政だけでなく関係機関や各種団体及び地域住民の方々との協働により、総合的かつ着実に推進することが現状においては重要であると考えております。

子育て支援策につきまして、泉佐野市と対比した場合、関西初の取り組みであり、現在も近隣自治体では本町のみ実施しております家庭訪問型子育て支援事業のホームスタート事業を初めとする子育て支援事業を地域の子育て支援団体との協働により施策を進めている点などが、一人一人に寄り添い、孤立することなく不安を打ち明けられる身近な相談体制が充実し、地域社会全体で子育て

を支援することで安心して子育てができる、本町の子育てのまちとしての優位性があるものと考えております。

ご質問の主題でございます月額4,500円の副食費の取り扱いにつきましては、これまでもご家庭で子育てされている場合との公平性の観点から、保育料の一部として保護者の方にご負担をいただいておりますことから、無償化に当たってもこの考え方を維持し、実費徴収することとされております。

この副食費につきましては、泉佐野市におかれましては無償化の対象とされているところではございますが、本町におきましては、先ほど来申し上げましたように、幼児教育・保育の無償化に伴う財政負担が約5,200万円となることに加え、副食費の無償化を実施するには同じように年間約4,700万円の財政負担となり、あわせて約1億円の財源が必要になると見込んでおります。

また、保育事業におきまして最も大きな懸案でございます待機児童対策には、幼児保育とともに学童保育にも今後多額の経費が必要となる見込みであり、これら事業間のバランスを考えますと、副食費の無償化につきましてはその優先順位は低くなると言わざるを得ません。

なお、副食費につきましては、保護者の方に引き続きご負担いただくこととなりますので、無償化に伴う副食費の取り扱いの趣旨などにつきましては丁寧な説明を行うとともに、民間園とも連携・協力しながら無償化の実施に取り組んでまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）幼児教育・保育の無償化というのは、現段階でそういうところで終わらざるを得ないものになっているんですよ。やっぱりこれは、国がどうするのかというのがないからあかんのですけれども、町自体もそこまで残念ながら財政力がないから、もう少し突っ込んで投資ができないというところもありますけれども、熊取町の幼児教育・保育の無償化はどうするのかということはずいとも考えていく必要があると思います。

2番目に移ります。

2番目、現在の熊取町の職員構成はどのようになるのか、また、新しい職員構成になった場合の職員の区分、人数と給与、報酬はどうなるのか、表で示して教えてください。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）お示ししている表については、2つ目の質問の支出増は幾らになるのかも一緒に入っておりますので、もう同時に説明させていただきます。

1点目の現在及び会計年度任用職員制度創設後の職員構成及び職員の区分、人数と給与、報酬についてのご質問と、2点目のご質問の会計年度任用職員制度の創設に伴う熊取町の支出増の金額について、一括してご答弁申し上げます。

お手元の資料、会計年度任用職員制度創設後の職員構成等についてをごらんください。

これは、現行の令和元年度と、会計年度任用職員制度創設の令和2年度における職員構成及び給与の構成を記載したものでございます。

1番の職員構成及び概算人件費についてのとおり、現行の嘱託員と臨時職員は全て会計年度任用職員へ移行することとなり、この移行により、人件費は表でお示しのとおり、概算の試算値で年間約2億4,000万円の増額となります。

なお、この金額については、その下のただし書きのとおり、現在、会計年度任用職員の各職種の初任給が決定していないため、単純に現在の非常勤職員の月額や時給の単価に一定の経験加算を加え、さらに2番目の図の給与の構成にもございますとおり、処遇改善によって新たに支給対象となる地域手当相当分の報酬の6%分、年2.6月分の期末手当、交通費相当額に、町が負担する社会保険料を含めて試算したものでございます。

したがって、人件費の増額となる具体的な金額につきましては各職種の初任給の金額によって大きく変わりますので、最低賃金の引き上げなどの社会情勢の変化や近隣の自治体の動向なども



踏まえまして、人材確保に支障がなく、かつ行革という視点も踏まえながら、今後、初任給の金額設定の検討を行い、年内をめどに決定したいと考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）それでいきますと、現在の嘱託員、臨時職員が356人で年間2億4,000万円ですと、大体1人当たり4,000円上がるということですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）職種がさまざまでございますので、職種によってももちろん単価も違いますし、設定している報酬額も違います。ですので一概にはなかなか言えないんですけども、全体として今の金額に単純に国が示している手当等を加算するとこれぐらいになるというところでご理解いただければと思います。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）いろんな方がおられるから、それが全て一般職員になるわけですけども、例えば各種委員会の委員だとか町政連絡会の委員だとかコンサルタント、アドバイザーとか、そういうのはどうなるんですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）そのあたりは非常勤の特別職という範囲になりまして、国のほうでもしっかりと厳格化されてございます。ということで、その人件費についてはこれまでどおりというところでご理解いただければと思います。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）非常勤特別職員と言われましたけれど、そういう名称はなくなるわけですよ。一般職員になるはずで非常勤特別職員というのはないのに、それは定義できるんですか。どういう方が非常勤特別職員になるのか、それを教えてください。ここに書いてある方ではないですよ、今おっしゃったのは。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）ここに書いてあるところについてはございません。先ほど議員がおっしゃったように、町政連絡事務嘱託員であったりとかという方々につきましては、いわゆる専門的な知識、経験等に基づき助言、調査等を行うものというところでの部分取りになりますので、そういった方々は非常勤特別職員、うちの条例にも今規定していますけれども、その職種の……

（「それは別に枠がとれるということですね」の声あり）

総務部長（林 利秀君）そうです。はい。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今説明していただきましたけれども、嘱託員、臨時職員356人、これがどういう形の一般職員になるのかというのは、いつ定義されて出していただけるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）先日の全員協議会でも説明させていただきましたけれども、年内をめどに調整させていただければと。今からもう始めているんですけども、年内をめどに固めさせていただいて、何らかの方法で議員の皆様にはご提供させていただきたいと思っています。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）ぜひとも早くお願いします。

それで、支出増といいますか2億4,000万円の増加になりますけれども、これは熊取町はどう対応するのでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）現在では法改正を受けて生じる義務的な経費でございますので、これはもう負

担していく必要がございます。今は単純にマックスであろう2億4,000万円を申し上げましたけれども、ここはまた動いてまいります。ですけれども、人件費増は間違いございませんので、その部分については国の財政支援措置、ここが一番大きなところかと思えます。ただ、今現在につきましては具体的な内容のところはまだ示されておりませんで、検討中ということでございます。そのところにつきましては、先日ですけれども、町村長会と町村議長会連名で大阪府に、国に対して積極的に要望するようというところでの要望書も出してございます。そのところは一定、今後いろんな機会を設けて、国からの支援ということで訴えていきたいと思えます。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）そういうのも含めてこのような新たな、消費税のアップにしてもどのような状況になるかわかりませんが、熊取町の財政の根幹が揺らぐような事態が起きてきているわけです。今、アクションプログラムが始まって1年間進もうとしていますから、それはぜひこういう状態を組み入れて、見直してやっていただきたいと思えます。

3番目に移ります。

学校教育の情報化の推進に関する法律が公布、施行されましたけれども、熊取町はどのような計画で具体的な取り組みをしていくのか、ロードマップを示して説明してください。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）3点目のご質問ですが、令和元年6月28日に公布・施行されました学校教育の情報化の推進に関する法律を受け、熊取町ではどのような計画で学校教育の情報化に取り組んでいくのかを、ロードマップを示しながら説明されたいとのご趣旨でございます。

重光議員におかれましては既にご認識されておられますように、この法律は、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、次代を担う児童・生徒の育成に貢献することを目的とするものでございます。また、学校教育の情報化の推進について、情報通信技術の特性を生かして、児童・生徒の能力、特性などに応じた教育、双方向性のある教育等の実施や、デジタル教材を活用した多様な方法による学習の推進などを基本理念としてうたっております。この基本理念のもとに、今後、国が基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を2020年度から展開できるように策定を進める予定としており、さらに、都道府県では国の当該計画を基本として同様に計画策定に努めることとなり、市町村においてもこれらの計画を基本に策定するよう努力義務が定められております。したがって、本町といたしましては、国・府の動向を注視しつつ、府下の他団体の取り組み状況等を勘案しながら、学校教育情報化推進計画についての対応を検討してまいりたいと存じます。

他方、本町ではこれまでからご質問の学校教育の情報化の推進に鋭意取り組んできており、本年2月に策定しました平成30年度からの5カ年間をめどとする熊取町第4次情報化推進計画において、全庁的な情報化の取り組みの一環として、学校教育の情報化推進について、学校のICT環境整備の促進や新学習指導要領に対応した教育用コンピューターの整備更新などの施策を総合的かつ体系的に取りまとめております。さらに、本町教育委員会では、この計画を基本として、同様に平成30年度からの5カ年間における各年度の取り組みの目安となる学校ICTの整備方針を取りまとめており、重光議員のご質問にありますロードマップに準ずるものとして、これをもとに各取り組みを整理した資料を配布いたしておりますので、ご査収願います。

この資料に記載する主な取り組み内容に関し若干ご説明いたしますと、まず小・中学校の教職員が使用する校務用パソコンの整備については、これまで1人1台のパソコン配備に向けて計画的に整備を推進してきており、28年度、29年度での112台の更新配備に加え、30年度の73台、本定例会に上程する令和元年度56台の整備をもって、全教職員への配備が完了するところでございます。

コンピューター教室の整備につきましては、小学校における現行の20台から40台への児童用端末の増設と、小・中学校ともにタブレット型端末の導入を前提とした機器の更新とともに、将来の総

合的な運用を視野に入れ、コンピューターサーバを庁舎電算機器室のほうに集約する学校情報ネットワークのセンターサーバ化について、令和2年度の運用開始に向け鋭意準備作業を進めております。

また、これにあわせて、無線LANの整備として無線アクセスポイントを整備し、コンピューター教室のタブレット端末を普通教室でも利活用が可能となるよう検討を図るとともに、教育用（指導者用）パソコンの整備についてもそのあり方を模索してまいりたいと存じます。

さらに、今後、校務用パソコンや学校情報ネットワークを活用しながら、さまざまな校務をシステム化した統合型校務支援システムの導入のほか、学校情報セキュリティの強靱化、大型提示装置や実物投影機、デジタル教科書等整備についても計画的に取り組んでまいります。

このほか、本年度の学校図書館用パソコンの更新に引き続き、学校図書館蔵書のデータベース化等を検討するとともに、円滑かつ効率的な機器の運用を確保するため、研修の充実、ICT支援員の配置にも取り組む考えでございます。

いずれにいたしましても、これらの取り組みは第4次総合計画の実施計画や財政計画等の枠組みによる庁内での精査・調整を経て適時適切に具体化していくことになり、加えて児童・生徒の情報活用能力のさらなる育成や働き方改革の観点から、校務のICT化による教職員の業務の負担軽減及び教育の質的向上などにつなげてまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）全体的にはスケジュールはできていると思うんですが、やっぱり気になるのは小学生、中学生、小学生でも低学年と高学年は全然違いますよね。それと、コンピューター化ということはどう教えていくのかという人材は熊取町にそろっているのかなというようなことを懸念するわけです。そういう知識の備わった教員にいわゆるシフトしていつているのか、その辺はどんな感じですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、今、議員からお話がありましたように、コンピューター等を活用して授業を行うとなれば、教職員自身がコンピューターをどう駆使しながら授業を行うかという技術であるとか能力というのは間違いなく必要になってくると思っています。ただ、それに関しましては、今現在もそうですけれども、やはり授業の中でコンピューターを使いながら映像を映してというふうな作業も実際行っております。また、教育委員会のほうでも研修も実施させていただいております。また、府教委のほうでの研修もでございます。

違う人を入れかえるであるとか人を誰か呼ぶというふうなことは、なかなか難しい状況でございます。授業はやはり教員がしないといけないというふうなことです。やはり教員それぞれのそういう活用の能力であるとか指導力を高めていくことというのが何よりも必要なことだと思っております。それにつきましても現在、鋭意取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）今、教員の側からの視点では統括が申し上げたとおりでございます。ただ、何分にも非常に専門性の高い分野でございます。今回お手元にお示しした資料でございますように、ICT支援員というのを置くことを国のほうが求めております。具体的には今、国のほうの目標とする水準では4校に1人は置きなさいと。だから、この土地は小・中学校8校ございますので2人を置くということになるんです。ただ、それでは人材としてどういう方をという、そういう具体的な提示というのは今のところ余りございませんので、非常に議員が懸念していただいているとおりでございます。

先生の資質を上げるとともに、それを指導する方、そういう人材、内閣府のNPOでそういう試験というか認定の制度とか、そういう方とか、あるいはメーカーのほうからの技術者をということ

が一般的かと思うんです。このあたりも、今回ご質問いただいた学校教育の情報化推進に関する法律に基づいて今後、国のほうが具体的な方針、期間、目標とさらに細かく示してくると。その中で、今回ご質問いただいたことも、より明確になってくるものかと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）ALTでやっと思えば目標を達成されたと思ったら、今度はICTをちゃんとやらなアカン。これもなかなか大変な人材難です。けど、そういう能力がある子どもたちがどんどん育ってきているので、ぜひ対応をよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、重光議員の質問を終わります。

---

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。

---

（「16時38分」延会）

---

9月熊取町議会定例会（第2号）

## 令和元年9月定例会会議録（第2号）

月 日 令和元年9月6日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	南 和仁
総 合 政 策 部 理 事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 理 事	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	田中 耕二
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 理 事	矢部 義雄
都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司	都 市 整 備 部 理 事	大西 宏
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 理 事	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	貝口 良夫
教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

### 一 般 質 問

- 議案第39号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告について
- 議案第40号 公平委員会委員の選任同意について
- 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議案第42号 教育委員会委員の任命同意について
- 議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第45号 税条例の一部を改正する条例
- 議案第46号 印鑑登録条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例
- 議案第48号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 空家等の適正な管理に関する条例

- 議案第51号 水道事業給水条例の一部を改正する条例  
議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）  
議案第53号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校トイレ改修工事）  
議案第54号 工事請負契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）  
議案第55号 修繕契約の締結について（環境センター切断機更新に係る修繕）  
議案第56号 町立小学校給食用備品の購入について  
議案第57号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入について  
議案第58号 平成30年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第59号 平成30年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第6号）  
議案第61号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第62号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第63号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第64号 平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第65号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第66号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第67号 平成30年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第68号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第69号 平成30年度熊取町水道事業会計決算認定について  
議案第70号 平成30年度熊取町下水道事業会計決算認定について  
請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願

---

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年9月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（矢野正憲君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）では、通告に従いまして質問させていただきます。

1点目、人工内耳体外装置の購入に対する補助について質問させていただきます。

人工内耳装用者は、手術をすれば終わりではなく、1台およそ60万円以上する体外装置は装用者の自己の責任のもとで一生続きます。しかし、医療保険は最初の手術と1台目の機器のみしか適用されません。体外装置の修理や再購入は自己負担が求められています。装用者の保護者の大きな経済負担となっています。近年ふえている両耳側装用者においては、100万円を超える体外装置を維持しなければなりません。これが大きな負担になっていることは簡単に想像できると思います。

それについて、1点目、以前二見議員が質問していました人工内耳の電池の購入補助の件は、担当課のほうではどういう話になっていますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、人工内耳体外装置の購入に対する助成についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の人工内耳の電池の購入補助についてでございますが、本町の日常生活用具の給付対象品目につきましては、厚生労働省から示されております日常生活用具の要件などを基本といたしまして、大阪府内の自治体の給付状況を踏まえまして定めておるところでございます。

ご質問の人工内耳用の電池でございますが、岸和田市以南では岬町が日常生活用具の給付対象品目に加えているのみでございます、国の示しております日常用具の要件の一つといたしまして、日常生活用品として一般に普及していないものとされていることから、大阪府内の多くの自治体が対象品目としていない状況となっております。

本町におきましても、既に取り組まれている自治体の状況などを確認するとともに、町の財政状況等も踏まえまして、引き続き検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）以前と変わっていないということなんですけれども、来年度から人件費とか上がったりとか保育の無償化で経費がかかる中で、こういう質問するのもちょっと気が引ける部分もあるんですけれども、全部で200を超えるような自治体で電池とかバッテリーの購入の補助、それから、バッテリーであれば充電器の購入補助までやっている自治体も実際にありますし、一般に普及している、普及しないで分けると、ここ10年ぐらいで発達してきた技術なので、それは普及していないよねというのが普通なんですよね。

それで、人工内耳装用者の人のほうは、補聴器をつけている人よりも実際に、こういう表現があっただろうかわからないですよ。障がいの度合いで言えば聞こえにくいはずなんですよね、きっと。であるならば、僕、これ国の制度が追いついていないというのは重々わかった上でここで質問しているんですけれども、何とか、できたらバッテリーの購入補助のほうは僕はいいと思うんですけれども、まず電池の購入補助から始められないもんかなと思うんです。その辺、どれぐらいの議論をされたんですか、担当課では。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）以前、質問の中にも書いていただいておりますように、二見議員のほうからも何回かご質問もいただいております。その都度、府内の状況、それから全国の状況、あるいは大阪府に問い合わせをするなり、その考え方、何か進展がないか、その辺の確認も当然してございます。

また、対象者についても、一定のこれはもう推計でしかないんですけれども、そういった場合の財政負担の状況あるいはどの程度の機械の医療技術の進みぐあいというんですか、そういったものも、ネット検索等も通じましていろいろ調べさせていただいております。

また、実際に電池は、大阪府内でいきますと近くでは岬町のほうになりますけれども、ボタン電池を日常生活用具として給付しているというようなことも聞いておりまして、直接担当者が集まる時がございまして。そういったときには詳しい状況等も聞かせていただいたり、そのあたりの検討というのは鋭意進めておるといような状況でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）現状、現在進行形でいろいろ調べていただいているのはありがたいですけれども、ぜひ、対外機だけじゃなしに、電池は日々使うものなので、できたら早いうちに答えを出していただいて、補助できる方向に持っていただきたいと思います。

大阪府内では岬町以外に堺市、高槻市、大阪狭山市、高槻市は年3万円の補助ですけれども、大阪狭山市と堺市はバッテリーと充電器の購入の補助もやっています。全くやっていないわけではないので、ぜひ熊取町でも大阪府下で先進的な事例となるように、そういったところを検討していただきたいと思います。

これの2番目なんですけれども、人工内耳体外装置の再度の購入の補助についてどのように考えておられますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）次に、2点目の人工内耳体外装置の再度の購入補助についてでございます。



人工内耳装着者の支援につきましてですが、まず、人工内耳の埋め込み手術につきましては、議員ご指摘のとおり、スピーチプロセッサーを含め、更生医療や育成医療の公費負担医療制度の対象となっております。保険が適用されておるといふ状況でございます。装着後に必要となる年に1度のスピーチプロセッサーの交換や買い換え等につきましては、医療制度の対象となっております。そのため、ご利用者の負担となっておりますという状況でございます。

また、人工内耳の手術は言語能力が形成される幼少期に行うケースが多いことから、長期間にわたり機器の維持が必要となること、また、スピーチプロセッサーの交換や買い換えに高額な費用負担がかかることにつきましても、議員ご指摘のとおりでございます。

しかしながら、本町といたしましては、買い換え等の購入助成につきましては障がい者の身体機能を補完するものであるため、補聴器等々同様、補装具の位置づけが望ましいというふうを考えてございます。また、現在、岸和田市以南の自治体では補助を行っていない状況であることから、引き続き、近隣自治体の動向あるいは町の財政状況を踏まえながら検討を行いますとともに、大阪府を通じまして国に対して補装具の支給品目に追加するように、これはもう毎年要望を行っております。今後も、この要望につきましては根気強く続けてまいりたいというふうを考えてございます。

ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）国に言っているということなんですけれども、この技術自身が10年ぐらいの間で発達してきているものなので、要は最初につけた方が1回も買い換えていなければ、およそその機械はもう10年たっている。普通の家電でも10年使えばもう買い換えようか、どこか支障が出てきてもおかしくないような時期です。それで体外機の買い換えの話をしているんですけれども、よくこの議会でも岸和田市以南の自治体ではと言うんです。ぎりぎり和泉市は岸和田市以南に入っていないんですけれども、補助しているんですね。近いかどうかという話じゃないんですけれども、体外機というのは、僕、質問通告には60万円と書きましたけれども、僕が調べた機種はキャンペーンを使って60万円なんです。これを使わないと、通常の値段でいくと1台100万円近くするもので、それが最新機種なのかどうかというのは僕はちょっと確認できなかったんですけれども、およそそれぐらいの値段の幅のあるもので、両耳につけている人がほとんどなんです。今は。となれば、マックスでいくと200万円近くになるわけですよ。

今、国の制度が追いついていない、国に言うているんですけれどもというよりは、この間も手話言語条例ですか、大阪府の自治体に先駆けて設定したんですから、この辺もぜひ大阪府下の自治体に先駆けて、もう府下、体外機については2つの自治体、高槻市と和泉市が補助しているんですけれども、それに続いてぜひやっていただきたいなと思うんです。

今は国の制度が追いついてないというところが一番の壁ですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）議員もご承知やと思うんですけれども、障がい福祉サービス給付等を踏まえましてかなりのいろんなサービス、それから国が想定しています補装具、これも品目が限定的に列挙されておるんです。これなんかもう既にかかなりの数がある表の中に上げられておるんですけれども、残念ながら、この分については現在上がっていないというような状況でございます。

これは、こちらの都合というか、全体を考えた中での状況だけ報告させていただきますと、本町が実施しているいわゆる障がい福祉のサービスの総額につきましても、もう今時点でざっと8億円を超えておるような状況でございます。これがほぼ毎年右肩上がりというような、そんな状況でございます。そしてなおかつ、補装具あるいは日常生活用具、こういったものにつきましてももう既にたくさんのご要望をいただいて、たくさん品目に対応し頑張っておるところでございますが、なかなか議員ご指摘のとおり、全てのご要望に追いついていないというのは本当に正直なところでございます。

ただ、我々担当者として、本当に困っていらっしゃる方に少しでも支援をとという気持ちは常に

持っております。我々として、できる限り大阪府を通じて国のほうに粘り強くその辺の要望、気持ちをしっかりと伝えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）国への要望は続けていただきたいと思ひますし、僕も何とかいろんなところを通じて言っていきたいと思ひますけれども、今、年齢制限のくくりでの話は僕はしていなかったんです。大阪府下の自治体、高槻市、和泉市は18歳未満というくくりがあるんですけれども、これ、熊取町も18歳未満、要は子どもですよね。その方を対象にするという条件のもと、体外機の購入補助とかバッテリー、電池の購入補助というのは考えられませんか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）和泉市が議員ご指摘のとおり、18歳未満の児童対象という条件がついているのを、電話聞き取り等を通じて我々も承知はしてございます。

ご指摘のとおり、人工内耳は小さいときに手術をして、そしてだんだんなれていってもらおうというのが有効やというような医療技術やという話でございますので、18歳未満に限定しているというのは意味があるのかなというふうに考えます。

ただ、これをして、助成制度をするしないというその前の検討がまずは必要になってまいりますので、そこについては、やはり我々とすれば国の制度、国の2分の1、大阪府の4分の1、そして町が4分の1というその枠組みの中でのサービスというのを提供していきたい。全体のサービスのバランスも考えた中では、その枠組みの中で実施をさせていただきたいというのを今思っておるところでございます。

もちろん、何回も申し上げますけれども、困っていらっしゃる方が目の前にいらっしゃって、それに対して何もできないというのは本当に歯がゆい思いを持っております。したがって、粘り強くその辺の気持ちというのは伝えてまいりたいというふうに考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）その辺の一生懸命やっていたらというのを重々わかった上で、あえて質問させていただきます。

18歳未満の人工内耳の装用者の方については、町のほうではどれぐらい把握しておられますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）具体的に何かデータがあるわけではないんですけれども、全国の装用者数が、ざっとしたデータが出てございます。それで人口で割り戻した中での想定でございますけれども、恐らく2名あるいは3名、その程度の人数になるのではないかなというふうに推計しております。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）僕も、知っている方から聞いた人数は3名程度その方は知っておられて、数は一緒になるんですけれども、その3名、マックス3名やっただとして、ことし補助をもし決めたとして、その人たちがことし1個20万円の補助を受けたとして、3名なんで、両耳やっていたとして1人40万円、3人で120万円なんですよね。予算大きい小さいではないかもしれないですけども、それほどすごくかかるというものではないですし、そもそも人数が少ないから入っていないというようなさっきの答弁の中の理由やっただですけども、その辺も含めて、今後、担当課の中ではある程度少ない予算でできると思ひますので、もうちょっと、国に要望していただいているので前向きといえれば前向きなんですけれども、それに先んじてやっていたかというような検討はしていただいけませんか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、またかた苦しいことを言うてお叱りを受けるかもわからないんですけれども、やはり一定のガイドライン的なものも国のほうから示されております。特に電池

につきましては、先ほど答弁の中で申し上げさせていただいたとおり、通常市販されているものについては対象とはしないよという考え方が示されています。

今回の分についてはいわゆるボタン電池ということになりますので、通常市販されて容易に入手可能という形態になりますので、この電池については、ほかの例えば補聴器であったりだとかその他補装具の中で電池が必要な部分も幾つかあるわけなんですけれども、それについても日常生活用具の対象とはさせていただいておりません。その辺のバランスもございまして、全体を見定めた中で今時点でお答えできるのは、現状の制度の中では難しいという現時点のお答えということになってしまいます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）制度でちょっと難しいというのはわかりました。

ただ、パーセンテージの話ですけれども、熊取町ではおおよそ3人ぐらいやという予想はついてるんです。それぐらいの予算でできることやし、18歳未満の方という条件をつければ、保護者の方も負担減るかなと思うんですけれども、体外機とか電池、バッテリーの購入補助について、手話言語条例を制定した自治体の長として町長はどう思われますか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議員と担当理事、担当部長の議論を聞かせてもらっている中で、担当部長としては行政の事務執行の流れを述べているわけでありまして。

その中で、岬町なんかがそういうことを踏まえながら実行している、その考え方はどうなんやろなど。一度岬町の考え方、また和泉市の考え方についても、改めて私のほうからでも確認できればなというふうに思います。

金額的には確かにそんなに多くないんですけれども、考え方ということでいいますと、聴覚、視覚、いろいろな障がいを持たれた方がおりますので、そういった方々との公平性というふうなものも当然これは議論の中に上がってくると思います。その中で、聴覚に障がいをお持ちの方にそういう補助をするということの優位性というふうなことも改めて確認する必要があるかなというふうに思います。

できれば、そういった生活に負担がかからないような方向を直接の自治体とすれば考えていきたいというのはやまやまということだけはおわかりください。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）岬町とか和泉市の市長なりにどういう考え方か、直接聞いてくれるということなんですけれども、もう少し、18歳以下限定ということで前向きに考えていただきたいなと思います。

日々使うバッテリーとかは1個3万円程度なんで、何とか日々やりくりすればできるような額かもしれないんですけれども、体外機となれば60万円から100万円の間、1個100万円するとなったらかなりですよ。両耳やったら200万円、かなりの額です。ぜひ、重い腰を上げていただいて、それでも全額は出せないでしょうけれども、今よりも1歩、2歩前に足を突っ込んでいって議論していただきたいと思います。

では、1個目の質問を終わらせていただきます。

2つ目の質問です。中学校のクラブ活動について質問させていただきます。

部活動を理由とした就学指定校の変更ができる自治体があります。熊取町はできないようです。町内の中学校には各クラブの有無の差があります。やりたいクラブが区域外の中学校にある場合、今は希望のクラブに入ることができません。その点は是正されるべきだと思います。

そこで、放課後のクラブ活動について、各中学校のクラブを統合してどのクラブにも参加できるようにすれば解決すると思いますが、いかがですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、坂上議員の各中学校のクラブの統合と参加についてのご質問にお答えします。

部活動は、学級や学年が離れた集団の中で、生徒たちの自発的・自主的な活動を基盤に、共通の目標に向かって互いに認め合い、励まし合い、協力し合い、高め合いながら生徒の自主性・協調性・責任感・連帯感などを育成するとともに、仲間や顧問等との密接な触れ合いの場として意義を有するものです。これらを踏まえ、学習指導要領では、部活動は学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することと規定しております。学習指導要領に規定されている教育課程とは、教育目標を達成するための教育計画であり、それぞれの学校が生徒の現状等を踏まえて立てるべきものでございます。

このように、クラブ活動は各校の教育目標達成のための活動であることから、クラブ活動の統合や他校への参加は、その趣旨にそぐわないと考えております。また、生徒の移動時の安全、事故等があった場合の問題も課題として挙げられます。

このようなことから、現段階では各中学校のクラブの統合と参加については考えておりませんが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）以前、この質問は重光議員がしておられるんですけども、そのときにも同じような答弁やったのかなと思います。あの質問があって以降、教育委員会事務局の中ではこういった議論がされましたか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず1点は、クラブ活動というのはあくまで各学校、学校長がどういったクラブ活動を行うかという主体は学校にございます。だから、教育委員会としてこのクラブをつくりなさいとかこうしなさいという趣旨のものではないというふうなこと、当然ながら学校の考えというものを反映しなければならないというふうに考えております。

そういった中で、実は今、教職員の働き方改革のところでもクラブ活動をどうしていこうかということが非常に大きな課題となっております。その中で、やはりクラブ活動への負担感ということも一つ課題として上がっておりまして、クラブ活動の縮小等も含めた、あるいはクラブ活動を例えば学校外の活動にできるのかできないのかであるとか、あるいは今、議員がおっしゃるように、子どもたちが好きな運動ができるような、そういう学校教育以外の場でそういったものができるのか等も含めて今後考えていかなければならないというふうに思っております。

ただ、現段階でその結論に至ってはおりませんが、今後クラブ活動をどのようにしていこうかということについては、学校とともに教育委員会も一緒に考えていかなければならないし、今現在もその活動のあり方については検討している状況でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）以前、重光議員の質問で、クラブ活動が行く中学校で、ある、ないというのはおかしいんじゃないか、これは今回僕も一緒なんですけれども、その中で、学校長だけでそれを決めるのはいかがなものかというような趣旨の質問がありました。僕もそう思いますし、実際、クラブ活動を理由に区域外の学校に通学してもいいよというような許可を出している自治体もあるということは、クラブ活動で学校を選んでもいいとその自治体は思っているわけですね。熊取町は今できないということで、そういうのは認めないという、それは何でなんですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、区域外通学等の規定に関しましては、当然ながら全て区域外通学はだめであるというふうな状況ではございません。当然、ある一定の状況、条件等を含めて検討させていただきながら、保護者の方々等とも話をし、あるいは教育委員会の中でも検討し、その中で区域外通学を認める、認めないというようなことは考えております。

ただ、クラブ活動というふうなことに关しましては、やはり基本は、原則は区域外通学ではなく、やはり自分の住んでいる居住地、地域の中で学校があるというふうなことを考えたときに、その地域の学校へ通うことが子どもたちにとっては一番いいという判断の中で今は動かさせていただいておりますので、ですから、クラブ活動を理由にというふうなことも含めて、当然子どもたちがやりたいスポーツがあればそれをできたらいいなというのは、これはもう議員と同じ考えなんです。だから、我々も子どもたちがやりたいスポーツができる環境をどうつくればいいのか、また、子どもたちがしたいことができればいいなという思いは常々持っております。

ただ、学校教育という枠の中でそれを実現することの難しさということが現実ある中で、だからこそ、それ以外の部分で何か方法はないのかということをお今検討したいというふうに思っているという状況でございます。

議長（矢野正憲君） 坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君） さっきの質問と同じように、制度とかそういうところで難しいところがあるんですけども、ほかの地域に比べて熊取町は町自体が小さいですし、その中に中学校が3つあるという中では、移動距離、その途中で事故があるなしというのは誰もわからないことですが、ほかの地域に比べて中学校同士が近いというメリットはあるんじゃないかなと思います。その辺はどうですか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） おっしゃるように、熊取町は小さな町で、学校もそれほど距離はないです。ただ、各学校でクラブをしている者、顧問については、やはり子どものけがであるとかそういったことに非常に敏感に考えておるところでございます。

ですから、移動のときだけではなくて、当然クラブ活動中に何かけががあったときというのは、やっぱりそれを絶対に起こさないような形で取り組みを進めなければならない。子どもの健康やけがないことが第一だと考えておりますので、たとえ近い距離であろうが、やはり子どもが移動中にそういった事故があるということについては非常に重大に受けとめておるところが現状です。

ですから、そのあたりは、子どものけがについては慎重に考えていかなければならない、それが一つの大きな大事なポイントであるというふうに常々考えておりますし、我々教育委員会としては、学校にもその辺のところはしっかりと指導させていただいておるところでございますので、そのあたりは一番気をつけたい、一番重要な要素として考えたい部分であるというふうに考えております。

議長（矢野正憲君） 坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君） 遠い近いじゃないということなんですけれども、行く学校でクラブがある、ないというのはやっぱりどうにかしてあげたいところやと思います。教育委員会の方々も、そういったところをなくしていきたいというような考え方は同じやというところなんですけれども、以前の重光議員の質問の中で教育長の答弁で、重光議員の意見も十分考えまして、何かそういうところがないのかというような検討はしたいと思っておりますということをおっしゃっていただいたんです。その辺については何か添えるところというところは何なのかというところと、どれぐらいいいけそうなのかなというのをお聞きしたいんです。

議長（矢野正憲君） 勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君） 今、吉田統括が非常に上手に答えてくれて、理屈がとてもよくわかるんですけども、僕自身は、坂上議員が言われているように、クラブのない学校、例えば剣道とします。剣道のない子どもが剣道をしたときに、剣道のある例えば南中学校、北中学校へ行っていいやんという考えは、余りいいとは思わない。

坂上議員が言われる子どもがやりたいことをやらせてやりたいというのはわかりますが、中学校段階で、例えば剣道をやりたければほかにもいろいろ方法はあると思うし、学校の中のクラブ活動というのは剣道をやることだけが目的ではないというふうにまず考えています。

それともう一つは、クラブ活動を通じていろんな生徒の発達を見ていく中で、全く知らない生徒

がクラブのときだけ来ても、クラブ活動の中でほかの自分のところの学校の生徒と同じように指導はできにくい面もあるかと思うんですが、そういうことは余り関係なく、クラブだけ行かせてもらったいいやんというような考え方には、余りいい方法とは思っていないので進まない、進めていない。

僕が、本当にクラブ活動をよその学校にもあるところへ行かせたほうが絶対いいよと、子どもたちも先生方も、あるいは親御さんも、それは一番いい方法やというのであれば進めると思いますが、そんなふうには今現在思っていないので、吉田統括がきれいな答えをしていただいたような理屈で答えざるを得ないというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）剣道なり野球なりサッカーなりというのであれば、近いところでできるクラブチームとかはあるかと思えます。

僕が知らないだけかもしれないんですけども、陸上とか水泳とかというのになれば、指導者についてそういったスポーツをしたいとなれば、熊取町の近隣でどれぐらいあるのかなというのは僕はちょっとわかりませんが、そういった場合、教育長の話であれば割と遠いところに行かないといけなくなるんじゃないかなと。それほどしたいから遠いところに行けばいいやんという考えもあるかもしれないんですけども、やっぱり、できたら町内で完結するほうがいいんじゃないかなと思います。その辺はどうお考えですか。

議長（矢野正憲君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）何度も同じような答えになって申しわけないですけども、例えば水泳としますが、水泳をやりたい子があって、例えば南中学校で水泳を泳がして、全くどんな子かわからへん子が放課後になったら南中学校に熊取中学校の子が水泳だけしに来る。この子がその学校で例えばきょう1日どんなことがあったのかも全くわからへん状態で、クラブだけさせといたらええわ、泳力だけつけたらええわというような感じでクラブ活動というのはやっていないということをご理解願いたい。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）その辺は、今やっていない状況で急にぼんと熊中の子が南中に行ったりというようなイメージですけども、もし仮にそういうシステムが開設されたとしたら、やっぱり先生同士も連絡するんじゃないかな。こういうことがありましたよとか、電話だけで済む話かどうかはちょっとわからないですけども、今現時点、やっていない中でそれが全然わからないというのではなくて、子どもたちにやりたいスポーツをさせてあげたいというような方向で考えたとして、そういう学校でお昼に何があったかという連絡はとれると思うんですね、今はどんな手段でも。

確かに、1日学校で一緒にいてる先生が指導してくれるほうがいいのかもわからないですけども、例えば1年生で入って、友達の子が南中に行って何かのクラブをして、1年間つき合っていく中ではそういう信頼関係はできるんじゃないかなと思うんですね。1年生が入るクラブで3年生の担任の先生が指導するというパターンもあると思うんですよ。同じ学校にいるけれども、3年生の担任の先生が1年生でそんなすごくかかわっているかといえば、違う学校にいてるのと一緒ぐらい会わないというような記憶です、僕の中では。そうしたら、移動の障害はあるけれども同じようなところなのかなと思います。その辺は。

議長（矢野正憲君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）何度も同じ答えで申しわけございません。

例えば、僕は極端は取り越し苦労かもしれない。坂上議員が言われるように、非常にうまくいく場合もあるかもしれない。けども、自分のところのないクラブがよそのあるクラブへ行っているよというようなシステムになった場合、例えば学校へ来ていない、要するにクラブだけしに、熊取中学校の子でも学校へ来ていないというて、クラブだけしに南中へ行って水泳するというようなこ

とが出てくると。それは、南中学校の先生はそういうことは知らない。それを連携したらええやんということやけれども、それは膨大な業務になるということは、今まで以上の業務がふえるというふうに考えられるんです。

だから、それは仕事をふやしたらええやんというふうに考えられるんやったらまた話は別次元ですが、学校のクラブというのは、本当に坂上議員が言われるように、うまくいくことも絶対あると思います。でも、そういうふうなシステムをつくったらうまくいかない場合がいっぱい想定されるんです、今までの経験で。だから余り前のめりにならないという部分をご理解願いたいと思います。議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）先生方の経験上うまくいかない想定がいっぱい出てくるというようなところは、素人の僕からすればわからないところなので、その意見は尊重するべきところなのだろうと思います。

ただ、今働き方改革とかいろいろ言われている中では、3中学校のクラブを統合すれば、各中学校全部あるクラブだとすれば顧問の先生が1人済むし、いい部分もありますよね。

なので、だめな部分がいっぱい想像できる分、その解決策も事務局のベテランの教員の方々であれば解決策は見出せると思います。何とか、熊取町の中学生に全てのクラブの選択肢を与えてあげられるようなシステムづくりを今よりも前向きに考えていただけたらなと思います。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）子どもたちがやりたい運動ができる環境、それを本当につくってきたいという思いというのは我々もあります。

ただ、それを一つは学校教育という枠の中でつくるのか、あるいは地域のそういったスポーツ、いわゆる熊取町内でそういった枠組みをつくっていくのかというふうなところ、だから、ある意味学校教育限定で物事を考えてしまうと、なかなかいろんな法律の枠であるとかシステムの枠というのがあるんですけれども、要は子どもたちがやりたいスポーツができる環境をどうつくっていくかというところに主眼を置いた場合には、どういったシステムがつけられるのか、それが近い将来できるものかどうかかわからないけれども、ただ、熊取町の子どもたちにそういう機会を与えたいとなったときに、学校教育という枠組みだけでクラブをこうしてああしてという組みかえじゃなくて、熊取町としてどういったことができるのかというふうなことを一つもっと大きな視点で考える必要はあるのかなというふうに、我々も常々思っています。

従前から言われているように、町内には大阪体育大学もあるということで、そこをどう活用できるかも含めて、なかなか大学との協力であるとか大学の理解も得ながらやっていくというふうな、非常に難しいハードルがたくさんあるし、やる場所であるとか時間帯をどうするか、指導者をどうするかとか、さまざまなクリアしないとイケない問題というのはたくさんあると思っていますけれども、そういったことも含めて研究というか、今後それも考えていくということが必要かなというふうに考えておるといふ状況でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）わかりました。

以前より随分前向きになっていただけたかなというふうに理解して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、坂上昌史議員の質問を終わります。

次に、二見議員。

9番（二見裕子君）それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は3点の質問をさせていただきます。

まず初めに、防災についてですが、昨年の台風21号の被害や課題を教訓として、あらゆる災害にも対応できる強靱な体制を構築するとして、熊取町としましても令和元年を防災元年と位置づけて防災事業に取り組むというふうに使われています。

まず、防災についての1点目ですが、避難施設における支援物資の受け入れ通路の確保というのはどうなっていますでしょうか。災害時、支援物資の受け入れをする場合、スムーズに受け入れするための学校内の通路の計画はどうなっていますか。

3月議会で、学校の入り口から避難所となる体育館までの経路について、夜については避難をしてきた場合、南小学校とか北小学校など体育館への経路に関しては暗くてわかりにくい状況がありましたが、それにはすぐに対応していただいて、学校敷地内にLEDソーラーセンサーライト、また投光器等が設置されました。大規模災害で支援物資の受け入れをするとなった場合、トラックであるとか車が避難施設である体育館まで入れるのかなというふうに考えますが、この辺はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、防災についての1点目、避難施設における支援物資の受け入れ通路の確保につきまして答弁申し上げます。

本町の指定避難所につきましては、議員ご承知のとおり、各町立小・中学校の体育館を指定しており、全ての小・中学校には車両の進入が可能な出入り口があり、グラウンド等を通過の上、避難所となる体育館に車両の横づけが可能となっております。したがって、支援物資等を積載した車両を避難所に直接横づけし、スムーズに搬入できることが可能となっております。

なお、8つの避難所の中でも特に二見議員がお気になされております南小学校につきましては、正門等の出入り口が直接グラウンドに面してございませんが、有事の際には、隣接する南学童保育所の出入り口から車両進入が可能となっておりますので、他の7つの避難所同様に直接横づけし、支援物資等を搬入することが可能となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。横に学童の入り口があるので、そこら辺から行けるのかなというふうに思っていたのですが、不安である部分がもう一つありまして、学校にトラックとか大きなのが入れる場所が1カ所しかない場合というのが学校によってはあるかなと思うんです。そうなった場合、1カ所から入れるところが入れなくなった場合にどのようにされるのかなというのが一つ不安だなと。特に、南小学校においては正門からも入れず、学童のほうからは入れるということですが、村中の朝代のほうから入ろうと思ったときに、すごく狭いですし暗いですし、その辺のことも考えて、1カ所しかそういうふうな経路というのは考えていないんでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）南小学校に至っては、正門がグラウンドに直接面していないということで、先ほど答弁させていただいた南学童のほうからということになるわけですが、当然、被災の状況を見て、フェンスを切って車両が進入できるようなスペースを確保して支援物資を、それはほかの小・中学校でも同様でございまして、2カ所、3カ所あるところが全てだめですよとなった場合には、当然道路に面しているフェンスを切るしかないわけですから、そういったところから車両を進入していくということになるというふうに考えています。そのための機材も、消防団あるいは消防署のほうで備蓄とか保管しているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。実際、大規模な災害が起こらないとわからないところではありますが、そこら辺もしっかりと計画の中に入れていただきたいなというふうに思います。全て、起こったときに何かどうにかなるだろうという考えがとて多いかなというふうに考えますので、学校としっかり協議をしていただいとというふうに思っております。

次に、2点目ですが、避難所の備蓄物資の内容ということで、施政方針のほうで安全・安心のための来るべき災害への備えというふうにあって、また、避難所備品の見直しというのをされたかな



というふうに思います。これはどのようになっておりますでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、2点目の避難所の備蓄物資の内容につきまして答弁申し上げます。

本町の避難所における備蓄物資につきましては、本町における最大被害想定の上町断層帯地震Bを想定し、大阪府域救援物資対策協議会が定める備蓄方針等に基づき、必要量を算定の上備蓄しており、賞味期限はもちろんのこと、備蓄方針や基準の改定があれば、その都度計画的かつ段階的に更新、補充しているところでございます。

一例で申し上げますと、飲料水につきましては本町の備蓄目標量として500ミリリットルボトル水6,600本を、食料・生活必需品等ではアルファ化米4,600食を初め、高齢者用食、粉ミルクを備蓄しており、生活必需物資では小児・大人用おむつ、生理用品、簡易トイレ、毛布などを備蓄してございます。

また、各避難所には防災倉庫を設置してございまして、備蓄食料のほか、発動発電機、灯光器、マット、電池、ブルーシートなど防災資機材を整備しているところでございます。

さらに、今年度は昨年台風第21号の被害における教訓として、令和元年を熊取町防災元年と位置づけ、さまざまな防災・減災の取り組みを進めており、防災資機材のさらなる拡充を図るべく、役場及び避難所である8つの小・中学校に新たにもう一基ずつ防災倉庫を追加設置し、段ボールベッド、毛布、組み立てトイレ、発電機、投光器などの整備を予定しているところでございます。

そのほかにも、各種救援物資等につきましては、大阪いずみ市民生活協同組合やセツカートン株式会社に加え、今年度において奈良県三郷町、王寺町、株式会社ロゴスコーポレーションと災害時の相互応援や物資等の供給に関する協定を締結し、有事の際の避難所の備蓄物資確保の備えを図ったところでございます。

これに加えて、自主防災組織の訓練におきましては、物資の備蓄の必要性等についてのお話をさせていただいたり、自主防災組織連絡協議会においても、家庭内備蓄や自治会での備蓄の必要性など、防災啓発の推進に努めてまいっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。備蓄内容も少し変化をつけながら、さまざま備蓄をさせていただいているかなというふうには思うんですが、備蓄物資の中で粉ミルクとありました。以前、渡辺議員が提案していました液体ミルクというのはどのようになっているのでしょうか。

2018年夏から国内製造販売が解禁となり、この春から発売が開始というふうになりました。大阪府内におきましては、箕面市では2019年の予算で、また東大阪市でも導入することを決めたと聞いておりますが、この辺は熊取町はどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）渡辺議員からは会派質問をいただいておりますが、そのときにご答弁の中でさせていただく予定やったんですけど、液体ミルクは入れさせていただく、導入させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ありがとうございます。すみません。渡辺議員が質問もされているんですが、備蓄物資ということで、少し角度を変えて私のほうも質問をさせていただきました。導入していただけるということで、本当にありがたいかなというふうに思っております。

通常のミルクに比べてコストに関しても倍ほどの金額もかかってきますし、上手に賞味期限を見ながらロールしていくというんですか、その辺もやっていただけたらなというふうに思っております。

次に、簡易トイレですが、先ほど組み立てトイレを導入していくというふうにもお聞きしたんです。

6月の議会で避難所生活の改善・向上の請願がございました。その中で、私も以前に質問させていただきましたが、避難所生活での使いにくいトイレというんですか、本当にトイレを控えたり、また、エコノミー症候群となり死亡につながる事例もあったということで、その辺がストレスにならないように対策をお願いしたいなというふうに思うんですが、備蓄物資の今、組み立てトイレありますし、前は簡易トイレを幾つか置いていたかなと思うんですけど、この辺はどのようなのでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）トイレに関しましても請願の中にございました。電動トイレを導入してはどうかというような内容であったように記憶しておりますが、電動トイレ、少々お高いんですけども、こちらのほうも導入していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。導入、それは各小学校というか避難所で何基とかと決められていますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）ちょっと今、手元にその資料がないんですけども、少なくとも各小学校にはそれぞれ入れたいというふうに考えております。8つか5つか、ちょっと資料がないので申しわけございません。ただ、十分な数はそろえていきたいというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。それはすごくありがたいことですね。請願にもありましたが、本当に高齢者の方は、洋式トイレが完備すれば、そこに洋式用の災害用トイレというのを設置すれば、元気な方はそこで水がなくても自分で処理していけるかなというふうに思ったんですが、高齢者の方には、請願でも言われていました自動ラップ式トイレというのがあれば、排せつごとに簡単にラップをして自動で処理していただけるということで、本当に衛生的でありますし、高齢者の方がしやすいトイレかなというふうに思います。

これに一つどうかなというのがあったんですけども、発電機、電気が自動のトイレというのは要るんです。発動発電機も備蓄のほうに今あるというふうにお聞きしたんですけども、この辺は大丈夫でしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）発電機につきましても、現在、各避難所には備え置いてございます。それに加えて今回、防災元年ということで、新たにガスボンベ式の発電機を入れたいと思っております。管理上も非常にガソリン式よりも軽易な作業で終わりますし、エンジンをかけるときに軽くかけられるという利点もございますので、ガスボンベ式の発電機を入れていきたい、これも追加で入れていきたいと思っております。

先ほどのトイレですけれども、全ての避難所に電動トイレを導入するというので、8つ入れさせていただきます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。早速、本当に住民からの請願に応じていただいてそういうトイレを設置していただけるということで、ありがたいかなと思うんです。

ラップ式トイレ、自動トイレですが、請願の趣旨では、座るときに周りに持つところがなかったらやりにくいとかというふうなこともおっしゃっていたんです。その辺は、ただ自動の便器を導入するというだけのことになっているのか、洋式トイレがあるから洋式トイレの個室を使うのかとか、

そこら辺は具体的には何もないんですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）ちょっとまだ担当のほうからそういう詳しい仕様書であるとかメーカーとか、どういうふうなぐあいなのかというのは報告を受けていないんですけども、請願の中では身体に障がいのある方でも気持ちよく使えるトイレをということでお聞きしていますので、そういったところはしっかりとクリアできるような品物を選定していきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。

先ほど発電機も、自治会では大体今カセットボンベ式のものを各懇の家とかに設置されている方も多いいということですので、それも小学校のほうにも入れていただけるというふうなので、電気に関しては停電とか何かなったときには問題がないのかなと思うんですけども、停電時、学校が洋式トイレになった場合、使用したりする場合にやっぱり電気がないということもありますので、その辺も、停電時のトイレにも発電機を活用しながらやっていくようなことも考えているんですか。そこまであれですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）今回購入する電気トイレの件でよろしいでしょうか。そちらのほうの電源が停電でとれないということになれば、この発電機を当然活用してやっていきます。

ガスボンベもそうですけれども、従前ある発電機もございますので、2台。あるいは自主防災組織のほうでも、議員おっしゃっておられたように、大体2台ぐらいは全て資機材としてご用意していただいております、うちのほうから補助金も出ささせていただいて。ということになると、39の自治会で78台の、ざくっとですけれども発電機が熊取町内には確実にあるということですので、そういったものもお借りしながら、それと台風であったのかちょっと記憶があれなんですけれども、ある自治会から発電機を使ってはどうかということでご提供いただいたこともございます。希望が丘だったと思います。

そういった形で、自主防災組織が持っている資機材も、そういった避難所でもし足りないような状況になればまたお借りして、そういうふうな形で補完し合うような形でご協力いただけたらなというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。

小学校、中学校の体育館には、前に再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金を活用して整備して太陽光発電と蓄電器いのを確保されているかなというふうに思うんですが、これは、試しにとか、一度電気を使われたことはありますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）当然、整備したときには、完成のときにはしっかりとリハーサルということで実施はしておりますが、これまでこの発電機を使ったという場面はございません。

以上です。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）若干の補足です。

発電が10キロワット、あと蓄電が7.2キロワット・アワーです。余剰の電力等は、一部、学校で通常使っている施設とか教室とかありますので、そういう意味で、本格的に試しでという意味ではないですけども、一応通電等も通常の確認、年に何回かの確認等ございますので、そういった意味では正常に働くものというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）それはどういう場面で使われているんですかね。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）本来でしたら、開設したときにトイレの電気、あるいは停電したときの、たしか4カ所だったと思います。停電時の電気がつくように仕組みとしてなっておると。それはあと、施設の運営のためにパソコン等を持ち込んだりとか、そういったときの電力としての分が確保されていると。

それ以外は、他の教室棟とかに余剰電力が流れて使うような仕組みになっているということでご理解いただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ということは、今蓄電されて余剰になった分というのは教室のほうで使われているというふうに考えていいということですかね。

（「はい」の声あり）

9番（二見裕子君）わかりました。

27年度に整備されて、これ本当に一度も使ったことがないとなるのであれば、やはり防災訓練等で何か使ってみないとどうなのかなと思っていたんですけど、そのような形で使われているということで、作動することがわかったので、ちょっと安心をいたしました。

それと、先ほど自動のトイレを導入していただけたというふうなお話が前向きにありましたので、一つ提案させていただこうかなと思っていたのがあるんです。ちょっと提案だけで終わらせていただくんですが、箕面市が水洗式トイレトレーラーを購入したというのが4日の読売新聞に載っておりました。箕面市のほうは、14カ所の避難所にマンホールトイレと仮設トイレなどを配備していますが、有事の際にスムーズにトイレというのが組み立てられない場合があるということで、機動性の高いトレーラーのトイレを購入したということで、洋式水洗トイレと洗面台つきの個室4部屋がある、そのようなトレーラーで、箕面市の公用車で牽引してどこにでも引っ張っていけるというような洋式トイレのトレーラーということです。

トレーラーに備えられているタンクの水で、水もタンクがありまして、1,500回使用できるということで、屋根の太陽光パネルで照明電源も得られるというようなものを箕面市は購入しております。

これ、費用が2,100万円ということで、国の緊急防災・減債事業債で賄って、令和2年度まで3カ年で緊急防災・減債事業債というのがあるんですけども、それを使いながら、2,100万円のうち800万円は市民や企業からインターネットでクラウドファンディングで寄附を募ってやるということで載っておりました。

災害が起きていないときでも防災の啓発でイベント会場で使用できるということで、熊取町でも永楽ゆめの森公園等でさまざまなイベント、交流人口をふやしていくというところで、またこのトイレもそういうものでも使えるのではないかなというふうに思うんですが、その辺どんなふうに感じられますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）箕面市がこういったトレーラーを整備されたというのは新聞紙上で私も確認させていただいておるんですけども、ちょっと内容等がまだその新聞では余りわからない部分もございましたので、一度箕面市に確認するなりして、クラウドファンディングでお金を集められたというところもちょっと興味深いところであるように思いますので、もう少し勉強を深めたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）緊急防災・減債事業債ということですので、かなり有利なというんですか、すごくいい事業債かなというふうに思っております。

全国でも愛知県刈谷市、静岡県西伊豆町、静岡県富士市がトイレトレーラーを導入されたという事例も載っていました。熊取町としては、緊急防災・減災事業債というのは老人憩の家のほうで使ったかなというふうに思っておりますので、なかなかここに持っていくというのも難しいのかなというふうに思うんですが、一度、そういうトイレのトレーラーというのがあるということも担当課のほうで見ていただいて、また参考にしていただければいいかなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

次、3点目です。

土砂災害特別警戒区域の防災マップを見ると、ため池が決壊した場合の避難施設が大丈夫かということで、東小学校のところになるんですが、東小学校の周りに防災マップを見ると、急傾斜地崩落危険箇所が久保（4）、小谷（4）、（6）、地図の番号です。東小前の道路が隣接しているということで、近年、地震とかということよりも、まず豪雨が多くなっていますので、ため池ハザードマップもどんどんと町としてつくっていただいております。このマップと重ねてみますと、奥ノ池と永楽池のハザードマップを見たときに、それが決壊したときにずっと流れ込んできて、土砂災害特別警戒区域の急傾斜地崩落危険箇所に浸水し、豪雨で崩落した場合、避難所施設である東小学校に避難していくのが難しくないのかなというのをちょっと地図を見ていて思いましたので、この辺についてはどんなふうに見えていますでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、3点目の土砂災害特別警戒区域付近の避難施設、いわゆる東小学校につきまして答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、東小学校の避難所周辺道路におきましては土砂災害警戒区域に指定されている場所もございますので、風水害による災害が発生する前の段階で、避難所開設とともに適時適切な避難準備・高齢者等避難開始などの避難を促す発令に努めているところでございます。

万が一、土砂災害警戒区域に指定されている東小学校正面道路が閉鎖される状況となった場合には、周辺地域住民の皆様方への周知はもとより、土砂災害警戒区域に指定されていないルートとして、グラウンド奥からの通路の活用や、その他の避難所として、ひまわりドームや各区・自治会長のご協力をいただき、各集会所や老人憩の家の開放など、避難施設として確保できるよう想定してございます。

加えて、災害から身を守る行動はやはり自助が基本となることから、今年度、各小学校区ごとに開催しましたタウンミーティングにおきまして、自分の身は自分で守る行動のために危険を判断する情報を知り、避難等に役立てることの重要性について、町長からもお話しいただいたところでございます。

タウンミーティングでは、特に東小校区、南小校区でがけ地や山が迫っている箇所にお住まいの方は、改めて防災マップにより、住んでいる地域の地形の特性をご理解いただき、危険が迫った状況におきましては速やかにかつ安全に避難ができるよう、体制準備を整えていただきますようお願いしたところでございます。

今後も、適時適切な対応に努めてまいりたいと存じてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。自分の身は自分で守るということですが、なかなかこれ、防災マップを見ただけではどうなのかなというところと、また、ため池のハザードマップとかもどんどんできていまして、本当に皆さん、見ていけばわかるかなというふうに思うんですが地図が本当にあちこちになっていまして、私も比べながら見ていて、ここのため池が決壊するとここに流れてきてこうなるんだなというような自分なりの予想とかつけながら今回見ていて、本当に避難所であるべきところの東小に行けないとなったら、じゃどうするんやろうとかというのも少し不安の部分がありますので、今回こうやって質問させていただいたんです。

なかなか、危険が及んでも自分は大丈夫だろうという何か変な安心的なものがありまして、去年の台風21号がありましたので、熊取町の住民においては本当に素早く避難できるような体制にもなってきたかなというふうに思うんですが、どうしてもふれあいセンターが混んでしまうとか、行きやすいところへ殺到するとかというのがあります。東小がもしだめならという順序立ててのものであるとか、きちっとそれは地域、東小校区のほうで今後三者協議的な、学校を挟んでの協議とかもあるのかなというふうに思うんですが、それぞれがこの場合はどうするというのを見ていけるような、自治会を通じて話をしていただきたいなというふうに思いますので、その辺はよろしく願いしたいなというふうに思います。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）今現在、議員もご存じかと思えますけれども、熊取町全体の自主防災マニュアル、そのモデルとなるものを今、作成委員会を組織していただいて作業を進めているところでございます。せんだつても8月29日、第2回の作成委員会を開催しまして、来年の1月ぐらゐをめどにそのモデルを完成させたいと思っております。その後、一気に39地区がそれぞれの自主防災マニュアルをつくっていただけることを期待しておるわけです。当然、危機管理のほうもそういった啓発をどんどん進めていきたいと思っております。

その中で、先ほど二見議員が言われたようなこともしっかりとマニュアルに書き込みながら、地域の住民の方々にそういったことをご理解いただいて、自分のところは大丈夫やなんていうことも意識の中から完全になくしていただいて、有事の際というか、有事はどこにもあるんだというような意識をしっかりと啓発していきたいというように考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。ずっとマニュアルづくりでやっていたいるかなと思えますが、本当にゆっくりしていたらマニュアルをつくるまでに実際の災害が起きてしまったということにもなりかねませんので、その辺はきちっとしたものをつくりながら、早急に完成もさせていただきたいなというふうに思っております。

次、4番目としまして、通信の確保としてLINE活用による町からの情報を発信するための導入はどうかということで、LINE活用はずっと違う方面からも言わせていただいている、そもそもLINEができたというのは東日本大震災で情報の連絡手段が途絶えた経験がきっかけで生まれたということで、やはりLINE活用というのは本当に重要やなというふうに思ったんです。

池田市は平成30年11月から、大阪市でも平成30年12月から導入しております。大阪府の北部地震が昨年ありましたけれども、その災害があったときにLINEによって連絡をとり合ったり無事を確認したというふうに聞いておりますし、熊取町でも昨年9月の21号の台風のときに、電気が使えなければ当然テレビの情報も得られないというふうな状況の中で、LINEがつながっていましたのでLINEでのニュースとか連絡もとれたということもありました。

内閣府からも「災害対応におけるSNS活動ガイドブック」というガイドラインが出ていますが、災害情報を発信していく上ではやっぱりLINEというのが一番有効的ではないかなというふうに思っているんです。その辺、毎回LINEについてはお聞きしているんですが、防災・減災とかその辺の角度から思ったときの導入というのはどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、ご質問の4点目、ラインを導入・活用した情報発信について答弁申し上げます。

現在、各区・自治会の自主防災組織関係者で組織している自主防災組織連絡協議会におきまして、先ほど少しお話しさせていただきました自主防災マニュアルの策定に取り組んでいるところでございますが、この自主防災マニュアル策定委員会におきましてもLINEによる連絡体制の提案がなされているところでございます。

また、平成28年の熊本地震の災害対応において、熊本市職員間のラインの活用が非常に有用であったことが契機となり、熊本市では平成30年にLINEを利用した情報収集・伝達訓練を実施してございます。

この訓練の記録をLINE株式会社が分析したところ、安否確認などでは全員が全員の状況を時間つきで迅速に把握することができる一方で、指示命令や報告などでは災害対応の忙しさなどから情報の見逃しが発生しやすいという結果が得られました。LINEの持つ同報性による迅速さの効果と、重要な情報が多数のトークの中に埋もれ失われてしまうリスクがトレードオフとなることが報告されたところでございます。LINEグループの参加者数や通信を専門に担当するオペレーターの指定、グループ内のルールの設定など、有効に活用するためには継続的な検証が必要との提案がなされているところでございます。

なお、LINEの活用は特定の少数でのやりとりには効果を発揮することから、本町におきまして今年度、各避難所及び災害対策本部となる危機管理課との連絡手段として、これまでフィーチャーフォン、いわゆるガラケーからスマートフォンに切りかえまして、先日の台風第10号における各避難所との連絡につきましては全てLINEを活用した対応を行ったところで、避難者数の確認や本部からの連絡事項等、避難所等の情報共有がスピーディーかつ効果的に図られたものと考えてございます。

議員ご提案の町からの情報発信については、LINEを含め今後も調査研究を進め、適切な発信に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）いつも調査研究というふうにおっしゃっていて、それは、じゃ実際、具体的にどのような調査研究をしていただけるのかというのは決まっていますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）特に、先ほど議員のほうからお話のありました、内閣府が発行というか発布しておりますガイドラインというのがございます。こちらのほうのガイドラインもいろいろと研究させていただいたんですけど、これ結局、ツイッターとかフェイスブックのことを言っている部分であって、LINEに言及したようなガイドラインにはなっていないということでございます。

となれば、今、災害時のLINEの活用ということで、先ほどお話しさせていただいた熊本市であるとか池田市であるとか、そういった取り組みについて今、研究を進めております。

自主防災マニュアルの作成委員会でもお話があったというご答弁をさせていただいたんですけども、ある自治会で、全自治会の住民にLINEに参加していただいて、自治会の情報そのものを、防災に限らずですけども、LINEで全部処理していこうという動きがあるんです。そういったところの自治会は、逆に自治会にいろいろと勉強させていただくということもあるんですけども、その自治会が、ちょうどこの作成委員会にご参入とかご参加していただいておりますので、そういった実際の取り組みについてもちょっとお聞きしたいなというのもございます。

先ほども言いましたが、自主防災マニュアルを作成する際には、少なくとも自主防の役員であるとか自治会の役員でLINEを組んでいただいて、代表となる自治会長なり自主防の代表者から自治会の状況をLINEで本部のほうにいただいて、代表の方と町とがLINEでやり合うとか、LINEの仕組みというのは幾つかあると思いますので、そういったことの研究を進めていきたいというように考えております。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）わかりました。やっておられるのを聞くというのも、多分、野田区であったりとか紺屋区はもうつくられているかなというふうに思うんですけども、実際、LINEの会社自体でセミナーとかやっているのはご存じでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）LINE株式会社でいろいろと研修会とかセミナーとかやっているというのは、聞き及んではございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）調査研究をするというのであれば、LINE自体がどのようなものをどのように使えるかというのをやはり町として研究すべきかなど。いつもどうですかと言わせていただいています。実際のLINE自体がどのような活動、どのような有効性があるのかということ、本当にLINEのやっているセミナーとかに行かないと、便利だからと私たちもLINEを使っていますが、それは単なる使用するだけにとどまっているところでもあります。やっぱり町としては情報発信をする側で、きちっと、私たちが求められる町のLINEを、アプリを導入することによって私たちが欲しい情報が町から得られる、防災行政無線では聞こえないとか電話をかけたらフリーで聞けるとかというのは、本当に災害時というのはそのようなことではなくて、携帯が使えるのであればそういうLINEで町がぱんと情報を出していただければ、LINEを見れば情報が載っているというような、そのようなツールとして使っていただきたいなというふうに思いますので、しっかりと町としても調査研究をするというふうに前向きに考えていただければ、少しそのようなセミナーであるとかにも参加をしていただけて見ていただきたいなというふうに思っております。これは要望をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次にいきます。高齢者の移動支援についてを質問させていただきます。

熊取町は今後、これからどんどんと高齢者がふえ、運転免許証の自主返納をする方も多くなり、地域によっては移動手段が困る方がいらっしやると思います。外に出ることが運動となり、自分で買い物することも介護状態をおくらせることにつながるということで、その辺を受けたら介護費用も減ってくるのかなというふうに思いますので、これを考えたときに、移動支援事業というのは本当にこれから重要なことだと考えます。

まず、1点目、高齢者の福祉の観点で移動手段の充実ということでお聞きしたいのですが、この辺は何か考えられていることがありますでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、1点目の高齢者福祉の観点で移動手段の充実につきましてご答弁申し上げます。

まず、本町における取り組みでございますが、短期集中型予防サービスであるふれあい元気教室の参加者のうち、移動手段を持たない方に対し、自宅近くとふれあいセンター間の送迎を社会福祉法人に委託することにより、移動支援を実施しております。

また、社会福祉法人による福祉有償運送サービスという制度がございまして、当該法人の介護サービスを利用されている方を対象として、低料金で通院などの送迎サービスが行われております。

さらに、地域では住民による自主的な支援活動も立ち上がっており、つつじヶ丘地区では地区福祉委員会が中心となり、NPO法人と契約の上、ショッピングモールで買い物や食事ができるようマイクロバスによる移動支援が行われております。

町といたしましては、このような地域における取り組みが全町域に浸透するよう、生活支援・介護予防サービス協議体で取り上げるとともに、本年3月23日には町民に向けて地域が主役の活動発表会を開催し、周知・啓発を行ったところでございます。

以上、高齢者福祉の観点から移動支援の取り組みをご紹介させていただきましたが、その充実につきましては、今後も庁内関係部局を初め、社会福祉協議会などとも連携を図りながら、地域における自助・互助の取り組みはもちろんのこと、行政として有効な支援方法を生活支援・介護予防サービス協議体の中で地域関係機関の方々のご意見を頂戴しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。



9番（二見裕子君）わかりました。

前回お聞きしたときもそういうふうなお話は聞かせていただいたんですが、次にもちよつとつながるかなというふうに思うんですけれども、運転免許証を自主返納された方はひまわりバスの無料パスをいただいて、5年間ですか、使えます。高齢者の福祉という観点で見た場合、移動支援事業としてのひまわりバスを無料で使えるというような考え方であるとか、また、高齢の方にタクシーの利用券の補助、現在は障がいのある方であるとか、福祉タクシーという部分でそういう補助はありますけれども、高齢者の方が本当にふえてきた場合、そのようなものとして何か考えているものというのではないですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）答弁で生活支援サービス協議体のほうでの話し合いということで申し上げましたけれども、やはりその協議体の中でケアマネジャーであるとか利用者的高齢者の方々にアンケートなどを実施しておりまして、そこでは地域課題としては移動支援が上ってくるということで、やはり町といたしましてもしっかりと検討していかなあかんと思うんです。

介護保険法の基本的な理念である第1条にもありますように、自立支援というのが基本的にあります。また、地域包括ケアシステムの基本理念では自助、互助というところが基本となってくるといふこともあり、介護保険、共助、公助というところに持っていくためには、やはりまずは自分たちの手で何かできないかというところ、その中で行政がどう手を差し伸べていくかというところの考え方にあるのかなというふうに考えております。

そんな中で、この協議体を活用しながら、地域の方々のご意見もいただきながら検討してまいるといふところで、今現状そういうような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）介護を受けられている方はそれなりの手当的なものがあると思うんです。介護を受けられていない方でも高齢者の方がいらっしゃって、今は元気で何が困るかと言ったら、よく言われるんですけれども、本当に買い物に行くのに困る。免許証を返したけれど、外に出ていくのをどうやっていこうかというところが困るということで、先ほど理事のほうから言われていましたけれども、今つつじヶ丘と希望が丘のほうでは福祉ライフの事業で、いこらも一で地域のふれあいセンターとサロンを利用してカラオケとかマージャンとか、熊取町からの利用の方はほぼ買い物支援として年会費3,000円で行けるということで、マイクロバス26人乗りは結構予約でというような感じでいっぱいになると。

それは介護という部分ではなく、高齢者のサロンとか地域ふれあいセンターというのをつくることによって移動支援ができるというふうなお話も聞いたんですけれども、年会費3,000円、高いのか安いのかということもあるかと思うんです。24時間の安否確認もしていただき、また、電球を取りかえてほしいと言ったらそういうのもお助けサービスしているとか、介護保険を使わない事業というんですか、何かそういうのでされている。今後それが介護を使うようになったときに、そういうのをやったださっている事業者があれば、介護になれば介護でそのほうをまた利用していくということもあるかなと思うんですけれども、熊取町内でも、これはもういこらも一に行くことということで、熊取町の中で買い物ではなくて泉佐野に行くという、交流人口ではないですけど、なった場合、もうちょっと熊取町の中でもそういう何か買い物の支援というんですか、地域の活性を考えたときに、高齢者の方がお昼買い物に来ていますよという部分で何か考えられないのかなというふうに思うんです。その辺は何か考えられないですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）まさしく、そういうところの考え方を地域課題として捉えて、マッチングしていくということが行政の役割かなというふうに思っております。

つつじヶ丘地区の、なかなかいい取り組みをしていただいているわけですが、ちょっと答

弁のほうでも言わせていただきましたけれども、こういったいい事例、事案というものを町内全域に発信していくために、地域の皆さんとともに活動の発表会を実施したところでございますし、また、敬老会におきましては、その中心となった方を高齢者表彰でやって、長生会を初め高齢者のイベントの中でご披露させていただいたりというところで、皆さんのやる気というものをもっともっと活性化していけないかなというところでも取り組んだところです。

また、今後はしっかりとそういう事業所、できれば町内のスーパーマーケットなどが参画していただければいいんですけども、これはあくまでも民間の力量の部分となってくると思いますので、そういう話があれば、やはりしっかりとマッチングはやっていきたいなと思いますし、地域の課題を今いろいろ聞き出しているところで、あと福祉関係者など、また地域の長生会等の関係者も入れた中での話し合いもやっていくんで、どういったことができるのかということ町全体で議論しているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ありがとうございます。

例えばですけども、協働でつくる住民参加型の移動支援みたいなのであるとか、協働でやっていくというところで、車は当然町が用意していただいているというところで、その辺の運営を住民とか地域でやっていくみたいなことをできたらいいのかなというふうに思ったんですが、寝屋川市では何か12月からですか、ワゴン3台を高齢者や妊婦が無料で利用できる乗り合い車として購入して、地域限定、ここでしか使えませんよということはあるんですけども、平日の日中の6時間で、事前登録して、利用者がそれは直接運転手に連絡して送迎してもらおうという、今サロンとして福祉ライブがされているような事業とよく似ている、バスを使うというところでちょっとあれですけども、平日の10時から2時とかというその辺の時間でそういう運行していくというような取り組みというのは、これからすごく大事なかなというふうに思うんです。

それともう一点、町としてできることというのはやっぱりひまわりバスの活用じゃないのかなと。いろいろひまわりバスの運行に関しては、今回、万代の近くにバス停をつくっていただきましたけれども、本当に高齢者の方の意見を反映していただきたいなというふうに思うんですが、この前、議会報告会のときでもおっしゃっていましたが、ひまわりバスで買い物に行けたらいいとか、そんなこともおっしゃっていました。

今、土日祝もずっと運営されているひまわりバスですけども、片方周りしかないという不便さがあったりとかしますんで、これはできるかできないかは別として、1週間のうちの1日はひまわりバスは予約制のバスですよみたいな、買い物とかお出かけ用の乗り合いバスとして、そういうふうな利用はできないのかというふうに思ったりもしたんです。その辺はどうですか、ひまわりバスを活用してというのは。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）ひまわりバスにつきましては、高齢者の方の乗っている割合は7割以上というふうなことで、昨年のアンケートでそういう数字が出たんですけど、実態は高齢者の方が主に利用されているということなんです。

ひまわりバスにつきましては、あくまで高齢者を含めた全ての町民の皆様のための公共交通手段ということで考えてございまして、現状はこういった形で定期的な運行というふうなことでやらせてもらっているというふうなものでございます。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）現状はそういうふうになっているというところで、いろいろハードルがあるのかなというのが正直なところです。

昨日、文野議員からの提案もありました。国土交通省と厚生労働省が連携して交通部門と福祉部門を何とか手を組めないかというところのアプローチもあります。ですので、協議体と私らは言わ

せていただいておりますけれども、道路部局としっかり連携を図りながら、今後は、できることは何なのか、また、福祉でやらなければいけないところは何なのか、そのすみ分けは非常に大事になってくると思いますので、そういった議論も入っていきいたいなと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ありがとうございます。当然ひまわりバスは公共施設を回るためのものではありますが、やっぱり一番身近なバスでありますし、今まで平日しか運行していなかったのに、土日祝運行することによってすごく利用者の方もふえたということでもあります。であるならば、平日の1日だけ逆に高齢者のために使うということもできないのかなど。できないということからスタートしてしまうとできないので、先ほど理事からも厚生労働省と国土交通省との話の中で福祉の部分でとおっしゃっていましたが、そこをしっかりと踏み込んでいただいて、町として同じお金をかけるなら、本当に皆さんが利用しやすいひまわりバスになっていけばいいのかなというふうに思います。

その中で、もしかしてそれが100円でなくて200円取るということになっても、利用される方は便利であるならばそこはしょうがないのかなというふうな意見も出てくるのかなという、いろんなことを考えたら、いかにして高齢者の移動支援を町として考えていただくかというふうなものになっていくのかなというふうに思いますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、子育て支援についてですが、まず初めに、子ども医療費助成事業の拡充はあるのかということで、町長は子ども医療制度を18歳まで拡充するというようなマニフェストを立候補されたときに出されていますが、その辺はどのように検討されているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、子ども医療費助成の拡充についてのご質問にご答弁申し上げます。

本町では、平成27年4月に助成対象を拡充し、現在は中学校卒業年度末までを対象に、入院・通院ともに助成を行っているところでございます。

岸和田市以南5市3町では、現時点において18歳到達年度末まで助成対象とするのが2団体、その他においては本町と同様、中学校卒業年度末までを対象としておるところでございます。

さらに、全国的には、平成30年4月時点ではございますが、約6割の自治体が中学校卒業年度末までを助成対象としていることから、本町の制度は標準的な水準にあるものと理解してございます。

子ども医療費助成制度が経済的支援を通して少子化や若年世代の転入・定住対策などに寄与できる重要な施策の一つと認識してはございますが、国・府の補助金や交付金も先細りしてございまして、平成30年度決算見込み額では、既に年間約1億500万円以上の一般財源負担が生じている状況でございます。

なお、仮に18歳到達年度末まで拡充した場合、概算ではございますが、さらに年間約2,500万円超の追加財政等負担が生じる見込みとなっております。

今後、医療技術の進歩などにより、将来的な医療費の増加も想定されることから、現段階においては事業を拡充するめどは立っておらないというのが現状でございます。

今後につきましては、国・府の動向を注視しながら、制度の拡充が本町の財政状況に与える影響を勘案しつつ、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）時間がないので、すみません。

町長が18歳までというふうなことをマニフェストに上げられていましたので、ちょっとお聞きしたいなというふうに思いました。

大阪府とか国からいただけるお金というのがもう本当に限られていまして、持ち出しであるとい

うことからなかなか18歳までというのは厳しいかなというふうに思っておりますが、どのように考えておられるのかなということで、お聞きをさせていただきました。

次に移ります。学童保育の現状ということでお聞きします。

3月議会で今年度の入所児童数とかをお聞かせいただいて、ほぼそこら辺のことは変わらないのかなというふうに思うんですが、今後、幼保無償化となって働くお母さんがふえて、保育所に預けて、小学校になると放課後の過ごし方、預かってもらえるところが重要になってくるというふうに思いますので、今後の学童保育がすごく生徒もふえるかなというふうに思うんです。そのときに施設整備であるとか人材確保など考えていけないのではないかなというふうに思いまして、学童の現状を踏まえてお聞きしたいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、学童保育の現状についてのご質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、入所児童数につきましては、本年4月時点では中央学童保育所が105人、東学童保育所が113人、西学童保育所が130人、南学童保育所が81人、北学童保育所が145人の合計574人となっており、前年の4月時点と比較いたしますと全体で38人の増加となっております。

また、本年8月時点の入所児童数は、中央学童保育所が105人、東学童保育所が116人、西学童保育所が136人、南学童保育所が82人、北学童保育所が147人の合計586人となっており、4月時点と比べますと全体では12人の増加となっております。

次に、令和2年度の入所見込み児童数につきましては、本年6月に来年度、令和2年度の学童保育所入所希望アンケートを実施いたしました結果、中央学童保育所が122人、東学童保育所が129人、西学童保育所が150人、南学童保育所が78人、北学童保育所が154人の合計633人となっており、本年4月時点の入所児童数と比べますと全体では59人の増加見込みとなっております。

このように、入所児童数が年々増加する傾向にありますことから、平成30年度におきましては、中央学童保育所の保育環境の改善を図るため、中央小学校敷地内に1クラブ分の児童が受け入れ可能なユニットハウスを設置し、本年4月より運営を実施したところでございます。

また、西学童保育所におきましては、1クラブ分の児童が受け入れ可能なユニットハウスに拡張し、同じく本年4月より運営を実施したところでございますが、宅地開発等により来年度の入所見込み児童数が定員を超過することから、西小学校の敷地内への施設整備関連費用の補正予算を本年9月議会に上程いたしております。

さらには、東学童保育所や北学童保育所につきましても、今後の入所児童数の推移や施設の立地状況、さらには厳しい財政状況など総合的に勘案しながら、引き続き、待機児童が生じないよう対策を検討してまいりたいと考えております。

一方、保育環境につきましても、指定管理者とも協議を行いながら、今年度につきましては中央学童保育所の空調機器更新や南学童保育所保育室床の防音対策など、施設環境面の改善を行ったところでございます。

今後におきましても、施設の環境改善に適宜取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ありがとうございます。すごく数を見るからにはどんどんふえていっているような状況で、また、ふえればプレハブなのかなというふうな考えもあるんですけど、前回の質問のときも教育長のほうから学校はあいているようであいていないというようなお答えもありましたので、本当にどんどんとそういうふうな形で校舎というか施設が要となった場合、人材のほうもすごく心配であります。その辺も、キャリアアップとかの処遇改善とかそんなふうなものも使っていて、しっかりと人材も確保していただいて施設整備もしていただきたいなというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、二見議員の質問を終わります。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、一般質問最後になりますが、質問をさせていただきます。

まず初めに、自治基本条例についてです。

この夏、静岡県牧之原市元市長、西原氏のお話を聞く機会を得ました。私の参考資料を見ていただきたいと思うんですが、牧之原市自治基本条例です。前文で、協働のまちづくりを進めることにより、一人一人の思いが生かされる市を目指す、このような認識をもとに、ここは市ですので、市民、議会、行政が一体となってこのまちを築いていくため、自治基本条例を制定することとしている。

熊取町も、協働のまちづくりのために町民、町長、議会、職員の責務を定めた自治基本条例が必要だと思いますが、いかがでしょうか、ご答弁よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、ご質問1点目の自治基本条例に関するご質問に答弁申し上げます。

本町では、平成22年3月に協働・参画のまちづくりを進めるに当たっての基本原則や目指す姿、また、そのさまざまな担い手とその役割などを示しました熊取町協働憲章を、策定段階から15名の住民の皆様にご参画いただき、9回もの会議とパブリックコメントを踏まえ策定したところで、こちらのほうには、住民やコミュニティ組織などと行政が連携・協働してまちづくりに取り組むことを定めてございます。

一方、本町では、協働憲章が策定される以前から、協働の代表的な取り組みといたしまして、全区長、自治会長による年5回の町政連絡事務嘱託員連絡会を通じて、地域住民と行政が緊密な連携協力を図ってまいりました。それら本町でこれまで古くから培われてきました協働の取り組みを明文化し、より具体的に整理したものが、協働憲章となります。

さらに、これまでの協働に加えまして、平成22年8月には住民提案協働事業制度を策定いたしまして、住民活動団体などによる新たな協働の手法を構築するなど、住民を主体とした協働の基盤を着実に整備してきたものと考えております。

このような背景のもと、議員ご提案の自治基本条例の制定でございますが、こちらの条例は、ご存じのとおり、まちづくりの基本理念や住民・行政などの権利や責務、協働・参画の仕組みを主な規定内容とする、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた理念的な条例でありまして、近隣自治体では岸和田市、阪南市、泉南市で制定されてございます。

この他、団体の動向なども踏まえまして、自治基本条例の制定につきまして検討を進めてきた経緯はございますが、本町におきましては、自治基本条例で定めるべき内容を熊取町協働憲章で既に規定していることに加えまして、先ほど申し上げましたとおり、着実に協働のまちづくりの環境整備とともに住民等との協働を実践していることから、今さらあえて自治基本条例という理念条例を制定する必要はないものと判断したところでございます。

したがって今後も、策定段階から住民の皆様と一緒に築き上げてまいりました熊取町協働憲章基本といたしまして、鱧谷議員ご指摘の住民の暮らしやすさの実現や協働のまちづくりにつきましてしっかりと推進してまいりたいと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）すごくよくはわかるんですが、牧之原市では、牧之原市長はマニフェストにうたっていた市民参加と協働の推進を進めるためにフォーラムまきのはらというのをつくられて、うちの町長と同じように、市民と対話していこうとされたそうです。しかし、初めは参加が多かったんで

すが徐々に減ってきました、そういう会議の中では、やはり1人の人がしゃべり続ける、片一方ずつだけに聞かされる、そういうふうな感じで、なかなか対話というのが成立しないということこの市長は気づかれたそうです。

1人だけが話しるとか、それから頭から考えを否定するとか楽しくない雰囲気があるとか、そういうことを払拭したいということで、対話による協働のまちづくりを始めるということでファシリテーションというんですか、ファシリテーターという方、市民の方が進行して行って、進行役の人が話を進め、一方的に町から話しるとかそういうのではなくて、一つの議題においてそういう方が話し合いを進め、それから会議をまとめ上げる、ルールを守るように進めて行って、さっきも言いましたように、自分ばかり話をしない、頭から人の意見を否定しない、楽しい雰囲気を大切に作るなどの手法をもって基本条例をつくり上げてきたと、この市長はそうおっしゃっていたんです。だから、一番もとにそういう話し合いをしていこうというところの考え方を皆さんに広めるために、基本条例をつくられたそうです。

ですから、何か本当に今、熊取町がやっていることとほとんど同じようなことなんですけれども、やはりそういうふうな雰囲気でもって話し合えるというふうなところをつくり上げていくときに、この基本条例というのがすごく役に立ったと市長はおっしゃっているんです。

一番初め、前文をちょっと見ていただきたいんですけど、ここは合併で一緒になったそうです。違うところが来たので、「私たちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、未来の世代へ引き継いでいく責任があります。私たちは、人と人のつながりを大切にし、自らの意思と責任に基づいて互いに支えあう協働のまちづくりを進めることにより、一人ひとりの思いが生かされる牧之原市を目指します。私たちは、このような認識をもとに、市民、議会、行政が一体となってこのまちを築いていくため、ここに自治基本条例を制定します。」こういうことで、だから、やっている熊取町の方向と何らこの基本条例というのが全く違うことを言っているのではなし、その上に、住民の皆さんにわかってもらうがためにつくられたというのがこの基本条例であると考えていただきたいんです。

今一生懸命やっていることと違うことをもう一遍ここでつくりなさいと言っているのではないということをもう一遍理解していただきたいと思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）ありがとうございます。本当に協働のまちづくり、平成21年度から取り組んできたわけなんですけれども、本町のほうでは当時にぎわい創造課という協働に特化した組織をつくりまして協働のスタートを取り組んでいったということに対しまして、静岡県牧之原市は、さらにうちよりも3年前の平成18年ごろから協働に取り組んできたということで、日本でも最先端を走った団体であったというふうに記憶しております。先ほどの協働のまちづくり会議で議論していく中で、牧之原市の取り組みも実はしっかりと参考にさせていただきながら15人の会議を進めてきたという経過がございます。

ただ、牧之原市は結果として条例という形態をとられたと。それに対して本町のほうでは、いろんな議論もあったんですけれども、最終的には憲章ということで、総合計画の下で最重要規範という位置づけで憲章という位置づけをとったということで、先ほど鯉谷議員がおっしゃったとおり、形態が違うだけで趣旨は何ら差異はないというふうに考えてございますし、我々、実際にその後、牧之原市の記事なんかいろいろ研究させていただくんですが、そんなに我々も劣っているものではないなというふうに自負しているところもございます。

ただ、先ほどおっしゃられたファシリテーター、対話の重要性ということで市長は進めていらっしゃるというところなんですけれども、本当にこれは、私も実際にしていく中で対話の重要性というのは非常に大事ななということで、熊取町においても、だからこそ住民とか住民活動団体と話すときには対等な関係とかファシリテーター力というのを生かして話しやすい雰囲気づくり、これを

心がけて合意形成につなげていくというそういった心構えで行っておりますし、実際のところ、ファシリテーター養成研修という職員研修を受けに行っている職員も当然しておりますし、また、団体向けにもファシリテーター力をつけていただくということで、単なる司会者に終わらずに意見を引き出すという、そういった能力も協働を進めていく上で必要な能力やろうということで進めているところでございます。

したがいまして、議員のほうからもあえて自治基本条例の制定というところにはこだわっていらっしゃるというお話を今さっきいただいたところなんですけれども、私どもも本当に、対話による協働というのは一番根底において一番大切なところやというふうに認識しているところでもございますので、ぜひとも今後も、熊取町の協働憲章に基づく対話を重視した協働というところ、ここをちょっと温かく見守っていただけたらなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君） 全くこだわらないとは言っていないんですけれども、協働の憲章のあれで議会の位置というのがやはりないところは、基本条例の中には議会を含む町をつくっていく全体の位置というのか、そういうのもきちっと定めていますし、できればあったにこしたことはないなという気は思っているんです。

それは、議会基本条例もつくりまして、これからもいろいろと改革していかなあかんというふうなところもありますし、基本条例も、牧之原市の元市長もおっしゃっていましたが、つくっているところはつくって、でもそのままになっているところ、やはり発展させていかなないと意味がない。私たちも基本条例をつくりましたが、それはやはりみんなの力で発展させていかなければならないというところ辺は、基本条例も、それから議会の基本条例も、同じように時代に応じて発展させていかなければならないというところ辺はあるとは思いますが、そのときにつくっていただけたほうありがたいというのは、両輪で走っていけるというふうなところでは、基本条例があったほうありがたいかなというふうに思います。

牧之原市では、第11条、12条、13条、14条で住民の心構え、地域の問題解決への努力などが書いてありますし、対話による協働のまちづくり、それは同じようやと先ほどもおっしゃっていただきましたけれど、重要なことで、市民と一緒に決めて住民がやる気を出してまちづくりに取り組んでいくという、誰もが主役になれる、その辺をうたっていられるんです。だから、その辺の気持ちや心を住民に浸透させていく。

ただ、今のまちづくりというたら、こことここをくっつけてこことここと一緒にやりましょう、こことここと一緒にやりましょう、余談ですけど、そうではなくて、住民それぞれが自分の問題として行政と一緒に考えて、そしてまちづくりに自分の問題として取り組んでいくという、その辺のところ浸透させていくのにはどうしたらいいか。協働のまちづくりでも、そういう手法をつくって問題提起をしてやっていけばできるという思いはありますけれども、そういうことをしっかりと書いていただけたらというふうな思いがあるんですが、その辺についてはどうでしょうか。

議長（矢野正憲君） 明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君） 協働のまちづくりにつきましては、確かに協働憲章のほうには、先ほどおっしゃってました議会との関係というのは書いてございません。これは当然、議会というのはそもそもいわゆる概念的に言われている協働のパートナーではないということ、これは全自治体共通の認識でございまして、当然、議会と行政というのはご存じのとおり、それぞれ独立した対等な立場から、相互に牽制と抑制を行いながら均衡と調和を保ちつつ、本町の発展と住民福祉の向上を図るための関係という大原則がありますので、協働のパートナーではないということで、協働憲章にはあえて議会の項目というのがないのがスタンダードな形なんです。ただ、住民基本条例のほうには当然、全て議会との関係も書いてございます。

そういったところで、先行して議会基本条例を議会のほうではつくられたわけなんですけれども、ただ、その大きな傘の中には、地方自治法というのがございますので、自治法の中ではそのあたりの

全ての関係というのが網羅されてございます。

その中で熊取町は、議員今先ほどおっしゃられた住民の心構えというんでしょうか、どういう姿勢で協働のまちづくりを進めていくんだというところは、協働憲章を昨年改定いたしました、その本編のほうで全てその精神であったりとか、あるいは役割であったりとかというのを条例以上に、より細かく記載してございます。そのあたりは十分この憲章で対応できているのかなというところはあるんですが、ただ、本町の協働憲章というのが本当に100%完全なものという認識は当然持ってございませんので、その時代のニーズとか社会情勢の変化などを見きわめて、昨年度、協働憲章を見直しして住民提案協働事業制度を見直していったというような例のとおり、今後においても改良し、進化させていただきたいというふうに考えております。ご理解ほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） おっしゃることはよくわかるんですけども、議会がパートナーではないみたいな感じなんです。でも、このまちをつくっていく一つの、対立と言うとおかしいですけど、町長とはやはりお互いに切磋琢磨するところもあります。でも、同じ熊取町をつくっていくということで同じ目線で、同じ立場で、同じところで協働してやっていくというところで、何かさっきの話だったら、議会は別のところで言っていればいいよというふうな感じにも聞こえたんです。やはり、私たちもまちづくりに関しては一つの集団であり、職員も一つの集団であり、お互いに切磋琢磨していくというところ辺はずっと持っていくべきやというふうに感じていますので、何かその辺は今おっしゃったことに対してあれなんですけども。

議長（矢野正憲君） 明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君） すみません。私の表現の仕方がちょっと悪かったと思います。そこは反省させていただきます。

協働という枠組みがあるんですけども、その協働の枠組みにおきまして、そもそも議会と町というのは当然、まちづくりを進めていく上での重要なパートナーといいますか、両輪という表現をよく使われます。これはもう間違いございませんし、それは地方自治法という法律の中でまず規定されておりますので、その点、私の表現がまずかったことはおわび申し上げます。

ただ、先ほど申しましたのは、協働という枠組みの中では議会と我々というのは古くから、地方自治ができたときからの関係でございますので、言わずもがなというところで、あえてそれまで新しい概念であったNPO法人であったりとか古くからある住民活動団体であったりとか、それと対等な関係であるという新たな概念の協働、この中にあえて議会は入れないという当時の考え方、協働が生まれたときの考え方を表現させていただいたところでございます。その点につきましては誤解のないように訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 牧之原市は、やはり住民と寄り添って、パートナーシップを持てる職員の育成、職員が生きがいを持って幸せ感が持てる職場が重要だと述べていらっしゃいます。

これは牧之原市の考え方ですけれども、熊取町としたら、牧之原市の基本理念が幸福実現都市であるけれど、我々はやはり出会い、ふれあい、みんなで助け合いのまちづくり、やすらぎのまち、ほほえみのまちづくり熊取としてやっていくべきやろうというふうに思っています。

その中で私が感じますのは、職員にもやすらぎとほほえみをもっとふやしていただきたい。そして、安心して働ける人数をきちっと確保していただき、話し合いでの協働の意識を持って、住民に寄り添える職員をもっとふやしていただきたい。

私は、そのときに基本条例をつくってもらいたいという思いで書いたんですけども、それは基本条例がもし、もうつくらなくてもあるんやというふうにおっしゃるんやったらそれでもいいんですけれども、今私が申しました基本条例の精神というんですか、その辺はきちっとまた捉えていた



だけたらなというふうに思います。

町長も過去の議員時代に基本条例の質問をされて、行政の役割、議会の役割、住民の役割を明確にし、どんなまちをつくるのかがそこから始まるというふうにおっしゃっていらっしやいます。今時点での町長のお考えをお聞かせいただけたらありがたいんですが。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）自治基本条例、懐かしく思います。今でも私の机の中には岸和田市の自治基本条例をそのまま入れたままになっていまして、たまにそれを読んだりしているのが現状なんです。

あの当時、議会基本条例、自治基本条例という流れということでもなかったですけども、あえて明文化するというふうなことでは、大切なそういう条例ではなかったかなと思っております。

議会基本条例は平成20年に策定することができまして、議会、当時本当に思い出そうれしかったなど。ここにもその当時の文野議員、渡辺議員、議長もそうですけれども、鯉谷議員もおられました。本当に策定過程ではいろいろなことがあって、わからなかったこと、思いもよらなかったことが策定過程で出てくるんですけども、そういったことが議員としての意識づけ、いろいろな思いが出てくる中で、多方面の考え方とか意識づけがそこで図られたかなというふうに思います。さらに、議員としての職責の重さというものを感じたというのが思い出されることです。

自治基本条例、みずから治める基本条例というふうに私は解釈しています。言われるまでもなく、住民皆さん方が、職員が、そして議員の皆さん方がそれぞれの立場で考えながら、どんなまちを目指していくのかという、そういったものの基礎になる条例だというふうに理解しています。

議会基本条例を策定した中で、この自治基本条例は執行部側が主になってつくってもらわないかんのので、両輪という意味では執行部側に自治基本条例策定というふうなことで投げかけました。それは、職員の意識の改革というふうなことも含めての条例を考えての質問だったというふうに思い出しているんですけども、イメージとすれば私には自治基本条例なんです。協働憲章なんていうのはちょっと生ぬるいなというイメージを持っているのは確かです。だけど、中身につきましては大体似たようなになっているということなんですよね。ただ、策定過程でどのような議論がなされたか、その経過については、私は22年、23年、ばたばたしていた時期でありまして余り覚えてなくて、でも、委員方が何回も議論を重ねて協働憲章というものを策定していただいた経緯もありますので、これはやはり尊重していかないかんのかなと思っております。

ただ、策定からまたおよそ10年たっています。社会構造、人の考え方も変わってきています。そういった中で、この協働憲章が皆さん方のまちづくりに対しての意に整合性があるかどうか、この間改めてまた改訂しましたけれども、今後ますますそういったものが変化していくということであれば、またその中身についても変えていく必要があるかなというふうに思っております。

私は直接対話、タウンミーティングの中で、住民の皆様方のお一人お一人の少しの協力をいただければというふうな話をさせていただいています。これは、皆さん方が行政に頼るんじゃなくて、一人一人の考えのもとにまちづくりが重要なんですという意味合いを込めて、少しの力をかしてくださいということをお願いしているんですけども、だからそういう中では、どんどん変わっていく社会構造、人の考え方の中で、協働憲章という名称がイメージ的に合うかどうか、そんなことも踏まえて、また私なりには、これはいつまで私がここにいるかはわかりませんが、考えていく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）ありがとうございました。

牧之原市は、対話を通じて住民が問題意識、住民の共同の参画を促しております。今、自治会なんかで起こっております自治会の役員のみならず手の問題や高齢者の見守りの問題などいろいろな問題を自分の問題として捉えて、行政とともに解決策を議論していける、そのようなまちをつくっていただきたいというのと、また防災の問題も、地域ごとに対応が進む、それで組織が活発にな

るというふうなことになっていくと思います。この間も希望が丘なんかから意見をいただきましたけれども、防災の中で取り組む中で対話が進んでいっているんだろうなというふうな感じを受けました。こういうふうな活動を全町に広げていってもらいたいですし、そういうことができるのが協働のまちづくりなんだろうというふうに感じております。

でも、熊取町は昔から協働のまちづくりだったというのを今年の図書館の協議会の中でこう述べられているんです。熊取図書館は何をアピールできるかといえば、住民と一緒にやってきて共同作業をやっているところ。どの市町村でも自治基本条例があり、図書館だけではなく行政全体が住民と協働して何かをしなければならぬ時代だが、ほとんどの自治体では協働の何たるかがまだわかっていない。行政の手の中で住民に参加してもらえばそれが協働だと思っている。その中で熊取町図書館は先進的であることをアピールすべき。熊取町の中で協働をつくり上げてきた先駆的な部分を指定管理者制度の導入でなくしてしまおうとするのであれば、行政全体として協働を進める中心となる場所をそぎ落とすようなもの。ユネスコの公共図書館宣言にも、図書館の貸し出し冊数やそれをふやせというようなことは書いておらず、社会集団の生涯学習や独自の意思決定や文化発展を目標としている。そういう目標でいえば、住民の協働という作業が数字的にはあらわしにくいですが、現在でも十分にやっていることを含めて資料を作成してはどうかという意見が協議会の中で発せられました。議事録を見て、建てるところから住民と職員がいい図書館をつくりたいという願いを集めてきたすばらしい図書館だったということを確認いたしました。

熊取町の協働のまちづくりの歴史を思い起こしていただけて、対応を進める中でこのまちの発展を望んでいきます。

自治基本条例は、お話を聞くとちょっと作成は難しいのかなというふうに思いますが、私は、そういう基本条例をつくる中で住民との対話をつくっていただきたいというふうな思いで基本条例を出しましたけれども、できないとしても、そういう基本条例の精神というか、住民と対応をしていくときの気持ちとか、それから職員は住民をまず第一に考えてするというふうな、そういうふうな精神をきっちりとお持ちいただけたらと思います。またよろしく願いしておきます。

議長（矢野正憲君）一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

---

（「12時20分」から「13時19分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の一般質問を継続いたします。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）続きまして、一人暮らしで、家族の無い方への支援の問題についてお聞きいたします。

認知症に不安があって成年後見人制度を利用したいと思われましたが、成年後見人制度を利用すると後見人に対して毎月報酬が必要になります。報酬といっても後見人1人の方に対して大体3万円ぐらい、そしてまた、後見人を指導される裁判所の方に1万円ぐらい、4、5万円のお金が必要と聞きました。認知症になるまでの間の相談やひとり暮らしの方をサポートして下さるところはあるのか、それから認知症の判断は誰にってもらうのが一番いいのか、誰もいらっしやらないので困っていらっしやるという感じなんですけれど、ご答弁よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、2点目のご質問の一人暮らしで、家族の無い方への支援についてご答弁申し上げます。

おひとり暮らしの方で不安をお持ちの方の相談先についてのご質問でございますが、本町では、生活福祉全般の相談といたしまして、CSW（コミュニティーソーシャルワーカー）を初めとし、職員による窓口相談、社会福祉協議会での福祉活動専門員（COW）による相談、さらに高齢者福祉や障がい者福祉分野では、地域包括支援センターや委託相談支援事業所など、各分野ごとの相談

窓口で丁寧な相談事業を実施しております。

また、地域におきましては、民生委員児童委員の皆様のご協力を得ながら、まちの身近な相談員としてご尽力をいただいております。

自分一人で手続などをするのが不安な方には、社会福祉協議会において日常生活自立支援事業として、日常の金銭管理など困り事のお手伝いも実施しております。

ひとり暮らしで少しでも不安と思われるときには、ぜひご自身が受けやすいところでの相談につながるができるよう、本町といたしましても引き続き周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） いろいろなところがあるようなんです。

その方はすごくお元気で、日常生活余り困っていらっしやらないんですけども、訪問者が来てだまされるのではないかというふうな不安とか、それから電話がかかってきてそういう詐欺に遭うのではないかというふうな、そういうもろもろの不安がきつくて、おうちももう閉め切りにして、電話も番号のわかっているところは出るけれど、それ以外は全く出ないということで、本当に社会との接点がなかなかつかめない方で、本人も後見人制度があるというのをどこかでお聞きになって、どういものかということと一緒に聞きに行ったんですけども、かなり高いし、認知症になったら使うというふうな可能性はあるけれども、ふだんから相談するとかそういうところではないというのがわかって、どうしたらいいのかなというふうなことを聞きました。

そういう方の日常的な不安に答えられるところというのはすごく少ないように思いますので、本人が望まないとなかなかそういうところに行けないということがあって、丁寧な、こういう方にはこういうふうなところで相談していただければいいよという細かい事例とか、そういうことがわかるような広報をお願いしたいなというふうに思います。

私たちも、そのお方に対してはなるべく外へ出るようにというのは働きかけていこうと思っているんですけども、対人的な不安感というのがなかなか拭えないというところがあって難しいように感じているんです。

また、先日もご近所の方が倒れまして、今入院していらっしやいます。この方も全く身寄りがなく、入院のときに80歳を過ぎられたおばさんが来られて、保証人にはなっていたんですけども、あとはもう遠くて来られないということで、私がお金を引き出したりとか、家の中に入って細々な物を持っていったりとかしているんですけども、何か私自身がこんなことを一人でして疑われるん違うかなというふうな、人のキャッシュカードを持って行って出すとか、そういうすごく不安に今感じているんです。そんなときに後見人制度が使えるのかしらと思ったけれども、そうでもないんですね。

民生委員の方にもお聞きしたんですけど、民生委員の方も人それぞれで、入院までは手伝わったけれどあとは知りませんとおっしゃっていらっしやったんで、どこへどういうふうな相談して、どこにどういうふうにしてやっていったらというのが非常に難しいかなというふうに思うんです。民生委員のそういう方々へのかかわりとか、それから後見人制度を使ったりとか、そういうふうな方への手助けみたいなのは町としては持てるんでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 今おっしゃっていただいているのも、まさに今、議員もお聞きになったことがあると思うんですけども、地域共生社会、人ごと、丸ごとみんなで助け合っていきましょうという、もうその言葉に尽きるのかなというふうに思います。地域でのいわゆる福祉課題、これはもうたくさん山積していると。それを少しでも地域の方がみんな力を寄せて、そしてもちろん行政も最大限努力して、それでもってみんなで助け合っていきましょうと、このスタイルが最終行き着くところやと思います。

ただ、これはなかなか個人のプライバシーも当然ございますし、いろんなかかわり合いもござい

ます。一度にそういう社会が実現するというのはなかなか難しいことやと思いますが、少しでもそういうみんなで、人ごとではなくて自分のこととして考える、そういう社会を築いていくというのが福祉の最終目的であろうかなというふうに考えております。

そういった中で、鯉谷議員におかれましても地域の困っている方の手助けを常にやっていただいているということで、本当にありがとうございます。心からお礼申し上げます。

ただ、なかなか一步を越えて、今言われているような金銭管理というところまでいくと難しい、これはもうおっしゃるとおりでございます。まずは、手短めと言うたらあれなんですけれども、生活福祉のほうで今配属しておりますCSW、これは生活福祉にかかわらず、いろんなことの相談、そういったことを相談するノウハウを全て兼ね備えておりますので、まずはご相談いただければ、こういった悩み事やったらここに行ったら詳しく聞いてもらえるわとか、こういったことはここで解決できるわという、そういういわゆる福祉のつなぎ役がおりますので、まずはそこにご相談いただければと思います。

また、今おっしゃっているようにCSWというものの存在を知らしめるというのは我々行政の仕事やと思っておりますので、できる限り地域のほうに出向いて、CSWというのはこういう仕事をやっているからお気楽にご相談くださいねというようなことは、今後も地道に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）ありがとうございます。

本当にこれからも高齢社会が進んでいって、身寄りのない人たちがふえてきたりとか、それからそういう困っていることを相談できない方というのがふえてきたりすると思うんですね。少子化の問題や、これからの町での施設が老朽化していって、だんだんとお金がたくさんかかって福祉にお金がなかなか使えないというふうな問題とか、災害の問題とか、もう本当に自治基本条例をつくって、それぞれの立場の中で話し合いを進めていくべき事柄がこれからどんどんふえてくるのではないかなと思うんですよ。だから、もしつくれなくても、そういう話し合いをする場というのは協働の社会をつくるという意味からも、行政も町長も議会も、それから町民自身も皆さんでどうしていったら、一人残らずと言ったらあれやけれども、本当に助けてほしいという人が手を挙げられないようなそういう社会ではなく、どこかへ相談していけるような、そういうふうな社会というのをやっぱりつくっていかないといけないのではないかなというふうに、さっきもおっしゃっていただきましたけれど、協働の社会というのをつくっていかないといけないのではないかなというふうに感じております。

ただ、今、介護保険で、先ほどおっしゃっていただきました我が事・丸ごと地域共生社会をつくるんやというふうなうたってはいるんですけど、地域社会での解決はもう地域住民にぼんと投げ出したら解決するような、そういう書かれ方をしているような気がして、私は非常に不満を持っていると言ったらおかしいけれど、おかしいんじゃないかなというふうに感じているんです。

憲法25条2項では、国は社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び推進に努めなければならないとなっておりますし、社会福祉法第4条第2項では、地域住民等は地域社会課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携により、その解決を図るように留意するものとなっていて、国や関係機関の責任や努力というのはきちっとうたわれています。

だから、ぼんとかこういう問題がありますから地域で話し合って解決してくださいというのではなくて、私たちも本当にいろいろなことで協議していかなくてはいけないとは思っていますけれども、地方自治体も努力と責任というのを感じてもらって熊取住民の安らぎとほほ笑みのまちというのを作り上げていくことを、先ほども言いましたけれども、自治基本条例の精神にのっとってつくっていただきたいということをもた切によろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）非常に理念的なお話で、その理念についてはもう全くおっしゃられるとおりで、行政としても最大限の努力を払っていかなあかんというふうに、それはもう深く思っているところでございます。

ただ、行政としても地域の皆さんのお力をおかりして、そして地域でみんなで支え合っているというそういう仕組みづくり、これをまずやっていかなあかんというふうに考えています。そういったことで、タピオステーションも一つの取っかかりやろうなというふうに考えています。地域地域で皆さんが集まって、お茶を飲んでちょっと軽く体を動かして汗をかいていただいて、楽しいお話をしている、これも非常に大事な話やと思っています。こういったことを地道に地域に定着していくようなそんな仕組みづくり、これが一番行政に求められていることであろうと思います。

それから、もちろん先ほど来お話のあった金銭管理の話であるとか、あるいは特殊な介護サービスの話であるとか、そういったことは行政がしっかりと支えていく話であるというふうに考えております。その辺、総合的に地域福祉を進めていかなあかんというふうに考えておりますので、またぜひともご協力お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君） 鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）さっきも言いましたけれども、職員もやはり安らぎとほほ笑みが広がるようになっていただけるためには、人数をふやしていただき、余裕を持って住民に当たれるというんですか、余裕を持って話がしていただけるような、そういう職員であっていただきたいというふうに感じます。

何かもう本当にお仕事が大変で皆さん走り回ってはるし、それは大変なことはよくわかるんですけども、住民と接するときだけでもこやかにあれしてもらって、その辺は人数をふやしていただいて、もうこれから災害なんかが起こってきますと職員の人数が少ないという町とか市は大変になってくるといことが、東北の大震災でもかなり職員の人数が少ないところでは差が出てきたというふうに聞いていますので、それに対応できるだけの人数はきちっと確保していただきたいと思いますということをもた強くお願いしておきたいと思ひます。

では、最後の質問になります。体育館のクーラー設置の問題です。

ことしの夏の暑さは異常なときがあります。各教室にクーラーが設置され、夏休みも1週間短くなりました。しかし、体育館にはクーラーはありません。集会や体育の授業などは体育館で行われると思ひれます。1学期にも集会で倒れた事例があったようにお聞きしております。設置には高額なお金が必要と思ひますが、ぜひ早く設置していただきたい。国の補助金などの動向はいかがでしょうか、ご返答よろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君） 貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）3点目の体育館のクーラーの設置についてのご質問に対し、答弁させていただきます。

本件につきましては、昨年12月定例会において、渡辺議員の熱中症対策等の観点による同趣旨の一般質問に対し既に答弁させていただいておりましたので、鯉谷議員にも一定のご認識を得られているものと拝察いたします。

概して、学校体育館へのエアコンの設置費用については、小・中学校の普通教室等への設置と比較して体育館の施設容量から多額の経費を要するものであり、他団体の先進事例を確認したところでは、押しなべて約4,000万円以上の経費を要しているものが見受けられるところでございます。この4,000万円を仮定のもとに一定の試算をいたしますと、国の補助金制度である学校施設環境改善交付金の採択が得られた場合、その補助基準額は1平方メートル当たり2万3,500円で設定されており、700平方メートル程度の広さの体育館では1,650万円が補助対象額となり、補助率が3分の1のため550万円の補助金を得るにとどまることとござひます。

また、残りの3,450万円は起債や町の財源を充てることとなり、たとえ起債を活用してもその約7割が地方交付税上の算入措置のない取り扱いであり、全8校では、3億2,000万円の総事業費に

対し補助金総額が4,400万円、起債を活用した場合の交付税算入の想定額約2,000万円を勘案いたしましても、本町の実質的な負担額が2億5,000万円以上と多額の負担を強いられることとなるため、速やかに整備することは極めて困難と考えております。

したがって、本町といたしましては、体育館におけるエアコン整備のための補助基準額が抜本的に引き上げられるよう、引き続き国や大阪府に対する要望活動等を精力的に展開し、財政的に整備可能な環境が整った時点をめどに本格的に検討を進めてまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 多額のお金が要するという事は重々わかりました。

ただ、体育館は災害のときには避難所として利用されるというふうなこともありますので、国のほうで災害で使えるようなお金というのを補助していただけるような、そういうふうなことは全く見込みはないのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君） 基本的に、ただいま申し上げましたように学校施設ですので、学校施設環境改善交付金という3分の1程度の補助、あと起債等を活用する、これが基本でございまして、特に今のところ本格的に災害でということでは使えるというのは、現時点では見受けられないところです。

ただ、エアコンもそうですし、例えばトイレの洋式化なんかでもそうですけれども、国で臨時特例交付金の制度を出したり、今、国土強靱化ということで、補助率が同じ3分の1とかであっても例えば起債の充当額が優遇されたり、あるいは交付税の算入の率が上げられたりとか、そういう制度もございまして、このあたりの国の取り扱い、趨勢のほうは十分に注視してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） 財源という面では、いわゆる現金で当該年度でいただける補助金というのと、先ほど次長からもお話がある起債という部分では、一部、期限限定であります緊急減災・防災事業債が使えることは使えるんですけれども、実質、全額これはもう借り入れになりますので後年度できちっと返していかなあかんという点でいうと、交付税算入があったとしても財政運営上はまずは補助金の現金をいただくほう、特定財源を優先したいなというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 難しいというのはすごくよくわかるんですけども、子どもたちにとっては夏の暑い時期に体育館で体育とかできればいいなというふうな感じでも思いますし、集会なんかでもやはり体育館でやることというのは割合に多いので、そういうときに暑い中で人数が集まると余計暑くなってくるというふうなことで、暑さ対策にもクーラーが入ればいろんなことで体育館を利用できるというふうなことは十分考えられますし、体育館の中で熱中症で倒れたというふうな感じの話も聞きました、熊取町では聞いていないですけど。そういうふうなことがないようにということで、なるべく早い時期に、全国では体育館にクーラーをつけているという事例はできていってるかと思うんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

議長（矢野正憲君） 貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君） 普通教室とかでしたら、小学校でしたらもう8割以上、あるいは中学校でしたら9割を超える、去年の調査ではそういう回答結果が出ております。

ただ、エアコンのほうは今申し上げた、やはりかなり持ち出しのほうが多いんで、いわゆる体力のある自治体のほうは、今おっしゃられた思いを尊重して整備を行っているところは実際ございま

す。ただ、1.数%にまだとどまっておるようなところでございまして、今後、去年からことしに関して、ちょっと細かな話ですけど、補助の基準額というのが1平方メートル当たり去年までは2万2,500円だった、それが2万3,500円と1,000円上がっておる。ただ、全く整備にすぐに動けるようなことではないので、そういった意味でことしの2月にも地元代議員、町長、そして二見議員、渡辺議員とともに国土交通省の大臣を訪ねて部長の方とお会いしたり、あるいはことしの8月20日に町村の議長会とともに町村長会のほうからも府を通じて国に今申し上げた補助率、基準額の見直し等々のそういった動きもしております。今後とも、子どもたちの学習環境を整えたいという思いは同じでございますので、精力的に対応してまいりたいと思います。各議員のご高配のほどよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） わかりました。まだまだ難しいということもよくわかりましたので、またご努力いただきますよう、どうかよろしく願いしておきます。

議長（矢野正憲君） 以上で、鱧谷議員の質問を終わります。

これもちまして、一般質問を終わります。

---

議長（矢野正憲君） 次に、日程第4 議案第39号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） それでは、議案第39号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和元年7月9日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、昨年7月豪雨により被災した普通河川雨山川災害復旧事業に係る追加経費でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんになってください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,412万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ144億9,042万4,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金2,410万円の増額及び次の目 財政調整基金繰入金2万4,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをごらんになってください。

款 災害復旧費、項 公共土木施設災害復旧費、目 河川災害復旧費の河川災害復旧事業、測量・設計・監理等委託料1,066万5,000円の増額につきましては、被災法面の一部崩落に係る測量、土質調査等に係る経費でございます。次の災害復旧工事費1,345万9,000円の増額につきましては、崩落斜面常時監視システム設置工事や支持ぐいの追加等に係る経費でございます。

以上で、議案第39号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）この専決処分、議員総会等でもご説明していただいているところの美熊台のところの法面かと思うんですが、今の状況をちょっと説明していただけたらと思います。現在の状況です、法面の。監視機能をつけて今どういった状態になっているか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）現在、現場の工事のほうはちょっとストップしている状況でございます、この補正を専決させていただいた後に、今回、支柱が1本傾いたのと、それと表土が一部滑ったという事象がありました。これの原因と対策について調査するため、測量設計委託業務を発注してございます。

まずボーリング調査を追加で実施いたしまして、結果なんですけれども、その原因というのが判明したところでございます。なぜ支柱が傾いたかと申しますと、一番、くいの先端の支持層というかたい層があるんですけれども、これが当初、設計で想定していたよりも約2メートル下にあったということもございまして、一定支持層には先端が達していたものの、想定より深かったものですから、支持層の上に加重がかかったことによって一部河川側に滑ってしまったというところでございます。

あと、表土が滑った原因といたしましては、前日にちょっと降雨がございまして、7月に崩落した部分をブルーシートで覆ってはいったものの、ちょっと雨水がしみ込んで一部表土が滑ったということが判明いたしまして、現在、これの補強の対策につきまして、一応ボーリング結果をもとにコンサルタントのほうで計算をいたしまして現在検討しておりまして、図面、数量、それが間もなく上がってくるところでございます。

あと、上部に家屋がございまして関係で法面の監視装置を4基設置してございます。これが7月12日に設置が完了いたしまして、法面が少しでも動けば我々の職員と、それと現場の代理人のほうにスマートフォンを通じて動きましたよという警報が届くことになっておりまして、すぐに対応が可能なようなところで設置が終了してございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）本当に心配なところかと思うんです。監視していただいて、若干0.5ミリですか、数値が動いたというか、ずれたという報告もちょうと聞いたんですけれども、その辺もあわせてお願いいたします。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）数字的には、警報が1時間当たり2ミリ動いた場合に来ます。それと1日当たり10ミリ動いた場合に来ます。

現状ですけれども、この警報が設置してから現在まで4回鳴ってございます。この数字と申しますのが、0.1ミリ単位で常に10分おきに測定してつけていっていますので、1時間に2ミリを超えた時点で警報が鳴る、あるいは1日10ミリを超えた場合には警報が鳴るということで、現在まで4回警報が鳴ってございます。これは、先日の台風の時、あるいは降雨が一定量まとまって降ったときにありましたけれども、ミリ単位での動きであって、現状それによって新たに崩落したとか、そういったケースはございません。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。また今の状況等、上部に住んではる方にしっかりと説明をしながら、



この作業については早く専決でやられて、あとまた工事のほうも早く進めていただきたいと思いますので、その辺のところを住民のほうにもしっかりと説明していただきますようよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第39号について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第5 議案第40号 公平委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第40号 公平委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

公平委員会委員の大山 力氏につきましては、令和元年9月30日付で任期満了となります。同氏の後任としまして田宮悟志氏を選任したいと考えておりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の4ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第40号について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号 公平委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第40号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第6 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の辰巳喜志夫氏につきましては、令和元年9月26日付で任期満了となります。同氏の後任としまして阪上真知氏を選任したいと考えておりますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の6ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第41号について、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第41号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第7 議案第42号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）議案第42号 教育委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

教育委員会委員の梶山慎一郎氏につきましては、令和元年9月30日付で任期満了となります。引き続き同氏を再任したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の8ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第42号について、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第42号 教育委員会委員の任命同意についての件を採決いたします。

議案第42号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長(矢野正憲君)次に、日程第8 議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長(林 利秀君)それでは、議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてご説明いたします。

議案書9ページをごらんください。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤職員制度について整備されるとともに、新たに会計年度任用職員制度が創設されるため、この条例案を提出するものです。

それでは、条例の制定内容についてご説明いたします。

10ページは制定文でございます。

まず、本条例の概要でございますが、本条例は34条立てで構成する条例であり、第1条、第2条は全般的事項に関する規定、第3条から第18条まではフルタイム会計年度任用職員に関する規定、第19条から第29条まではパートタイム会計年度任用職員に関する規定、第30条以降は、その他の規定や費用弁償に係る規定としてございます。

ここで補足させていただきますが、会計年度任用職員は申し上げましたフルタイムとパートタイムの2種類が法律上ございまして、フルタイムは正職員と同じ勤務時間の非常勤職員、パートタイムは正職員より勤務時間の短い非常勤職員となります。本町におきましては、現在、職員と同じ勤務時間となるフルタイム職員はおりませんが、法律上規定があるため、おのこの条例にて定める必要があるものでございます。

それでは、ご説明いたします。

第1条は条例制定の趣旨で、地方自治法及び地方公務員法に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものでございます。

次に、第2条は会計年度任用職員の給与に関する規定で、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に支給する給与の種類、支給方法などを定めるものでございます。

続きまして、第3条から第18条まではフルタイム会計年度任用職員に係る規定でございます。

まず、第3条は給料に係る規定で、23ページから27ページの別表第1のとおり、正職員と同じ給料表のうち1級及び2級を使用するよう定めるものでございます。

次に、第4条につきましては職務の級に係る規定で、27ページの別表第2のとおり、2級までを規定するものでございます。

次に、第5条は給料の号級に係る規定で、規則により個別に定めるよう規定するものでございます。

次に、第6条は給料の支給方法に係る規定で、正職員と同じ基準で定めるものでございます。

次に、11ページの第7条につきましては地域手当に係る規定、第8条は通勤手当、第9条は超過勤務手当、第10条は休日給、第11条は夜勤手当、第12条は宿日直手当に係る規定で、いずれも正職員と同じ基準で支給するものでございます。

次に、12ページにかけて、第13条は1時間当たりの給与額や超過勤務手当などの手当を計算する場合の端数計算に係る規定で、50銭未満切り捨て、50銭以上1円未満は1円に切り上げるものでございます。

次に、第14条は勤務時間の端数計算に係る規定で、超過勤務手当などの手当を計算する場合における1時間未満の勤務時間数については、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものでございます。

次に、第15条は期末手当の支給に係る規定で、第1項は、支給月数や支給制限などに関する規定については正職員に準ずるものとし、6カ月以上の任期のある者を支給対象とするものでございます。第2項は、6カ月未満の任期の者が6カ月以上の任期となった場合には支給対象とする規定、第3項は、6月の期末手当の支給において6カ月未満の任期の者のうち前年度から引き続き任用している者については、その前年度の任用期間を通算して6カ月以上となった場合は支給対象とするものでございます。

次に、第16条は特殊勤務手当の支給に係る規定で、正職員と同じ基準で定めるものでございます。

次に、第17条は、勤務1時間当たりの給与額の算定について規定するものでございます。

次に、13ページにかけて、第18条は、勤務時間中に勤務しないときの減額及びその計算に係る規定を定めるものでございます。

続きまして、第19条から第29条はパートタイム会計年度任用職員の規定でございます。

まず、第19条は報酬の算定に係る規定で、第1項は月額報酬の者、第2項は日額報酬の者、第3項は時間給の報酬の者の算定に係る規定でございます。第4項は報酬を算定する際の基準的な金額となる基準月額を算定方法を定めるもので、フルタイム勤務したとした場合の報酬月額に地域手当相当分となる100分の6を乗じて得た額を加算した額を基準月額とするものでございます。

続いて、第20条は特殊勤務に係る報酬、次の14ページにかけて、第21条は時間外勤務に係る報酬、次の15ページにかけて、第22条は休日勤務に係る報酬、第23条は夜間勤務に係る報酬に関する規定で、いずれも正職員と同じ基準で支給するものでございます。

次に、第24条は勤務1時間当たりの報酬や時間外勤務などの報酬を計算する場合の端数計算に係る規定で、50銭未満切り捨て、50銭以上1円未満は1円に切り上げるものでございます。

次に、第25条は勤務時間の端数計算に係る規定で、時間外勤務などの報酬を計算する場合における1時間未満の勤務時間数については、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てるものでございます。

次に、16ページにかけて、第26条は期末手当の支給に係る規定で、第1項は、支給月数や支給制限などに関する規定については正職員に準ずるよう規定し、規則で定める者を除いて6カ月以上の任期のある者を支給対象とするよう規定するものでございます。

16ページの第2項は、6カ月未満の任期の者が6カ月以上の任期となった場合には支給対象とする規定、第3項は、6月の期末手当の支給において6カ月未満の任期の者のうち前年度から引き続き任用している者については、その前年度の任用期間を通算して6カ月以上となった場合は支給対象とするものでございます。

次に、第27条第1項は報酬の支給方法に係る規定で、報酬は一月単位で規則で定める期日に支給するものとし、第2項は日額または時間給の報酬の者に対する支給規定で、勤務日数、勤務時間に応じて報酬を支給するよう規定するものでございます。次に、第3項及び第4項は、月額報酬の者の日割り支給の規定でございます。

次に、17ページにかけて、第28条は勤務1時間当たりの報酬額に係る規定で、第1号は月額報酬の者、第2号は日額報酬の者、第3号は時間給の報酬の者に係る1時間当たりの報酬額の算定方法を規定するものでございます。

次に、第29条は報酬の減額に係る規定で、勤務時間中に勤務しないときの減額及び計算に係る規定を定めるものでございます。

続きまして、第30条以降はその他の規定となります。

まず、第30条は給与からの控除に係る規定で、正職員に準じて行うことができるよう規定するものでございます。

次に、第31条は町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与に係る規定で、職務の特殊性などを考慮し、特に必要と認められる者の給与については別で定めるよう規定するものでございます。

次に、第32条はパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償、いわゆる通勤手当に相当

する規定で、正職員と同じ基準で支給するよう定めるものとございます。

次に、第33条はパートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償に関する規定で、いわゆる公務における出張を行った場合は、正職員と同じ基準でその費用分を支給するよう定めるものとございます。

次に、第34条は規則への委任規定でございます。

続きまして、18ページの附則第2条から23ページの第9条までは、関係条例の一部改正でございまして、改正内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、ピンク色の分解紙の後ろ、資料1-1をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

資料1-1、附則第2条、職員分限条例の一部改正でございます。

第4条第1項につきましては、「超えない」の文言修正でございます。

続いて、第4項につきましては会計年度任用職員制度の創設に伴い条項を追加するもので、会計年度任用職員の心身の故障に伴う分限休職の期間については、任期の範囲内と定めるものとございます。

次のページ、資料1-2をごらんください。

附則第3条、職員懲戒条例の一部改正でございます。

第3条は会計年度任用職員制度の創設に伴う一部改正でございまして、減給に関する規定中、減給する場合において基準となる給与の月額算定の規定に、パートタイム会計年度任用職員に関する規定を追加するものとございます。

次のページ、資料1-3をごらんください。

附則第4条で、一般職職員給与条例の一部改正でございます。

第24条、現行、非常勤職員の給与に関する規定につきまして、非常勤職員である会計年度任用職員に関する給与は一般職職員給与条例とは別に今回新たに定めることとなりますので、そのように規定するよう一部改正するものとございます。

次のページ、資料1-4をごらんください。

附則第5条、退職手当条例の一部改正でございます。

第2条 退職手当の支給に係る規定につきまして、会計年度任用職員制度の創設に当たりただし書きを追加するもので、パートタイム会計年度任用職員は退職手当の支給対象外となることから、その旨追加するものとございます。

次のページ、資料1-5をごらんください。

附則第6条、非常勤特別職職員報酬等条例の一部改正でございます。

今回、地方公務員法の改正により非常勤特別職職員の整理が行われたことを受けまして、一部改正を行うものとございます。

別表中、中段部分の退職手当審査会の下に産業医を加え、現行の表最下段の消費生活相談員を削除するものとございます。

次のページ、資料1-6をごらんください。

新たに学校医などを追加するもので、内科医、眼科、耳鼻咽喉科を追加し、資料の1-7におきまして、学校歯科医、学校薬剤師を追加するものとございます。

次のページ、資料1-8をごらんください。

現行、その他の非常勤特別職職員の規定につきましては、現行の非常勤嘱託員の規定でございまして、会計年度任用職員へ移行することから、この欄を削除するものとございます。

次のページ、資料1-9をごらんください。

附則第7条、育児休業条例の一部改正でございます。

今回、非常勤職員として会計年度任用職員が創設され、育児休業の対象となることから、所要の改正を行うものとございます。

第2条は育児休業をすることができない職員に係る規定で、非常勤職員のうち育児休業をすることができない者の規定を追加するものでございます。

次に、資料1-10をごらんください。

第2条の3は育児休業法第2条第1項の条例で定める日として新設するもので、非常勤職員の育児休業の取得期間の規定を定めるものでございます。第1号は子の1歳到達日まで育児休業を取得できる場合の規定、次の資料1-11にかけて、第2号は子の1歳2カ月到達日まで取得できる場合の規定、次の資料1-12にかけて、第3号は子の1歳6カ月到達日まで取得できる場合の規定について定めるものでございます。

次に、資料1-12、第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合として新設するもので、非常勤職員が、子が2歳に到達する日まで育児休業できる場合の規定を定めるものでございます。

次に、資料1-13、第2条の5は、現行の第2条の3の条ずれによる改正でございます。

次に、第3条は育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情に係る規定で、非常勤職員が再度育児休業できる場合の規定を第6号、第7号として追加で規定するものでございます。

次に、第6条は、現行の第5条の2の条ずれによる改正でございます。

次に、資料1-14、第7条は、現行の第5条の3の条ずれによる改正を行った上で、第1項は育児休業中の職員における期末手当、第2項は同じく勤勉手当の支給規定に、会計年度任用職員を除外する規定を追加するものでございます。

次に、第8条は、現行の第6条の条ずれによる改正を行った上で、育児休業した職員の職務復帰後における給料の号給の調整の規定から会計年度任用職員を除外する規定を追加するものでございます。

次に、第9条は、現行の第7条の条ずれによる改正でございます。

次に、資料1-15、現行の第8条、第9条は、今回、非常勤職員の育児休業の規定を追加する改正に合わせて削除するものでございます。

次に、改正後の第10条は部分休業することができない職員として新設するもので、育児休業から復帰した職員が勤務時間の一部を休業する部分休業の対象とならない短期間勤務の非常勤職員の規定を定めるものでございます。

次に、資料1-16、第11条は、現行の第10条の規定に非常勤職員の規定を追加し、新たに第11条として定めるもので、第1項は部分休業の取得時間の単価などを規定し、第2項は正職員が育児時間や介護時間を取得している場合における部分休業の取得時間を規定し、第3項は、非常勤職員が育児時間や介護時間を取得している場合における部分休業の取得時間を規定するものです。

次に、資料1-17、第12条から第14条は、現行の第10条から第12条の条ずれによる改正でございます。

次に、資料1-18をごらんください。

附則第8条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。

第2条第2項は派遣の対象外とする職員に係る規定で、第3号は、地方公務員法改正により現行「第22条第1項」を「第22条」に改めるもので、あわせて条件つき採用の文言修正を行うものでございます。

次に、資料1-19をごらんください。

附則第9条、人事行政運営等公表条例の一部改正でございます。

第2条第2項は任命権者から町長への人事行政の運営の状況の報告に係る規定で、会計年度任用職員制度の創設に伴い、その報告の対象にフルタイム会計年度任用職員に関する規定を追加するものでございます。

恐れ入りますが、議案書18ページにお戻りください。

一番上の行です。附則第1条、施行期日でございます、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案書23ページから27ページまでの別表第1の給料表及び27ページの別表第2の級別基準職務表の説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第9 議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

議案書28ページをごらんください。

提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

29ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料2-1をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、一般職職員給与条例の一部改正でございます。

第20条第1項及び第4項は、ともに期末手当の支給対象者の規定の改正で、成年被後見人または被保佐人に該当して失職した職員の規定を削除するものでございます。

次に、資料2-2、第20条の2第2号は期末手当の支給制限に係る改正で、成年被後見人または被保佐人に該当して失職した職員の規定を削除するものでございます。

次に、第21条第1項及び次のページにかけての第2項は、ともに勤勉手当の支給対象者の規定の改正で、成年被後見人または被保佐人に該当して失職した職員の規定を削除するものでございます。

次に、資料2-3の第25条第8項は、退職者の給与のうち期末手当の支給に関する規定の改正で、成年被後見人または被保佐人に該当して失職した職員の規定を削除するものでございます。

次に、資料2-4は退職手当の一部改正でございます。

第12条第1項第2号は懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限に係る改正で、失職の規定中、成年被後見人または被保佐人に該当して失職した規定を削除するものでございます。

次に、資料2-5は上下水道事業職員給与条例の一部改正でございます。

第13条第2項第2号は退職手当の支給制限に係る改正で、失職した職員の規定中、成年被後見人または被保佐人に該当して失職した規定を削除するものでございます。

次に、資料2-6は消防団設置等条例の一部改正でございます。

第5条は欠格条項に係る改正で、第1号、成年被後見人または被保佐人の規定を削除し、その他、文言修正として、第2号中「禁錮」の文字を改め、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改めるものでございます。

次に、第6条は分限に係る改正で、第5条の改正に伴い、第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改めるものでございます。

次に、資料2-7は下水道条例の一部改正でございます。

第7条の2は指定の基準に係る改正で、第4号のア、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を、「心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと管理者が認める者」に改め、イとして「破産者で復権を得ないもの」を加え、現行イからオまでをウからカへ改正するものでございます。

次に、第7条の9は責任技術者の登録の資格に係る改正で、第1号、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと管理者が認める者」に改め、第2号として「破産者で復権を得ないもの」を加え、現行、第2号及び第3号を第3号及び第4号へ改正するものでございます。

恐れ入ります。議案書29ページにお戻りください。

下から2行目、附則でございます。

この条例は、令和元年12月14日から施行するものでございます。

以上で、議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第10 議案第45号 税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第45号 税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書30ページをお開きください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたこと等に伴い、税条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

なお、平成31年度税制改正に伴う条例改正のうち、平成31年4月1日施行分については平成31年3月29日付で専決処分を行いました。また、令和元年6月1日施行分については5月の臨時会で条例改正を行い、今回は令和元年10月1日以降施行分について改正するものです。

次に、31ページをお開きください。

税条例の一部を改正する条例です。

それでは、改正内容につきましては新旧対照表によりご説明いたします。

議案書ピンク色の分界紙の後ろ、資料3-1をごらんください。

税条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。右が現行、左が改正案です。

第27条、町民税の申告です。

確定申告書を提出する際の所得控除の内訳の記載について見直しが行われ、それに伴い町民税の



申告も同様に見直すもので、記載事項の簡素化のための改正です。

次に、資料3-1から3-3をごらんください。

第28条の2及び第28条の3、個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族等申告書の規定です。児童扶養手当の支給を受けている父または母のうち、婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者は、扶養親族等申告書に単身児童扶養者に該当する旨記載して提出することを規定するものです。

次の第29条は、第27条の改正に伴う項ずれによる改正です。

次に、資料3-4をごらんください。

附則第18条の2 軽自動車税の環境性能割の非課税です。消費税の引き上げに合わせ、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に対象の軽自動車を取得した場合の税率1%を非課税とするものです。

次に、附則第18条の2の2 軽自動車税の環境性能割の非課税の特例の規定です。大阪府の自動車税の取り扱いと同様、軽自動車税の環境性能割を非課税とするものです。

次に、資料3-4及び資料3-5をごらんください。

附則第18条の2の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例です。

第2項で、環境性能割の軽減の適用を受ける軽自動車に該当するかどうかは国土交通大臣の認定等に基づき判断する旨規定し、第3項で、国土交通大臣の認定の申請をした者が偽りその他不正な手段により国土交通大臣の認定が取り消されたことによる環境性能割の不足額は、国土交通大臣に不正な申請をした者を軽自動車税の取得者とみなして不足額を徴収できる旨を定め、第4項で、不足額に1割上乗せした額を徴収できる旨規定するものです。

続いて、資料3-5及び資料3-6をごらんください。

附則第18条の6 軽自動車税の環境性能割の税率の特例です。消費税率の引き上げに合わせ、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に対象の軽自動車を取得した場合、税率2%を1%とするものです。

次に、資料3-6から3-8をごらんください。

附則第18条の7 軽自動車税の種別割の税率の特例です。

第1項は文言の整理による改正です。第2項から第4項は、グリーン化特例の対象となる車両です。平成31年4月1日から令和3年3月31日までに初回登録を行った車両の経過を規定しているもので、現行の特例措置を2年間延長するものです。

次に、資料3-8及び資料3-9をごらんください。

附則第19条 軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例です。先ほどの附則第18条の2の3の環境性能割の賦課徴収の特例と同様に、第1項で、種別割の軽減の適用を受ける軽自動車に該当する場合は国土交通大臣の認定等に基づき判断する旨を規定し、第2項で、不足額について国土交通大臣に不正な申請をした者を取得者とみなして不足額を徴収できるものとし、第3項で、不足額に1割上乗せした額を徴収できる旨を規定するものです。

続きまして、資料3-10をごらんください。

第17条 個人の町民税の非課税の範囲です。個人の町民税の非課税措置の対象に、所得が135万円以下の単身児童扶養者を加えるものです。

次に、附則第18条の7 軽自動車の種別割の税率の特例です。令和4年度及び令和5年度は、グリーン化特例の対象を電気自動車及び天然ガス自動車に限定した上で延長するものです。

次の附則第19条は、附則第18条の7の改正に伴う項ずれ改正です。

次に、議案書35ページにお戻りください。

上から12行目、附則です。

第1条 施行期日です。第1条のうち、軽自動車税に係る改正は令和元年10月1日、同じく第1条のうち、町民税の申告書の記載事項の簡素化及び扶養親族等申告書の記載事項の改正は令和2年

1月1日、第2条のうち町民税の非課税の範囲の改正は令和3年1月1日、同じく第2条のうち軽自動車の種別割のグリーン化特例の見直しは令和3年4月1日から、それぞれ施行するものです。

第2条及び第3条 町民税に関する経過措置です。

第2条第1項は、町民税の申告書の記載事項の簡素化について、令和2年度以後の年度分の申告書について適用し、平成31年度分までの個人の町民税に係る申告書は、従前の例により提出するものです。第2項及び第3項は、単身児童扶養者に該当する場合の申告について、令和2年1月1日以後の給与及び公的年金等の申告から改正後の申告書で申告するもので、第3条で、単身児童扶養者の非課税の適用は令和3年度以後で、令和2年度までの個人町民税は従前の例によるものと規定するものです。

第4条及び第5条 軽自動車税に関する経過措置です。

第4条第1項では、令和元年10月1日施行の改正後の条例のうち環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用するものとし、第2項では、同様に種別割に関する部分は令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用するものです。

第5条では、グリーン化特例の対象を電気自動車及び天然ガス自動車に限定する改正は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度までの軽自動車税種別割については従前の例によるものです。

以上で、議案第45号 税条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（矢野正憲君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第11 議案第46号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、議案第46号 印鑑登録条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書37ページをごらんください。

提案理由でございますが、住民票、個人番号カード等への旧氏記載を可能とする住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の平成31年4月17日公布を受け、印鑑登録証明書への旧氏記載も可能とするため、この条例案を提出するものでございます。

38ページをごらんください。

こちらは、印鑑登録条例の一部を改正する条例改め文でございます。

説明につきましては、議案書桃色の分界紙の後ろ、資料4-1、新旧対照表にて説明いたしますので、そちらをごらんください。

印鑑登録条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

第2条につきましては、登録資格に関する規定で、文言の整理を行うものでございます。

第5条につきましては印鑑登録に関する規定ですが、第2項は登録できない印鑑についての規定で、氏名、氏、名、もしくは通称、またはこれらを組み合わせたものであわせていないものについては登録できない旨を規定しており、当該規定に旧氏を追加するもので、また、通称の根拠条文が住民基本台帳法施行令の条ずれに伴い、「第30条の26」を「第30条の16」に改めるものでございます。

第6条は印鑑登録原票についての規定でございますが、登録申請者に係る印影、登録番号や登録年月日などの登録事項に旧氏を追加するものでございます。

資料4-2をごらんください。

第15条は印鑑登録の消除に関する規定でございますが、第1項第3号で、氏名、氏及び名の変更により第5条第2項第1号に規定する印鑑登録要件を満たさなくなった場合は職権で消除できる旨を規定しており、当該規定に旧氏を追加するものでございます。

恐れ入りますが、議案書38ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上で、議案第46号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第12 議案第47号 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）それでは、議案第47号 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例についてご説明いたします。

議案書39ページをごらんください。

提案理由でございますが、太陽光発電事業施設が生活環境、景観そのほか自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本町の環境の保全に寄与することを目的として、この条例案を提出するものでございます。

なお、本条例は、大阪府が平成30年12月に作成した太陽光発電施設に関する市町村条例のひな形及び議員各位との勉強会時にご提案いただいた内容等を参考にしながら、まずは町が太陽光発電施設整備等についての情報をキャッチし、その上で住民との共生が図れるよう町が事業に関与していくべく、策定したものでございます。

40ページをごらんください。

まず、第1条では、先ほども申し上げましたとおり、本条例は、太陽光発電施設の設置及び管理について基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本町の環境の保全に寄与することを目的とする旨、規定しております。

第2条では、基本理念として、太陽光発電事業は、各関係者の連携のもと、地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならないこと、さらに第2項では、生活環境、景観、そのほか自然環境への配慮について適正に行わなければならない旨、規定しております。

第3条は、太陽光発電施設、太陽光発電事業、事業区域、事業者、周辺関係者の各用語の定義を定めており、第1項第2号では、本条例の対象とする太陽光発電事業は、いわゆる建築物の屋根または屋上に設置するものを除くもので、出力の合計が10キロワット以上のものであること、さらに第5号では、周辺関係者とは、太陽光発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けるおそれがある者として規則で定める者をいうとしております。

第4条、第5条、第6条は町、事業者、町民等の責務を規定しており、第5条では、事業者の責務として、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及び本条例を遵守し、災害を防止し、生活環境、景観そのほか自然環境に十分配慮し、周辺関係者と良好な関係を保たなければならない旨を、

第6条では、町民等の責務として、町民及び事業区域の土地所有者は、町の施策及び本条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない旨を、それぞれ規定しております。

41ページをごらんください。

第7条では、災害の防止、良好な自然環境の保全または太陽光発電施設の地域との共生のため、太陽光発電事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し事業区域に含まないように求めることができるとしており、第8条では、当該区域について、まず災害防止の観点から指定する区域として、第1項第1号で地すべり防止区域、第2号で急傾斜地崩壊危険区域、第3号で土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域、第8号で砂防指定地を、農業上の利用を確保すべき土地の観点から指定する区域として、第4号で農用地区域、第5号で甲種農地及び第1種農地を、良好な自然環境等の保全の観点から指定する区域として、第6号で保安林、第7号で河川区域及び河川保全区域を、生活環境等の保全の観点から指定する区域として、第9号で埋蔵文化財を包蔵する土地を、第10号で各住居専用地域及び各住居地域を指定しているものとございます。

第9条及び第11条は、事前協議及び届け出について規定をしており、第11条では、事業者は、太陽光発電事業を行おうとするときは、設置工事に着手する日の60日前までに太陽光発電施設の設置に関する計画について、設置工事の着手完了予定日、施設の設置位置、発電出力及び維持管理計画等を添付の上、町長に届け出なければならない旨を規定し、第9条では、当該届け出をしようとするときは町長と事前協議をしなければならない旨を規定しております。

42ページをごらんください。

さらに、第10条では、当該届け出をしようとする場合、事業区域の周辺関係者に対し説明会を開催するなど、当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じることや、事業計画内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならないこと、また、その結果を町長に報告しなければならない旨、規定しております。

43ページをごらんください。

加えて、第12条では、事業者は、当該届け出に係る設置が完了したときは、その旨を町長に届け出なければならないこと、さらに第13条では、太陽光発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに届け出るとともに、施設の解体、撤去、廃棄のほか適切な措置を講じなければならないこと、また、廃止したときには、施設の解体、撤去、廃棄等の措置状況を廃止が完了した日から30日以内に町長に届け出なければならないとしております。

第14条は、事業者は、太陽光発電事業を実施する間、太陽光発電施設及び事業区域内を常に安全かつ良好な状態で維持管理しなければならないとしております。

第15条及び第16条では、町長が太陽光発電事業に関し事業者から報告または資料の提出を求めることができること及び必要な調査等を行うことができる旨、規定しております。

44ページをごらんください。

第17条第1項では、町長は必要に応じ事業者に対して指導、助言を行うことができる旨を、第2項では、第1号、事業者が設置工事着手前の届け出及びその変更に係る届け出を行わないまたは虚偽の協議等をしたとき、第2号、正当な理由なく届け出前及び変更の届け出前に設置工事に着手したとき、第3号、設置工事完了及び施設廃止前後の届け出を行わないまたは虚偽の協議をしたとき、第4号、施設廃止の際に施設の解体、撤去及び適切な措置を講じなかったとき、第5号、施設の維持管理を怠り事業区域外に被害を与えたまたは与えるおそれがあるとき、第6号、町長からの要請に係る報告等をせず、もしくは虚偽の報告、資料提出や立入調査を拒んだとき、第7号、太陽光発電事業が生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれが認められるとき、第8号、町の指導または助言に正当な理由なく従わなかったとき等について勧告することができる旨、規定しております。

第18条は、勧告を受けた事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所、当該勧告の内容を公表することができるとしております。

以上が本文でございます。  
45ページをごらんください。  
附則でございます。

第1項は施行期日で、本条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

第2項以降は、本条例の施行日前に既に施設を設置または設置工事に着手している既設等事業者に係る経過措置でございます。

まず、第2項では、既設等事業者は事前協議、周辺関係者への説明、設置工事着手前の届け出が不要である旨、規定しております。これは、法律不遡及の原則、いわゆる不利益不遡及の原則に基づき、既設等事業者についてはさかのぼって義務を課さないものでございます。

第3項は、既設等事業者は、太陽光発電事業計画認定申請書及び認定書類の写し等の町への提出について協力するよう規定しております。

第4項は、既設等事業者が施行日以後に太陽光発電施設の設置に関する事業計画の内容を変更しようとするときは、変更後の事業計画を町へ届け出なければならない旨、規定しております。

第5項は、既設等事業者のうち本条例の施行日前に既に施設を設置済みの事業者は、工事完了の届け出は適用しない旨、規定しております。こちらも不利益不遡及の原則に基づくものでございます。

第6号及び第7号は、施設廃止の届け出、施設の維持管理、報告の聴取、立入調査、指導、助言、勧告、公表に係る規定は全ての事業者に適用する旨、規定しているものでございます。

以上で、議案第47号 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第13 議案第48号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件及び日程第14 議案第49号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、議案第48号及び議案第49号についてご説明させていただきます。

まず、議案第48号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきますので、議案書の46ページをごらんください。

提案理由でございますが、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、改正内容につきましては新旧対照表のほうでご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料5-1をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、改正の概要につきましてご説明をさせていただきます。大きく2点ございます。

まず、1点目でございます。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、現行子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付の対象外となっている施設であ

ります新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用した際の利用料に対する保護者の方への給付制度が、子育てのための施設等利用給付として新設されることとなります。この新設された子育てのための施設等利用給付につきましては、現行の子どものための教育・保育給付と同様の手続が設けられることとなりますので、それぞれの給付にかかわるものを区別するため所要の改正を行うもので、改正内容の大部分が文言の整理となっておりまして、手続等が変更となるものではないでございます。

文言の整理の内容についてご説明いたしますと、第2条第9号では「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、第10号では「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、第11号では「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」にそれぞれ改められており、以下の条項におきましても同様の改正が大部分となっておりますことから、文言の整理に係る条項のご説明は省略させていただきます。

もう一点は、同じく幼児教育・保育の無償化に伴い、給食の副食費につきまして無償化の対象外となりますことから、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、年収360万円未満相当世帯の子ども及び多子世帯の第3子以降の子どもを除き、保護者から支払いを受けることができることとする所要の改正を行うものでございます。

改正条項につきましては、資料5-7のほうをごらんください。

第13条でございます。第13条は利用者負担額等の受領について規定しており、同条第1項につきましては、無償化の実施に伴い利用者負担額、いわゆる保育料を支払う保護者の範囲を満3歳未満の子どもの保護者に限定するものでございます。あわせて、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準の読みかえは全て第35条及び第36条において定めることとするに伴い、改正するものでございます。

次に、同条第2項につきましては、法第27条第3項第1号に掲げる額は同号の括弧書きの内容までを含んだ意味をあらわすものとしておりますので、該当の括弧書きを削除するものでございます。

次に、資料5-8、5-9をごらんください。

同条第4項第3号につきましては、食事の提供に要する費用の取り扱いを変更する改正内容となっており、この改正により、運営基準上、特定教育・保育施設が利用者負担額、いわゆる保育料とは別に保護者から費用の支払いを受ける、いわゆる実費徴収することができる食事の提供の範囲を1号認定子どもと2号認定子どもの副食費及び主食費とするものですが、アに規定されております年収360万円未満相当世帯の子どもと資料5-9のイに規定されております第3子以降の子どもにつきましては副食費の徴収を免除するもので、ウの満3歳未満保育給付認定子どもに対する食事の提供につきましては、現行どおり副食費は保育料に含まれるため、実費徴収の対象外とするものでございます。

少し飛びまして、資料5-16、5-17をごらんください。

第35条第3項につきましては、第13条第1項及び第2項、第14条第1項で定められておりました特別利用保育を提供する場合の基準の読みかえを本項にまとめるとともに、第13条第4項第3号に新設された規定についての読みかえ規定を追加するものでございます。

次に、資料5-18をごらんください。

第36条第3項につきましては、第13条第1項及び第2項、第14条第1項で定められておりました特別利用教育を提供する場合の基準の読みかえを本項にまとめるとともに、第13条第4項第3号に新設された規定についての読みかえ規定を追加するものでございます。

次に、資料5-19をごらんください。

第37条以降は特定地域型保育事業者の運営に関する基準について規定しており、同じく無償化に伴う改正で、改正内容の大部分が文言の整理となっておりますので、ご説明のほうは省略させていただきます。なお、本町におきましては、特定地域型保育事業者はございません。

飛びまして、資料5-31から5-33をごらんください。

附則第4項及び第5項につきましては、無償化により1号認定子どもに係る利用者負担額が一律ゼロとなることに伴い、利用者負担額を支払うべき保護者の範囲から1号認定子どもに係る保護者が除かれるため削除し、「第6項」を「第4項」に、「第7項」を「第5項」とするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の55ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の56ページをごらんください。

議案第49号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の一部が改正され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきますので、ピンク色の分解紙の後ろ、資料6-1、6-2をお開きください。

右が現行、左が改正案でございます。

改正の概要でございますが、先ほどの議案第48号でご説明いたしましたとおり、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴う文言の整理のみとなっております。

なお、第2条に規定されておりますように、利用者負担額、いわゆる保育料につきましては規則で定めることとしております。

恐れ入りますが、議案書の57ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第48号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第49号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。13番（江川慶子君）総括的にということで、もう来月からのことですよね、この無償化というのが。これから副食費の負担のことに絡んでもいろいろ審議が始まるわけですが、最終本会議が30日ということで、もしこれ否決となったらどういう形になりますでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、この9月議会のほうに副食費に係る補正予算案を上程させていただいております。その中で、もし副食費の徴収がないとなると、まず民間園等々につきましては当然入ってくるべき収入がないということになりますので、そのあたりの要は町からの各民間園に対する助成等々の予算の組み替えがまず必要になってこようかと思っております。

あと、今回の条例につきましては、先ほど申しましたように副食費を各施設は徴収することができるという形で規定してございますので、その点についてはまだそこまで詳しく調べてないんですけども、徴収することができるというか、しなければならぬとはなってございません。そこは一定問題はないのかなと思っておりますけれども、基本、やっぱり予算の組み替えが大きく影響してくるところでございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第15 議案第50号 空家等の適正な管理に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、議案第50号 空家等の適正な管理に関する条例についてご説明いたします。

議案書58ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。町内における適正な管理がなされていない空き家等が少子高齢化等の影響により今後増加する傾向にあり、防災・衛生及び景観等の地域における町民等の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に関し必要な事項を条例で定めることにより、町民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図るため、この条例案を提出するものです。

それでは、隣の59ページをごらんください。

第1条 目的でございます。先ほどの提案理由で申し上げたとおりでございます。

続いて、第2条 定義でございます。法で定める用語のほか、条例で定める必要のあるものについて定めるものでございます。

次に、第3条 空き家等の所有者等の適正管理義務でございます。空き家等の所有者等は、所有または管理する空き家等が管理不全状態にならないよう、適正に維持管理しなければならないと定めるものでございます。

次に、第4条 空き家等及び特定空き家等に対する助言または指導でございます。当町は、空き家等が管理不全状態になることを予防するためや特定空き家等に対し周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言または指導を行うことができる旨を定めるものでございます。

次に、第5条 立入調査に係る事前通知の特例でございます。特定空き家等の管理不全状態に起因して、緊急に敷地等に立ち入る必要があると認められる場合、事前通知を省略することができる旨を定めるものでございます。

次に、第6条 空家等対策審議会の設置でございます。空家等対策計画の内容の審議や特定空き家等の措置の実施など、空き家等に関する事項を審議するための審議会を設置する旨を定めるものです。

60ページをごらんください。

第7条 特定空き家等に対する勧告に関する意見聴取等でございます。条例第4条の助言、指導を行ってもなお改善されない場合で、法第14条第2項の規定による勧告を行う場合に関する手続について定めるものです。

次に、第8条 勧告に関する審議会への諮問でございます。勧告を行うに関しては、第7条の手続を経た後、審議会に諮問し意見を聴取する旨を定めるものです。

次に、第9条 公表及び標識の設置でございます。勧告を受けた特定空き家等の所有者等が、条例第3条に定める適正管理義務に違反し、当該勧告に係る措置をとらない場合は、事実を公表するとともに、その事実を示した標識を当該特定空き家等に設置することができる旨を定めるものでございます。

次に、第10条 命令の基準でございます。特定空き家等の所有者等が勧告を受けて以降も正当な理由なく勧告に係る措置をとらない場合で、人の生命、身体または財産に被害を与えるおそれが高いと認められる場合や周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすおそれが高いと認められる場合などにおいて、法第14条第3項の規定に基づく勧告に係る措置をとることを命令することができる旨を定めるものです。

61ページをごらんください。

第11条 応急措置でございます。特定空き家等の管理不全状態に起因して人の生命、身体または財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、町または町から委任を受け



た者が、当該特定空き家等の所有者等の負担において必要最低限の措置を行うことができる旨を定めるものです。

次に、第12条 軽微な措置でございます。第11条の規定については、地域における防災・防犯上や生活環境等の保全上の支障を除去、軽減できる場合において、特定空き家等の開放されている窓の閉鎖などの軽微な措置を行うことができる旨を定めるものでございます。

次に、第13条 身分を示す証明書の携行でございます。前2条の措置を行う者については、身分を示す証明書を携帯し、請求があった場合、提示しなければならない旨を定めるものです。

次に、第14条 関係機関への要請でございます。泉佐野警察署やその他関係機関と連携し、必要があると認められるときは、関係機関の長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる旨を定めるものです。

次に、第15条 委任でございます。条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとしてございます。

最後に、附則でございます。

第1項 この条例につきましましては令和元年10月1日から施行するものでございます。

第2項 としまして、非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正し、別表都市計画審議会の項の次に、以下の空家等対策審議会の報酬額を加えるものでございます。

以上で、議案第50号 空家等の適正な管理に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第16 議案第51号 水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第51号 水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の62ページをお開きください。

提案理由でございますが、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、水道事業給水条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、ピンク色の分界紙の後ろの資料7の新旧対照表にてご説明申し上げます。

右が現行、左側が改正案でございます。

第9条第1項において、給水装置の構造及び材質の基準の規定を現行の水道法施行令「第5条」から同施行令「第6条」に改正するものでございます。これは今回、水道法施行令第4条の新設による条ずれでございまして、新設されました第4条につきましては、本町におきましては特に影響するものではございません。

次の別表第2の手数料表でございますが、平成30年12月12日付で水道法の一部を改正する法律が公布され、令和元年10月1日より施行されることとなり、指定給水装置工事事業者制度の改善を図ることを目的としまして指定給水装置工事事業者の指定に5年の更新制が導入されることに伴い、必要となる手数料として、指定更新手数料1万円、指定証再交付手数料2,000円を追加するものでございます。

なお、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が平

成31年4月17日付で公布されており、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間につきまして経過措置がございますが、ご説明は割愛させていただきます。

恐れ入りますが、議案書63ページをごらんください。

附則でございます。この条例は、令和元年10月1日から施行することとしてございます。

以上で、議案第51号 水道事業給水条例の一部を改正する条例についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第17 議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）の件及び日程第18 議案第53号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校トイレ改修工事）の件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第52号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書64ページをごらんください。

熊取町立西小学校トイレ改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、熊取町立西小学校トイレ改修工事です。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は8,578万4,600円です。

契約の相手方は、大阪府堺市北区北長尾町4丁7番3号、大樹建設株式会社、代表取締役島村正次です。

入札の結果についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱を初め、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和元年7月23日付で指名連絡をファックスにて5者に行い、令和元年8月19日執行の応札業者2者による開札において最低価格を提示した者を落札者として決定いたしました。

次に、工事概要です。

議案書の桃色の分界紙以降の資料8-1をお開きください。

3の工事概要ですが、トイレ改修工事としまして①棟、④棟及び⑦棟の校舎、②棟体育館、⑤棟プール共通です。

建築工事は、床の乾式化及び壁、トイレブースの改修等、電気設備工事は照明器具のLED化等、機械設備工事は便器の洋式化及び給排水管の更新等、その他工事は仮設トイレの設置となっております。

工期は、議決日より令和2年3月25日まででございます。

工事箇所の配置図を資料として資料8-2にあわせてお示ししております。

以上で、議案第52号 工事請負契約の締結について説明を終わります。

続きまして、議案第53号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書65ページをごらんください。

熊取町立北小学校トイレ改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

契約の目的ですが、熊取町立北小学校トイレ改修工事です。

契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は7,467万9,000円です。

契約の相手方は、大阪府泉佐野市高松南2丁目3番57号、共栄土木工業株式会社、代表取締役家治義勝です。

入札の結果についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱を初め、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和元年7月23日付で指名連絡をファックスにて5者に行い、令和元年8月19日執行の応札業者2者による開札において最低価格を提示した者を落札者として決定いたしました。

次に、工事概要ですが、議案書の桃色の分界紙以降の資料9-1をお開きください。

3の工事概要ですが、トイレ改修工事として⑥棟及び⑧棟の校舎、④棟体育館、⑤棟プール共通で、建築工事は床の乾式化及び壁、トイレブースの改修等、電気設備工事は照明器具のLED化等、機械設備工事は便器の洋式化及び給排水管の更新等、その他工事は仮設トイレの設置です。

工期は、議決日より令和2年3月16日まででございます。

工事施工箇所の配置図を資料として資料9-2にあわせてお示ししております。

以上で、議案第53号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第19 議案第54号 工事請負契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第54号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書66ページをごらんください。

紺屋上橋橋梁架替工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、紺屋上橋橋梁架替工事です。

次に、契約の方法は、制限付き一般競争入札による契約です。

契約の金額は1億420万7,400円です。

契約の相手方は、大阪府堺市西区浜寺船尾町西5丁目6番地、株式会社橋本建設、代表取締役橋本紀和です。

次に、入札の結果についてご説明いたします。

熊取町制限付一般競争入札要綱に基づき、令和元年7月3日付で本件工事について公告し、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき郵便入札を実施、令和元年8月20日執行の応札業者8者による開札において同額の最低価格を提示した8者により、地方自治法施行令第167条の9の規定によりくじ引きにより順位を決定し、第1位から第8位までの落札候補者を決定しました。

また、開札終了後、落札候補者順位が第1位の株式会社橋本建設について入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、落札候補者として決定し、同社から必要書類の提出を求め、事後審査資料について熊取町建設工事等業者選定委員会において審査した結果、落札者として決定したところです。

次に、工事概要についてご説明いたします。

議案書に添付しております資料、桃色の分界紙以降にございます資料10をお開きください。

工事概要ですが、工事箇所は熊取町紺屋1丁目地内ほか、工事概要は紺屋上橋PC桁単純床版橋

で、橋長は11.1メートル、幅11メートルとなっております。

次に、工期は、議決日から令和2年3月31日までです。

工事施工箇所的位置図及び標準横断図を資料10にあわせてお示ししております。

なお、今回の工事発注では、工事現場が同一であり、同一業者の施工により工期の短縮及び瑕疵担保の明確化及び経費の削減が図れること等を考慮し、紺屋上橋水管橋移設工事を合冊工事として入札執行いたしました。合冊工事とは、それぞれの予定価格を設定し合計額での入札を行い、それぞれの工事において契約締結するものです。

また、紺屋上橋水管橋移設工事につきましては、熊取町水道事業の施行であり、地方公営企業法第40条の規定により議会議決の対象となりませんので、本議案には含んでおりません。

以上で、議案第54号 工事請負契約の締結について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中圭介議員。

1番（田中圭介君）これはかけかえになるんですか。それとも若干幅が広がるんですか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）こちらの紺屋上橋については、今回かけかえになります。それで、かけかえで、現在歩道橋と車道の橋が分かれておるんですけど、これを一体的にして幅も若干広がるといふような形の工事に今回させていただくということでございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議事の途中ですが、ただいまより3時45分まで休憩いたします。

---

（「15時30分」から「15時45分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第20 議案第55号 修繕契約の締結について（環境センター切断機更新に係る修繕）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）それでは、議案第55号 修繕契約の締結について（環境センター切断機更新に係る修繕）についてご説明いたします。

議案書67ページをごらんください。

環境センターの切断機更新に係る修繕について、次のとおり修繕契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

切断機は、環境センターに搬入されるさまざまな粗大ごみについて、ダイオキシン類搬出基準遵守の観点からも焼却炉のごみの燃焼の安定化を図るべく、細かく切断の上、まぜ合わせて燃焼させるものでございます。当該設備につきましては、平成4年の環境センター竣工以降修繕等を重ね使用してまいりましたが、メーカー推奨更新時期20年を超え27年が経過し、近年、老朽化に伴う故障による停止など性能維持が困難となってきたため、長期維持補修計画に基づき更新を行うものでございます。

それでは、契約の内容についてご説明いたします。

まず、契約の目的ですが、環境センター切断機更新に係る修繕でございます。

次に、契約の方法は、本業務は単なる更新業務ではなく、別方式の処理設備を同じ場所に据えつけるもので、仕様の選定から機器レイアウト設計、現場工期を最小限に抑える工夫など、環境センターの現場及び運転状況や各部の設計値を詳細に把握している必要があること、また、仮にほかの業者が施工し焼却にふぐあいが生じた場合、原因や責任の所在が曖昧になるおそれがあるため、本町施設の設計施工業者である株式会社荏原製作所のメンテナンス保守管理会社であり、本町施設の保守点検及び夜間運転等を受託しており、先ほど申し上げた事項等を熟知している荏原環境プラント株式会社西日本営業部1者による随意契約とするものでございます。

契約の金額は7,040万円でございます。

契約の相手方は、大阪府大阪市北区堂島1-6-20、荏原環境プラント株式会社西日本営業部、部長鈴木洋治でございます。

次に、修繕内容でございます。

ピンクの分界紙の後ろ、資料11-1をお開きください。

修繕名は、環境センター切断機更新に係る修繕でございます。修繕箇所は、泉南郡熊取町大字久保2983-1地内、熊取町環境センターでございます。修繕概要は老朽化した切断機の機器更新で、内容につきましては既設切断機の撤去、新規二軸破碎機の設置、設置後の試運転及び性能確認でございます。

工期は、議決日より令和2年3月30日まででございます。

資料11-2をごらんください。

こちらは、更新いたします切断機のイメージ図でございます。

左側の図で申し上げますと、ちょうどHと記載しているところが床面でございます。こちらでホイールローダー等の機器を用いて、Aと記載されている受け入れホッパーへ粗大ごみを投入し、投入された粗大ごみは、回転する2本の破碎軸で圧縮しながら、破碎軸についてはそれぞれ爪がついておりますので、同時に爪で細かく破碎していくものでございます。

処理能力につきましては、切断する内容物によって異なりますが、1時間当たり1.9トンから6.4トンでございます。

以上で、議案第55号 修繕契約の締結について（環境センター切断機更新に係る修繕）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案のとおりご決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第21 議案第56号 町立小学校給食用備品の購入についての件及び日程第22 議案第57号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についての件を議題といたします。

2件について説明を求めます。貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）議案第56号 町立小学校給食用備品の購入についてご説明申し上げます。

議案書68ページをごらんください。

本件は、町立西小学校及び南小学校に食器洗浄機を1台ずつ購入するため、下記のとおり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

購入物品は、食器洗浄機でございます。

契約方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約金額は、814万円でございます。

契約の相手方は、大阪府大阪市生野区巽南5丁目4番14号、株式会社中西製作所大阪支店、支店長安原幹夫でございます。

なお、この入札につきましては、熊取町指名競争入札要綱等に基づきまして13者を指名、うち6者の応札により郵便入札を実施し、令和元年8月8日に開札を行い、同社に決定したものでございます。

今回の西小学校及び南小学校の食器洗浄機の購入については、両校ともに購入から20年以上が経過しており、円滑な給食調理の実施のため計画的な更新を行うものでございます。

なお、購入する備品の内容につきましては、桃色の分界紙の後ろ、議案書の最終ページから1枚おめくりいただいた資料12に記載しておりますので、あわせてごらん願います。

購入物品は、給食用備品として食器洗浄機2台でございます。納品場所等は町立西小学校及び南小学校へ各1台の納品で、納期は令和元年12月27日です。

以上で、議案第56号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第57号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についてご説明申し上げます。

議案書69ページをごらん願います。

本件は、町立小・中学校全校において校務用パソコン等を購入するため、下記のとおり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

購入物品名は、校務用パソコン等でございます。

契約の方法は、指名競争入札によるものでございます。

契約の金額は、738万6,731円でございます。

契約の相手方は、大阪府大阪市港区磯路2丁目21番1号、日本電通株式会社、代表取締役社長上敏郎でございます。

なお、この入札につきましては熊取町指名競争入札要綱等に基づきまして12者を指名、うち2者が応札する中で郵便入札を実施し、令和元年8月2日に開札を行い、同社に決定したものでございます。

今回の契約では、各小・中学校において事務の効率化などのために整備している校務用パソコンの教職員に対する配備率を100%に引き上げること、また、全小・中学校の学校図書館用パソコンの更新を行うため購入するものでございます。

なお、購入する校務用パソコン等の内容につきましては、桃色の分界紙の後ろ、議案書の最終ページの資料13に記載しておりますので、あわせてごらん願います。

購入物品につきましては、校務用ノートパソコン48台と学校図書館用ノートパソコン8台の合計56台でございます。

納入場所につきましては町立小・中学校全校で、納入期限が令和元年12月27日でございます。

以上で、議案第57号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第23 議案第58号 平成30年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君） それでは、議案第58号 平成30年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

議案書の70ページをお開きください。

平成30年度熊取町水道事業会計の決算額が確定し、未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1つ目の当年度未処分利益剰余金1億8,470万3,460円の内訳につきましては、平成30年度熊取町水道事業会計決算書の6ページの剰余金計算書に記載してございますが、平成30年度の純利益3,449万8,676円、平成29年度繰越利益剰余金1億1,020万4,784円及びその他未処分利益剰余金変動額4,000万円となっております。

2つ目の利益剰余金処分額6,500万円の内訳でございますが、2,500万円を減債積立金とし、資本的支出の財源に充当する予定としてございます。また、4,000万円を組入資本金に計上するものでございます。

3つ目の翌年度繰越利益剰余金につきましては、その差引残額1億1,970万3,460円を令和元年度に繰り越すものでございます。

なお、この処分の内容につきましては、平成30年度熊取町水道事業会計決算書7ページに平成30年度熊取町水道事業剰余金処分計算書（案）として記載してございますので、よろしく願い申し上げます。

以上で、議案第58号 平成30年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第58号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第58号について、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第58号 平成30年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

議案第58号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。山戸上下水道部長。上下水道部長（山戸 寛君） 議案第58号のご可決ありがとうございました。

お手数ですが、平成30年度熊取町水道事業会計決算書の7ページに記載してあります平成30年度熊取町水道事業剰余金処分計算書（案）の（案）を削除していただきますよう、よろしく願いいたします。

---

議長（矢野正憲君） 次に、日程第24 議案第59号 平成30年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君） それでは、議案第59号 平成30年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

議案書の71ページをお開きください。

平成30年度熊取町下水道事業会計の決算額が確定し、未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1つ目の当年度未処分利益剰余金4,497万7,044円の内訳につきましては、平成30年度熊取町下水道事業会計決算書の6ページの剰余金計算書に記載してございますが、平成30年度の純利益4,497万7,044円となっております。

2つ目の利益剰余金処分額1,000万円の内訳でございますが、1,000万円を減債積立金とし、資本的支出の財源に充当する予定としてございます。また、組入資本金は計上してございません。

3つ目の翌年度繰越利益剰余金につきましては、その差引残額3,497万7,044円を令和元年度に繰り越すものでございます。

なお、この処分の内容につきましては、平成30年度熊取町下水道事業会計決算書7ページに平成30年度熊取町下水道事業会計剰余金処分計算書（案）として記載してございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第59号 平成30年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第59号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第59号について、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第59号 平成30年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

議案第59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。永橋上下水道部理事。上下水道部理事（永橋広幸君） 議案第59号のご可決ありがとうございました。

お手数ですが、平成30年度熊取町下水道事業会計決算書の7ページに記載しております平成30年度熊取町下水道事業会計剰余金処分計算書（案）の（案）を削除していただきますよう、よろしくお願いいたします。

---

議長（矢野正憲君） 次に、日程第25 議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） それでは、議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、普通交付税の交付額、臨時財政対策債の発行可能額確定



による補正、西小学校敷地内へ西学童保育所を1クラブ増設する経費、10月1日からの幼児教育・保育無償化に係る経費などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億655万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ146億9,697万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費、第3条は債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをごらんになってください。

第2表繰越明許費でございます。

款 民生費、項 社会福祉費、老人憩の家維持管理事業1,616万5,000円ですが、老人憩の家10カ所に係る耐震診断業務の期間が年度をまたぐため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、5ページをごらんになってください。

第3表債務負担行為補正でございます。

1の追加でございますが、町道五門久保小谷線用地取得事業につきまして熊取町土地開発公社が先行取得をするために行うもので、令和元年度から令和2年度までの期間で、限度額を熊取町土地開発公社が先行取得した土地代金800万円に利息及び事務費等を加えた額と設定するものでございます。

次に、6ページをお開きください。

第4表地方債補正でございます。

1の変更でございますが、小学校施設改修事業につきまして、地方債区分が変更になったことにより4,920万円に変更するものでございます。その下、臨時財政対策債につきましては、令和元年度発行可能額が確定したことにより、5億2,700万円に変更するものでございます。いずれも、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

7ページ、8ページは総括ですので、省略させていただきます。

10ページ、11ページをごらんになってください。

まず、歳入でございますが、款 地方特例交付金、項 子ども・子育て支援臨時交付金、目 子ども・子育て支援臨時交付金7,329万1,000円の増額につきましては、10月1日からの幼児教育・保育無償化に伴う地方負担分に対する本年度限りの交付金でございます。

次に、款 地方交付税、項 地方交付税、目 地方交付税の普通交付税2億1,166万6,000円の増額につきましては、令和元年度の交付額の確定によるものでございます。

次に、款 分担金及び負担金、項 負担金、目 民生費負担金の保育料6,331万5,000円の減額につきましては、幼児教育・保育無償化によるものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費負担金3,607万7,000円の増額につきましては、幼児教育・保育無償化によるものでございます。その下、子育てのための施設等利用給付費負担金2,385万7,000円の増額につきましても、幼児教育・保育無償化によるものでございます。

次に、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金239万1,000円の増額につきましては、中間サーバーの次期システム構築経費に係る補助金でございます。

次の目 民生費国庫補助金の地域生活支援事業費等補助金298万3,000円の増額につきましては、

消費増税等に伴うシステム改修経費に係る補助金でございます。その下の子ども・子育て支援交付金433万3,000円の増額につきましては、西学童保育所の1クラブ増設に係る補助金でございます。その下、子ども・子育て支援事業費補助金948万5,000円の増額につきましては、幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修経費などに係る補助金でございます。

次の目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金288万5,000円の増額につきましては、木造住宅除却工事補助金、老人憩の家耐震診断に係る補助金でございます。

次の目 教育費国庫補助金の私立幼稚園就園奨励費補助金525万円の減額につきましては、幼児教育・保育無償化に伴い制度が廃止されることによる減額分でございます。その下の補足給付事業費補助金37万8,000円の増額につきましては、幼児教育・保育無償化に関係する副食費に係る補助金でございます。その下、特別支援教育就学奨励費補助金30万3,000円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。

その下、次の款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の子どものための教育・保育給付費負担金1,803万8,000円の増額につきましては、国庫と同様に、幼児教育・保育無償化によるものでございます。その下、子育てのための施設等利用給付費負担金1,192万8,000円の増額につきましても、幼児教育・保育無償化によるものでございます。

次に、項 府補助金、目 民生費府補助金の子ども・子育て支援交付金433万3,000円の増額につきましては、国庫と同様に、西学童保育所の1クラブ増設に係る補助金でございます。

その下の補足給付事業費補助金37万8,000円の増額につきましては、国庫と同様に幼児教育・保育無償化に係る副食費に係る補助金でございます。

12ページ、13ページをごらんになってください。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金419万5,000円の減額及び目 減債基金繰入金2億円の減額につきましては、いずれも今回の補正における財源調整分でございます。

次の項 特別会計繰入金、目 後期高齢者医療特別会計繰入金2万1,000円の増額につきましては、平成30年度繰出金の精算による繰り入れでございます。

その下、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金の前年度繰越金4,573万2,000円の増額につきましては、平成30年度決算における実質収支の確定によるものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の指定管理業務利益還元金218万3,000円の増額につきましては、永楽ゆめの森公園指定管理業務利益還元金でございます。次の副食費845万1,000円の増額につきましては、幼児教育・保育無償化により新設されるものでございます。

最後に、款 町債につきましては、第4表のところでご説明申し上げましたとおりでございます。続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

財源振替の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

14ページ、15ページをごらんになってください。

款 議会費、項 議会費、目 議会費の議会活動事業、印刷製本費17万円の増額につきましては、議会だよりのカラー化に係る経費でございます。

次に、款 総務費、項 総務管理費、目 財産管理費の財政調整基金積立事業、財政調整基金積立金4,848万2,000円の増額につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき、平成30年度実質収支確定分の2分の1をめどに積み立てるものでございます。

次に、目 企画費のシティプロモーション事業、講座開設委託料55万円の増額につきましては、株式会社ファンメイクとの包括連携協定に基づいて実施するユースター養成講座に係る経費でございます。その下の地方創生推進事業、報償金23万3,000円及び食糧費3,000円の増額につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直し等に係る会議開催経費でございます。

次に、目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料120万8,000円の増額につきましては、消費増税に伴う障害福祉関連報酬改定等に係るシステム改修経費でございます。

その下の目 国際交流費の国際交流事業記念品費 3万2,000円、その下の普通旅費4,000円、食糧費15万円、有料道路通行料等1万2,000円の増額につきましては、第1回以武会友・大阪国際武術太極拳交流大会に伴う国際交流経費でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の障がい者自立支援給付事業、国・府支出金等返還金1,864万9,000円の増額につきましては、平成30年度自立支援給付費等の確定による返還金でございます。

次の目 老人福祉費の老人憩の家維持管理事業、測量・設計・監理等委託料1,616万5,000円の増額につきましては、和田など合計10カ所の老人憩の家で実施する耐震診断に係る経費でございます。

次に、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の未熟児養育医療給付事業、国・府支出金等返還金21万8,000円の増額につきましては、平成30年度未熟児養育医療費の確定による返還金でございます。次の民間保育所等助成事業、民間保育所等運営委託料132万3,000円の増額、その下、施設型給付費2,844万4,000円、施設等利用給付費1,533万4,000円の増額につきましては、10月1日からの幼児教育・保育無償化によって必要となる経費でございます。

16ページ、17ページをごらんになってください。

次に、保育一般事務経費、臨時雇賃金61万6,000円の増額につきましては、幼児教育・保育無償化に係る事務補助分でございます。

次に、目 児童福祉施設費の児童発達支援事業、国・府支出金等返還金2,694万7,000円の増額につきましては、平成30年度の障がい児通所給付費等の確定による返還金でございます。その下、学童保育運営事業の学童保育所指定管理委託料2,424万8,000円の増額、機械器具借上料21万5,000円の増額及び学童保育所備品購入費164万9,000円の増額につきましては、西小学校敷地内へ西学童保育所の1クラブを増設するための経費でございます。

次に、項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金12万4,000円の増額につきましては、平成30年度繰出金の確定に伴う精算追加繰り出しでございます。

次に、項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金12万7,000円の増額につきましても、平成30年度繰出金の確定に伴う精算追加分でございます。

続いて、款 衛生費、項 清掃費、目 し尿処理費の合併処理浄化槽整備事業、国・府支出金等返還金65万2,000円の増額につきましては、計画期間終了に伴う循環型社会形成推進交付金の返還金でございます。

次の款 土木費、項 都市計画費、目 都市計画総務費の開発指導一般事務経費、空家等対策審議会委員報酬15万5,000円の増額から次の18ページ、19ページの一番上の有料道路通行料1万1,000円の増額につきましては、空家等対策審議会の開催に係る経費でございます。次の都市計画一般事務経費、普通旅費57万6,000円の増額から事業区分の一番下、有料道路通行料等2万2,000円までの増額につきましては、熊取駅西整備事業地に隣接する土地の中で相続登記がなされていない土地について、法的な手続による整理を行うための経費でございます。次の民間住宅耐震改修等事業、木造住宅除却工事補助金200万円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。

続いて、款 教育費、項 教育総務費、目 私立幼稚園助成費の私立幼稚園助成事業、私立幼稚園就園補助金488万4,000円の減額につきましては、幼児教育・保育無償化に伴い9月末での補助金廃止によるものでございます。次の補足給付費113万4,000円の増額につきましては、無償化に伴い創設される副食費相当分の給付費でございます。その下の施設等利用給付費3,238万2,000円の増額につきましては、幼児教育・保育無償化に伴う経費でございます。次の私立幼稚園就園奨励事業、私立幼稚園就園奨励費1,712万1,000円の減額につきましては、幼児教育・保育無償化に伴い9月末での奨励費廃止によるものでございます。

続いて、項 中学校費、目 教育振興費の中学校就学援助事業、支援教育就学奨励援助費41万5,000円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。

次に、20ページ、21ページをごらんになってください。

款 災害復旧費、項 公共施設災害復旧費、目 社会教育施設災害復旧費の文化財災害復旧事業、測量・設計・監理等委託料412万1,000円の増額につきましては、中家住宅表門の耐震補強及び災害復旧追加工事に係る経費でございます。

22ページの補正予算給与費明細書、23ページの債務負担調書及び24ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第26 議案第61号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件及び日程第27 議案第62号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第61号及び第62号についてご説明申し上げます。

まず、議案第61号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

当該第61号につきましては、予算の節及び説明の欄に一部修正がございまして、正誤表をお配りさせていただいております。ご迷惑をおかけし申しわけございません。よろしくお願いをいたします。

それでは、今回の補正の主な内容は、激変緩和に伴う保険料の当初予算枠からの減額と、その財源不足を補うための財政調整基金からの繰り入れ、また、府の負担金、交付金の確定に伴う精算のほか一般会計からの繰入金金の精算、それから平成30年度決算黒字分の繰越金の補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億3,426万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算の補正によるとしてございます。

次に、第2条では、改元により平成31年度予算全体における元号の表記を令和に統一する旨、定めてございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございます。説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料7,793万円の減額でございますが、本年5月の国民健康保険運営協議会で諮問、答申をいただきました平成31年度保険料の激変緩和に伴うものでございます。

続きまして、款 府支出金、項 府補助金、目 保険給付費等交付金20万4,000円の増額ですが、

平成30年度の特典健診等負担金の確定に伴う追加交付分でございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の12万4,000円の増額ですが、これは、一般会計で負担すべき職員給与費等の確定に伴い、平成30年度分の不足分を本年度で精算を行うものでございます。

次に、款 繰入金、項 財政調整基金繰入金、目 財政調整基金繰入金3,784万円の増額でございます。これは、先ほどご説明いたしました保険料の激変緩和に伴う財源不足の一部を補うため、国民健康保険財政調整基金、現在高5,990万9,000円の一部を取り崩して繰り入れを行うものでございます。5,990万9,000円でございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 その他繰越金3,986万5,000円の増額でございます。これは、平成30年度決算において実質収支が3,986万5,000円となりましたので、本年度に繰り越すものでございます。なお、繰越金の全額と前述の財政調整基金等を合わせまして、平成31年度保険料の激変緩和の財源に充てるものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

歳出予算でございます。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金10万3,000円でございます。これは、平成30年度の特典調整交付金（保険事業分）の交付額確定に伴う精算により、余剰分の返還を行うものでございます。

以上で、議案第61号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第62号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、大阪府後期高齢者医療広域連合に対する平成30年度分保険料の精算及び一般会計からの繰入金の精算を行うための補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,623万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条では、改元により平成31年度予算全体における元号の表記は令和に統一する旨、定めてございます。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金354万円の増額でございます。これは、平成30年度からの繰越金を計上するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金351万9,000円の増額でございます。これは、平成30年度分の保険料収納額のうち、大阪府後期高齢者医療広域連合への未精算分を支払うためのものでございます。

次に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金2万1,000円の増額でございます。これは、平成30年度の一般会計が負担すべき後期高齢者医療に係る事務費の確定により生じた余剰金を一般会計に返還するためのものでございます。

以上で、議案第62号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、議案第61号、第62号いずれも原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第28 議案第63号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、議案第63号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容でございますが、平成30年度決算に伴う前年度繰越金の介護給付費準備基金への積み立てや、平成30年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う精算分でございます。

まず、1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,357万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,201万1,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明のほうを省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金770万9,000円の増額、次の款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金341万4,000円の増額、次の款 府支出金、項 府負担金、目 介護給付費負担金537万4,000円の増額につきましては、平成30年度介護給付費の確定に伴い、国支払基金、大阪府からの前年度における介護給付費負担金の精算により、追加交付されるものでございます。

続いて、その下の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 介護給付費繰入金12万5,000円につきましても、平成30年度介護給付費の確定に伴い精算により、不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、その下の目 その他一般会計繰入金2,000円の増額につきましては、平成30年度事務費繰入金の確定に伴い、こちらも精算により、不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金2,695万1,000円の増額につきましては、平成30年度における実質収支黒字額を令和元年度に繰り越したものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金4,169万7,000円の増額につきましては、平成30年度の決算に伴う前年度繰越金の精算後、黒字額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金の国・府支出金等返還事業における国・府支出金等返還金187万8,000円の増額につきましては、平成30年度の地域支援事業費の確定に伴い、超過交付となった地域支援事業交付金を国・府へ返還するための補正でございます。

以上で、議案第63号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして説明

を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第29 議案第64号 平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第30 議案第65号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第31 議案第66号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第32 議案第67号 平成30年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第33 議案第68号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第34 議案第69号 平成30年度熊取町水道事業会計決算認定についての件及び日程第35 議案第70号 平成30年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上7件を一括して議題といたします。

本7件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）議案第64号 平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号 平成30年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号 平成30年度熊取町水道事業会計決算認定について及び議案第70号 平成30年度熊取町下水道事業会計決算認定についての各決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく、ご提案申し上げます。

なお、平成30年度各会計の決算書を初め、関係書類をあらかじめ配付しておりますので、あわせてごらんください。

初めに、各会計の全般的な状況からご説明申し上げます。

一般会計につきましては、決算規模では歳入・歳出とも前年度に比べ大幅に増加し、実質収支におきまして平成29年度に引き続き黒字決算となりました。

歳入総額ですが、202億118万1,423円となっており、前年度決算額と比べると75億8,770万6,044円増加しています。

次に、歳出においては199億8,228万2,444円となっており、前年度決算額と比べると74億6,277万2,227円増加しています。

これら歳入歳出の差2億1,889万8,979円を翌年度へ繰り越すものですが、この繰越額には、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額1億2,163万7,664円及び事故繰越し繰越額111万7,800円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は9,614万3,515円の黒字となっております。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入は53億6,631万9,805円、歳出は53億2,645万4,163円で、歳入歳出の差し引きは3,986万5,642円の黒字となり、これを平成31年度に繰り越しました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入は5億8,662万7,176円、歳出は5億8,308万8,618円で、歳入歳出の差し引きは353万8,558円の黒字となり、これを平成31年度に繰り越しました。

介護保険特別会計につきましては、歳入は33億9,831万6,529円、歳出は33億7,136万5,592円で、歳入歳出の差し引きは2,695万937円の黒字となり、これを平成31年度に繰り越しました。

墓地事業特別会計につきましては、歳入は1,221万8,739円、歳出は1,221万8,739円となり、歳入歳出とも同額となりました。

水道事業会計につきましては、総収益は9億1,138万6,548円で、総費用は8億7,688万7,872円となり、差し引き3,449万8,676円の当年度純利益となりました。これに平成29年度からの繰越利益剰余金1億1,020万4,784円及びその他未処理利益剰余金変動額4,000万円を加えた結果、1億8,470万3,460円の当年度未処分利益剰余金を計上することができました。

下水道事業会計につきましては、総収益は10億7,913万428円で、総費用は10億3,415万3,384円となり、差し引き4,497万7,044円の当年度純利益となりました。

続いて、平成30年度において重点的に取り組んだ施策についてご説明いたします。

平成30年度の町政運営においては、熊取町第4次総合計画及び第3次行財政構造改革プランが同時にスタートした年であったことから、持続可能で身の丈に合った行財政運営の基盤づくりに努めるとともに、安全・安心なまちづくり、子どもの育ちを支えるまちづくり、にぎわいのあるまちづくりを中心に、住民の皆様との対話を重視した、民間目線のスピード感を持った行政運営を心がけてまいりました。

それでは、平成30年度の具体的な事業について申し上げます。

最初に、住民協働・住民参画については、住民等と行政が連携・協力し、それぞれの特性を發揮しながら、まちづくりに取り組む協働のまちづくりの目指す姿や協働の理念を定めた熊取町協働憲章について、現代の課題を整理し、時代に即した協働のまちづくりを発展的に推進するため、平成31年1月に改訂いたしました。

防災については、平成30年9月に上陸した台風第21号により、道路、公共施設等に多くの被害が発生し、民間住宅を初め、いまだ完全復旧に至っていない状況でございます。災害見舞金等支給条例を制定し、被災者の方々への支援となるよう努めたところですが、改めて日ごろの備えの大切さを認識し、一人一人の防災意識の向上に資するため、引き続き自主防災組織の結成の促進に努め、各区・自治会のご理解・ご協力により、結成率100%を達成することができました。

また、自主防災組織連絡協議会の活動を通じて、組織間の情報交換・連携強化を進め、自助・共助の意識を醸成するとともに、地域防災力の向上に努めました。

子育て・保育については、多様化・複雑化する保育ニーズに対応すべく、認定こども園の許可を受ける民間幼稚園の施設整備を支援するとともに、障がい児保育を実施する民間保育所等に対する補助制度の拡充を行いました。

また、公民連携のもと、保育所及び学童保育所における待機児童ゼロの継続に引き続き取り組んできたほか、令和元年度からの受け入れ枠拡大のため、中央学童保育所及び西学童保育所において施設整備を実施するとともに、保育環境を改善すべく空調設備の増設を行いました。

さらに、妊娠期から子育て期にかけて、切れ目のない支援を行うことにより、子育ての悩みを分かち合い、地域へ一歩踏み出すきっかけとなるよう、本町の特徴的な取り組みでありますホームスタート事業の実施や、地域子育て支援拠点事業の実施など、地域団体と連携しながら、地域の子育て支援の充実に努めてまいりました。

学校教育については、教職員の負担を軽減することで、子どもたちと向き合える時間を確保するため、引き続き、英語指導助手、学校図書館司書、スクールソーシャルワーカーや教育相談カウンセラーなどの専門的人材を配置し、児童・生徒へのきめ細かなサポートに重点を置いた取り組みを進めました。さらに、平成31年4月にスクールソーシャルワーカーを1人増員したことで、全小学校区への配置を行い、大阪府内において際立って高い配置率となりました。

また、各関係機関への要望活動や、国会議員を初めとする議員の皆様のご支援により採択された国庫補助金も有効に活用して、児童の授業環境を改善し、学習により集中できるよう、全町立小学校において普通教室及び特別教室の空調整備を完了しました。これにより、令和元年度から夏休み期間を短縮し、令和元年8月26日から第2学期を開始したところです。加えて、懸案でありました



小学校トイレの洋式化に着手し、現在も鋭意整備を進めているところです。

生涯学習については、一般社団法人自治総合センターの助成金を活用して子ども読書活動推進事業を実施し、絵本作家によるワークショップ・えほんライブ、療育事業や支援学級に通う子どもとその家族を対象とした企画等を開催することにより、子どもの読書活動を推進するとともに、誰もが読書に親しめる環境づくりに努めました。

健康・長寿については、平成29年度に引き続き、介護予防の効果的なツールであるタピオ体操プラスを活用したタピオステーションの立ち上げ支援・継続支援を実施するとともに、タピオステーション応援団として、芸能事務所所属の若手芸人の派遣や、町内大学の学生、地域ボランティアの参画をコーディネートすることにより、住民主体の通いの場づくりに努めたところです。

また、昭和56年以前の旧耐震基準により整備された老人憩の家について、耐震化を計画的に進めるため、5カ所を対象に耐震診断を実施しました。今後は、要望活動により得た国の交付金を活用し、さらに加速させて推進してまいります。

市街地整備については、熊取駅西整備事業として、引き続き、泉佐野市及び大阪府を初めとする関係機関との協議を行い、熊取駅西交通広場整備に係る事業認可を取得の上詳細設計等に着手するとともに、引き続き、地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>推進協議会による駅周辺の緑化プロジェクトを進めるなど、本町の玄関口にふさわしい良好な市街地の形成に向けた取り組みを進めました。

議長（矢野正憲君）町長、ちょっと待ってください。

議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

すみません。町長。

町長（藤原敏司君）道路交通網の充実については、大阪岸和田南海線の事業推進を初めとする各種要望活動を実施しました。また、町道小谷穴釜線道路改良事業が、平成31年3月に事業完了を迎えることができました。

加えて、地域幹線道路網等の整備に向け、児童・生徒の通学時の安全確保のための町道久保高田線歩道拡幅事業において、測量設計業務を実施し、令和元年度に用地買収に取り組み、令和2年度から工事に着手の上、早期の完了を目指します。

水道事業については、水道水の安定供給を図るため、重要給水施設へ供給する管路の耐震化工事を実施するとともに、希望が丘配水池の耐震化事業に着手しました。

また、平成30年10月9日に大阪広域水道企業団と水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書を締結し、令和3年度からの統合に向けた統合素案の作成に着手しました。

下水道事業については、小垣内、大宮、久保、野田及び大原地区において、公共下水道工事を実施し、年度末人口普及率が81.1%となりました。

また、下水道事業の経営状況を一層明確にするため、平成30年4月から、下水道事業の地方公営企業法の適用を開始し、経営の効率化・健全化を図りました。

公園施設の整備・長寿命化については、熊取町公園施設長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用し、まちなか公園の整備として、遊具等更新工事を実施しました。

自然環境については、将来に、桜の名所・永楽ダムを残す取り組みとして、本町の貴重な自然資源である永楽ダム周辺の桜の保全に着手し、桜が植えられている箇所の下草刈りや、雑木の伐採を実施したところです。

住環境については、ごみ処理の広域連携に向けた取り組みを進めており、平成30年12月には循環型社会形成推進地域計画を、また平成31年2月には新ごみ処理施設整備基本構想を策定し、新広域ごみ処理施設整備に伴う委託業務の負担金協定書を締結しました。このほか、施設長寿化に向けた改修・整備等を実施したところです。

循環型社会については、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業を活用した、地球温暖化対策実行計画策定に向けた各種調査を実施したほか、令和3年度からの泉佐野市田尻町清掃施設組

合へのし尿処理事務の委託化に向けた、関係機関との協議を実施しました。

観光・交流については、熊取町駅前観光案内所として運営してまいりました駅下にぎわい館を、くまとりにぎわい観光協会の活動拠点とし、観光案内所機能の強化を図って、平成31年4月17日にリニューアルオープンしたところです。

また、新たな観光スポットを創設するため、果樹農園支援事業を実施しました。野外活動ふれあい広場隣接地へブルーベリー農園を開園する団体への補助により農園が完成し、令和元年7月15日にお披露目が開催されました。当日は、町議会議員、各区、自治会長の皆様を初め、多くの方が来園され、令和2年夏のオープンが待ち遠しいところでございます。

行財政改革については、先頭に立って行財政改革を推進する立場にある者として、町長、副町長、教育長の給与削減を実施しました。

また、くまとりふるさと応援寄附につきまして、歳入確保策の一つとして、町長就任以来、積極的に取り組んでまいりました結果、平成28年度に約4億円、平成29年度に約3億4,000万円と着実に成果を上げてきたところです。平成30年度においては、魅力的な返礼品の企画に注力し、寄附件数が6万8,392件、寄附総額は76億4,187万2,012円となりました。これらの成果により、くまとりふるさと応援基金の残高が約39億円となり、防災基金として10億円を積み立てたほか、子育て・教育に関する事業など、貴重な財源として活用させていただきます。

また、住民の皆様の利便性向上を目的として、スマートフォンアプリによる町税等の納付を開始するとともに、大阪府域地方税徴収機構への参加等により、町税では前年度比0.8ポイント上昇の97.8%の徴収率を達成しました。

また、平成30年10月から本町窓口での旅券発給事務を開始し、住民の皆様に最も身近な役場窓口においてパスポートの申請・取得ができることで、利便性の向上を実感していただけていると考えております。

情報の公開については、住民の皆様からの忌憚のないご意見を伺い、開かれた行政をともにつくることを目的として実施してまいりましたタウンミーティングや直接対話について、皆様のご協力のもと、順次開催した結果、タウンミーティングについては、全5回の開催で計122人の方にご参加をいただき、多くの貴重なご意見を賜りましたことに感謝を申し上げます。今後も、住民の皆様との情報共有を図りながら、開かれた行政運営に取り組んでまいります。

また、平成19年に発覚した談合問題に関する記者会見を平成30年12月に町議会議長とともにを行い、これまでの町の対応に対する私の所感と回収の見込みなどを報告するとともに、二度とこのような事件が起こらないよう宣言いたしました。

以上、重点的に取り組んだ施策のほか、各主要施策の推進に当たりましては、年度当初にお示ししました町政運営方針及び所信表明での考え方や方向性を基本に、社会経済環境の変化を的確に見きわめながら、計画的かつ効果的な行財政運営に努めたところです。

なお、黄色の分界紙以降の主要施策成果等一覧表は、主要施策の事業内容や実施状況等について、第4次総合計画に定める将来像の実現に向けた施策の大綱に従い整理していますので、後ほどごらんください。

最後になりますが、平成30年度のさまざまな施策について成果報告できましたことに深く感謝申し上げます。改めてこの1年を振り返りますと、平成30年度が、これからの5年、10年先の本町のまちづくりにおいて重要な年であったと感じてございます。

平成30年度は、台風21号による被害とその後の復旧作業において、最も身近な基礎自治体として、住民の皆様の生命と財産を守ることの重要性を身をもって感じるとともに、自然災害に対する日ごろの備えの重要性を教訓として学んだ年でありました。

また、ふるさと納税では、全国7位という成果を上げ、多くの貴重な財源を確保できたという点においても、今後の行政運営において意義深い年であったと言えるのではないのでしょうか。

今後におきましても、安全・安心をまちづくりの基本と位置づけ、貴重な財源を有効活用し、第

4次総合計画の将来像の実現に向け、住民の皆様との積極的な対話を進めながら、自然に恵まれた豊かな住環境の中で、子どもから若者、高齢者まで、いつまでも元気で生き生きと、長く楽しく日常生活を送り続けることができるまちづくりを推進してまいりますので、引き続き、議員各位を初め、住民の皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

---

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「17時10分」延会）

---

9 月熊取町議会定例会（第 3 号）

令和元年9月定例会会議録（第3号）

月 日 令和元年9月9日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	南 和仁
総 合 政 策 部 理 事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 長	林 利秀	住 民 部 長	巖根 晃哉
住 民 部 理 事	田中 耕二	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	矢部 義雄	都 市 整 備 部 理 事	阪上 敦司
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
教 育 次 長	貝口 良夫	教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	野津 恵		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第64号 平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第65号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第66号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第67号 平成30年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第68号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第69号 平成30年度熊取町水道事業会計決算認定について  
議案第70号 平成30年度熊取町下水道事業会計決算認定について  
請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年9月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）それでは、本日の日程に入ります。

平成30年度における主要施策の成果及び各会計決算に関する件について、会派代表質問の通告が

ありましたので、順次発言を許します。

初めに、新政クラブを代表して、河合議員。

11番（河合弘樹君）おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、新政クラブを代表いたしまして会派代表質問をさせていただきます。

まず初めに、熊取駅西整備事業についてですが、この事業は、泉佐野市が熊取駅西地区の市域の市街化調整区域を市街化区域に編入するに伴って、熊取駅西と駅西交通広場、熊取駅西1号線の都市計画道路を整備する事業であって、途中、昨年、平成30年6月、都市計画変更等がありましたが、1点目のこれまでの経緯と現時点での進捗状況について答弁願います。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）おはようございます。

それでは、ご質問の熊取駅西整備事業についての1つ目のご質問、これまでの経緯と現時点での進捗状況について答弁申し上げます。

熊取駅西整備事業につきましては、先ほど議員のほうからもお話がありましたように、熊取駅の西側における駅周辺の市街地の形成を図ることとして、隣接する泉佐野市が整備を行う都市計画道路との連携等により、交通の円滑化や駅利用者の利便性の向上を目指し、泉佐野市と本町が双方で協力して整備事業に取り組んでいく計画としてございます。

この計画に基づきまして、まずは平成28年3月30日に駅西整備に係る都市計画決定を行い、その後、交通広場の機能や利便性の向上を図るための検討を行った上で、平成30年6月1日に都市計画決定の変更を経て同年8月3日に交通広場の事業認可を取得し、現在、交通広場の詳細設計業務及び用地の測量業務を進めているところでございます。

現時点での進捗といたしましては、詳細設計業務及び用地測量業務を継続して進めるとともに、大阪府警本部などの関係機関等との協議並びに関係地権者との交渉を重ね、おおむね整備の内容が整ってきているという状況でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

それでは、平成30年11月に熊取駅西地区のまちづくり協議会が開催されたと思うんですが、大久保公民館で。そのとき参加者は4名であって、そのうち地権者が3名参加していますが、地権者というのは3名のみなんですか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）議員から今ありました協議会につきましては、いわゆる交通広場の地権者ではなくて、交通広場から住吉川、旧の河川敷のほうに向かって熊取町域のほうをこの整備事業に合わせて一定の整備をしていこうという計画がございまして。そこに係る地権者に協議会のほうにご参加いただいております。せっかく駅にロータリーができますので、今現状、畑であったり田んぼになっている部分を、そこら辺の地権者の合意を得た上で何らかの有効活用、駅前ですのでにぎわいづくりというようなところも含めて、そのあたりの有効活用ができるようにということで、その地権者に集まっていただいて、今後のロータリーができた以降のまちづくりについてどういうふうに進めていこうかと。当然、泉佐野市も川の向こうのほう、同じような形で新たに整備を考えてられるみたいですので、そことの整合等も図りながら、熊取町域の分を駅にふさわしいにぎわいづくりのスペースとしてどのような活用ができるかということで、協議会を設定させていただいて、地権者の方にいろいろとご意見等をいただきながら進めているという状況でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

それでは、開発で立ち退きになる件数自体はわかりますか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）先ほどの交通広場に係る部分につきましては、事業用地に係る部分で、立ち退きという形ではなくて土地のほうのご提供をいただく地権者として4名というふうになってございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

それでは、2点目、泉佐野市のほうでは既に整備工事が着工されていて、2本の都市計画道路の交差点はラウンドアバウト交差点として整備するようですが、ラウンドアバウト交差点とは、交差点に信号機がなく、車は時計回りに進み、行きたい方向の道路に出ていきます。日本でも法律で環状道路とされ、近年では全国各地で整備が進んでいるみたいですが、それでは2点目の用地買収・整備工事の着工と事業完了予定年月についてはどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）それでは、ご質問の2つ目、用地買収・整備工事の着工及び事業完了年月についてのご答弁をさせていただきます。

駅西整備事業に係る用地買収につきましては、昨年、平成30年度より関係地権者との交渉に着手しており、一部の地権者において、現在、支障物件の調査のほうを実施しているところでございます。今後の事業スケジュールとしましては、今年度から令和2年度にかけて用地買収を行い、その後、駅前広場の整備工事を進め、令和2年度末整備工事完成を目指し、現在、鋭意事業に取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、交付金の確保に努めながら、泉佐野市と協力して早期事業完成を目指し事業推進に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）それでは、令和2年度末には完成するということですか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）一応、泉佐野市のほうともそのあたりのスケジュールは調整をしながら、2年度末ということで現在進めてございます。ただ、補助金の採択状況でございましたりとか、あと現在、地権者のほうとは鋭意交渉しておるんですけども、若干用地取得のスケジュール等々がはっきりとまだ見えないところもございますので、目標としまして2年度末ということで現在、鋭意関係機関との協議とか泉佐野市との調整も含めて取り組んでいるという状況でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

それでは、昇降設備で計画変更前はエレベーターとエスカレーターそれぞれ1基ずつだと思っておりますけれども、変更後はエレベーター2基のみで、エスカレーターはなしですか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）議員おっしゃるとおりでございます。当初、エレベーター1基とエスカレーター1基ということで計画をしておったんですけども、議員もご存じかと思っておりますけれども、駅の西側、非常に高低差がございます。町道野添線から線路敷までの間も2メートル近い高低差があって、そこから現在の自由通路の高さまで昇降設備なりで上がっていくという形になるとエスカレーターの高さが非常に高いものとなるということで、若干、その辺で非常にエスカレーターの費用がかかってくると。そのあたりもいろいろと先ほどの検討の中で検討させていただいたところで、かなり高低差の高いエスカレーターになるということ、それと、エレベーターを2基設置するというので一定の人の移動のほうも確保できるということで、費用面と、それから障がいをお持ちの方も含めた利用の利便性というところも含めて検討させてもらった結果、エレベーター2基というふうな形の整備形態に変更させていただいてございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

それでは、昨年12月に議員全員協議会でいただいた資料の中の参考の超概算事業費の総事業費と実質熊取町負担金は、現時点では変わりはありませんか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）昨年12月の議員全員協議会のときに事業費が約9億円ということでご報告させていただいたと思います。それ以降、実際の詳細の設計とかは現在やっているところでございますけれども、駅の東のほうと同じようなイメージの駅舎というところも踏まえて、今、具体的設計業務を行っておるんです。現時点で若干、自由通路の幅を広げたりとか、それから東側と同じように、階段を上がったところで若干の人がたまるようなスペースの設置を検討したいということで、若干、現時点での事業費は膨らんでございます。まだ超概算ということなんですけれども、約2億円程度ふえてくるかなと。まだこれ、はっきりとした数字ではございませんけれども、現在の段階では約11億円程度の事業費になるかなというふうに試算のほうはしてございます。

ただ、これはあくまでも現時点での試算でございますので、若干経費の増減が今後出てくるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。わかりました。

これ以外にも上水道と下水道事業費も要するということですよ。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）一定、水道であつたり下水道のほうについても、広場に係る部分、当然、建物的なものは整備を予定してございませんので、現在の交通広場部分に係る排水であつたりとか、あるいは若干の給水、水道のほうですね。については現在、関係課と調整させていただいて、今後、泉佐野市のほうともその辺の調整はさせていただくという予定をしております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）それは、だから11億円の中に入っていないということ。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）一定、さっきの11億円の中には現在入ってございません。ただ、先ほども申し上げましたけれど、その辺の部分については、今後、具体的に積算をしていくというふうな形になると思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）それでは、まだ概算見積もりとかも全然できていないということですか。

議長（矢野正憲君）阪上都市整備部理事。

都市整備部理事（阪上敦司君）現状、そういう形になってございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。

熊取駅西整備事業で町の玄関口にふさわしいにぎわいの創出と駅利用者等の利便性の向上が図れるよう、スムーズに整備を行っていただけるようよろしくお願いたします。

それでは、3点目の宿泊施設誘致条例が平成28年10月に制定されてから、なかなか事業者が決まらず、我々議員のほうでも何とかならないかとずっと心配していましたが、担当部局の職員のご尽力により、おかげさまでようやく事業者が決まり、改めてまことにありがとうございます。

また、一昨日に、先週ですか、地鎮祭が行われたと聞いていますが、3点目のスーパーホテル建設に向けての進捗状況について答弁願います。



議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、総合政策部よりスーパーホテル建設に向けての進捗状況につきまして答弁申し上げます。

初めに、これまでの経緯をご報告させていただきます。

平成28年5月に熊取創生プロジェクトチームの枠組みで組織横断的に取り組みまして、先ほど河合議員のほうからご紹介ありましたとおり、平成28年10月に宿泊施設誘致条例を制定いたしまして、同条例を根拠として精力的に誘致活動を展開してまいりました。その結果、ホテル事業者であります株式会社スーパーホテルとの間で、熊取駅北自転車駐車場跡地につきまして、平成30年4月1日からの30年間を借地権の存続期間とする事業用定期借地権設定契約を平成30年3月30日付で締結したという経緯でございます。

その後、ホテル事業者におきまして、本町の開発指導要綱に基づく事前協議及び関係法令に基づく許認可などの手続きを進めてまいりました。そして本年6月8日には、ホテル事業者におきまして、職員同席のもと、大久保公民館にて近隣住民を対象とした地元説明会が実施されるとともに、建設工事請負業者が決定され、建築確認申請の手続きを経まして、先月8月30日の着工に至ったという経緯でございます。

今後の予定でございますが、令和3年1月15日の建物引き渡し、令和3年2月の開業をホテル事業者より現状の予定として示されております。

これまでの議会への報告の中で、開業予定時期を令和2年秋ごろというふうにご報告させていただきましたが、先日新たに示された予定として、令和3年2月開業と半年ばかりおくれた変更を示されてございますので、議員の皆様方におかれましてもご承知おきいただければと思います。

以上、スーパーホテル建設に係る進捗状況についての答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

その施工業者というのはわかりますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）こちらの施工業者につきましては、スーパーホテルが民間の入札を行いまして決定した事業者ということになってございます。こちらのほうが小松義博建築都市設計事務所というところに設計をさせて、それからコンサルタントのほうは、すみません、ちょっと私、その情報はまだ得ておりませんが、また確認してご報告させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

建設工事に当たって地元業者等の下請等の配慮とかというのはあるんですかね。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）建設に当たる地元業者のほうなんですけれども、実はスーパーホテルのほうからも、地元のゼネコン業者とか、もしあるようでしたら入札に入れたいというありがたいお申し出があったんです。ただ、ホテルを営める事業者が町内には残念ながらないというところで、一応、お話しはいただいたんですけども、そこには至っていないという経過がございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

それでは、土地を賃借するわけですが、その値段というのはわかりますか、7年間交付するんですが。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）土地の値段ですけども、うちの公有財産規則に基づきまして計算しま

して、1年280万円という金額になってございます。280万円の30年契約というところですが、最初の7年間につきましては2分の1免除と、それから8年目以降は280万円の歳入を得ると、そういった流れでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）建物の固定資産というの概算でもわかるんですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）建物につきましては固定資産税建物分免除ということになるんですが、10階建てのRC工法の建物の固定資産税が幾らかかるかというのは、詳細のところはまだ建物が建って来て、それから償却資産がどんなものが入るかどうかというところで、今手元には資料がないんですけども、たしか以前、行革のほうの効果額を出したときに試算したのがあります。そちらの資料をちょっと調べたらわかりますので、後ほどご提供させていただくということでよろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

この誘致条例なんですけれど、令和2年3月31日まで指定を受けなければならないとあるんですが、スーパーホテルのほかに何か問い合わせとかはありましたか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）今のところ問い合わせはないといった状況でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

駅西の泉佐野市のほうでも宿泊誘致条例で多分、ホテル等建つかもわかりませんが、スーパーホテルが30年と言わず、50年でもずっと営業していただけたらなと思います。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）先ほどの固定資産税でございます。建物の固定資産税なんですけれども、一定、10階建ての固定資産税ということで、今現在建っているマンション、うちの税務課のほうで協力していただきまして、大体こんなものかなというところで410万円程度ぐらいというふうに試算してございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

また、新規雇用の奨励金もあるということで、そういう募集とかはどういう感じになるのか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）こちらの条例の条件であります雇用促進奨励金なんですけれども、新規常用雇用者を5人以上ということになってございまして、つまり正規職員を5人というつくりになっております。ホテルのほうとも確認させていただいたんですけども、いわゆるスーパーホテルの正規職員を5人以上ということは残念ながら想定していないので、この条例の適用は今のところはないということでございます。ただ、協議している中で、リネン業とか掃除などの関連業務につきましては地元雇用により行うスタンスという会社ですので、積極的な地元雇用には努めていただけるということを確認してございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）わかりました。ありがとうございます。

それでは、次の質問にいかせていただきます。

2つ目の都市計画道路整備促進事業についてですが、大阪岸和田南海線道路改良事業です。今か

ら約半世紀前の昭和45年、私がまだ生まれていないときでしたが、都市計画決定され、平成4年に府道泉佐野打田線から泉佐野市界まで約850メートルを第1期事業区間に、国道170号大阪外環状線から泉佐野市、府道泉佐野打田線までの約600メートルを第2期事業区間に位置づけられました。平成20年には、大阪府財政再建プログラム案において現道拡幅区間が一時休止する事業に位置づけられましたが、平成22年にはバイパス区間が暫定2車線で供用開始し、平成24年度から現道拡幅区間においても事業再開され、平成28年3月に、大阪府都市整備中期計画の中間見直しにおいて、平成28年から令和2年度までの間で第1期事業区間は概成、第2期事業区間は着手する路線と位置づけられました。

1点目の大阪岸和田南海線・第二期事業区間の道路詳細設計についてはどうですか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、ご質問の都市計画道路の整備についてということで、大阪岸和田南海線・第二期事業区間の道路詳細設計の状況について答弁申し上げます。

大阪岸和田南海線の第2期事業区間である府道泉佐野打田線から大阪外環状線までの道路詳細設計につきましては、大阪府に確認したところ、平成29年度から30年度にかけて実施しておりますが、現在、2カ所の二級河川との交差点において橋梁形式の検討のため橋梁予備設計を行っているところであり、今年度下半期において橋梁詳細設計を実施する予定と聞いております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 河合議員。

11番（河合弘樹君） 平成30年8月には地元説明会が実施されているんですが、これは多分、大久保区と紺屋区だと思うんです。その物件に対する件数というのは何件かわかりますか。

（「もう一度お願いします。物件」の声あり）

11番（河合弘樹君） その土地にかかわる件数というか、持ち主の。地権者。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 第2期事業区間に係る物件の対象というのが、対象地が70筆程度あるということで、それで権利者の数で言ったら80名ちょいというふうにお聞きしております。

以上です。

11番（河合弘樹君） その説明会の中で何か意見等はございましたか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、地元説明会についてご答弁申し上げます。

平成30年8月なんですが、大阪府岸和田土木事務所の主催で、紺屋区の地権者からの要望により開催しております。当日の説明内容といたしましては事業概要と測量説明の2項目であり、事業概要においては都市計画決定及び都市計画変更の内容、今回の事業区間、計画断面構成及び整備後の交通予測について、また測量説明においては、用地測量の流れ並びに測量作業以降の物件調査及び用地買収交渉の予定について説明しております。なお、説明会の出席者からは、計画道路の高さ、交差点形状、騒音振動及び完成予定時期等の質問があり、これに対して応答しております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 河合議員。

11番（河合弘樹君） ありがとうございます。

それでは、3点目の補償算定業務・用地買収・整備工事の着手についてお願いします。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、ご質問の3点目、補償算定業務・用地買収・整備工事の着手について答弁申し上げます。

補償算定業務及び用地買収の着手につきましては、事業用地の境界確定というのが必須になってまいります。このため、第2期事業区間の補償算定業務につきましては、境界確定が完了した事業用地を対象に平成30年度から順次着手しており、また、用地買収につきましても、買収価格や補償

費の算定が完了した事業用地を対象に今年度から順次着手したところでございます。

なお、整備工事につきましては事業用地の取得が前提となりますので、今年度での着手を予定しておりませんが、今後、事業用地の取得が進み、一定の整備効果が発揮できる区間が確保できれば整備工事に着手されていくものと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

それでは、用地買収はまだ行われていないということですか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）用地買収につきましては、実を言うとつい最近、1件買収しましたというふうな話を岸和田土木のほうから聞いております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

以前、平成34年度完成目標と聞いたんですけど、それは変わらないですか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）あくまで目標ということで、説明会の場では大阪府のほうから34年度目標というふうに聞いておりますが、やっぱり地権者の方との交渉になりますので、あくまで目標にすぎません。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

それでは、4点目の（仮称）駅前延伸線道路改良事業の進捗状況についてですが、昨年、この事業の道路詳細設計業務が実施されておられると思うんです。その点についてどうですか。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、ご質問の（仮称）駅前延伸線道路改良事業の進捗状況について答弁申し上げます。

（仮称）駅前延伸線道路改良事業につきましては、平成29年度の予備設計に基づき平成30年度に実施した詳細設計の結果、膨大な事業費が必要となることが判明し、このまま事業を進めた場合、先ほどご質問のあった熊取駅西整備事業などと事業実施時期が重複し、短期間に支出が集中して本町財政を圧迫することから、事業着手時期を先送りしているところでございまして、今後、大阪府が施行する大阪岸和田南海線の進捗状況を見きわめながら、事業着手時期を検討してまいりたいと考えているところでございます。

今後におきましても、都市計画道路等の整備促進に鋭意取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

11番（河合弘樹君）予定よりおくれるということで、この延伸線は、岸南線ができると同時に初めの予定ではそれに合わせて行ってしまうと思うんですが、今の話ですとかなりおくれるみたいな感じで、それと、岸南線までで終わりなんですかね、計画では。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）すみません、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、熊取駅西の整備事業とバッティングすると事業費が財政を圧迫するというので、まず財政の見込みと、あと大阪岸和田南海線の整備の進捗状況を見きわめて、いつ着手するかということは検討してまいりたいと思います。

それで、熊取駅前延伸線につきましては、今のところ大阪岸和田南海線までの計画になっております。それ以降は未定でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）そのおくれる分、結局その交わる交差点には信号等必要になると思うんですが、後からつくる場合、また後から交差点ができるということですか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）そうですね。熊取駅前延伸線をもし仮に大阪岸和田南海線まで後で延ばすということになれば後で交差点がつくという形になりますが、着手時期については、財政状況、それと岸南線の整備状況を見ながら検討していきたいと考えております。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

大阪府のほうでは、大阪岸和田南海線が一番先について、その次、外環の4車線化、その後泉州山手線と聞いているんですが、これまでも町長を初め担当部局や関連議員の方々が大阪府に対して意見、要望しています。本町域における大阪外環状線及び大阪岸和田南海線については、本来は近隣市同様に関西国際空港開港時までに全線供用すべきところであったが、長期にわたりミッシングリンクとなっており本来の機能が果たされていない状態で、また、大阪岸和田南海線については大阪府原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画に位置づけられている路線であり、本町のまちづくり及び防災面から非常に重要な路線でありますので、早期完成に向けてこれからもよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして会派代表のほうを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、新政クラブ、河合議員の質問を終わります。

次に、創生くまとりを代表して、大林議員。

2番（大林隆昭君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、創生くまとり会派を代表しましてご質問させていただきます。

今回は、熊取町のコミュニティバスでありますひまわりバスと、その先に見えるこれからの熊取町の地域公共交通についてご質問させていただきます。

まず、今年度、北紺屋バス停の設置、11月からは改めて紺屋1丁目のバス停、また和田区内へのバスのルート変更など利便性の向上に努めていただき、ありがとうございます。また、利便性の向上に伴い利用者数も年々増加し、先日配付していただきました平成30年度末時点重要業績評価指標KPIも自己評価がA評価となっております。これからも、熊取町の皆さんの足として、よりよいバスを目指していただければと思います。

それでは、1つ目の質問なんですが、ひまわりバスの現状ということで、現在の運行状況について教えていただけますでしょうか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、ひまわりバスの現状について答弁申し上げます。

ひまわりバスは、町の主要な公共施設と各地域を結ぶ交通手段として平成11年4月に運行開始し、平成22年10月にコース見直しとあわせて有料運行を開始、平成24年7月にコース再編を行い、現行の4コース、1日8便での運行を行っているものでございます。

ひまわりバスの利用者数は、有料運行開始当初の平成23年度が2万6,400人に対し、平成30年度は6万3,000人を超える人数となっており、約2.4倍となっております。町民の皆様の貴重な移動手段として利用されているものと考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

それでは、今おっしゃっていただいた現状のひまわりバスの運行状況を踏まえて、2つ、バスの

利便性と、あと快適性とかのことについて質問させていただきます。

今現在のバスルート、2つのバスを4つのルートで走らせているんですが、乗り継ぎ拠点として役場前で待合所を2つつくっていただいています。あの待合所で、今のルートでいくと、同じバス、同じルートに乗ろうと思うと最長40分間待ち時間ができてしまっているんですね。あそこ、僕も盆の間に1回乗って見たんですが、あの待合所でさすがに40分、ご高齢の方、ふれあいセンターに3カ月健診とかそういうのを乳幼児を連れてこられた方が最長待つというのはさすがにしんどいんじゃないかなと思うので、乗り場を2カ所、待合所1カ所で、もう少し快適な待合所に変更していただけないかと思うんです。どうですか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、まず利便性の向上ということで、乗り継ぎ拠点の役場待合所の改修というふうなことでご答弁させていただきます。

まず、ひまわりバスの利便性の向上といたしましては、これまでも取り組んできていることがございまして、これまではフリー乗降とかICカードのシステム導入とか土日祝日の運行などを行っているというふうなこととともに、高齢者の運転免許の自主返納支援事業として、対象者への無料定期乗車券というのを交付しているというふうなことを進めてきたところでございます。さらには、先ほど議員お示しのとおりですが、アンケート結果で利用目的の上位だった商業施設へのアクセス向上ということで、万代前にバス停の移設を行う、これが紺屋1丁目ということでバス停を移設するんですが、あわせて区内にバス停がなかったことから乗り入れ要望が強くあった和田区内にバス停の新設を行うと。これをここの11月1日から実施するというふうなことでございます。

まず、ご質問の役場待合所の改修ということなんですけれど、当然、改修には多額の費用が必要になりますというふうなこと、あと、それだけじゃなくて空調とかのランニングコストとかも当然かかってまいります。ということと、あと暑い日や寒い日は、役場の庁舎がすぐに近くにありますので、その中でお待ちいただくというふうに考えておるので、役場待合所、バス停の待合所の改修については今のところ、すみません、考えておらないというふうなことでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 大林議員。

2番（大林隆昭君） ありがとうございます。

役場の中で待っていただいたら構わないとおっしゃってくださっているんですけど、バスの待合所には役場の中で待ってくださいと書いていないんですよ。なので、できればそこにちょっと一言、暑い間、寒い間は役場の中で待ってくださいねと書いていただいて、ここでバスを待ってくれたらいいですよという場所をつくってもらえれば皆さんそれでわかると思うので、わざわざ改修していただかなくてもそっちで待っていただけたらと思うので、そちらのほうだけよろしくお願いします。

もう一つ、今おっしゃっていただいた北紺屋バス停、今改修中で、紺屋1丁目バス停になるんですが、そのバス停に今、ルートとしては1個が入っているだけで、あとのルートではそのバス停には行かないですね。これも長く待つ原因で、例えば買い物に行こうと思って今現状入っているルートに乗ってくると、一度役場まで来て、役場で40分待って同じルートに乗って行かないといけなくなるんですね。これ今、ごめんなさい、これもお配りすればよかったですけれど、1、2が同じバスルートで、3、4が同じバスなんですけれど、偶数ルートで入っているのでも偶数ルートに乗ってくると40分待たんと万代に行けないです。買い物に行けないんです、同じバス、同じ時間で回っているのでも、これ、どっちか奇数ルートで、1か3でもう一本乗り入れてもらえば、お買い物にしてもちょっとそこから歩いて病院に行くにしても、そんなに長く役場前で待つこともなくなるのかな。乗っている方にしたらそっちのほうの方が便利になるかなと思うんですけど、そのあたりも考えていただけますか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、ご質問の北紺屋バス停、今度紺屋1丁目になりますが、そのバ

ス停への複数ルートから乗り入れということなのですが、現行ルートは町の主要な公共施設と各地域を循環できるように設定されており、どのルートからでも役場での乗りかえというのは必要になる場合もあるんですが、北紺屋のバス停は通るような形で乗り継ぎいただけますので、すみません、ルートの変更等については今のところ考えてございません。今後もひまわりバスの利便性の向上に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）せっかくいいところにバス停をつくっていただけるので、十分に活用していただくようお願いいたします。先ほどもアンケートでお買い物とか病院というのがやっぱり多かったとおっしゃっていたので、できるだけそちらのほうに寄せていただくという形でよろしく願いいたします。

では、続いて3つ目の交通空白地への対応というところについてお話しさせていただきます。

電車の駅から1キロ、バス停から500メートル圏外を交通空白地とか交通困難地とかいうふうに言うんですが、熊取町にも、ひまわりバスでできるだけカバーしていただいています。ただまだ多くの交通空白地が存在しています。これから高齢化が進んで自動車運転免許証の自主返納者がどんどんふえるだろうと予想されますが、今現在のひまわりバスで走っていないところ、例えば道幅の問題、あと坂の傾斜度の問題というのでなかなか入って行きづらいというところが多いというふうにお聞きしたんです。では、28年度の車両入れかえのときにもその問題はわかっていたと思うんです。突然坂が急になることもないですし、道が狭くなるはずもないですし、そのときにももちろん議論していただいたとは思いますが、もう今ある現状のバスはそのまま使っていけないといけませんし、そのとき決まったことを今ここでぐずぐず言っても仕方がないので、今現状ある狭い道、急な坂道でも入っていけるような、例えば10人乗りぐらいの車両で、今カバーし切れていないところを循環していただくということは可能ですか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、続きまして交通空白地というふうなことの対応ということで答弁申し上げます。

まず、議員お示しの交通空白地とありますが、こちらの定義ということで、2013年に国土交通省において公共交通空白地の調査を行った経過があります。この際には、バス停から600メートル、鉄道駅から1キロ圏外を交通空白地としております。しかし、交通空白地についての明確な定義は定められておらず、地域がそれぞれの実情に合わせて定義しているというふうに国土交通省では示されておるというふうなことでございます。

仮に交通空白地をバス停から600メートルというふうにした場合に、熊取町内には交通空白地というのは存在しません。あと、500メートルとした場合には町道朝代和田大宮線の和田区の一部が交通空白地となるんですが、先ほども説明させてもらったとおり、11月1日から和田バス停というのが新設されますので、それができれば解消されるというふうなことでございます。

ということで、現在のひまわりバスが入れない区域というふうなところ、入れないような狭い道とかそういうふうなところへ行かなくても、現在のルートで交通空白地の対応ということであれば、町内は交通空白地がないような形でカバーできますというふうなことで考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）交通空白地がないというのは丸を書いていけばわかるんですが、なかなか年寄りの方に500メートル、600メートル歩いてバス停まで行きましょうというのもしんどいですし、地図上で交通空白地がないですよと言われてもやっぱり行きづらい人は行きづらいですし、バス停までの間にすごく急な坂を上らないといけない方もおられますし、階段を上ったところにバス停があるという方にはなかなかやっぱりつらいところもあるので、できるだけきめ細かく回っていただき

い。そういう方のために例えば、先日もちょっとお話が出ていましたが、デマンドタクシーを熊取町で走らせてみるとか、そういう考えは今のところはないですか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 先ほど答弁させていただきました交通空白地というものなのですが、基本はあくまで公共交通の空白地ということで、公共交通を対象にしているのは、要はお体の不自由な方とか高齢者とかそういったふうな方というよりは、一般の健常者で例えば500メートルとかそれぐらいの距離のバス停までは歩いてこられるというふうな方を想定した空白地というふうになっておりまして、そういった移動に困難がある方については、基本その辺はドア・ツー・ドアの個別輸送というふうなことで対応していくべきものかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 大林議員。

2番（大林隆昭君） では、そのような方、ご高齢でも元気な方はおられますし、歩いていける方はひまわりバスまで歩いていけばいいですけど、そういう歩いていけないという方に対しては福祉のタクシーとか一般のタクシーに乗ってくださいよと。福祉タクシーに乗っていただいて補助が出る方はいいですけど、それ以外の方は一般の料金を払って乗っていただくということですよ。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 要は移動に困難を抱える方でも福祉タクシーとかその辺はあるんですけど、基本は料金を払って乗っていただくというふうなことで、あくまでひまわりバスは公共交通機関というふうなことなので、そういう個別の対応が必要ということであれば、もう個別のタクシーなり福祉タクシーなりで乗っていただくというふうなことが基本かなというふうに考えております。

議長（矢野正憲君） 大林議員。

2番（大林隆昭君） それに伴って4つ目の質問なんですけれど、ぜひとも熊取町で地域公共交通会議というのを設置していただきたいと。今、きのうからもいろいろお話が出て話題になっているひまわりバス、やっぱり熊取町で交通手段を求めている方というのはたくさんおられます。今、ひまわりバスで今回アンケート調査、30年にやっていただいたのも、あくまでも利用者のアンケート調査で、これは便利だから使っていますという方のアンケート調査で、言ったら満足度調査みたいな感じなんです。便利だから使っているのであって、ほんまに不便やと思っている人は使わないですから、そういう方のために、じゃ熊取町として何ができるんやというのを考えていかないといけないと思うんです。

ひまわりバスは今現状、ある程度一定の満足はいただいているじゃないですか。評価も高く利用者もふえて、それはすごく頑張っていたいただいていると思うんですけど、これから考えていかないといけないのは、ほんまにひまわりバスを使っていない人、使えない人という方に対して、皆さんに公平にサービスを受けていただくというのはよくおっしゃられるじゃないですか。皆さんに公平に公共交通サービスを受けていただくところを考えるために公共交通会議というのを設置していただいて、地域のニーズに対応して地域住民に愛着を持っていただくと。計画段階から地域の住民の方、利用者が参画し、周囲の交通システムとの連続性、整合性をも十分に配慮し、地域の公共交通ネットワーク全体の維持発展、利用者の利便性を確保することが重要であるとの観点から、地域住民、利用者、地域公共団体、交通事業者等の地域の関係者から成る新たな協議組織として規定されたものです。

この地域公共交通サービス、資料をお配りしたんですが、主催者は熊取町となります。熊取町だったら南海ウイングバスとか、タクシー事業者もたくさん熊取町には入っていただいていますし、福祉タクシーをやられている事業者もおられます。そんな方にもご協力していただいて、地域の公共交通サービス水準の向上、地域ニーズに合った乗り合い運送サービスの運行形態を協議していただきたいと思っているんです。

ちなみに、この辺やったら周辺でしたら岸和田市とか貝塚市、岬町がもう設置して、協議を進め



ていろいろ計画も立てておられるんですが、ぜひとも前向きにこれを考えていただきたいんです。どのようにお考えでしょうか。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） それでは、地域公共交通会議の設置について答弁申し上げます。

地域公共交通会議につきましては、地域の実情に応じた適切な乗り合い旅客の運送の態様、運賃、料金に関する事項、市町村運営有償輸送の必要性及び旅客からの収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するために設置するとされております。今後、運賃の改定やコースの再編が必要になった場合は、地域公共交通会議を設置し案件を検討する必要がございますが、ひまわりバスにつきましては利用者も年々増加しており、現行コースも町民の皆様に着しているものと考えており、また、運賃の改定やコースの再編も検討課題としては上がっていないというふうな認識でございますので、取り急ぎ会議を設置する必要はないものと考えております。

ただ、議員ご指摘の移動に困難を抱える方、要は高齢者とか障がい者の方とかというふうなことも含めてそういうサービスを提供せえというふうなことであれば、公共交通に限らず、町全体を巻き込んで議論していく必要があるというふうなことで考えております。

以上、ひまわりバスの効率的な運営というのは取り組んでまいりますので、引き続きご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 大林議員。

2番（大林隆昭君） じゃ、もう最後の質問なんですが、持続可能な地域公共交通網ということなんです。

持続可能だと最近よく言いますけれど、熊取町のひまわりバスの利用者が年々増加しているというのは、今までもきっとバスに乗っておられた方とか、新たに免許証を返納されてバスを使う必要性が出てきたので乗ってますよという方が多いと思うんですね。ひまわりバスのほうが安いからひまわりバスに乗る、南海バスよりもひまわりバスのほうが安いからひまわりバスに乗っていくという方が多いと思うんですね。でも、それをずっと続けて、これからひまわりバスをどんどんやっていって、ひまわりバスだけが持続していけばいいのかと。

ひまわりバスで熊取町全域100%カバーできるのかといたら、またそれは別な話で、すごくコストもかかりますし、町だけで全てを賄おうというのはまず無理な話なので、今まで熊取町がずっと人口がふえて、ずっと今に至るまで支えてくれた路線バスとかタクシーの事業者だとか、新しく最近は福祉タクシーとか、いろんな交通事業者の方がおられると思うんです。その方、皆さん、どこの業者もこれからずっと熊取町でやっていけるよというような交通網をつくっていただきたいんですよ。

何もひまわりバスで全てを賄う必要はないじゃないですか。ひまわりバスと同等の価格で南海バスに乗れるのが便利じゃないのかな、ひまわりバスを走らせる必要もなくなりますし。では、余ったひまわりバスを違うルートで走らせればいいじゃないですか。

別に、今の資料でお配りしているんですよ。このルート表、これ南海ウイングバスが熊取で持っている路線図なんですけれど、一番かぶっているのが泉佐野駅から熊取駅を経由して関西医療大学までのルートと書いている時刻表つきのやつなんです。これ、駅、バス停もルートもほぼひまわりバスと同じです。南海バスとひまわりバスが同じルートを走る必要はないじゃないですか。南海バスが走っているんですから南海バスに乗ってくださいと。そのかわり、例えばお出かけ支援バスとかというカードをつくって、それを持っていけばひまわりバスと同じ価格で乗れますよというような制度をつくるだけで、南海バスに乗ってもらえば、別に南海バスの後ろをひまわりバスが、時刻表を変えればですよ、そんなことになるじゃないですか。だから、別に同じルートを走る必要はないと思うんですね。

だからひまわりバスに乗るから南海バスに乗らない、じゃ南海バスはもう撤退しますと。じゃ、もうそのルートがなくなるからもっとひまわりバスを走らさなあかんという悪循環になる前に、一

回みんなで集まって、このルートはひまわりバスはもう走りません、南海バスさん、そのかわりもうちょっと便数をふやしてくれますかと。ここまでは採算がとれそうなので、このルートはじゃ残します、このルートは残せないの、すみませんがひまわりバスをお願いします、それ以外のところはデマンドタクシーを、今、タクシー事業者がいっぱいあるじゃないですか。福祉タクシーでもありますし、そんな人にお声かけして、デマンドタクシー、熊取町のをやっていただけますかと。

別にひまわりバスを熊取町が全部車を用意して何もかもやる必要もないですし、これから先、ずっとそれを熊取町がやっていけるとは思えないので、やっぱり、ある程度民間でできるところはやっていただいたらいいじゃないですか。別に今の価格を維持しろとは僕は言いません。南海バスに乗るかわりに、もう少し値段が上がっても仕方ないかなと。これは、交通網を維持するためにこの値段は絶対に必要なんです。今、すみません、ひまわりバスの値段を上げますと言ったら、多分苦情は出ます。ただ、こういうふうに変えますと、こういうふうこれから先100年間この交通網でやっていけるので、こういうふうにするので、ここからこの間は130円にしますと、この先は200円払ってくださいと、別にそれでもいいんじゃないですか。南海バスに頼めば泉佐野の駅まで行けますよ。熊取駅、熊取圏内だけで考える必要もないじゃないですか。このバスに乗って、この券を持っていたら泉佐野の駅まで250円で行けるんやと、それでもいいじゃないですか、別に。何も熊取駅だけの熊取町の中だけで考える必要もないですし、もっと民間と協力してひまわりバスの利便性を上げる、ひまわりバスの快適性を上げる、乗客をふやすということだけに考えを集中せずに、もっと広くみんなでやっていけるようにしていただきたいと思うんです。

でないと、もうこれから人口もどんどん減っていきますし、バスを利用する人がどんどん減っていくだけなので、そこでみんなで乗る人をとり合いしても仕方がないじゃないですか。熊取町の中で南海バスに乗らんとひまわりバスに乗ってくださいよという、そんなつもりもないと思いますけれど、もちろん町民の皆さんの利便性のためと思ってやってくれているのはわかっているんですけど、どうしてもこのルートを見ると、同じルートで行くと絶対、心情的に安いほうに乗ろうかなとなるじゃないですか。別に、わざわざ同じところへ行くのに高いお金を払わないじゃないですか。それをちょっと考えてほしいなと。

そのためにこの会議を設定してもらって、地域公共交通網活性化及び再生に関する法律というのに基づいて協議会、合同会議にってもらって、今言っている路線図の重複路線の解消とか効率のいい新しい路線、民間ではカバーし切れないところはひまわりバスでカバーしましょうというような考えとか、あとは今、乗り継ぎの拠点になっているのは役場の前なんですけれど、例えば先ほど河合議員が言った岸南線が入りましたと、万代のところに広い道が入ったので、じゃそのあたりに乗り継ぎの大きなスペースを設けましょう、一旦バスは全部そこに入れますと、そこからみんなめいめい行ってくださいと。コミュニティバスも南海バスもタクシーもみんなそこに一旦入ってもらえば、みんなそこから乗って行ってもらえばいいんですから、そういうのをしっかりと熊取町が主催で、南海バス、タクシー事業者、福祉タクシーの事業者、熊取町には大学があるので、通学バスというのは朝と夕方しか使っていないんですね。あれ、バス2台使えると思うので、そんなバスも使う。

極端に言ったら、福祉施設が持っている送迎のバスとかにも声をかけたらいいですよ。バスなんか車なんていっぱいあるんですから、この辺を全部集めて一回話し合ってもらって、民間でできるところは民間で、それに対して熊取町から乗客にある一定の補助をすとか、民間との料金の差を埋めるようなシステムをつくってもらうとか、別に今の、さっきも言いましたけれど、100円で乗れるバスをつくれとは言わないです。もっと便利になってもっと快適に熊取町を移動できるようになったら、もうちょっとぐらいお金を出してもみんな使ってくれますよ。今の料金を維持しようとしてくれなくても構わないですから、できるだけ安いにこしたことはないですけど、今の南海ウイングバスの料金とかほかのタクシーの距離運賃とか、そういうのを全部考えた上でもう一回料金も考えていただいて、できるだけ多くの方が公平にサービスを受けられるようにしていかないと、

これから地域公共交通というのはきっと成り立たなくなっていくんだろうなと思うので、それはしっかり考えていただきたいなど。

確かにひまわりバスの利便性は上がっています。利用者数もふえていますし、それはわかります。それを言いたいのはわかるんですけど、そうじゃなくて、ひまわりバスの利便性を考えるんじゃなくて、熊取町の町民で交通手段に困っている方、皆さんの利便性の向上とかサービスの向上というのは、今ひまわりバスを使っていない人は、ひまわりバスの利便性が今からどんどん上がっても関係ないんですよ。バスに乗らない理由とかというのをあれしていた「乗りものニュース」というニュースページがあって、そこに載っていたんですけど、そもそもバスの乗り方がわからないとか、今までずっと自家用車を使っていて、昔バスに乗ったことがあるんですけど、今のバスの例えばICカードの作り方がわからないとか、ひまわりバスもICカードですよ。の作り方がわからへんとか、そもそもバスに乗り方がわからへんとかというご高齢の方もおられるんです。そんな人のためにも、例えばこんなふうにはひまわりバスを使ってくださいねというようなイベントを試みるとか、そういうのも考えていっていただきたいなど。持続可能な、これからずっと先、やっていける公共交通網というのをつくってほしいと思うんですが、そのあたりは。

議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 議員の熱い思いを聞かせていただきまして、どうもありがとうございます。

我々としても、別にひまわりバスの乗客をふやしたいとか、ひまわりバスで十分これでもう完全にいけているんやというふうなことを申し上げるつもりは毛頭ございませんでして、当然、議員おっしゃるように、町全体のそういう交通の利便性の向上というのを全体的に促進して向上させていこうというふうな思いは我々も同じでございます。

ただ、まずバスにつきましては、ひまわりバスの運行を補助しているのも同じ南海バスですよ。だから、当然南海バスが直営で運行されているところは重複しないよう調整して、そういうところで、いやそれを運行してもらったら困りまっさみたいな路線については当然南海バスともやりとりしながらやっていますので、南海バスとのすみ分けというふうなところは一定できております。たまたまコースが重なっているだけかもしれませんが、熊取町のひまわりバスのほうは駅前を通らないとかというふうなこと、それで当然料金も安いので、そういうコースの運行を工夫することですみ分けを図っているというふうなことはもうやっております。

そういったことで、バスとのすみ分けというのは一定やっているというふうなことと、あと、議員からご指摘のルートをもっときめ細かく、ニーズをすくい上げられないのかというふうなことなんですけれど、当然、そこは費用というのはトレードオフにもなりますし、車のサイズというふうなものもありますし、それとあと、需要がどれだけあるかです。実際、公共交通として成り立たすには、ある程度まとまった人数が乗らないとやっぱり公共交通としては余りに非効率になり過ぎて、当然、ひまわりバスというのも、乗客の皆さんから100円取って、それで全額賄われているかというのは、とてもそんなことはございませんので、当然、ある程度そういう公費をつぎ込んでというふうなところはあるんですけど、余りにも非効率過ぎると、そこは町民の皆さんのご理解も得られないというふうなところがあります。

ただ、移動に不便を感じるというふうな方というのはやっぱり特定されちゃうんですよ。そこは福祉というふうなことで特定されてしまうので、そういったところを公共交通でカバーせなあかんのかというふうな役割分担の話については、先ほども申し上げたとおり、我々公共交通をつかさどる者だけじゃなくて、町全体での議論が必要になってくるかなというふうな考えております。

あと、地域公共交通会議というのがその受け皿になるかというふうになると、これはあくまで公共交通に関して考える会議というふうなことなので、その枠組みの中で法律で決定された会議というのをそこでやるかとなると、余り地域公共交通の活性化というような法律と書いているんですけど、そういった枠組みに乗った会議というふうにするかどうかというのは、私的にはちょっと違うんじゃないかな、福祉施策も含めた町全体の広い議論が必要になってくるかなというふう

に考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）この会議は設定してくれなくても構わないですけど、一度集まって福祉の方も入っていただき、いろんな方に入っていただいて、ひまわりバスをどうしていくのかとか地域公共交通サービスというのをこれからどう維持していくのかというのを考えていただきたいと思います。

南海バスは委託先ですから、もちろん競合しないのはわかっているんですけど、余りにも同じルートを走るのは非効率じゃないかなと思って仕方がないんですね。そのあたりもちょっと考えて、例えばきのう二見議員がおっしゃっていた、ちょっとどこかでひまわりバス、きれいに時間を合わせてバスをあげれば、例えば月火水木金で小学校区ごとに、きょうは中央校区のどこどこに集まってくださいね、どこどこに行きますよというような日をつくれると思うんですよ。そのぐらいは多分、考えたらできると思うんです。そういうのも考えていっていただきたいですし、もう本当にひまわりバスだけがどうこうじゃなくて、これからの熊取町をどうやって交通サービスを提供していくのかというのを考えていってほしいと思います、あるバスだけではできないと思うので。

きのう教育長もおっしゃっていた学校のクラブの話とかあるんじゃないですか。あんな話も、別にどうこうというあれじゃないですよ。例えばクラブ活動をどこでやってもいいですよというふうになったときに、学校が終わる時間にひまわりバスが来て、次の学校までというようなこともできるんじゃないですか。そういう自由な考えを持ってほしいなと思うんです。ひまわりバスだけ、ひまわりバスがというのじゃなくて、これから熊取町全体のことを考えてやっていっていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、創生くまとり、大林議員の質問を終わります。

次に、未来を代表して、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、会派未来を代表いたしまして、通告に従い質問させていただきます。

今回の私の質問は、2年前にも同様の質問をさせていただきましたけれども、熊取町は本当に子育て・教育のまちと言ってよいのか、また、今後もこのイメージブランドを維持できるのかどうか、町長を初めそれぞれの所管部署の責任者の方とお話をさせていただいて、皆様方のお考えをお伺いしたいと思います。

皆さんもよくご存じのとおり、本町は予想を上回るスピードで人口が減少しており、まちの活気も失われている状況であります。つい先日の議会報告会でも住民の方から、熊取町は夢がない、人口がどんどん先細っていく一方だ、何とかしないとイケないんじゃないか、というような将来不安に対するお声も頂戴いたしました。熊取町の活力の中心を担う25歳から39歳までの若者・子育て世代がどんどん大きく減少していく中において人口を維持していくためには、シティプロモーション事業を初め、熊取のイメージブランドである子育て・教育のまち熊取、この取り組みをもう一度再認識いただき、全庁的な取り組み、そして、今こそ大胆な町政運営方針を新たに掲げるタイミングにあるというふうに考えます。

これまでたびたび若者・子育て世代の人口推移については議論させていただいておりますけれども、今回改めて質問したいと思います。

2010年から2019年までの各4月末日現在の25歳から39歳までの若者・子育て世代の人数及び増減数、そして、その子どもとなる0歳から14歳までの人数及び増減数をデータでお示しくさうことで、非常にわかりやすいデータを作成いただきましてありがとうございます。毎年3月末日現在の人数動向ということで調査いただいておりますので、今回は3月末日現在ということでご提示いただきましてありがとうございます。これについてご答弁ありましたらお願いいたします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、熊取ブランド「子育て・教育のまち熊取」につきましての1

点目、25歳から39歳までの若者・子育て世代の人数及び増減数と0歳から14歳までの人数及び増減数につきまして、別添お示しさせていただいております資料に基づきまして答弁申し上げますので、そちらをごらんいただきながらご確認のほどよろしくお願いいたします。

まず、表1の上段のほうをお願いいたします。

25歳から39歳までの人数でございますが、2010年は8,883人、2013年は8,089人、2016年は7,050人、2019年は6,367人でございます。

次に、25歳から39歳までの増減数でございますが、表2の上段をお願いいたします。

2010年と2013年の比較では794人の減少、2013年と2016年の比較では1,039人の減少、2016年と2019年の比較では683人の減少となっており、2010年と2019年の10年間を比較いたしますと、計2,516人の減少ということになります。

続きまして、0歳から14歳までの人数でございますが、表1の下段のほうをごらんください。

2010年は6,858人、2013年は6,652人、2016年は6,220人、2019年は5,963人でございます。

次に、0歳から14歳までの増減数でございますが、表2の下段のほうをお願いいたします。

2010年と2013年の比較では206人の減少、2013年と2016年の比較では432人の減少、2016年と2019年の比較では257人の減少となっており、2010年と2019年の10年間を比較いたしますと計895人の減少となります。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）非常にわかりやすい説明ありがとうございます。

2010年から2019年までの9年間で、25歳から39歳までの若者・子育て世代が2,500名余り、そして0歳から14歳までの子どもたちが895名ということで、トータル3,411名、3,400人の方々を熊取町は失ってしまったということがここでもはっきりわかるわけですね。これまでもシティプロモーション事業を初め、いろんな施策で若い人たちを熊取町に転入していただくと、そういった形で今までやってきた、そういう形でふえてきたというのはあったと思うんですけども、結果的に転出してしまっていく住民のほうが多かったということがここで言えると思います。

熊取町といえばというところで、やはり若者・子育て・教育のまちだということで、すごく浸透してきているというのは私自身思っています。この浸透させていく企画力というのは本当にすごいなというふうに思うんですね。実際に熊取町に転入されてきた理由として、熊取町は子育てのまちだから来たというようなお声もたくさん聞きました。しかしながら、その熊取町が掲げてきたブランドイメージと、そしてそれに実際どうなのかと、実態が伴っているのかというところがやっぱり一番重要になってくるのかなというふうに思います。

私のほうで添付させていただいた熊取町の将来推計人口のデータを見ていただきたいんですけども、これは国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研が出している数字を引用したものであります。ちょっと説明させていただきますと、社人研が2008年の発表時に、熊取町の2020年、そして2030年の人口は大体これぐらいになりますよといったような数字、そして、それから10年たって昨年、2018年度に、熊取町の2020年、2030年、当時2008年には4万5,442人ぐらいトータル的に人口になると予想していましたが、10年たってみて予想以上に人口が減少していますね、2008年の発表時には、2020年には4万3,381人ぐらいになるでしょう、要は2,000人ぐらい社人研の見込み違い、思っていた以上に熊取町は人口が転出されていて減っていますねというのが、ここで社人研の推計値で出ています。実際に7月末日現在の熊取町の人口は4万3,636人ということで、非常に近い数字になっていっているわけですね。

泉佐野市も並行して、あわせて2020年と2030年の人口推移を出させていただきましたけれども、ここで私が申し上げたいのが、2008年に発表したときの数字と2018年に発表した数字、2,000人の違いというのが、実はその下の段、2008年の発表した数字で7,300人ぐらい25歳から39歳の方が2020年にはいらっしやると思っていたけれども、10年たってみると、いやいやもっともっと若い人

たちは出ていっていますね、2018年の発表時には、そこからおよそ1,500名減らして5,851人ぐらいでしょうという形でされているんですね。ということは、熊取町の人口が大きく減少した理由のおよそ7割は若い人たちが減少してしまったといったようなことが、これでよくわかると思います。

今、全国の自治体でも、人口減少社会ですからやっぱりどんどん減ってきている自治体がたくさんあると思います。隣の泉佐野市、同じようにこれだけ人口が減ってきている自治体の中でも、社人研の予想を上回るスピードで人口がふえているわけなんですね。だから、やっぱり全体的に減っている、だけれどもふえている自治体もあると、じゃ、その違いが何なのかというところに私は今回、ぜひとも皆様方にお考えいただきたい。

そういった意味では、熊取町の人口を維持できるかどうか、活力をこのままで維持できるかどうかというのは、25歳から39歳までの人たち、この人たちに対しての政策が今後大きく判断されていく。社人研が、2030年には熊取町はもう4万人を割り込むでしょうというふうに想定されています。恐らく、このままでいくと熊取町は4万人を割り込んでいくようになってしまうと思うんですね。

熊取町の根幹、運営をあらわす第4次総計、これでは2027年に4万3,000人を維持するというふうなもとの計画されています。いろいろ計画されていますけれども、いやいや熊取町が考えている以上に若い人たちはもうどんどん出ていってしまっているんだというところをもう一度皆様方にご認識していただきたい。そういった意味で、次の25歳から39歳までの若い人たち、子育て世代をふやすために今後どんな転入促進策を考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）ありがとうございます。

今のご質問の答弁に入る前に、1点だけご紹介させておいてもらいたい事項がありますので、1点だけ、その後答弁させていただきます。

最新のデータをご紹介させていただきます。こちらのほうにつきましては、毎年3月末の人口データというのを各市町村のデータを調べまして、前年と減少率というのを独自で比較しております。それでいきますと、いつも我々は5市3町というのをやはり意識してございまして、その中でいきますと、人口減少率の要は順番でございしますが、ご指摘のありましたとおり、やはり田尻町が一番人口減少率が低いと。次が泉佐野市、その次が熊取町、そして次が岸和田市、泉南市、貝塚市、阪南市、岬町というそういった順位でございまして、これは、実は数年前まで熊取町が大体田尻町の2番手やったんですけれども、ここ2、3年で泉佐野市に逆転されているという、そういった現象になっていると。ただ我々、特殊要因という言い方はどうかと思うんですけれども、やはり田尻町は、ああいう狭い町域に大阪府の警察学校ができたという特殊事情と、それから泉佐野市につきましては、平成6年に関西空港が開港いたしまして、ちょうど時を同じくしてバブルが崩壊したということで、想定していた以上に泉佐野市のほうとしては見込み違いが起こってしまったということで、非常にお示しいただいている社人研でも厳しい推計になっておったわけなんです。

ただ、近年、ご存じのとおりLCCの好調、関西空港の非常に23万人を超すというインバウンドの数であったりとかというところで、ようやく泉佐野市は、我々が平成6年当初思っていた本来のポテンシャルがあらわれ始めたのかなというのは考えております。

そんな中で、言うても我々は転入促進策で今2つの社宅誘致も行ってありますが、事業者回り、営業していますと、やっぱり職住近接というところで、関西空港の会社というのは泉佐野市に社宅を建てられますし、お住まいも泉佐野市を選ばれるという、そういった優位性があらわれているのかなという、そういった背景もあるというところで、熊取町はその中でも5市3町の中で3位を堅持しているという、これを念頭に置いていただきまして答弁を読み上げさせていただきます。

2点目の25歳から39歳の世代を増やす為の転入促進策につきまして答弁申し上げます。

本町の転入促進のメインターゲットであります25歳から39歳の若年世代へのこれまでの取り組みとしまして、第1期転入促進アクションプログラムでは、平成25年から平成27年までの3年間の期間限定で、新築住宅の固定資産税課税免除を初めとした7つのインセンティブにより、転入・定住

促進を推進してまいりました。そして現在、第2期転入促進アクションプログラムとして、平成30年度から3年間の期間限定で、3世代近居等支援及び社宅誘致支援といった2つのインセンティブによって転入・定住促進に取り組んでいるところでございます。

一方、国立社会保障・人口問題研究所が発表した最新の平成30年3月推計では、約10年前倒しの2030年に4万人を割り込むという厳しい推計であり、最近の本町の人口動態の実績でも、微減ではあるものの確実に減少していることが確認されます。ただし、人口減少は本町のみならず日本全体で進んでおりまして、本町の人口だけを増加させることは現実的ではなく、減少した人口規模に応じて行政規模も縮小するといった持続可能なまちづくりの視点も今後重要になってくるものと考えております。

そのような厳しい状況にあります。先ほど申し上げました現在実施しております2つの転入促進策と、この後のご質問で出てまいります、これまで着実に積み上げてまいりました充実した子育て・教育施策などの施策を本町の魅力といたしまして、転入・定住につなげ、人口減少時代の中においても持続可能なまちとして次世代に引き継いでまいりたいと、このように考えてございます。

転入促進につきましては特効薬がありませんので、効果があらわれるまでには一定の期間がかかるものと認識しておりますが、今後も粘り強く将来につなげてまいりたいと考えております。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）冒頭、熊取町は3番目の縮小幅だったというところで、いずれにしてもこれは結果論なんですよ。何年かたった後でしかその効果がなかなかはかれない。私も冒頭申し上げましたけれども、総合政策部としても、これまでもシティプロモーション事業でいろんな政策を打ってきていただいて、7つのインセンティブもそうですし、近居支援なんかも、私も2年ぐらいつとお願いさせていただいた中で、何とか形につけていただいて一定の効果があつたかと思うんですね。だけれども結果的にいくと、やはり3,400人この9年間で減少してしまっていると。だから、やはりここは、今までの緊縮財政のもとなかなか大きな手を打てていなかった結果、3,400人減ってしまったのかもしれない。

熊取町にはそういったポテンシャルが、関空の泉佐野市のようになかなか持っていないというところで伸びが少なく、もしくは田尻町のように警察学校がないのでという、いろんなマイナス要因はあるかもわからないですけれども、そんな中で、都市間競争ですから、いろんな政策の中で結局、人口をふやしていくところ、そして周りの周辺自治体を食っていく、そういった戦略がやっぱり今後ますます重要になってくるというところで、先ほども理事の答弁の中で、熊取町は人口が減少していく中で、行政規模、財政支援とかもどんどん縮小させていく、その実態に合わせて減らしていくというようなご答弁もありましたけれども、それが最終的に、冒頭で申し上げたように、住民の方が熊取町にはもう夢がないんじゃないか、そういったところにもつながってくると思うんですね。

なので、そういったところは今非常に厳しいながらも、やはりこれは何とかしていかないといけない事項だと思いますので、もう一度再認識していただいて、こういった若者・子育て世代に選ばれる、住んでもらえる、住み続けてもらえるようなまちづくりというものを、釈迦に説法になるかと思っておりますけれども、この危機的な状況をもう一度改めてご認識していただきたいというふうに思います。

次の質問にさせていただきます。

子育て世代については、住民の思いが反映された計画として子ども・子育て支援計画があるわけですが、ここで現在熊取町が持っている指標、いわゆるアンケート結果ですね。若いお父さんやお母さんたちが今どれだけ子どもを産み育てやすい保育・子育ての熊取町だと認識されているのか、そういう満足度調査がありまして、そこで熊取町は57.5%でありました。およそ6割の子育て世代の方たちが現状、満足しているというようなことが平成27年3月の子育て支援計画に出ていたわけです。

この計画は5年おきに見直すということで、次の令和2年度発刊に向けての事前ニーズ調査というものが昨年11月ですか、保護者の方たち宛てにやられたかと思うんですけども、そのニーズ調査の結果に基づいて順次質問していきます。

これまで取り組んできたことにより、近隣他市と比べて熊取町が評価されていると思われる点についてご答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、3点目の「子ども・子育て支援計画」策定のためのニーズ調査の結果に基づく、これまでの取り組んできた事により、近隣他市と比べて、熊取町が評価されている点につきましてご答弁申し上げます。

令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2期子ども・子育て支援計画を策定するに当たり、昨年11月に、就学前児童のいる世帯と小学生児童のいる世帯、それぞれ1,002世帯を無作為抽出し、郵送での配布及び回収により、ニーズ調査を実施いたしました。調査結果の詳細につきましては分析中でございますが、その概要といたしまして、子育てが地域の人に支えられていると感じるかという問いに対し、「感じる」と答えた方は約85%と高く、前回調査と比べても8ポイントふえております。また、どのような方から支えられているかとの問いに対しましては、最も多い回答が「保育所や幼稚園、地域の子育て支援拠点の職員」で、77.7%でございました。

このような調査結果となりましたのも、本町における子育て支援を長らくの間支えてくださっているNPO法人など、地域の子育て支援団体の皆様との顔の見える関係づくりに努め、そして、こうした地域の子育て支援団体と行政が両輪となって、住民協働という理念のもと、地域社会全体で住民の皆様一人一人に寄り添い、安心して子育てができる環境づくりに取り組んできたことのあらわれではないかと感じているところでございます。

さらに、調査結果の概要といたしまして、子育て支援サービスの認知度、利用度、今後の利用希望につきましては、図書館サービスが前回調査に引き続いて圧倒的に高く、ブックスタートを初めとした切れ目のない子育て支援事業を初め、幅広い世代に多様なサービスを展開する図書館が地域に根づいていることが裏づけられていると考えています。また、子育ての総合相談窓口であります子育て支援課の利用希望をいただいた方が前回調査より約8ポイント増加しており、住民の皆様に対する丁寧な対応が結果に結びついていると感じており、大変ありがたい結果と受けとめております。

こうした日常的な取り組みは、派手さはなく、また、近隣他市と比較しにくい部分ではございますが、ホームスタート事業を初めとした協働による子育て支援事業の取り組みを通じて、一人で孤立することなく、いつでも誰かに相談できる「安心して子育てできるまち」を目指したいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）地域の人に支えられている、実際に子どもを預けている施設、保育所、幼稚園等と一緒に子育ての相談、悩みを解決してもらいながら子育てしていく環境は、本当にすばらしいと思います。これは、確かなかなか目に見えるものではない。実際に住んでみて初めて、熊取町ってすごい協働の精神で、みんなで子どもたちを育てていく環境があるよねというところで、本当にこれは熊取町のよさだなというふうにも思います。実際に健康福祉部の皆さん方が住民の人たちと、いろんなサービスについても子育て支援に対しての悩みも本当に一人一人に向き合って取り組んでおられるという姿勢は、私も常々住民の方からもよく聞きますし、やはり一人一人に対しての向き合う姿勢というものを今後も引き続きご尽力いただきたいなというふうに、感謝とともにお願い申し上げたいと思います。

次の質問になるんですが、調査によって判明した今後の取り組むべき課題点がありましたらご答弁をお願いいたします。



議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、4点目のニーズ調査によって判明した今後の取り組むべき課題点につきましてご答弁申し上げます。

今回のニーズ調査の単純集計結果から見える現時点での主な課題を申し上げますと、保護者の就労状況の変化に伴う保育や学童保育サービスのニーズの高まりや多様化に適切に対応する必要があること、また、子どもの育ちをめぐる環境といたしまして、日ごろ子どもを見てもらえる親族や知人がいない世帯が依然として見受けられることから、世帯の孤立化や児童虐待、さらには子どもの貧困といった社会的養護の課題もあろうかと考えているところでございます。

こうした課題に対する詳しい分析につきましては、現在進めております第2期子ども・子育て支援計画策定作業の中で鋭意分析しているところでございます。

また、今後計画策定を進める中で、子ども・子育て会議でのご意見等を十分に拝聴しながら、課題をしっかりと分析した上で、どのような子育て支援施策を講じていくのかを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）学童のニーズなんかもどんどんふえてきていると思いますよね。もう一つ課題として上がっているのが、子どもの貧困に対しての悩みというか、これは私もお話しさせていただきたいなというふうに思っていたんですけども、今回、ニーズ調査として出されたアンケート、令和2年度に向けての計画書に対してのニーズ調査ですね。それと、27年度で今現在発刊されて公表されているアンケート、なかなかアンケートの中身が、項目がいろいろ違っていたりして一概に比較しにくいなというふうに私個人的には思ったんですけども、ちょっと気になった点が2点ほどありまして、一つは、最終ページにある子育て支援に対しての満足度、これもアンケートの聞き方が若干違うので、なかなか比較しにくいなというふうに思ったんですが、前は57.5%、冒頭申し上げたように、約6割の人たちが現在の熊取町の子育て支援に対して満足されていて、今回は40%になったんですね。どちらかというと熊取町の満足度に対して「普通」という答えがすごく多くなってきたのかなと。それで、「非常に満足」「満足」という人たちが「普通」に戻ってきてしまっているのかなというふうに個人的には捉えているんですが、これは、これまでの緊縮した財政状況の中で、なかなかニーズに応えにくい部分があって、最終的に「普通」という、熊取町からすると後退しているように私は感じたんですが、その辺については私の認識で合っていますでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）子育て支援の満足度も、議員おっしゃるように指標がなかなか難しいという一面がございます。議員も本当にありがたいお言葉をいただきまして、私どもも本当に、我々がやってきた子育て支援が基本的には方向性としては間違いがなかったのかなというふうに感じてございます。

そういった中で、さっきも答弁させてもらいましたように、やはり近隣の泉佐野市が講じておりますようないわゆる経済的な支援といったところ、そういったところが財政的な面、財政力等々があって、なかなか町としてもそこに見えないといった状況にはないといったところも一定あるのかなというふうに感じておるところではございますけれども、問いの設問の仕方にもよってくると思うんですね。ですので、なかなか比較しにくいところあるんですけども、先ほど答弁したように、やっぱりうちが目指してきた寄り添った、本町のようなコンパクトなまちならではのそういった子育て支援を今後も基本的には続けていきたい。

ただ、片一方、やはり待機児童対策という就労状況、確かに共働き世帯がふえてございます。議員先ほどおっしゃいましたように、学童保育につきましても、児童数は減って緩やかに減少してございますけれどもやっぱり入所率が高くなっているということで、そういった形での就労環境の充実といった面からも、待機児童対策という面も非常に大事だなというふうに考えているところでございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そういった意味では、確かに限られた財源の中で、これだけいろんな多様な問題が出てくるところに一つ一つ財源を充てていけない。結果的に行政に対しての満足度はもしかしたら下がっているのかもわからないですけども、そういった意味で、地域の人たちであったりとか保育所、学童保育、いわゆる子どもたちを実際に預かってくれる施設と一緒に子育て支援を取り組んでいく、そういったところに循環されていくのかなという。だから、行政に対しての満足度が普通に後退しているのかなというふうにも私はちょっと見受けられたので、そこを熊取町として子育てのまち熊取というふうにイメージブランドとして確立していくわけですから、その実態をそっちに合わせていかないといけない。そういった意味でも、満足度を上げていただくような、行政に対しての期待値を上げていただくような取り組みというのを引き続きお願いしたいなというふうに思っています。

それで、もう一つ気になった点としては、ニーズ調査でもはっきり出ていまして、今回のニーズ調査でもそうですし前回のアンケート調査でも出ているんですけども、充実してほしい子育て支援サービスとして一番最初にぼんと大きく上がっているのが子どもたちの安心・安全を高めること、これは、やはりずっと引き続き1位というか、非常に高いニーズであるということはずぐにわかるかと思うんです。

次に高いのが経済的援助なんですね。これが、充実してほしい子育て支援サービスとして、保護者の人たちはワンツーフイニッシュで、ずっとこれまでも、前回のアンケートでもそうですし、今回のアンケートでもやはり高いニーズがあるというようなことがよくわかりました。保護者自身の悩みについてのアンケートもあったかと思うんですけども、そこでは、先ほど理事から共働きがふえてきてというようなご答弁もありましたけれども、やはり仕事なんかで忙しくなっていて、なかなか自分の時間が十分とれないんだというようなところが非常に悩みとして大きく挙げられていて、そして次に多くあったのが、子育てに係る出費がかさむというようなところで、ここでもやはり経済的に厳しいんだと。冒頭、子どもの貧困に対しての理事の答弁もありましたけれども、やはり経済的、社会的背景がどんどんと目まぐるしく変わっていく中において、お母さんたちが非常に忙しくなっていて、その分、経済的援助に対してのニーズがどんどんと高まってきている。やはり自分一人では、子育ての子ども一人の悩みであったりとか解決できない。そこを保育所や幼稚園の人たちが一緒になってサポートしてあげるような体制というのが、これからどんどんとやっぱり強くなっていくというふうに思うんですね。

経済的支援というのが非常にニーズが高い、そういった状況の中から今回、国は本年10月から始まる幼児教育・保育の無償化に伴う政策をとられて、保育料の無償化が始まります。この無償化については、保育料が無償になるんだと、経済的支援、経済的援助を求めているお母さん、お父さんたちからすると、すごくうれしいことだなというふうに私自身もずっと思っていたんですね。表面的に捉えると、保育料が無償になるわけですからすごくありがたいことかなというふうにも思いましたが、今、熊取町で大きな問題点が浮上しているかと思えます。

次の質問に入ってくるんですけども、幼児教育・保育の無償化に伴う、副食費の本町の取り組み方針についてご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、幼児教育・保育の無償化に伴う、副食費の本町の取り組み方針につきましてご答弁申し上げます。

幼児教育・保育の無償化におきましては、3歳から就学前の児童及び0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童の保育料が無償化の対象となりますが、おかずやおやつなどの食材料費でございます副食費につきましては、これまでも、ご家庭で子育てされている場合との公平性の観点から、保育料の一部として月額4,500円を保護者の方にご負担いただいておりますことから、無償化に当たってもこの考え方を維持し、実費徴収することとされております。

なお、これまで保育料が無償となっていた第3子以降の児童に加え、年収360万円未満相当世帯につきましては副食費の徴収は免除となりますので、無償化実施に伴い保護者のご負担がふえることはございません。

さて、この副食費につきましては、泉佐野市におかれましては副食費を無償化の対象とする方針となっているところでございますが、本町におきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う財政負担が約5,200万円となることに加え、副食費の無償化を実施するには年間約4,700万円の財政負担となり、合わせて年間約1億円の財政負担となると見込んでございます。また、共働き世帯の増加などによる保育ニーズが高まり、保育所や学童保育所における入所児童数は年々増加傾向にありますことから、待機児童対策といたしまして今後多額の経費が必要となる見込みであり、副食費の無償化につきましては、その優先順位は低くなると言わざるを得ません。

副食費につきましては、保護者の方に引き続きご負担いただくこととなりますので、丁寧な対応を心がけながら無償化の実施に取り組んでまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

先日、保育所の住民説明会、理事も来られて、保育所に通う保護者向けに教育・保育の無償化に伴う説明会がありました。私も参加させていただいて、議員も5、6人参加されていたと思います。私は、実はそこまで大きく考えていなかったんですね。保育料の無償化になってすごくいいことだな、先ほど申し上げましたけれども、すごくよかったねというふうに思っていたんです。ところが、何人かの子どもを持つお母さんたちから、知ってますか、こんな状況なんですよというようなお話を聞いて、えっ、じゃちょっと説明会、僕もほんなら参加させてもらいますわというような形で説明会に参加させていただきました。

そこで実態がよくわかったんですけれども、泉佐野市は無料なんですよね。これももう保護者は皆さんよくご存じで、そこでいろいろ保護者説明会の中で最後、質疑応答の中で、何で熊取町は有料なんだと。保育の無償化に伴って副食費は実費徴収で、その徴収の仕方であったりとかいろいろ住民の方からご不満がたくさん出て、非常に心配されている不安のお声というのをたくさんいただきました。中には、なぜそれを町長が、泉佐野市は市長のお考えで泉佐野市で持つということで、泉佐野市は無料なんですよねと。熊取町は町長が決めたんじゃないんですかと、それなのに何で熊取町の町長がここにいないんですか、町長の説明を聞きたい、そういったお声もありました。

私自身も、やはり熊取町は子育てのまちとしてずっとこれまで取り組んできたわけですから、ここに来て熊取町が副食費が有料というのはちょっとおかしい。確かに財源的な問題があります。熊取町が副食費を無料にするとすると4,700万円の新たな出費がかさみます。非常にこれは確かに大きいのかもしないですけども、私が懸念しているのは、副食費1人月額4,500円、年間にと大体5万4,000円ぐらいですかね。それを3年なら3年、子ども1人当たり大体16万円ぐらいですか、それを入所してから出ていくまでの間でいくと、やはり16万円から20万円ぐらい。子ども1人についてそれぐらいかかるわけですから、2人だったら40万円ぐらい。保育所であれば0歳、1歳、2歳から預ける方もいますので、非常に大きくいくと60万円ぐらい熊取町の保育所に通えばお金がかかる。泉佐野市の保育所に通えば、その60万円が浮いてくるわけですね。これだけ経済的支援を求めている保護者の人たちの声の中で、60万円が大きい小さいか、僕は結構大きいと思うんですね。なので、そこが非常に大きな問題だなと。

何が大きいのかというと、泉佐野市は当然政策としてそれを無償にしているわけですから、これは先ほど冒頭の話に戻りますけれども、都市間競争がもう既に起こってきているわけで、泉佐野市は虎視眈々と、若い人たちは泉佐野市に住んでくださいよというメッセージですよ。もう説明会が開催される前から、泉佐野市や田尻町、岬町も副食費は無料だということを保護者の皆さんはみんな知っているわけですから、これに対してのネットワークというのは物すごく広い。である

ならば、今後熊取町に住んでいただく、住もうかなと考えている人たちが、先ほど冒頭申し上げたように、子どもが2人であれば5、60万円という金額を、それやったら泉佐野市に行こうかなということだって十分あると思います。

そういった形で、私からすると確かに4,700万円の負担は大きいと思いますけれども、もしかしたら、このたった4,700万円で熊取町はさらに若い人たちが出ていってしまうまちなってしまう可能性だって十分私はあると思います。

理事の冒頭、説明がありましたけれども、ニーズ調査でも、保育料の無償化が始まったら、今子ども預けていない保護者も預けたいというニーズがここに出てきていますよね。そういった意味で、今後確かに待機児童の解消というところで新たなお金が発生してくるのかもしれない、いろんな難題が皆さん方に降りかかるかもしれないけれども、やっぱりそこは、何とか子育てのまちですから、皆さん方で協力し合っていていただいて頑張っていていただいてクリアしてほしい、それが今回、私のお願いしたいところではあるんです。

都市間競争において、熊取町は横並びでいいと思うんですけど、泉佐野市と熊取町で見た場合の都市間競争はもう既に始まってきていますから、それについてはどのようにお考えですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）確かに泉佐野市と対比した場合は、やはり大きくは財政力というところでは、本町としましても同じように右へ倣えでいくというところはなかなか難しい面があるんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

ただ、先ほどのご答弁、何回でも繰り返しになるんですけども、やはり我々といたしましては、一人一人に寄り添った丁寧な子育て支援といったところ、理念になるんですけども、今後引き続きそういった子育て支援に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

ですので、既にもう今までもあらゆる面で都市間競争、いわゆる子育て支援の部分では出てきておるんですけども、一定、今回は副食費を徴収するかしないかということでの指摘なんですけれども、やはり我々としましては、もともと副食費というのは今回新たに負担するんだというようなご認識の保護者も多数おられまして、その辺は丁寧にご説明していかねばならないのかなというふうに思っております。先ほども言いましたように、もともと保育料の中に入っておったというところと、あとはご家庭で保育されている方との公平性、家にいても食料費はかかるんですよといったようなところを丁寧に説明していきたいなど。また説明会等も、先週の金曜日にももう一園開催させていただきました。そこでも、一応同じようなことは説明させていただいて一定ご理解はいただいておりますのかなと私どもは思っておりますので、引き続き、丁寧な説明を心がけていきたいと思っております。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今、理事のほうからご答弁申し上げたとおりでございます。まずは副食費の考え方、これはもう国で法律が審議されているときから議題になっておったようでございます。国のほうの報告、レポートの中でも、今、理事が説明したとおり、在宅で子育てをする場合との公平性であるとか、小学校に上がりますと当然、義務教育ということで授業料は無償でございます。保育料の無償と同様でございます。ただし、給食費は実費徴収ということになってございます。その辺のことを総合的に考えた中で国のほうが出した答えということになります。さらに、議論の中で何で無償化と言いながら副食費だけが実費になるんやという議論がかなりあったと聞いています。それに対して国のほうは、第3子以降は免除、それから年収360万円未満は免除という一定の配慮を示したというところで落ちつきを見せたというふうに報告書の中には書かれてございます。

そのあたりのところを、一定ご納得がいくかいかないかはあれなんですけれども、我々としてもその辺のところを丁寧に住民の方にご説明させていただいてご納得いくように、そういった説明会等も順次開催をさせていただいております。

それから、これも先ほど理事のほうからご答弁ありましたように、経済的支援というのはどのよ

うなニーズ調査でもやはり上位、それこそ1位、2位のところに上がってくるのは、これは我々も十分認識してございます。子どもの医療費助成もそうでございます。だんだん上がって行って、もう際限なくというような状況になってきている状況でございます。ただ、やっぱりそれでも一番大事なのは、冒頭、議員のほうからご質問いただいて、熊取町のいいところをご紹介いただいて、私どもも非常にありがたいなど感謝しておるところでございますけれども、やはり丁寧な子育て、一人一人に寄り添って、それこそ孤立することなく、子育てに一人で悩まないようにできるような、そういった地域とのつながりをしっかり持ってもらえるような、そういったことを心がけて、やっぱり熊取町で子育てしてよかったなと思ってもらえるような、そういう施策に我々頑張っていきたいなというふうに考えてございます。

それから、あと経済的支援で直接的な支援にはなりませんけれども、待機児童対策、これはもう我々一生懸命頑張っております。待機児童対策、実はこれもかなりの出費が必要になってまいります。これには、目に見えない経済的支援ではございますけれども、かなりの出費を覚悟して待機児童対策というのもやってございます。

安心して預けていただける、安心してご相談に乗っていただける体制を整える、そういったことで頑張っていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）何度も申し上げるんですけども、健康福祉部の皆さんたちの思いというところは我々もよく存じ上げておりますし、先ほど申し上げましたように、引き続ききめ細かい対応を皆さん方もしていただけるかと思っておりますので、ぜひとも継続していただきたいと思っております。

行政のたてつけとして、制度の仕組みであったりとかというのでもよくわかります。だけれども、泉佐野市は無料や、熊取町は有料やと、ここだけ切り取られて広がることは十分あると思うんですね。ニーズ調査でも、子どもを預けていない保護者が無償になったときに預けたいという人たちだってたくさんまだいらっしゃいますよね。そういう人たちには、保育所に通っている人たちは保育所のすばらしいところがよくわかっているかと思うんで、なかなかすぐに転園とかいうことにはならないと思うんですね。だけれど、そういう皆さん方の熱い仕事に対するの思いを知らない人たち、それから保育所に実際に預けていないお母さんたちには、なかなかその声、その思いというのは届かない。そういう意味では、一番最初に申し上げたように他市に出ていってしまう、他市へ通わせてしまう、そういうことだって十分あるんだということをもう一度認識していただきながら、今後も引き続き取り組んでいただきたい。

町長にぜひともご答弁いただきたいんですけども、熊取町は財源がない、財源がないというふうな話で、これまで緊縮財政をやってこられました。2008年度の基金現在高は39億円、これまでも40億円前後で基金が推移しているわけですね。去年、皆さん方のご尽力で、ふるさと納税が入ってきて72億円まで基金残高がふえてきて、一定、財源ができたというふうに私は感じました。お金というのは、いつの時代になっても何年たってもないとやっぱりなってしまうかと思うので、お金があったらやったのか、お金がないから住民に負担をお願いするのか、この辺のところを含めてぜひとも町長、ご答弁いただきたいと思っております。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）熊取町の子育て、また財政力、いろいろと深いご考査ありがたいというふうに思っております。

熊取町は、就任当時からお金がないということで、財政運営の基本としてまいりました。人口と熊取町の概要を見れば、その税収の中心は住民皆様の固定資産税と住民税ということになります。泉佐野市と比べると比較にならないほど企業数が少ない。個人商店は結構おられますけれども、隣町にあってもそういった大きな違いがある中での財政状況を勘案すると、厳しいというふうなところで運営するのがこれはもう基本方針やというふうに思っております。その中で、こつこつと運営

の中では30億円基金として残した、昨年はまた35億円いただいて、70億円ぐらいの総基金となりました。

これをいかに住民の皆さん方へ返していくかということになるんですけれども、ご存じのように、公共施設長寿命化計画というものを策定してございます。そればかりを言うわけではありませんけれども、計画的に熊取町にある道路、公共施設を維持管理しようということになれば、毎年毎年の投入するお金はプラス7億円前後必要になってくる。なければもうどんどん先送りになってしまって、施設、小・中学校を利用されている子どもたち、また楽しんでおられる高齢者にとっては、すごく不便な中での利用ということになります。それも踏まえる中で、バランスをいかに皆さんに対してサービスよく行っていくかということだと思います。

その中で、保育料の無償化に合わせて副食費を無償化にするという泉佐野市、田尻町、岬町がありますけれども、その中で隣合わせの熊取町はどうするんやということでもあります。本当に公平性、バランスを考えますと、じゃ保育所に預けていない方々の子どもの副食費はどうなるんやと、そこまでじゃ面倒を見ないとこれは不公平になりますよねという、そういうご意見もあります。経済的支援ということで言われますと、それは私も心が動くところがあります。だけど、町政全般をあずかる身とすればバランスを考えながら運営をする必要があろうかなと思います。いろいろな場面でこれからどんどんお金が要ってまいります。人口減少と言われる中で、先ほど最初の質問の中で25歳から39歳3,000何人が失われたというふうな、これは僕的には異議があるんですけれども、それはもう年代的に人口が減っているから、10年たてば39歳も49歳になりますよね。その下の人数が少ないということです。

だから、2003年から今2019年ですけれども、この16年余りで熊取町の人口が約1,100人か1,200人ぐらいの減です。これは、浦川議員がおっしゃられたような数字とはちょっとかけ離れているのではないかなと。確かに現役世代も減っていますけれども、人口減は1,000人余りです、この16年で。そういうところでとどまっております。ここ2、3年で少し減った数が多くなりましたけれども、16年で1,100人ぐらいだと思います。4万4,700人から今4万3,600人ですか、大体その数字ですわ。だから、その辺の数字を余り大きく言われると熊取町は本当に夢がないん違うかと思われるんですけれども、歴代の町長の施策もある中で、もう丁寧な丁寧なそういう子育てを行いながらやってきました。また、高齢者の皆さん方へも丁寧なそういったものを行ってきた中で、大幅に減らしている市町村もございますが、16年間で1,100人程度の減少にとどまっているというのは、これはまだありがたいなというふうに思っております。

そういった中での財政運営です。負担を少しずつお願いしますということで、私はご協力くださいということで、タウンミーティングなり直接対話なりでお願いしています。単にただになる、負担が他市町と比べると違うということにとらわれますと、これは本当に将来的には、じゃそれやったらもう泉佐野市と合併して熊取町をなくすほうが手取り早いん違いますかというふうな話にもなってくるようになりますよね。そんなことが将来的には起こるかもわかりませんが、今ある熊取町とすれば、熊取町の持続可能なそういった行政運営を求めていく中では、少しずつの協力を求めながら、その中であつても夢のある熊取町を求めていきたいというのが私の思いです。そのためにいろいろと皆さん方のご協力を得ながら、楽しんでいただけるような、また夢を持っていただけのような施策もこれから打ち出していききたいなというふうに思っております。

一つの点を捉まえてそういうことを言われますと、なかなか苦しいところも確かにあります。泉佐野市と比べると、じゃ過去はどうやったのかというと、熊取町は教育に関しては5市3町ではもう本当に先頭を走っていたまちでありますし、子育ても今もそういうところで進んでいるというふうに、私も自負じゃないですけれども、そういうふうに思っております。それを維持しながら、皆さん方には少しのご負担もあえてお願いせいかんのが今の状況ではないかなと思っております。

苦しい立場をご理解願いたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。当然、町長のほうがいろんなところを見ておられますし、いろんな声を住民の方から聞かれるかと思しますので、非常に難しい判断だったかと思します。

1点だけ私のほうから要望させていただきます。

冒頭も何回も申し上げているんですが、やはり保育園、保育所と保護者の人たちというのは一体でずっとやられてこられたというところで、心配されているのが副食費を徴収していくためのサポート、そこをしっかりと対応していただきたいというのと、あと、副食費を滞納された場合の取り扱い、これについても保護者の人たちは保育所と同じように何とかしてほしいというようなお声もありますので、しっかりとそこを前向きに検討いただけたらなというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

熊取町では小学1、2年生でのみ35人以下学級を取り入れられていますが、3年生以降の学年及び中学校では取り入れられておりません。その結果、多くの児童を抱える先生たちの時間的余裕がなくなり、従来から問題提起している先生と生徒との信頼関係の構築や子どもたち自身が自分への自信を育む環境も、現行の方針では改善がなかなか見られない。さらに平成30年度全国学力・学習状況調査の結果から見ても、国語、算数、理科の全てにおいて全般的に全国平均と比べて下回る結果となっており、現行進めている方針での成果は見られない。

質問ですが、35人以下学級を導入することでこれらの問題点は改善されるのかどうか、そして、続いて答弁お願いしたいんですが、現在、本町が進めている少人数習熟度別指導やチームティーチングを小学校では理科や国語にも拡大し、さらに中学校全校でもこれらの施策を拡大させた場合、これらの問題点を改善できるのかどうか、ご答弁お願いいたします。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、6点目の35人以下学級を導入することでこれらの問題が改善されるかどうかについてご答弁申し上げます。

まず、問題提起されている先生と生徒の信頼関係の構築及び子どもたち自身が自分への自信を育む環境について、平成28年度から平成31年度の4年間の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の結果と、小学校6年生及び中学校3年生において35人を超える学級数の推移をもとに考察を行いました。

平成28年度の35人を超える学級数は、小・中学校とも3クラスでした。平成29年度は35人を超える学級数は小学校4クラス、中学校7クラス、平成30年度は小・中学校とも5クラスで、令和元年度は小学校5クラス、中学校は7クラスとなっております。一方、児童生徒質問紙の先生と生徒の信頼関係の構築に関する質問の肯定的回答は、小学校において、過去4年間で平成30年度が最も低く、令和元年度が最も高い結果となりました。また、中学校においても、平成28年度から4年間の比較で、35人以上のクラス数が最も多い令和元年度の肯定的回答が最も高い結果となりました。

子どもたち自身が自分への自信を持っているかを問う質問においても、35人を超えるクラスが最も少ない平成28年度と最も多い令和元年度を比較すると、小・中学校とも令和元年度の肯定的回答の割合が高くなっております。このようなことから、35人を超える学級数と質問紙における肯定的な回答の平均値に相関関係は薄いと考えられます。

また、平成31年度の学力調査では、これはまだ公表はさせていただいておりませんが、中学校国語を除く小学校の国語、算数、中学校の数学、英語で全国平均を上回る結果となっております。平成28年度から平成31年度の4年間に於いて、35人を上回る学級数は今年度が一番多いにもかかわらずこれらの結果が出ていることから、1クラスの児童・生徒数と全国学力・学習状況調査の結果との関連はないと考えられます。

次に、7点目の現在、本町が進めている少人数習熟度別指導やチームティーチングを小学校では理科や国語にも拡大し、さらに中学校全校でもこれらの施策を拡大させた場合、これらの問題点を改善できると考えるかどうかについてご答弁申し上げます。

小・中学校において、少人数習熟度別指導やチームティーチングに係る加配教員数の推移につ

いては、平成28年度から平成31年度の4年間で1名の減となっております。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、現在、改善傾向が見られることから、これらの事業を拡大することが問題点を改善に導くことに直接つながるとは考えておりません。

これからの変化の激しい社会を生き抜く力を子どもたちにつけていくには、まず、学校が課題をつかみ、目の前の子どもたちにどのような授業を展開していくか。どのような集団をつくっていくかを考え、PDCAサイクルの中で常に改善していくことが最も重要であると考えております。そのためにも、教育委員会といたしましても、教職員の授業力の向上、学校体制の整備について指導助言を続けていくとともに、今後も、国の動向を注視するとともに、現在の制度の中で学校教育のより一層の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ちょっともう時間を過ぎているので、1点だけ要望だけ、すみません。

これは前日も私、言わせていただいたんですけども、子どもたちが自分のいいところを先生に認めてもらっているかどうかというところで、小学生の子どもたちの8割が認めてもらっている、中学生では75%の子どもたちが認めてもらっていると感じている。だけれども5人に1人ぐらいの子どもたちが非常に認めてもらっていないというか、寂しい思いをしているという話をさせていただきました。だから、そういうことがないように、これは学力云々の問題じゃないですよ。子どもたちを一人一人先生たちが見られる環境にあるのかどうか、それにどっちがいいのかというだけの今回、話をしたかったので、そこら辺がしっかりと見られるような体制づくりです。先ほどちょっと向上されたというふうな話もありましたけれども、引き続き、僕らは現場にいてませんので、学習状況調査で判断するしかなかなか見えないというところから質問させていただきました。

引き続き、学校現場においては教育委員会の皆さんにお願いするしかありませんので、ぜひとも子どもたちが寂しい思いをしないようによろしくお願い申し上げまして、私からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、未来、浦川議員の質問を終わります。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

---

（「12時19分」から「13時20分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、熊愛を代表して、重光議員。

8番（重光俊則君）こんにちは。

それでは、熊愛を代表しまして会派代表質問を行います。

一般質問でもちょっと触れているんですが、現在、文部科学省のほうで学校のICT環境整備に係る地方財政措置とかいうものを発表されて、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画という2018年から2022年度の方が発表されています。新学習指導要領においては、情報活用能力、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に学習の基盤となる資質、能力と位置づけられ、各学校において、コンピューターや情報通信ネットワークなど情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されるとともに、小学校においてはプログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において積極的にICTを活用することが想定されますということで、このため文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え、2018年度以降の学校においてICT環境の整備方針を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ学校のICT化に向けた環境整備5か年計画を提案しているということで、2022年までに1,800億円の財政措置を講じることとしているということが発表されています。

その中で、私どももコンピューター教育が必要なんやなということは、漠然とはしてはいただけ



れども、小学校の課程の中にプログラム・コンピューター教育というのをしっかりと子どもたちに知識として持ってもらうということが必要になってきているんですね。今の子どもたちは小さいときからゲームとかしているの、私たちの頭とは少し違う構成になっているんだと思うんですが、小学校が今からそれに対して対応していくんだということを感じるわけです。

2018年以降の学校におけるICT教育の整備方針に向けた熊取町の状況はどうなっているのか、各小学校、中学校別に数表等で提示して説明していただけますか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）学校教育の情報化の推進についてのご質問に関し、順次答弁申し上げます。

まず、1点目の2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針に向けた熊取町の状況についてでございます。

平成30年度末時点での熊取町の情報化の取り組み内容については、別添資料の（1）熊取町の状況のとおりでございます。主なものについてご説明いたしますと、まず学習者用コンピューターについては、各小・中学校のコンピューター教室のパソコン整備として、現在、小学校は各校20台、中学校は各校40台となっております。次に、指導者用コンピューターについては、学校の教職員が校務で使用するパソコンが現在、全校で185台を整備しており、教職員数の約78%の配備率となっております。また、教職員が各教室で授業で利用する教育用パソコンについては、小学校は各校6台、中学校は各校3台の配備となっております。大型提示装置については、小学校については全ての普通教室に42インチのモニターを設置しており、また中学校についてはプロジェクターとスクリーンを配備し、授業に活用している状況であり、今後も機器の更新等を個別に検討してまいります。

超高速インターネットにつきましては、平成22年度及び27年度に全小・中学校において光回線によるインターネット環境を整えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）ICTに向けて少しずつ準備はされていると思いますが、5カ年計画でどこまでそのレベルを上げていくのかについて、項目別に説明していただけますか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）2点目の教育のICT化に向けて環境整備5カ年計画ができていいのか、また、学習者用コンピューターを初めとする各事項に関するご質問でございます。

ご質問の計画につきましては、国（文部科学省）が新学習指導要領の実施等を見据えて取りまとめたものであり、地方公共団体が策定を求められているものではなく、国の計画を基本に各学校における教育のICT化に向けて環境整備を図るものでございます。しかしながら、重光議員の学校教育の情報化の推進に関する法律の施行についての一般質問において既にご説明させていただきましたとおり、本町におきましては、こうした国の動向を踏まえ、学校教育の情報化の推進に鋭意取り組んでいるところでございます。

具体的には、本年2月に策定いたしました平成30年度からの5カ年をめどとする熊取町第4次情報化推進計画において、学校教育の情報化の推進について、学校のICT環境整備の促進や新学習指導要領に対応した教育用コンピューターの整備更新などの施策を総合的かつ体系的に取りまとめ、さらに、この計画を基本として、同様に平成30年度からの5カ年間の各年度の取り組みの目安となる学校ICTの整備方針を取りまとめ、計画的な整備に努めているところでございます。

その内容につきましては、資料の（2）本町の整備方針に基づく取組内容のとおりであり、今後、本町として拡充していく取組について若干説明させていただきます。

まず、学習者用コンピューターにつきましては、小・中学校ともにタブレット型の機器へ更新することとし、また、各小学校の台数については1校20台から40台へ増設して、令和2年度から運用開始したいと考えております。

次に、指導者用コンピューターのうち校務用パソコンについては、各小・中学校の配備台数を拡

充し、学校図書館用パソコン8台とともに、本定例会に上程する令和元年度の48台の整備をもって、教職員1人1台の配備を完了する予定としております。

無線LANについては、各小学校に一定数の無線アクセスポイントを整備し、令和2年度からコンピューター教室のタブレット端末を普通教室でも活用できる環境を整えたいと考えております。

統合型校務支援システムについては、引き続きシステム導入の検討を図っていくほか、ICT支援員については、コンピューター教室の機器更新及びセンターサーバ化に伴い令和2年度に一定時間数を配置する予定ですが、支援員の継続的な配置のあり方等についても検証してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）先ほどの説明で、現在の状況から今から5年後どうなるかという説明をしていただきましたけれども、その中で学習用コンピューターというのは各学校で40台を用意するというところで、タブレットとの関係は、全部これはタブレットという意味ですか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）ご賢察のとおりでございます。今、デスクトップ型で中学校に40台、小学校に20台というのを小・中ともに40台全てタブレット型で整備を行うと。そのタブレットによってコンピューター教室に一定、ふだんは配置しておるんですけども、各普通教室にタブレットを持ち込んで使えるように、一応、線を各普通教室に22年度、それと27年度に整備しておりますので、アクセスポイントというWi-Fiのようなイメージを持っていただいて、そういうものを教室につければ、その教室で持ち込んだタブレットを運用できると、そういう仕組みになっております。汎用性が高いということで、そういう整備の方法を考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）目標水準というのを学習者用コンピューター、いわゆるタブレットを含めて3クラスに1クラス分程度備わればいだろうというのが出ていますから、これで40台そろえば、熊取町で3クラスあったとして、全て1クラスごとの授業に耐えられると、そう考えていいわけですか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）残念ながら、台数から言いましたらまだまだ足りない状況でございます。ただ、国のほうが、今おっしゃられたように、平成29年12月の示された整備方針のほうと比べてまだまだ数のほうが、3クラスに1クラス分ということではおるんですけど、最近の趨勢を見ましたら、ご質問いただいた6月の法律施行以降、国のほうはもう最終的には1人1台が望ましいということも示しておるので、そういう意味では小学生が大体2,500人近い2,400数十人、あと中学生も1,300人近いような、なかなか整備と実態とがこれから進めていくのはかなり乖離がございます。

それと一方では、それを入れたからといって、使う先生の側の習熟度であったりとか、あるいはまた後ほど出てまいります支援員とかを置かないと、なかなか物を入れたからICT化する、情報教育、情報の活用が進むということではないかと、そのあたりは慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今の1つの小・中学校に40台というのは、生徒1人当たりから見たら何台あることになって、大阪府でどれぐらいの位置にあるのか、全国でどれぐらいの位置にあるのかわかりますか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）昨年3月の調査では、国全体ではたしか1台当たり5.6人という数字が示されています。大阪府では若干数字が改善されていまして5.0人。ただ、本町の場合、今回整備をした

としても大体10人前後台に1人というぐらいで、まだまだ先ほど申し上げたように、これからまずコンピューター教室の利用の習熟度を上げて、さらにまた教室に持ち込む方法での授業の円滑な進め方とかその辺が定着すれば、さらにコンピューターの増設ということは考えていかなければいけないというふうに認識しております。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）いろんなオフィスでもそうですけれども、電子化というのでタブレットというのはもう必須のツールになっているわけです。今の熊取町の設置台数と目標との乖離、3倍以上少ないのかなという気がするんですけれども、これは、熊取町は今、これから5年間でこの位置ということ、40台を示されています。5年間で熊取町のコンピューター教育をどこまで持っていくのかという町の目標とか教育委員会の目標とか、そういうのが感じられないんですが、それはどういう状況なんですか。大阪市あるいは大阪府はどういうことを考えているのかを含めて、そういうことは教育委員会とか庁舎内で検討されているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）今、ご質問、ご指摘いただいたことは非常に極めて重要な点というふうに認識しております。

さっき申し上げた一般質問の学校教育の情報化の推進に関する法律の中で、まずは国が令和元年度中に学校教育情報化推進計画というものを策定すると。これに基づいて大阪府が府の推進計画、これは努力義務でつくると。さらに、これに基づいて本町のほうがそれにどう対応していくかということになるんですけれど、その中で具体的な5年という、例えば一昨年の方針等でも5年というふうな期間がございます。具体的にあれはあくまでも目標の基準なり示しておりますけれど、今申し上げた国のほうがまず推進計画で基本的な方針あるいは期間、いつまでに何をどうすると、さらに精査したものが目標値として示されると。それとあわせての町の整備になろうかなと。ですから、今時点で目標では壮大な台数等ございますけれども、今、国の動き等あるいはそれを踏まえた大阪府の対応等を見て、今後、適時適切に判断していくべきというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）熊取町の特徴をどこへ持ってくるかということで、子育てとか言われましたけれど、やっぱり教育というのが大きなポイントではないかなと思うんですね。

そこで、熊取町は英語教育ALT、これはかなり進んだところに来ていると思います。今、今度はコンピューターというのが出てきて、これをどうするかという状況になっているんですが、やっぱりこういう高度な勉強とか新しい勉強に、熊取町は子どもたちの学力を上げるため、あるいはこういう能力を上げるために投資するんだというようなことをどこかがはっきりとやらないと、押しなべて府下でこれぐらいでいくかというようになりますよね。そういう意味で、大阪府の中で特に英語教育なんか一生懸命やっているところがあるんでしょうけれども、こういうコンピューター教育をちゃんとやっている、あるいは先頭を引っ張っているというふうな突出しているところはあるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）府下でどこということは今お伝えできません。財政力のこれはある意味、当然強いところ、高いところはそれなりの投資なりしてきておると。財政的に投入はしてきておると。なぜかと申し上げたら、冒頭おっしゃられたように、国のほうは30年度から5年間で年間1,805億円ですか、財政投資をするよと。それは基準財政需要額に入っていくだけで、要は交付税に算入されているというだけで、実際、補助金とかそういう制度が実は見当たらないところでした、なかなか今おっしゃられているところのめどをつけるというのは難しいのかなと。府下のそういった、引き続き先進のところとかは趨勢は注視していきたいと思っておりますけれど、今申し上げたように、

あと補助制度であったりとかそういったものの仕上がりを見ていかないといけないかなど。

実は、きょう朝一で田中豊一議員のほうから情報提供いただきまして、国のまだ新しい動きですけど、今申し上げたように、基本的にICT関係は補助金というのはほとんど見当たらないんですけども、新たに令和2年度あたりからギガスクールネットワーク構想とか、2分の1の補助をして高速ネットワークが可能となるネットワークの構築とかに、そういう補助制度できるという意味じゃなくて、財務省にあくまでも概算要求するということまでの話です。

こういった先ほど来申し上げている、一般質問でもいただいた学校教育の情報化の推進に関する法律を受けて、学校教育情報化推進計画の国の内容の確定、固まってくるの見て、趨勢を見ていく中で補助とかもし立ち上がればそれを積極的に使うと、そういう形で、町のほうもできるだけ単費の出動のないように対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今の情報は表にまとめたものなので、はっきりしたものはわかりませんが、市町村で小・中学校には622万円、中学校には595万円の財政措置を施します。都道府県には高等学校434万円、特別支援学級573万円という、こういうことが明記してあるんですね。18年からの計画でこういうことを明記してある。もう今、19年ですね。20、21、22のあたり、どういってお金を取りに行くかとか、こういう計画はもう既にできていないとあかんと違うかなと思うんですね。熊取町はそういうところのポジティブなところにどう投資していくかということについても、こういう機会を積極的に活用できるような計画ができていのかどうか重要だと思うんです。

いろんな計画についても、トイレにしてもエアコンにしても熊取町は計画を立てていない。黙ってただ指をくわえて待っているような状況の事態が多かったんですね。こういう新しい制度ができて、新しいところに特徴ある教育が見つけれらるとしたら、そこをやはり少なくとも専門家を置いてこれをどうするのかというふうなことは、教育委員会だけじゃなくて町長も頭に入れておらなアカンわけです。

学校は学校がやるんやからええやんというようなことではなくて、今、いろんなもので市内でもタブレットを使うなんてまだまだ先のことやといくことで、誰もまだ動き出そうとしていませんけれども、ICTの時代はどんどん来ているんですね。そこを黙って指をくわえて待っていて、あっちがよくなったな、こっちがよくなったなというような状況が熊取町の今までやと思うんですね。やっぱりこういうところでまず熊取町自体がそういう姿勢を示さなアカンのかというところがありますので、教育委員会としても教育関係でこういうところを特に情報収集して、そっちへ動き出すということが必要かと思うんですが、その辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）今ご指摘の点は金言として重く受けとめて、しっかりと計画的、効率的に進めてまいりたいと思います。

これは4点目の質問とは別にあれですか。これはまだよろしいですか。

（「国の補助金を活用する準備はできているか」の声あり）

教育次長（貝口良夫君）の答弁をさせていただいてよろしいですか。

（「してください」の声あり）

教育次長（貝口良夫君）ただ、3点目がまだ……。3、4と続けてよろしいですか。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）3番目の質問が、各小・中学校における教育のICT化に向けて人材確保がどうかと。この前もちょっと質問しましたけれども、ICT支援員を確保するというところで、先ほどの計画の1項目の中に、ICT支援員を確保するんやけれども配置及び継続のあり方等を検証するというところで、何かぼやっとしていますよね。ICT化に向けての人材ということで、ICT支援員というのが一番重要なんだと思うんですが、これはどのように考えておられますか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）3点目の各小・中学校における教育のICT化に向けた人材確保の状況について示されたいとのご質問でございますが、現在のところ、常時配置する人員についてのまだ具体的な計画というのは定まっておりません。今後、他団体の取り組みに関する情報収集や必要性等の精査・検証に努め、適切な配置のあり方等について鋭意検討を行ってまいりたいと考えております。

4点目の国の補助金の活用についてでございますが、現状は特段の補助金制度は見受けられず、国（文部科学省）が示す2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針に基づき実施する各整備に必要な経費につきましては、その財源として平成30年度から令和4年度までの5年間、単年度で1,805億円の地方財政措置が講じられることにとどまっており、したがって、基本的には、これを活用して全国的に整備が図られるものでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）国がもう財布を一応用意しているわけですから、ぜひともそれを獲得できるように、熊取町を挙げて頑張っていたいただきたいなと思います。

それで、私が不勉強なんですけど、ICT支援員というのはどの程度、どのような職務の方なんでしょうか。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）今回、下半期に発注する5年間の中でICT支援員にも若干触れておりましたので、どういうものかとか調べたんですけど、結論から申し上げたら、明確に国のほうも示してはおられなかったです。

ただ、国は内閣府の外郭のNPO法人が一定認定するような、1級とか2級とか3級とありまして、そういうものを持っているのが望ましいとか、後先になりますけれど、ICT支援員の経験のある者というか、経験はどうやってその人はなったのかなというちょっと矛盾もあるんですけど、その辺は明確に書かれておらず、あるメーカーに確認したんですけども、やはりああいうメーカーの人材とかの活用とか考えられました。

ただ、月額100万円以上の年間1,000数百万円とか、なかなかそれで今、国が示している基準では4校に1人ということで、熊取町にも2人支援員を送って、年間それを置くだけで2,000数百万円というのは、なかなかちょっとこれも手の届かない話。ですから、今年度整備して来年度から入れるシステムの、ただ、学校の先生方に使っていただかないといけないので、数十日程度とか一定の習熟度、要は操作を勉強していただきますそのまずは指導とか、その程度でとどまる支援員ですけど、今回入れると。ただ、答弁申し上げたように、継続的に恒常的に入れる方はどの程度の方がいいのか、これは大阪府なり近隣府下自治体等の状況を見て置いていけばいいのかなど。場合によっては、例えば会計年度のそういう任用職員が安く置けるものであればですけど、なかなか専門性が高いのでやはりその辺もハードルは高いのかなと。

いずれにいたしましても、そのあたりしっかりと勉強して、情報収集に努めたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）一昔前、会社がコンピューター化するとき、そのときにやっぱり優秀なエンジニアがいるところ、優秀な会社と連携しているところ、そこがどんどん技術開発ができていくのと実力がついてくるんですね。熊取町もこれだけパソコンを使っているわけですから、商社を通してパソコンを買うんじゃなくて、やっぱりメーカーとともに、今、富士通を使ったりNECを使ったり、いろいろ何かやっていますけれども、これからしっかりとしたコンピューター技術を利用する事務システムにしていかなあかんわけですから、使うコンピューター会社はどこやとか、それで使うコンピューターはどれやと、それにひっくるめて技術員を確保するというふうなことを考えていかな

いといけないと思うんですね。

今まで富士通とかを使ってきたから、富士通が悪いというわけじゃないですけども、そういうので変えようとしていないところがありますよね。やっぱり学校もこれだけのコンピューターを使って教育システムをつくっていくわけですから、素人ではなくて専門能力のある人、だから年間1,000万円ぐらいの給料を払わないかんような人は当たり前だと思います。ただ、そういうのを含めて、しっかりした能力がある人を活用していく土台をつくって広げていくようなことをしないと、とんでもない失敗をすることになると。

今、これからICTが始まるんやなというようなぼやとしたところが僕らもあるわけですけども、誰かがちゃんとやってくれるやろうというようなところではなくて、積極的に熊取町の中で中心人物はどういうものを置いて、どういう会社と提携してやっていくかというようなことをしっかりと考えていく必要があるかなと思います。その辺についてはいかがですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、ICT支援員のことで、今後どうしていこうかというふうなことでご質問いただいたと思うんですけども、まず1点、学校現場、いわゆる実際に授業を教える者の立場から考えたときに、パソコンをどのように活用するのかというふうに考えると、実際に子どもたちがパソコンを使いながら、例えば具体的な日ごろ見られない画像をパソコンで上げて見てみて実際に実感してみる、視覚でそれを理解してみるであるとか、その際に先生方はどう指示するかというと、ここをクリックして開いてみましょうとか自分で調べてみましょうという指示をする。教職員はその指示ができるような準備をしておかなければならない。

ただ、じゃ支援員はどこで活用するか。一番活用の場面、必要なのは、例えば45分しかない授業の中でパソコンがトラブルを起こして動かなくなってしまった場合に、結局その時間、それが動かなければパソコンは使えなくなってしまうので、支援員がそこをうまくやりながら動くようにするとか代替の措置を考えると。だから、主に授業でどう活用するかということよりも、機械がトラブルを起こしたときにどう支援してもらえるかということが一番大きいのかなというふうに思っております。

だから、そういった点で支援員をどう活用できるか、どれぐらい必要かということを考えるのと同時に、教職員はあくまでパソコンを学ぶのではなくて、パソコンで子どもたちは各教科の学習をするということです。パソコンをどううまく活用しながら子どもたちが勉強するのかということも教職員は今後、研究していかなければならないのかなというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今、吉田理事が言われましたけれど、それはまさに小学生が使うパソコンなんですね。小学生はどの程度の感覚でどういうことを使えばいいかというのは、小学生のパソコン技術で、それだけの学びさえあればいいわけで、中学生はもう全然レベルが違いますよ。プログラム自体ができる、そういうことを教えないといけない状況にあるわけですから、小学生はそういう吉田理事が言われた形でいいと思うんですが、中学校をどうするのかという、専門学校をつくるわけじゃないんですけども、少なくともそういうところで、できるだけどんなわかりにくい子どもたちもプログラム技術を習得できるような、いわゆるそういう技術的サポートもできるような教員をやっぱり中学校は確保せなあかんと思う。小学校は、さわってみて動かしてどうだったぐらいでいけると思うんですね。やっぱり中学校までこれをやらなあかんというのはかなり厳しいハードルだと思いますので、ぜひ、その辺をどうするのか考えていつていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）ご指摘の点は重く受けとめ、慎重に今後対応してまいりたいと思います。

新しい分野ですので、そのまま受け売りですけども、ICT支援員の主な仕事として、吉田統括が申し上げたように、やはり緊急のそういう対応以外に、操作支援以外にそもそもどういふふうに進めていくかという先生方に対する研修であったり、あるいは授業でのICT活用についての助

言であったりアドバイスとか、あるいは授業で使用するデジタル教材の選択であったり作成の支援であったりとか、かなり広範多岐にわたります。ですから非常にそういう知識とか技術を幅広く持たれた方がふさわしく、そういう人材をご指摘のように慎重に選んでまいりたいと考えておりますので、また引き続きご支援のほどよろしく申し上げます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）優秀な企業と連携するということも大事だと思いますので、ぜひその辺を考えて、熊取町もそういう機器が非常に用意できる素地があるわけですから、しっかりとした教育方針をつくっていただきたいと思います。

2番目の質問に入ります。

2番目は、学校における教員の働き方改革というのが言われておりますけれども、学校における教員の働き方改革として2018年に何を実施し、2019年以降何をしようとしているのか、説明してください。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、重光議員の学校における教員の働き方改革についての1つ目、学校における教員の働き方改革として2018年に何を実施し、2019年度以降何をしようとしているのかのご質問にお答えいたします。

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中で、教員の長時間勤務の実態が明らかになり、課題となっております。文部科学省では、2017年6月22日に働き方改革に関する総合的な方策について中央教育審議会に諮問を行い、2019年1月25日に答申が取りまとめられました。

このような中、熊取町といたしましては、中央教育審議会中間報告の内容をもとに、2018年度にはタイムレコーダーを設置するために次年度予算を措置し、本年度の2学期から運用を開始しました。昨年度末には学校長に対し、答申内容や今後の働き方改革の方向性について周知を行いました。また、中学校においては、クラブ活動の時間が課題となっているため、2018年度末に熊取町部活動の在り方に関する方針を策定し、練習時間等に関する規定を設けました。

2019年度は、働き方改革に関する検討会を設置し、学校長と今後の取り組みについて検討しているところです。さらに7月31日には、教育委員と学校管理者との懇談会において、働き方改革について意見交換を行いました。2019年度末までには一定の方向性を出したいと考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）私も学校の内部自体はよく知らないものであれですが、教員の働き方改革として、やはり教員自体の業務の内容とか負担とかというのが社会的な問題になっているなというのは感じていたわけですが、ここに資料で超過勤務をまとめていただいているんですが、小・中学校の超過勤務の状況、これを説明していただけますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）これは、2つ目のご質問ということでご答弁させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、2つ目の教員の勤務状況は把握できているのかのご質問にお答えします。

教員の勤務時間につきましては、2019年度の1月期末までは教員が各自、エクセルのソフトに出勤時間と退勤時間を記載する形で時間管理を行っております。先ほど述べましたように、2学期からはタイムレコーダーによる時間管理を開始いたしました。

2018年度の教職員1人当たりの1カ月の超過勤務時間数は、資料1にお示ししているとおりでございます。小学校では43時間、中学校では72.5時間でした。なお、国の通知において勤務時間とは学校に滞在している時間を指しており、例えば朝、学校に入ったときから学校を出るまでの時間の

ことを言います。したがって、例えば朝の登校指導のために早く出勤した場合も、これは勤務時間に含まれると、こういった状況になってございます。

あと、資料1のほうでそれぞれの月当たりの30年度の超過勤務時間数、小・中別、それから平均、あと学校別ということで資料を準備させていただいております。これは全国と同じような形で、中学校につきましてはクラブ活動の時間等が含まれますので、長くなっておるとい状況でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）わかりました。

言葉の定義からですが、勤務時間と書いてあって、先ほど学校に在校時間がそれに当たるとなっていますけれども、在校時間イコール勤務時間、いわゆる給与が払われる時間、そう理解してよろしいですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）給料の払われている時間、非常にこれは微妙なところで、一つ問題となっているんですけれども、本来、教職員の勤務時間は1日7時間45分になっております。ですから、あと超過勤務分というのはもう過去から4%分がそれに当たるといふに言われておりました、それ以外は超過勤務の手当というのは一切つかないという状況になってございます。ですから、基本、学校長が超過勤務を命令できるのは、例えば非常変災のときであるとか、あるいは修学旅行等の学校行事等のときだけであって、それ以外は超過勤務を命令することはできないと。ですから国の解釈では、一定これはクラブ活動も含めて先生方が自主的に残ってお仕事をされている時間だといふようなことになってしまっているというのが現状です。

今申し上げました滞在時間というのは、これは例えば朝、学校に入ってちょっと休憩をして先生方と雑談していても一応滞在時間ということになっているので、それも実は勤務時間に含まれてしまっているということもござります。ですから、超過勤務時間を短くするためには、当然さまざまな取り組み制度、あるいは授業をどうしていこうかという教材研究の時間をどうするかということも含めて、やっぱり教職員自身がそのあたりをしっかりと意識しながら時間短縮するということを考えていくということ、あともう一つは、文部科学省のほうも分類しているんですが、例えば学校が担うべきでない、学校以外が担うべき仕事の中に、登下校に関する対応、指導とか、あるいは放課後から夜間などにおける見回りとか、子どもが補導されたときの対応とか地域のボランティアとの調整、連絡等は、学校以外が担ってもらえばいいのではないかなというように国が出してきているというのが現状です。

あるいは、調査統計の回答、校内の掃除、部活動、休み時間等の子どもへのかかわり、対応、これは学校の業務だけれども、絶対に先生が担う必要がないのではないかなというのは文部科学省の考え方。最後に、先生の業務やけれど負担を減らさないといけないというのが、例えば給食あるいは授業の準備、学習評価や成績の処理、行事の設置・運営、進路指導、あるいは支援の必要な子どもへの指導というふうなことで分類がなされているんですけれども、ただ、現場の先生方においては、今挙げさせていただいた仕事もやはり重要な仕事であるということ、ですから、ある一定学校の教職員あるいは教育委員会のみならず、やはり地域、保護者の方々にも教職員の仕事は何であるかということのご理解もいただきながら、今後どう時間を短くできるかというのを考えていく必要があるのかなと。

ですから、勤務時間というのはもともと7時間45分に限られていて、それ以外はお金がついていないというのが現状であるというふうにご理解いただければと思います。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）その意味で、先生というのは非常に厳しい勤務をされているなと思います。認められるのが4%ということは、10時間残業ぐらいがぎりぎりですよね。それからいくと、小学校がそ



の4倍、中学校はもっとその上になるわけですがけれども、これは先生の平均なので、人によってはこれの2倍ぐらい働かされている方もおられるような状況ですか、小学校、中学校。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）その月によっては本当に2倍近く残ってお仕事をされている、あるいは中学校でクラブの大会が迫っているときなど、大会に一度出ていくともう土日、朝から晩までというようなことも実際ございますので、やはり時間が長くなってしまうということも現実、ございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）そうなってくると、働き方改革自体が非常に難しいんやろうなと思いますよね。これベースにどうするのかというか、大阪、全国で大体これベースでスタートするんですかね。あるいはどこかの県によってこれをもっと大分変えた状況からいくのか、有給にしていくか時間給をふやしてやっているところがあるのかとか、そういうものはなしに、大体、日本全国、平均超過勤務時間はこんなのですよというのが実態であるとしてスタートせざるを得ないのが今、実態なんですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）実は、国は今後、方向性、方針を出しております。その方針によりますと、基本、月の超過勤務時間を45時間以内に抑えなさいと。年間360時間以内に抑えなさい。これ、月45時間といいますと、大体1日2時間の超過勤務ぐらいに抑えろということになっています。ただ、先生方は授業が8時半ぐらいから子どもたちが登校して始めるとなると、大体7時半過ぎには入っておられますので、結局、朝の1時間も超過勤務に、結果的には滞在時間に含まれているというのが現実の問題でございます。

だから、45時間に抑えていく、たまたま今、小学校はその間に入っているというものの、当然、個人にはそれぞれ差があるということ、特に中学校の場合はクラブ活動の時間等が含まれてしまっておりますので、クラブ活動につきましても、実は先ほど申し上げました部活動の方針で活動は1日2時間程度、だから週に2回必ず休みを設けましょうという基準もつくらせていただいて、今進めております。ただ、月45時間というのをどう実現していこうかというのが、先ほど協議会で校長先生方等、あるいは教育委員とも懇談会をやりまして、具体的に何ができるのかという協議を今ずっと続けて毎月1回必ずやっておるという状況ですが、実際問題、他の市町等の情報等もいただきながら進めていますが、どこともなかなか時間を短くするということの難しさ、そこをどうしていけるかというので今悩んでいるという状況です。ただ、実際に何ができるかというのを今、鋭意考えておるというのが状況でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）今、新しく文部科学省が考える45時間ですか、これはやっぱり滞在時間であって、給与とは関係しないの。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）滞在時間であって、給与とは関係ないです。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）これは私が言うべきことではないんですが、働く先生方から見たら当然、一般的な滞在時間というか、せめてその6割ぐらいと見ても、そういうのは有給であるべき勤務時間が無償で働かされている、いわゆるブラック企業であることを受けて働き方改革をしないと言葉は言っているけれど、実態はそうじゃないですよ。だから、それを現場で何とかしようというのは非常に大変なことになりますよね。だから、大変なことになるんやったらいつそ思い切ってクラブは全部やめさせるというのも一つの手だと思うですよ。

やっぱり働く人の働く時間、それを大事にしてあげるといえるのは、まず教育委員会では基本かなと。そこからは付録じゃないですけど、それは別の人が時間を持ち合ってやっていかないとはいえないかなと思いますけれど、そういうのは広がらないと実現しないですね。だから、そこをぱっと

現実に自分の学校でやるんやというところは大変だと思うんですけども、いつそすっぱりやってみたらどうなのかなというのも私の意見として言っておきます。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）ありがとうございます。

実は、まだクラブをやめるというところまでは当然考えておりませんが、例えば地域やら保護者の方々、外部からかかってくる電話を6時以降はもうとらないというふうな形をとると。それを実際にやっているところもあるんです。ただ、本当にそれができれば、言えば勤務時間を過ぎていきますので、そこですっぱり切ってしまうと先生方もそのまま帰りましようとなるんですけども、実際、教職員は、今現段階でやっぱり電話がかかってくるのにそれに出ないというのさうか。逆に電話をかけた方からしたら、なぜ電話が繋がらないのといったようなお言葉を頂戴することも実際あるんです。

ですから、今、議員おっしゃってくださったように、確かに教委として、あるいは学校として、すばっとここで一度切る方法はないのかなということも考えていかなければいけないと思っています。ただ、そのためには、これは学校だけではなくて、やっぱり地域の皆様方であるとか保護者の皆様方のご理解がないと難しいのかな。例えば、朝の登校指導で先生方が1人も立っていない、これは、国は朝の登校指導は教職員の仕事ではないですと言っているんですけど、教職員が立っていなかったら、やっぱり心情的に、地域の方も朝早くから立ってくださっているのに何で学校の先生はいてないやろうという思いについついなくなってしまいがちな部分があると。

だから、その辺のところをどうお互いが理解し合いながら勤務の時間を減らしていけるかというのを考えていかないといけないなど。そのためには、教育委員会や学校も努力して、そこを発信してご理解いただけるような努力もしていかなければいけないのかなとも思っておりますので、そのあたりも含めて、ただ、一つそういう制度を考えるのと同時に我々が常に言っているのは、先生方も短縮せなあかんということ意識して日ごろ仕事をしていっていただかないといけない。ただ、時間を短縮しながら内容の濃い子どもたちに教える準備をしないといけないという非常に難しい課題を与えることになっていきますが、その両方からしっかりアプローチしていくことが必要になってこようかなと思います。

だから、今いただいたご意見というのはすごく、ある意味、我々もそんな方法はないのだろうかという検討、決定までいなくても、議題に上げていかなければならない内容の一つなのかなと考えております。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）次に、クラブ活動で先生方は多大な時間を使われているんですが、クラブ活動への先生の指導は先ほどの従事時間の中に組み込まれておるでしょうから、クラブ活動補助員の活動時間というのをまとめていただいているので、それを説明していただけますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、3つ目の中学校におけるクラブ活動指導等に従事している教員の人数と補助員の数でよろしいでしょうか。3つ目のご質問のご答弁で。

（「3つ目と4つ目を同時に」の声あり）

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）よろしいでしょうか。わかりました。

まず、3つ目の中学校におけるクラブ活動指導等に従事している教員の人数ですが、3中学校とも全員顧問制ですので、平成30年度は熊取中学校は31名、熊取北中学校は22名、熊取南中学校は28名でした。また、令和元年度は熊取中学校30名、熊取北中学校20名、熊取南中学校は30名となっております。

なお、クラブ活動への関与時間についてでございますが、クラブ活動の間に会議等がある場合が多く、複数の顧問が交代で指導するなど、細かな時間数を把握しにくい状況でございます。ただ、平成31年3月に策定した熊取町部活動の在り方に関する方針により、長くとも平日は1日2時間程

度、学校の休業日は3時間程度とクラブ活動の上限時間を設けております。また、学期中は週当たり2日以上 of 休養日を設けることとしております。

続いて、4つ目の教員以外のクラブ活動補助員の活動時間の分布についてですが、平成30年度の実績は資料2のとおりとなっております。熊取中学校で2名、熊取北中学校で5名、熊取南中学校3名で、総活動回数は512回でした。1回の活動が2時間ですので、総活動時間は1,024時間となっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）資料2の表を読むのは、これは1升が1人、例えば1番上の熊取中で吹奏楽部は11月というのは6と書いていますけれども、これは1人が6時間従事したと、そういうことですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）そのとおりでございます。ですから、熊取中学校の一番上であれば、社会人の方が吹奏楽部の指導を11月6回、1月1回、3月1回、1升で1行で1名というふうになってございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）それで、熊取南中で卓球が後期ゼロになっているのは何かあったんですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）これは、指導される方のご都合等によって来ていただける、来ていただけないということが実際にございまして、結果的に来ていただく時間をとることができなかったというふうなことでございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）そういう意味では、部数が多くはないですけども、かなりの方がクラブ活動、外部からの支援を3つの中学校ともやられているということですよ。こういうのをもう一つ広げるということはどうなのかということと、こういう外部指導者がいる部とない部ではどうなのか、その辺のご感想はいかがですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、外部指導者に来てもらうのに、一つは顧問のニーズ、顧問の先生が自分が指導経験が余りないので、そういう外部で指導してくれる方が来てほしいというふうなことで来ていただくということが非常に多いです。ただ、まれに外部指導者の方がぜひ指導させてほしいということでご依頼に来られて、一緒にやらせていただくということも実際にございます。

ただ、来ているクラブと来ないクラブがあるというのは、あくまでクラブ顧問のニーズによって来ていただいたり来ていただかなかつたりということで、ですから今後、例えば来てほしいというクラブの数がふえれば、それはそのニーズに応えるべく我々是对応はしていきたいというふうに思っておりますし、これはあくまで何人が来てくれるかということとはわからないんですけども、そういった形で今後も進めていきたいと。だから、数がふえるということについては、我々はニーズが高くなれば、それに対して対応はしていきたいというふうに基本的には考えてございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）外部指導者、これは成人といいますか大人なんですか。学生もいる、それを区別するとどうなりますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）氏名のところに書かせていただいているのは全て今回、社会人となっております。結局、特に運動系のクラブで近くに大阪体育大学がございまして、彼らは、放課後のクラブの時間帯は自分たちのクラブの練習があつて、なかなかクラブ指導には来てもらいにくいという現状が実際あるんです。だから、例えば学習支援ボランティアで小学校の体育の授業

を授業の時間中に見に来てもらえるとなると、意外とクラブ活動もなくて授業のあいた学生が来てくれるんですけど、放課後というのはやっぱり自分のクラブ活動のために時間を割かないといけないので、学生にはなかなか来てもらいにくいというのが実は現状としてあるというのが実際のところでございます。

ですから、ここにお示しているのは社会人ばかりで、過去に当然、学生ということも実際にはございました。ただ、30年度の実績では社会人であったというふうにご理解いただければと思います。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）体育大学が近くにあって、学生の数的には環境に恵まれていると思うんですけど、そういうところの人たちがもっと入ってくれるほうがいいんじゃないかと思うんです。授業とか自分のクラブでとなるのか、あるいはもうカリキュラムの中にそういう指導を入れてもらうとかいうふうなことも考えてもいいのかなと思うんですよね。その辺も、やっぱり現状、クラブ活動を維持していくために大変やなということと体大と話し合っていくというのも大事なかなと思いますよね。DASHプロジェクトもありますけれども、そういうので体大の力をかりるとするのは重要かと思うんですが、その辺もぜひご検討していただきたいんです。いかがですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）その辺は、ぜひ取り組みは進めていきたいと思っていますし、今、DASHプロジェクトのほうでも中学校のクラブ活動に来ていただけるという方向で調整を進めているところでございますので、DASHのほうで大学等の理解も得ながら、来ていただくという方向で今協議を進めているところであります。一日も早く実現できればと考えてございます。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）ぜひぜひ、ちょっとおいしいえさでも用意して活用していただければと思います。やっぱり先生方に対する補助というか支援がそういうところからしかいかないのかなと思いますので、ぜひともそこに力を入れていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、熊愛、重光議員の質問を終わります。

次に、熊取公明党を代表して、渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）それでは、議長よりお許しをいただきましたので、熊取公明党を代表いたしまして、主要施策の成果、決算に関して通告に従い質問をさせていただきます。

まず、1項目めは防災対策についてです。

9月1日は防災の日、そして8月30日から9月5日まで防災週間となっております。昨年は、9月4日に台風21号が上陸し、関西国際空港を初め泉州方面に大きな被害が発生しました。本町においても家屋の倒壊、一部損壊、多くの被害が発生し、いまだに完全復旧できていない状態でもあります。

そのような中で、自分たちの地域は自分たちで守るんだとの自助、共助の考え方をもとに自主防災組織が順次結成され、平成30年度は全ての自治会で結成、結成率100%を達成したとのこと。そして自主防災組織連絡協議会も設立されました。

そこでお伺いいたします。まず1点目は、それぞれの自主防災組織と自主防災組織連絡協議会の主な活動についてお聞かせください。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、1点目、自主防災組織と連絡協議会の活動について答弁申し上げます。

まず、本町の自主防災組織につきましては、議員ご承知のとおり、先ほどもおっしゃっていましたが、39の自治会全てに組織されており、各区・自治会において防災委員等を選任され、防災訓練等、防災活動に取り組んでいただいております。

自主防災組織の活動につきましては、地域防災力強化の取り組みといたしまして、各地区で実施

される防災訓練には危機管理課職員が参画し、防災講話や訓練等の指導に携わっており、町長におきましてはほぼ全ての区・自治会での防災訓練に参画していただき、日ごろの防災・減災へのご協力のお願いをご挨拶の中でお話ししていただいているところでございます。

各区・自治会の防災訓練の実施状況につきましては、5年前の平成26年度は18団体で実施され、一昨年度が23団体、昨年度は27団体です。訓練実施の自治会が年々増加している状況でございます。今年度につきましても、もう既に13の団体で防災訓練が実施され、9月から11月までのほぼ毎週土曜、日曜には13団体から訓練実施の申し出を既に受けてございます。

また、本年7月6日、7日の2日間にわたり開催いたしました防災士育成研修では、貴重な休日を丸2日間を費やして実施しましたが、それにもかかわらず、各自防災組織から多くのご参加をいただき、防災士資格の取得をいただいたところでございます。防災に対して高い関心を持っていただき防災士資格を取得していただいたことに対しまして、大変ありがたく感謝申し上げます。

今後も引き続き、自主防災組織の活動に参画しながら、連携と信頼関係を強くしていきたいというように考えてございます。

次に、自主防災組織連絡協議会の活動につきましてご説明申し上げます。

自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより、地域の防災体制の充実強化に寄与することを設置目的といたしまして、39全ての自主防災組織の代表者にご参加いただいております。全体会を年に2回開催し、防災に関する町の取り組みや各自主防災組織の活動報告、ご意見・情報交換などを行ってございます。

また、ことし5月9日に開催しました令和元年第1回自主防災組織連絡協議会では、さらなる地域防災力の向上を図るべく、各区・自治会の地域性に応じた防災マニュアルの作成について確認し、新たにマニュアル作成委員会を立ち上げたところで、5つの小学校区から2名の代表者を選出の上、6月28日に第1回作成委員会を、そして先週の8月29日に第2回会議を開催し、全ての自主防災組織で活用できるモデル的な防災マニュアルを来年1月完成を目標に鋭意取り組んでいただいております。

今後も引き続き、自主防災組織及び自主防災組織連絡協議会の活動を通じて地域防災力の向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。各自主防災組織の中で防災訓練も取り組んでいただき、年々開催していただいている自治会もふえてきているというご答弁でしたが、その中で熊取町は本年、防災元年ということで、防災士育成ということで100人の防災士を育成するというところで予算もとっていただき、先ほどご報告もありました。町がこうやってお金を支援して防災士を育成するというのは本当にすごくすばらしい取り組みで、防災士会の方たちも聞いて、うわ、熊取町すごいなというふうに言っておられましたので、そのことを報告させていただきます。

まずは、その資格を取得された方は何人いらっしゃいますか。

議長（矢野正憲君） 南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君） 防災士育成ということで取り組んだ結果でございますが、まだ議員等にはご報告……

（「聞いてません」の声あり）

総合政策部長（南 和仁君） いい機会だと思いますので、させていただきます。

100名の方に受講の申し出をいただいて、当日ご参加いただいたのが98名でした。2名の方が当日、体調を崩されて欠席されたということで、98名受講していただきまして、当然98名全員が試験を受けていただき、合格者が83名。残念ながらその日、体調等もあって力を発揮できなかったんだと思います。15名の方が不合格ということになってございます。ただ、不合格だった方に関しましても、防災士会といろいろ調整させていただいて、各会場、近くで泉佐野市とかでも会場を開くこ

とがあるんですけども、そういった機会にまた再試験を受けられるように、チャンスは幾らでもあるよということで、そういうお話もいただいておりますが、この15名の方には、結果が出てすぐに個別でそういったお知らせをさせていただいているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。ありがとうございます。

83人の方、防災士の資格を取得していただいて、これからが防災士として、各自治会で本当に防災リーダーとして活動していただかないといけないかなというふうに思っておるわけなんです、その辺のところ、各自治会から出てはるんですかね。今回誕生した防災士は全ての自治会に所属されているのか、その辺のところも先に教えてください。

議長（矢野正憲君） 南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君） 基本的には各自治会から2名申し込んでいただきたいということでお願いした分ですので、当然のことながら自治会には加入されている方ということで認識しております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。じゃ、各自治会では最低2名の防災士はいらっしゃるところで、その方たちが自主防災組織のリーダーとして、防災リーダーとして活躍していただけるかというふうに思いますが、その辺をどのように取り組んでいくのかというところをまた教えてください。

議長（矢野正憲君） 南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君） 39の自治会から申し込みしていただいたのは総勢78名なんです。この78名というのは39掛ける2名が78と、そういうふうに思われるんですけども、実はお申し込みいただけなかった自治会が3自治会ございます。試験にも不合格になられた方がおられますので、必ずしも各自治会に2名ということはございません。ただ、その内容については個人情報の関係もあるので、詳しい情報はまだ伏せておきたいなというふうに考えておりますが、基本的には3地区のところには防災士いないんです。今後、そういった働きかけもしていきたいなと思っております。

それと、今後なんですけれども、できるだけ今回資格を取られた方にはそういった自主防災それぞれの訓練にも参加していただきたい。自主防災マニュアルを今つくっている最中ですので、そういった最終的には39の自治会それぞれに自主防災マニュアル、〇〇自治会防災マニュアルというのをつくっていただきたいと思っております。そういったマニュアルをつくる際に参画していただきたいというようなご依頼させていただこうかなというふうに思っております。

フォローとしては、毎年消防署のほうでもいろんな研修をしております、救命研修であるとか。今月でしたら片田先生の28日に研修があったりと、そういったもろもろの紹介をさせていただいてフォローはしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。

今、自主防災マニュアルの策定にかかわっていただくというふうに答弁いただきましたが、その辺のところを要望したいなと思っておりました。そういった方に自主防災マニュアル、今2名の方が代表で作成されているというところでしたが、来年1月には完成予定ということです。そのモデルをもとにそれぞれの自治会で自主防災マニュアルを作成してもらわないといけないので、その方たちにしっかりとそれぞれの自治会で自主防災マニュアルをつくっていただくように、その方たちのお力をおかりして作成できるように推進していただきたいと思いますというふうに思っております。よろしくをお願いします。

そのマニュアルについては、またしっかりと行政も入っていただけるんですよ。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）今、作成過程にごぞいますモデル的な自主防災マニュアルができましたら、連絡協議会のほうにおろしたいというように考えております。その中で39自治会のほうでできるだけ早い時期にその自治会独自のマニュアルをこさえてほしいということで、危機管理も総動員でやっていきたいと思っております。ただ、かなり自治会によって温度差はあると思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）温度差はあるかと思いますが、またしっかりと行政も入ってかかわっていただきながら、それでまた、それぞれ土砂災害危険区域のある地域もあれば、いろいろ地域によってマニュアルの中身も変わってくるかと思っておりますので、そういうところもしっかりとまた入って、作成と一緒に取り組んでいただきたいと思っております。

次、2点目へいきますね。

2点目は避難訓練についてですが、避難訓練についてどのように取り組んでいますか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、2点目の避難訓練につきまして答弁申し上げます。

避難訓練につきましては、先ほどの説明のとおり、各自主防災組織において防災訓練等の活動に積極的に取り組んでいただいております、体育館や地区公民館などを活用した避難所の設営や運営訓練、避難誘導の訓練、資機材の取り扱い訓練、備蓄食料を活用した炊き出し訓練などを実施していただいております。自主防災組織によっては、自治会の隣組ごとに近隣住民の安否確認を行い、避難路を実際に歩き避難経路安全マップを作成し、また、近隣自治会合同での防災訓練などに取り組んでいただいている自治会もございます。これらの訓練メニューにつきましては、危機管理課に事前に相談いただく中で、アドバイスや提案、また、必要に応じ消防団や消防署にも参画していただいております。

今後も、各自主防災組織の活動に参画し、自助、共助から成る防災力の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）その避難訓練の参加者、参加率というのもわかりますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）各自治会で行っている訓練ですので、率まではまだ把握できていない状態です。すみません。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）またそういったものもしっかりとつかんでいていただきたいなというふうに思います。

災害というのはいつ起こるかわかりません。お昼であるなり、また夜であるなり、今、訓練は主に休日にされているんですね。その辺のところも含めて、訓練について見直しとかも考えているのか、その辺を教えてください。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）自主防災組織の訓練といったらほぼ日曜日です。日曜日の大体午前中、講話とかそういったビデオを見る云々とかいう話になったり、役員会が午後に行われるというようなときは午後にやったりということになります。ほぼ午前中に行われることが多いです。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）災害はいつ起こるかわからないと先ほども言いましたが、やっぱり台風、きのうも

関東のほうの夜中にというところでありました。今、進んでいるところは休日お昼に訓練されていて、進んでいるところからでもいいですので、今度は夜にか平日にという形でパターンを変えて訓練を全ての方に、やっぱり避難訓練ですので、全ての方が逃げるぞという、いざというときに避難所に皆がちゃんと逃げられる体制があるのかということも含めまして、今度の自主防災マニュアル作成の中でそういった訓練も取り組みを入れていただきたいと思います。

そして、それプラス、3月議会のときに質問させていただいたときに、30年度事業として防災マップ作成を今しているということでご答弁いただきまして、つくっていただきました。この防災マップ、二見議員が質問、要望いたしましたタイムラインもちゃんと入れていただき、ありがとうございます。

タイムラインを入れていただいている、物すごい貴重なすばらしい防災マップになっているんですが、気象庁の警戒レベルが5段階になった避難情報についての分が、この6月からなので防災マップには反映できていないというのが残念なんですけれども、この中で気象庁の情報に合わせて注意報が出たとき、また警戒が出たときに避難、また、避難情報としては避難準備とかが出たときに私の避難計画はどうするかというところ、ここに欄をつくってもらっていますので、これをそれぞれがやっぱり書かないと、自分たちでタイムラインを作成しないと意味がないので、こういったことも自主防災マニュアルを作成する中で、またそれぞれの自主防災組織の中で、これをもとにタイムラインの作成も推進していただきたいと思いますというふうに思っております。

避難開始のところには空欄があるんですが、避難開始しなさいとなったときに、私の避難目安として、出たときに避難できる服装に着がえるとかお薬を用意するとか、そういったことを書けるようになっていますので、そういった、これも含めて作成するようにしていただきたいと思います。これも要望させていただきます。

また、今、防災訓練につきましては自主防災組織ごとにやっているということなんですが、避難所となるのは小学校、中学校ですので、3月議会のときに指定避難所ごとの防災訓練についてどう考えていますかと質問させていただいたときに、自主防災組織連絡協議会のほうでご意見いただくということでしたが、どうでしょうか。どういうふうな検討がされておられますか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）各避難所ごとの訓練ということで、従前から議員からもご意見等いただいているわけなんですけれども、文野議員からも従前ご意見がありましたように、避難所運営マニュアルを今つくっている最中なんです。これは町全体の避難所運営マニュアルになるわけなんですけれども、これはもう作成委員会のほうでご意見をいただいております。この前、第2回で一定ご意見を終わって、もう完成に向けて最終段階に入っていく予定やったんです。実は、その作成委員会でいろいろご意見いただいて時間切れになってしまって、次の作成委員会に送ったという経過がございます。またそこでもいろいろご意見いただけたと思います。それで全体的な避難所運営マニュアルをつくって、そこから各避難所の運営マニュアルをつくっていききたいと思っておりますので、それと並行して避難所のそれぞれの訓練ということも協議会のほうでいろいろご意見いただいたので、実施に向けてやっていきたいと思っております。

ただ、HUG訓練とかそういったものはまた小学校区でやっていきたいと思っておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。すみません。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）まだ立ち上がったばかりの自主防災組織連絡協議会ですので、協議する内容はたくさんあるかと思いますが、よろしくおもしろいと思っております。

今、避難につきましてそれぞれ自主防災組織でやっていただいているというところで、今回私、特に提案というんですか、お話しさせていただきたいのは、こうやってこういうマニュアルができたとしても、やっぱり逃げるのは、行動を起こすのは個人なんです。自助なんです。自助がどんなにそういうマニュアルができたとしても、まずは自分なんです。



そこで、先般も二見議員が言っていたと思うんですが、ここは大丈夫、私は大丈夫という、そういう過度な正常性バイアスというんですけれど、そういうのがある場合、なかなか逃げるといふ行動が起こらないといふところで、それを誘導するために多数派同調バイアスといふのがあるそうなんです。だから、みんなが皆逃げますよと声をかけて、隣の方はもう逃げましたよと声をかけて、みんなで声をかけ合う。

今度、防災講演で片田教授が来られて釜石の奇跡のお話も多分されるかと思うんですが、あそこではそういうお話で、みんな逃げる行動を子どもたちが誘導したといふお話やと思うんです。それと同じで、まずは人の心理を動かす行動科学、ナッジといふんですが、これが今、避難行動を促す手法として取り上げられているそうなんです。

まずは自助、共助なんです、その間に近助を入れていただいて、自助、近助、共助、その自主防災体制を取り組んでいただく。自分のところ、向こう3軒両隣、その辺を全て声かけてみんなで逃げるという避難行動を起こすといふ、そういった防災体制を取り組んでいただく自助、近助、共助の自主防災体制の確立を提案させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）9月から11月までにかけて13の自主防災組織の訓練があるんですけれど、また担当のほうからこの言葉を使えといふことで伝えておきます。

ただ、近助といふのは非常に大事なワードやと思っております。その作成委員会でも、翠松苑あるとか成合地区といふのは地震が起こったときに隣同士声をかけ合って、どこに逃げるといふことを常に確認し合っているみたいなんです。周りに田畑があつたら、まず第1次避難所は田んぼやと、田んぼに逃げようかと、とりあえず近所こぞって逃げようかと、とりあえず声をかけ合って行きましょう、まさに近助といふところのワードが非常に大事やといふことで、その作成委員会でもお話しいただいたといふところなんです。そういったマニュアルにも組み込んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今、地域コミュニティのお話、先般の一般質問の中でもありましたが、そういった地域コミュニティの希薄化、それぞれの自治会があつても、先般の総合戦略のK P Iを見たときに、自治会の加入率が78%でK P Iが自己評価Cになっていました。やっぱり自治会加入率が低いといふところ、その辺の防災意識を高めるために、そういったことも推進しながら自治会加入者をふやしていけるようお願いしたいと思っております。

たくさんあるので次へいきますね。

防災教育についてどのように取り組んでいるのか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、渡辺議員の防災教育についてはどのように取り組んでいるのかのご質問にお答えします。

各小・中学校では、学校安全計画を作成し、計画的に避難訓練を実施するとともに、現行の学習指導要領のもとで保健体育科、理科、社会科等の教科指導や特別活動等に関連させ、計画的かつ実践的に各校の実態に合った工夫ある防災教育を行っております。

教科指導の具体的な内容につきましては、まず小学3年生、4年生の社会科で安全な暮らしについて、火災や消防署の仕事、地域の防災活動等、災害からまちを守ることの必要性や方法について学びます。そして、小学校5年生の理科では台風と気象情報について学び、6年生になると大地の変化について、地震、火山、津波等の被害等について学びます。それらのことを関連づけて、小学校6年生の社会科では、災害発生時の政治の仕組みについて学ぶ教育課程となっております。さらに、学んできたことを主体的に考え、行動できる児童の育成を目指して、小学校5、6年生の保健では自然災害によるけがの防止について学びます。

また、中学校では、3年生の理科において自然の恵みとともに災害について学び、社会科地理で

は自然災害と防災への取り組みについて学ぶ内容となっております。保健体育科においては自然災害による危険と傷害の防止について学ぶ内容となっており、いずれも各教科を関連的に見通した教育課程となっております。

なお、道徳教育では、生命の尊重を初め、決まりの遵守、公德心、公共心など、安全な生活を営むために必要な基本的な内容の指導を行うこととされており、安全にとって望ましい道徳的態度の形成という観点から、防災を含む安全教育の基盤としての意義を持つと捉えております。

自然災害の正しい知識や理解、対応方法などを学び、その上で、災害が起こったときにみずから考え、みずから行動できる児童・生徒を育てるために今後とも充実した防災教育に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

そしたら、各学年、防災に関する指導時間数というのはどのくらいですか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 各学年によってこれはさまざまですけれども、単元によって、場合によっては1時間で終わる部分もあれば、2時間から3時間かけてその単元を学ぶということもございますので、そのようにご理解いただければありがたいかなと。それに加えて避難訓練、その時々で当然指導等も行っておりますので、知識で学んで行動すること、そこから体験していくというふうな形での教育を進めておるということでございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。

今、避難訓練というふうにありましたが、こういった避難訓練をされておられますか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 各学校でいろいろですが、最低は2回実施しております。3回実施しているところもございますが、例えば地震が起こった場合、火災が起こった場合、そういった形でそれぞれ場合場合を考えて、実際に子どもたちが体育館あるいはグラウンドへ避難するというふうな形での避難訓練、あるいは場合によっては消防署の方に来ていただいて実際にご指導していただくということもございまして、そういった形で各学校、子どもの状態、実態に合わせた形での避難訓練を行っているということでございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。

子どもたちも自分の命は自分で守るということをしっかりと避難訓練の中で教えていただきたいんですが、先ほどご紹介させていただきましたマイタイムライン、こういったものも授業の中で取り入れていただいて、家族で話し合うときに子どもがこれをまず、学校でこういうことを習ってきたよというところでご家族で、9月1日は熊取防災を家族で考える日ということを学校では子どもたちに教えてくださっていますでしょうか。その日にこれをやってほしいんですけど、そういうことを。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 特に学ぶ日という形では広げておりませんので。

ただ、今お話しいただいたように、子どもたちが学ぶ場というのは学校だけではなくて、当然、家庭、保護者から学ぶ、地域から学ぶというふうなこと、いろんなところからいろんな学びがあって子どもたちは成長していくものだと考えておりますので、学校教育だけではなくて、家庭でどう学んでいくのかということも含めて我々は取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 9月1日は熊取町は防災を家族で考える日やということを学校でもしっかりと徹底

していただきたいと思います。

これ、今回放送を流してくれましたかね、行政無線で。私、1日に町内にいてたんですけど、放送がなかったように思うんです。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）確認いたします。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）お願いします。しっかりと防災の意識をつけていただくために、家族で話し合う、また、そういったきっかけづくりをお願いしたいと思います。

では、次へいきます。

今まで自助、共助の話だったんですが、今度、公助の話です。寝屋川市では、いざというときに慌てないために、身の回りの防災用品の見直しと命を守る防災グッズの購入費用の半額補助を、期間限定ですが平成29年から実施しているようです。内容は、資料をつけさせていただきました。資料を見ていただきたいと思います。

こちらは防災グッズになっております。半額助成で1段、3ページ目に書いていますブルーシートやノート、防災ラジオ、いろいろあります、感震ブレーカー等ね。11、12、13は家具転倒防止器具、これを取りつけもしてくれます。そういったものをに入れております。そういったことをやっております。また、災害時支援バンダナを障がい者手帳の交付を受けている方などを対象に無料配布を始めたそうです。本町も取り組んではどうかとお伺いいたします。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）それでは、3点目、防災グッズ購入費用の補助、災害時支援バンダナの無料配布につきまして答弁申し上げます。

議員ご提案の寝屋川市が実施している防災グッズの購入支援につきましては、世帯主に対して、市指定の家庭用防災用品の購入費用の2分の1、上限1万円を補助する制度で、平成29年度から実施し、府内では寝屋川市のみが実施している制度と確認してございます。

本町におきましては、各区・自治会において自主防災組織の充実と育成を図るため、自主防災組織設立時におきましては必要な資機材の整備に対して補助金を交付しておりますが、寝屋川市と同様の個人に対する補助金制度はございません。

現在、本町においては、防災元年として多額の予算をご可決いただき、さまざまな防災・減災に資する施策を展開しているさなかでございます。また、来年度以降も防災・減災に係る施策を進めていく必要がある中で、今後の財政運営状況を勘案しますと、現時点での個人への補助金施策というのは極めて困難であるというように判断してございます。ご理解賜りたいと考えております。

次に、災害時支援バンダナ配布につきましては、昨年、社会福祉協議会において、町からの補助金を活用の上100枚を作成していただき、避難所用に30枚のほか、手話サークル、地域貢献委員会、社会福祉協議会が運営するボランティアセンター用に70枚を配置したところであり、住民個人の方々に対して配布する考えは現在のところはございませんが、今後こういった計画的に個人のそういったバンダナ等、障がいをお持ちの方に対する備品の備えにつきましては、計画的に整備して取り組んでまいりたいというように考えてございます。

なお、本年度取り組みます防災資機材等の充実に際しましては、段ボールベッド、毛布、電動式トイレ、発電機、投光器、さらには従前、議員からご提案のございました液体ミルクなどの備品の備蓄の充実にも取り組んでまいりたいというように考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。ありがとうございます。

防災グッズはなかなか厳しいというところのご答弁でしたが、その中で家具転倒防止器具につきましては、30年9月議会で質問させていただいたときに、老人日常生活用具給付事業として追加し

ではどうかというふうに質問しました。そのときに一応検討しますということでしたが、ご検討いただいていますでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）情報収集等はやっていかなあかんということですが、まだその結論に至るまでは至っておりません。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。またしっかりと検討していただき、本当に命を守るための施策ですので、そしてまた、10億円の防災基金を創設している中で、必要な防災グッズはそろえていって、その中で、条例の規定にないとおっしゃるかもわかりませんが、町長がよしとすればいけるという項目もあるかと思えますので、防災グッズ等もしっかりと支援していただけたらなというふうに思います。

その中で、一応ちょっと前向きにご答弁いただきました災害時バンダナにつきまして、前回は30枚で足りるのというところを質問させていただきました。この30枚、今どういうふうに配布されているんですかね。それぞれの学校に配布していただいているんですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）30枚につきましては、各避難所の備品として2枚ずつを8つの避難所のほうに配備していると。あとは危機管理のほうで事務室で保管しているというような状態になっております。

あと、社会福祉協議会のほうでは、55枚をボランティアセンターで使用するため保管してございます。あと、70枚のうちの15枚は各手話サークルにお配りしたいなというふうなご提案というか、お考えやということも確認はさせていただいております。ちなみに、きのう泉陽ヶ丘で自主防災組織の訓練がございました。従前から言われておられましたように、バンダナをみんなに披露してくれということで、うちの担当のほうから、ほかの自主防のときもさせていただいており、一番近いところできのうだったんですけど、非常に感動しておりました。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）本当に災害時バンダナ、私のほうもブログで載せさせていただきましたらすごく反響があつて、ほかの自治体のほうがまたもっと先行的に枚数もふやして配布してと、積極的に取り組んでおられます。うちが取り組んだ事業ですが、他の自治体がもう数も、今、寝屋川市も、うちがやった後にこれをやってはるんですね。寝屋川市は5,000枚作成して、費用は皆さん安く、うちのは高かったんですね。すごく立派なバンダナなので1枚1,652円ですけれども、よそは1枚300円程度です。寝屋川市は1枚349円で188万7,840円だったそうです、作成費。今、配布しております、障がいの持たれている方に。目が不自由です、耳が不自由です、体が不自由です、支援が必要ですよという文言を入れた90センチ幅のバンダナをそれぞれ障がいの手帳を持っている方に配布しますよと言って、8月28日から配布しますよと言ったら、9月2日で74枚もとりに来られたというふうに担当者のほうに聞いたら言うておられました。

やっぱり支援が必要な人の本当に大切なツールになるかと思えますので、ぜひとも、今先ほど前向きに、計画的に取り組むというふうにご答弁ありましたが、しっかりと計画的に取り組んでいただきたいんです。どうですか。

議長（矢野正憲君）南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君）ことは防災元年ということで、もろもろの資機材、備蓄の物資のほうも見直しをかけていながら、この1年間しっかりと取り組んでいきたいと思っております。また、来年以降も当然、そういった取り組みも進めていかないかんと思っております。その中での計画ということで、どこかにまた潜り込ませていただきます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） また聞きますので。

そして今、液体ミルクのほうも配備していただくというところで、どのくらい備蓄する予定ですか。

議長（矢野正憲君） 南総合政策部長。

総合政策部長（南 和仁君） 何せ液体ミルクに関してはまだ歴史が浅うございますので、箕面市であるとかそういった先進の自治体の状況等を聞きながら、うちに合った量を、粉ミルクもございまして、今、ステンレスの缶に入った液体ミルクであれば保存期間が1年ですね。一番最初に開発された液体ミルクというのは半年ぐらいで保存期間が終わるということもあるので、現在ある粉ミルクとどんな形の液体ミルクにするかということも含めて、量も含めて、もう少しお時間いただいて決定して購入していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） しっかり検討していただいて、今年度中に配備していただくようお願いしたいと思います。余ったとしても、1年であっても健診のときに無料で配布していただいて、これ便利やというのをママにわかってもらうこともまた必要なというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

では、次へいきます。

次、大きな2項目めはがん検診の推進についてです。

国立がん研究センターは、2009年から2010年にがんと診断された患者の5年生存率が全てのがんを合わせて66.1%と、昨年と比べ0.3ポイント上がったと8月8日付で発表しました。また、病期、ステージが進むほど生存率が下がる傾向があり、がん検診を定期的に受け、気になる症状が出たら早目に病院に行くことが大切だと同センター長がコメントされたそうです。資料に新聞をつけさせていただきました。

今日、2人に1人ががんになると言われている中で、やっぱり早期発見が一番の対策です。そのために検診を受けることが重要です。本町でも健康増進事業としてがん検診を推進していただいておりますが、まず1点目、昨年度のがん検診の受診状況をお聞かせください。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、ご質問の2点目、がん検診の推進につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目のがん検診の受診状況でございますが、受診率について平成29年度と30年度を比較いたしますと、肺がん検診は、平成29年度は14.1%、30年度は14.5%と0.4ポイント増加いたしました。また胃がん検診は、平成29年度は5.9%、30年度は5.7%と0.2ポイント減少、大腸がん検診は、29年度は15.1%、30年度は13.5%と1.6ポイントの減少、乳がん検診は、29年度は21%、30年度は20.1%と0.9ポイントの減少、子宮がん検診は、29年度は25.3%、30年度は24%と1.3ポイントの減少と、肺がん検診を除いていずれも微減となっておりますが、府内平均受診率と比較いたしますと、いずれの検診もその数値について当該平均受診率よりも上回っている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。下がってはいますが、大体同じような数字が並んでいるというところですよ。

がん検診受診推進についてどのように取り組んでおられますか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 受診推進といえますと啓発ということでしょうか。

(「はい」の声あり)

健康福祉部理事(山本浩義君) 広報であるとかホームページであるとかというのはもちろんのことですけれども、健康カレンダー、また特定健診の案内でありますとか肝炎ウイルス検診のはがきでありますとか、いろんな場合を捉まえて発信するようにしております。また、いろいろ取り組みもしております、新しい情報であります、今年度におきまして大阪府、泉佐野市、本町、この3者共同で日根野のイオンで乳がん検診をやる予定にしております。また、協会けんぽのほうで熊取町のふれあいセンターで特定健診をやる予定でございますので、そのときに乳がん、子宮がんの検診を予約制ではありますがやっていただけるように、全体的になかなか伸び悩んでいる中で、新しい取り組みもひっくるめまして鋭意取り組んでいるという状況です。

以上です。

議長(矢野正憲君) 渡辺議員。

10番(渡辺豊子君) ありがとうございます。

乳がんとか子宮頸がん等につきましてはクーポン券等で啓発等もしていただいているかと思うんですが、今、検診率を聞いた中で、やっぱり低いのが胃がん検診なんです。

次の項目で、胃内視鏡検査が昨年度開始されましたけれども、30年度から50歳以上が対象ですね。その受診状況についてはどうですか、教えてください。

議長(矢野正憲君) 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君) 2点目の胃内視鏡検査の受診状況についてでございますが、平成30年7月より泉佐野泉南医師会に委託する形で、府内でも10番目という早さで導入いたしました。

胃がん検診は、従前からの40歳以上の方が1年度に1回、一部自己負担金700円の胃エックス線による検診と、50歳以上の方が2年度に1回、一部自己負担金2,000円の胃内視鏡検査のどちらかを選択して受診していただけるようになっております。平成30年度における受診状況でございますが、胃がん検診受診者は全体で802名となっており、そのうち胃内視鏡検査は155名と、7月から9カ月間の実施ではありますが、約5分の1の方が胃内視鏡検査を受診されております。

以上です。

議長(矢野正憲君) 渡辺議員。

10番(渡辺豊子君) わかりました。

まだ7月からなのであれなんですけれども、それで胃内視鏡検査を受けた方、利用された方の反響というんですか、今までバリウム検査だけだったんですが、胃内視鏡検査を導入していただいたことでの成果というんですか、そういうこととか、検診を受けた方の声とか、何かそういうことを聞いておられたら教えてください。

議長(矢野正憲君) 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君) 実際にその人の感想を聞いているわけではございませんが、熊取町の場合は3市3町で同時で実施したわけですけども、本町の場合は胃がん検診の中の胃内視鏡検査を受けられた方の割合が高いということでございます。

あと、精密検査の対象となった方の具体的な人数は155名のうち2名ということで聞いておまして、そういった圧倒的に精検率がやはり胃内視鏡検査の場合ですと低いという、そういう状況が浮かび上がってくるかなというふうに考えております。

以上です。

議長(矢野正憲君) 渡辺議員。

10番(渡辺豊子君) その中で課題やなと感じたことはありますか。

議長(矢野正憲君) 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君) 実際、導入していく当初で300人枠ぐらいを予定しておりましたが、ほかの町よりも率は高いんですけども、155名とまだ枠がありますので、実際、もう少し対象の方が受けていただけるような状況を進めていければというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 一応そうやって取り組んでいただいている中で、やっぱり胃がん検診、バリウムにしても内視鏡にしてもなかなか受診率が伸びないというところ、抵抗があるというか、そういったものもあるのではないかなというふうに思うんです。そういったものも含めまして、次の項なんです。

何回も聞いて理事から言われているんですが、まずもって検診を受けるのに、ただ受けてくださいとはがきで言うだけではなくて、受けなあかなというふうに、そういう結果として受けたほうがいいなと思うことができる、そういった施策として胃がんリスク検診というのがあります。血液を検査するだけで胃がんになる確率があるんだ、高いんだというのがわかれば、胃がん検診をちゃんと受けなあかなという胃がん検診を受けるきっかけづくりになるかと思えます。そういった意味で、胃がんリスク検診の導入について資料にもつけさせていただきました。

これは泉大津市がやっている胃がんリスク検診、そのホームページに入っている資料なんですが、胃がんリスク検診でペプシノゲン検査、そしてヘリコバクターピロリ菌抗体検査というものを行って、血液検査でわかるわけなんですよ。それでA群、B群、C群、D群という胃がんになる確率というのがわかると。そうなったときに、やっぱりかなり高いなとなったときには検診をちゃんと受けてみようかなと思うのではないかなと思うんですが、その辺のところについてご答弁をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、3点目の胃がんリスク検診の導入についてでございますが、平成29年6月議会での一般質問におけるご答弁以降、国の見解にもさらなる進展がなく、有効性評価に基づくがん検診ガイドラインにおいて、検査を受けることが胃がんでの死亡率減少につながるかの検証が不十分であり、さらなる検証が必要であるとのことから、現段階では当該リスク検診の導入については見送ることとし、今後も引き続き国の見解を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） もう時間がないので余りしつこく言いませんが、またしっかりと検討をお願いしたいと思います。

次へいきます。

次に、大腸がん検診についての取り組み状況はどうですか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 続きまして、4点目、大腸がん検診の取り組み状況についてでございますが、平成27年度から一部自己負担金を無料とし、他のがん検診とのセット検診や集団、個別ともに特定健診の機会を捉えて受診できる体制を整え、受診率向上に取り組みました。その結果、平成26年度の受診者数1,241名から27年度は2,291名と大幅な増加となりました。

しかしながら、その27年度をピークに少しずつではありますが受診者数が減少していることから、今後におきましても、他のがん検診とセットにすることによる受けやすい受診機会の創設や、5歳刻みの年齢到達時において受診勧奨はがきの送付を行うなど、あらゆる機会を捉えて創意工夫しながらがん検診の周知、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

大腸がん検診というのが全国的にも何か罹患率トップだというふうに聞いております、部位別ですね。熊取町においても肺がんが続いて大腸がんが男性も女性も多いのではないかなと思いますので、やっぱり大腸がん検診をしっかり受けていただくように推進していただきたいと思います。1

点だけまた紹介させてもらいたいです。

先ほど、人の心理を動かすナッジというものをご紹介させていただきましたが、行動科学の知見を生かした、そういった手法を生かした取り組みなんですけれども、これは日経新聞に載っていて紹介されたんです。ご存じですかね。東京都八王子市の試みなんですけれども、2016年、大腸がん検診を受けていない人への案内文に仕掛けをしたそうです。パターンAは、今年度受診した人は来年度も検査キットを送りますよと利益を強調、パターンBは、今年度受診しないと来年度は検査キットを送りませんよと損失を強調、結果は、Aの受診率が23%、Bの受診率は30%だったそうです。だから、人間の利益より損失に強く反応するということ、プロスペクト理論というふうには呼ばれるのですが、これを受けへんかったら来年損するわと、そういう心理を動かす、そういった方法も検診受診を勧奨する方法だというふうなことが新聞に載っておりました。また何か取り入れられたらと思いますので、参考にしてください。

次に、がん教育についてどのように取り組んでいるのか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、渡辺議員のがん教育の取り組みについてのご質問にお答えします。

小・中学校におきましては、学習指導要領に基づきがん教育を行っております。小学校では、第6学年の保健領域、病気の予防の中で、中学校では、第3学年の保健分野、健康な生活と病気の予防についての中で、がんの種類やその原因となる生活環境等について指導し、小学校では、警察官を講師とした非行防止教室の中で喫煙防止、飲酒防止について触れております。中学校においても、第1学年で喫煙防止教室、第2学年では飲酒防止教室を行い、それらの行為ががんの発生につながる可能性について指導しております。

さらに中学校においては、平成27年から29年度にかけてピンクリボンによる出前授業を実施しました。平成30年度は、大阪府のがん予防につながる学習活動の充実支援事業を活用し、ピンクリボンによる出前授業を実施しました。今年度も昨年度と同様の実施を予定しております。これらの出前授業についても、がん経験者を講師として、中学校3年生の女子を対象に、女性特有のがんについて学習する機会を設けております。

今後も、児童・生徒の発達段階に応じて教育課程の中にごん教育を位置づけ、児童・生徒が生涯を通じて心身の健康保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

本当に子どもたちががんについて勉強、学習することによって、将来がんの検診を受ける啓発にもなりますし、また、ご家族の方、お父さんやお母さんにも検診を受けていただくというところを子どもたちがご両親にお話もできるかと思いますが、そういった経験者の方、がんサバイバーの方からの授業を受けて、その感想とか聞いておられたら教えてください。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）これはがん教育だけではないんですけれども、実際に経験した方から実際のお話を聞くというのは、やっぱり子どもたちの心に入りやすいというふうに感じております。ですから、こういうがんを経験した方々の実際の体験の中で、自分もこうしていかなければならないとかここが大事だということを感じる、共感するということがとても大事だと思っておりますので、そういう点では、すごく子どもたちにとってもいい経験だというふうを考えております。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）また、教員の方、先生にがんの研修とかもあるんでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。



教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）教職員に対してのがんの研修というのは、特段行ってはおらないです。ただ、先生方が子どもたちのこういうがん教育の中身を研究する中では、当然ながらそれについて自分も学ばないといけないし、どんなふうに伝えるか、結局、教材研究をすることが当然研修になっているというふうに思っておりますし、先生方もこういう経験者からお話をじかに聞くわけですから、それも一つ、すごく貴重な体験、子どもたちに教える上でのスキルのアップにつながっているのかなというふうに思います。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） わかりました。

先生も、保健体育の先生とか携わっている先生だけじゃなくて、全ての先生がそういったがんについての研修を受けられたらそれもいいかなというふうに思っております。先生の体も大切ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、3項目めへいきます。

3項目めは食品ロス削減についてです。

まだ食べられるものなのに捨てられる食品ロス、世界では、年間食料生産量の3分の1に当たる約13億トンに上っております。日本でも年間約646万トンの食品ロスが発生しています。その量は、国連世界食糧計画で発展途上国に食料を援助する量の約2倍とされています。

主要施策の成果の中に食品ロス削減についての記載がありませんでしたが、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを30年度に行いました。その中間見直し版で、食品ロスの抑制についても重点的に広報、啓発する必要があるとされていました。

そこでお尋ねいたします。食品ロス削減についての本町の取り組み状況についてお聞かせください。そしてまた、それとあわせて、国において食品ロス削減推進法が本年5月に成立しました。食品ロス削減に関する理解と関心を深めるために、毎年10月を食品ロス削減月間とするようです。また、食品ロス削減推進計画を策定することが市町村においても努力義務とされているようです。策定についてどう考えているのか、その2つをあわせてご答弁お願ひします。

議長（矢野正憲君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） それでは、3点目の食品ロス削減についてご答弁いたします。

まず、1つ目、食品ロス削減の取り組み状況についてでございますが、昨年9月議会で渡辺議員からご提案をいただいた「毎週月曜日は「食ベマンデー！」」のキャッチコピーについて、昨年10月、第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画の中間見直しのため開催されました廃棄物減量等推進審議会におきましてご審議いただき、正式に採用することとなりました。昨年11月の環境フェスティバルにおけるPR開始を皮切りに、役場本庁ロビーを初め、町内各公共施設や小・中学校、スーパー各店舗にオリジナルポスターの掲示、また、広報紙やホームページへの記事掲載を行うなど、食品ロス削減啓発に努めているところでございます。

ポスターでは、食ベマンデーの紹介を初め、食品ロスの概要や対策についてメジーナちゃん、ジャンプ君がわかりやすく紹介するなど、親しみやすいデザインにしていることに加え、残食材有効利用のリメークレシピを紹介している消費者庁ウェブサイトへのQRコードも掲載しております。

また、町内各小学校4年生向けに毎年6月から7月にかけて開催している環境教育セミナーでは、昨年からは食品ロス削減項目の充実を図っており、ことしは食ベマンデーの紹介啓発も行ったところでございます。加えて、ことし8月には、熊取町商工会にご協力をいただき、商工会所属の飲食店事業者の皆さんに向け、国が作成いたしました「外食時のおいしく『食ベきり』ガイド」の情報提供を行わせていただき、ごみゼロ推進員の研修会におきましても食品ロス削減をテーマの一つに取り上げさせていただいたところでございます。

さらに、ことし11月開催予定の環境フェスティバルでは、テーマを「みんなで減らそう！プラゴミ&食品ロス」とする予定であり、会場内に食品ロス削減啓発ブースを設けるとともに、大阪府やフードバンクNPO団体にも参加を依頼し、連携したブース展開を計画するなど、効果的な啓発活

動につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上、1点目の答弁とさせていただきます。

続きまして、2点目、食品ロス削減推進計画の策定についてでございますが、議員ご指摘のとおり、食品ロス削減推進法の施行後は、国の策定する基本方針を踏まえて都道府県が同計画を、また、基本方針及び都道府県計画を踏まえて市町村においても同計画を策定する努力義務が課せられております。本町といたしましては、先ほど答弁いたしました食品ロス削減及びプラごみゼロにつきましては、本町環境行政にとって非常に重要なテーマだと考えており、今後、さまざまな施策を推進していく必要があると考えております。

国の基本方針や大阪府の計画策定には一定の時間を要するものと想定されますが、国や府の策定状況や近隣市町の動向も注視しながら研究することはもちろん、並行して来年度に向けた本町の施策展開の検討なども行いながら、食品ロス削減に向けた取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。11月に環境フェスティバルで、そういったフードバンクの方とかも来ていただいて食品ロスをPRしていただくということ、大変楽しみにしておりますのでお願いします。

また、学校でも食べマンデーの徹底をしていただいて給食の残食を減らしていただくように、また教育委員会のほうもよろしく。どうですか、残食状況は。

議長（矢野正憲君） 貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）私は今、手元に小さいほうのポスター、大きなポスターは各小・中学校のほうに「毎週月曜日は“食べマンデー！”」ということで啓発させていただいて、あと給食だよりでの啓発であったり栄養黒板とか給食放送での紹介とか、内部の委員会等でもそういった周知啓発に努めていただいております。引き続き啓発していきたいと思っております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。また今後ともよろしくお願いいたします。

以上で会派質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君） 以上で、熊取公明党、渡辺議員の質問を終わります。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより3時35分まで休憩いたします。

---

（「15時19分」から「15時35分」まで休憩）

---

議長（矢野正憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党熊取町会議員団を代表して、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、平成30年度の主要施策の成果並びに決算に関する会派代表質問を行います。

まず、1点目は平成30年度の決算の評価と行革の見直しについてであります。2項目にわたって質問いたします。

まず、第1点目は、財政調整基金を初めとする主要3基金を取り崩さずに決算を終えられたことは財政運営上喜ばしいことであり、これに関しては職員の努力に敬意を表するところであります。

3月議会における江川議員の会派代表質問において決算見込みを尋ねた際の答弁では、4億円余りの基金繰り入れを見込んでいました。それにつきましては12月補正に基づく見込みだということ、実際の決算とのずれはやむを得ませんが、財調などの基金繰り入れを回避できた主な要因は何でしょうか、ご説明願います。

議長（矢野正憲君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） それでは、平成30年度決算の評価と行革の見直しについてのご質問の1点目、主要3基金を取り崩さず決算を終えられたことは喜ばしい。3月議会の答弁では、決算見込みとして4億円余りの基金繰り入れを想定していたことから、財調などの基金繰り入れを回避できた主な要因は何かについてのご質問に関してご答弁いたします。

平成30年度の決算は、第3次行革が掲げる目標の一つである、基金繰り入れに依存しない収支が均衡したものでありました。本年3月の定例町議会における江川議員の会派代表質問では、平成30年度決算上、4億6,200万円の基金繰り入れを見込んでいたことにご答弁をいたしました。その際に使用した決算見込み数値は、平成30年度12月補正時点での決算見込み数値を用いる旨と、実際の決算数値と相当額の差が生じますことを添えてご答弁させていただいたところでございます。

ご質問の4億円余りの財源不足の基金繰り入れがなくなったのは、主に決算見込み数値には多くの不用額が含まれていたことや、未確定な収入が計上されていなかったためでございます。

それ以外に、財源不足が改善したことにつきまして申し上げますと、まず歳入面ですが、前年度と比較して、普通交付税とその代替措置である臨時財政対策債が昨年度と比較して約2億2,000万円増加したことが挙げられます。また、行革アクションプログラムの取り組みとして、くまとりふるさと応援基金から約8,300万円を繰り入れたことも大きく影響しているものと考えております。

一方の歳出面では、町債の償還が全般的に進んだことや、行革アクションプログラムの取り組みとして実施した町債の償還方法の見直しにより、公債費が約4,400万円減少したことに加え、災害復旧事業を除けば投資的経費も前年度と比較して約1,600万円減少していることが、財源不足が生じなかった主な要因と分析してございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） ただいまご説明いただきましたが、幾つか基金繰り入れを回避できた要因があるわけなんですけれども、その中で地方交付税、普通交付税と臨時財政対策債の合計での増減で2億2,000万円の増というふうなことを報告いただきましたが、地方交付税の増加ということについては、これは何か特別な要因があるわけなんですか。

議長（矢野正憲君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） 地方交付税につきましては、算定方法につきまして、単位費用なり補正の内容等が毎年少しずつ変わっていくというところがございます。特に30年度の交付税算定におきましては、その中でも社会福祉費という費目の区分でございますが、障がい児保育の町における需要額、あと公立保育所の受け入れ人員の増などによりまして需要額としてその分野で補正がかかったので、約8,200万円伸びているようなところがございます。それと、高齢者保健福祉費といいまして、これは65歳以上と75歳以上で大きく区分されるんですけども、65歳以上で介護分野での居宅地域密着施設介護サービス受給者の増ということで約2,800万円、あと年齢的に高齢者の方がふえていっているという補正もかかったところによりまして、まず65歳以上で5,000万円、75歳以上で2,300万円の需要額の増がございました。大きくはこのあたりの影響額がプラスに働いて、当然全体で言えば下がっているところもあるんですけども、プラスの影響額とすれば、現状分析しているのはこの3項目が大きいものというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 障がい児保育の受け入れの増加等幾つかの要因をご説明いただきましたが、地方交付税の算定に当たって基準財政需要額がふえる、そういった要因が幾つかあったようなんです。そういう点については、それは今年度だけの特殊要因ということではなくて、今後もそういう要因が引き続き働くというふうに理解してよろしいんですか。

議長（矢野正憲君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） 先ほど申し上げた分については、平成29年度と30年度でどう

変わったのかという部分で比較したものでございます。当然、受け入れる人員等の水準が同じであれば、基本的には同じ需要額で横に流れていくという形になるかと思えますけれども、今申し上げた分野の需要額というのは、今後、特に令和2年度からは幼児教育・保育無償化の影響とか、あと65歳以上の高齢者の方の人数は今後もまだ熊取町は上がっていきますので、どうしてもそのあたりも当然、右肩上がりであるというところは一定見込めるところがあるのですけれども、どの程度になるかは実際、算定した後でしか分析が可能ではないというような状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）先般、行財政構造改革のアクションプログラムの平成30年度の成果について、議員全員協議会の中で報告がございました。その中でさまざまな項目ごとの効果額といったこともご説明いただいたわけなんですけど、今回の決算で基金繰り入れを回避できたということの中での行革の効果というのはどういうふうに見ておられるんですか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）行革プランを作成した平成29年度、かつてからもいろいろ、行革プランのベースとなっている数字が非常に厳しいタイミングでつくったものやというご指摘もいろいろいただいているところもあります。行革プランのアクションプログラム自体の効果額は当然上がっている部分があるんですけども、特に30年度は、ふるさとを除けば目標よりも実際は達していないというところの部分でいきますと、その部分の当然、影響もあろうかと思えます。ただ、幸いなことに、比較的当初見込んでいた収支の状況が先ほどの交付税のほうで、これは29年度当時には交付税の制度改正というのは当然、中身を見込むことができませんので、現状の枠組みの中で交付税がどうなっていくのか、例えば、臨時財政対策債を同じぐらいの規模で借りていったときにどれぐらい需要額として乗ってくるのかというところは一定見込ませていただいているのですけれども、先ほどの障がい児の方の保育の需要額がどの程度補正としてつけ加えられるかというところについては、新たに出てきた改正の部分もありますので、当然、当時は見込めていない状況もあります。

それと、現状、今、当時の収入の見込みのところの数字を今の決算数値と重ねてみますと、やはり町税等についても、当時のトレンドであったところの税の伸びの状況と実際の計算数値との差も一定出ておりますので、当然、収支見直しをつくるに当たっては基本的には保守的に、収入はかたみに見積もって支出のほうは大き目に一旦置くというところの部分でいけば、結果としていいほうにずれている状況であります。最終的には、結果的にはいいほうに振れた形で決算が迎えられているというふうな考えを持ってございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

自治体の財政というのは国・府からの依存財源に左右される部分が非常に大きいという部分がございます。とりわけ、今もご報告にありました地方交付税につきましても、国の地方財政計画に基づいてその年度ごとの地方交付税総額が決まり、そしてまた、熊取町の基準財政需要額、収入額、その差額で地方交付税が確定していくわけなんですけれども、その算定方法が年度によって改正されたりするというふうなことがございまして、今年度、平成30年度は地方交付税の算定方法のそういう改正ということで随分助かったという面があるようなんです。

そこで、2点目の行革の見直しということに話を移しますが、第3次行革の計画策定時と比べまして、さまざまな条件が大きく変わってきております。まず第1に、想定を大きく超えるふるさと応援基金の増加があったということでありまして。そしてまた、第2には、ただいまご報告もいただきましたが、地方交付税額が想定を上回って増加していると、そういったことがございます。そして、一方で保育・幼児教育無償化による影響もございまして、国は、自治体の負担増については全

額基準財政需要額への上乗せを約束しております。また、会計年度任用職員制度の導入による財政負担が見込まれますが、これは、本来正職員で担うべき職務を臨時職員等で置きかえてきたことのツケが回ってきたわけであり、必要な手だてを講じながら、この件に関しては国に対する財源要求を堂々としていく必要があります。

そこでお尋ねいたします。もともと平成28年度のさまざまな要因が重なって、特に財政状況が悪化した平成28年度の決算を土台に第3次行革プランが策定されたわけであり、29年度決算、30年度決算と収支が大きく改善している中で、計画の見直しが必要かと思われ、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） 次に、ご質問の2点目、第3次行革の計画と比べ、諸条件が大きく変わっている。計画の見直しは考えていないのかについてのご質問にご答弁させていただきます。

平成30年9月、31年3月の定例町議会における会派代表質問におきまして、江川議員から行革の見直しに関してご質問をいただき、ご答弁申し上げましたが、現時点におきましても考え方は大きく変化してございません。

議員ご指摘のとおり、町財政を取り巻く状況が変化しているところも事実でございます。行革の取り組みでは、平成30年度のふるさと応援寄附の実績が第3次行革における目標効果額5年間分を上回ったことや、また、平成30年度単年度だけではありますが、財源不足として主要3基金を取り崩すことなく、実質収支が黒字となったことなど、行政改革が一定進んだ状況があらわれた部分もございました。しかし、個別の取り組みの中には計画どおり進まなかったものもあり、ふるさと応援寄附の莫大な効果額を除いてみると、平成30年度は目標効果額に達していない状況でもございます。また、本年6月から、ふるさと納税制度が大きく改正されましたので、今後は昨年度までのように多額の寄附金をいただくことも難しい状況でございます。

仮に行革の見直しを考えた場合、考慮すべき事項としては、第3次行革の収支見通しに反映することができなかった新たな行政需要といたしまして、幼児教育・保育無償化の地方負担分の影響や、一般質問でもございました会計年度任用職員制度の創設でございます。

幼児教育・保育無償化に伴う地方負担額につきましては、消費税率の引き上げ分に対応するとされておりますが、令和元年度は税率引き上げ分の増収がわずかであることから、全額国費で対応することになっております。しかし、令和2年度以降は地方消費税交付金の増収分と無償化に伴う費用の増加分、双方とも全額を基準財政収入額、基準財政需要額に算入することになってございます。現状では、令和2年度の無償化影響分などがどの程度交付税の中で措置されるかについても、令和2年度の地方財政計画が出ないと全体像がつかめません。さらに、個別の団体ごとの影響については、令和2年度の交付税算定後でないと詳細な分析も行えません。

もう一方の会計年度任用職員制度導入に伴う経費の増額分につきましては、地方財政措置を検討する旨のアナウンスはございますが、どの程度まで措置されるかについては現時点では不明であり、情報待ちの状況でございます。

以上のことから、現時点では第3次行革の取り組みを着実に進めることが重要であり、今後生じる財政状況の変化を的確に把握することにより、取り組み項目を追加する等の判断ができるものと考えますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 以前に江川議員のほうから質問した折にも見直しは考えていないということで、今回の答弁では、さらに幼児教育の無償化、そして会計年度任用職員の導入と、そういった新たな事象が生じているので、余計大変であるというふうなことのようではありますが、確かに会計年度任用職員については、単年度で2億円余りの費用負担が発生すると。これについては、これをそのまま放置しておくとしたらこの自治体においても大変厳しい状況になってくると思われるんですが、国に

ついては、財政措置は現在検討中であると。そして、先日の別の議員に対する答弁におきましてもあったかと思うんですけども、町村会を通じてこの問題については国に対する要望もしているというふうなことでありました。会計年度任用職員導入に関する財政負担については、これはもう国のほうでそういう制度改正を行って、それでにわかには自治体に財政負担が生じてきたという問題でありますから、自治体としての努力も必要ではありますけれども、これはきっちりと国に対して財源要求していくべき課題かと思えます。

そういう中で、私どもいつも行革の見直しということで発言しておりますのは、職員の削減という方針について、これを見直していく必要があるのではないかということをおっしゃっているんです。これまでは職員削減をして、その削減した分を臨時職員あるいは嘱託職員に置きかえるということで、確かに見かけ上は大きな効果があるように見えたわけなんですけど、会計年度任用職員になりますと、そういう非正規職員に対する経費が約1.5倍ぐらいに膨らんでいきます。そういうことであれば、非正規への置きかえによるそういう経済効果というのもより薄まってくるわけであって、もちろん私どもとしましては、安易に正職を非正規に置きかえるということには反対であるわけなんですけれども、臨時職員や嘱託職員のそういう非正規への置きかえによる行革の効果というのも薄まってくる中で、より一層、正職員で頑張っていくという必要な職務については、保育士などきちんと正職員を配置していくということの必要性が特に大事であろうというふうに考えております。

これについては、また決算委員会もごさいますのでそこでも発言させていただきますが、職員の削減についてはぜひ見直していただきたいと思えます。

それと、3点目の問題に移りますが、ふるさと応援基金については、職員の努力もあって38億4,300万円の基金残高となりました。そのうち今年度予算で10億円を防災基金に積み立てましたので、実質は28億円余りの基金となっていますが、その基金の活用については検討されているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）次に、ご質問の3点目、ふるさと応援基金の活用について、検討はどうかについてのご質問に答弁いたします。

ふるさと応援基金につきましては、平成30年度の寄附額が第3次行革で目指していた目標額より大きく上ぶれたことにより、平成30年度基金積立額も大幅に増加し、平成30年度末基金現在高が約38億4,300万円となったところでございます。また、第3次行革における取り組みの一つとして、各基金の有効活用の項目をアクションプログラムに位置づけ、平成30年度の取り組み実績についても会期前議員全員協議会にてご報告させていただいたところでございます。

令和元年度におきましては、くまもり防災基金を創設し、ふるさと応援寄附金を取り崩した10億円を防災基金に積み立てました。その10億円を差し引いた残りの約28億円の活用につきましては、本年3月定例町議会におきまして重光議員の会派質問の際にご答弁いたしましたとおり、まず、寄附者の意向を踏まえ、子育て・教育の分野で公共施設の老朽化対策など適正管理に活用するなど、住民ニーズや議員の皆様のご意見を拝聴しながら、政策面、財政運営面での最大の効果につながりますよう適時適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）活用については適時適切に対応していくと、そういうふうにおっしゃっていただきましたが、ふるさと応援基金については、用途について指定のある基金、そして指定のない基金とあったと思います。現時点で平成31年度、令和元年度に指定があって、その指定に基づいて使用する予定の基金というのはどれだけあるんですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）それでは、ご質問のご回答の前に、まずは一定、30年度末基金残高の38億円の用途指定について整理させていただきます。

まず、38億円のうち、寄附指定のないいわゆる町にお任せというのが21億円ございました。この21億円のうち10億円を今年度防災基金として活用させていただいたということになりますので、ですから現時点では、町にお任せが11億円ということになります。

あと、子育て・教育に指定されている寄附額が15億円でございます。基金残高15億円。あと、図書費とかいわゆる子育て以外の具体的な施策に指定されている寄附というのが約9,000万円でございます。あと、1億5,000万円程度残りますが、こちらのほうが協働事業に使ってくださいということで、毎年住民提案協働事業のほうに使わせていただいておりますが、こちらが1億5,000万円ということで、合計しまして28億円、それと防災基金を入れまして38億円という、こういった内訳になってございます。

今年度活用する予定というご質問があったんですが、基本的には、寄附指定のある子育て・教育15億円であったりとか図書費なんかのいわゆる具体的な指定のあるものは、また事業原課、所管担当課のほう、それから東野財政理事、また町全体的に調整の上、どの程度活用していくかというのをしっかりと決めていきたいというところでございます。

ちなみに29年度なんですけれども、先ほど東野理事からありましたとおり、8,300万円程度を活用させていただいたと。その8,300万円の主なものとしては、そのうちの7,100万円が子育て・教育、あと、その他の使途指定に1,100万円、協働事業に200万円程度といった、そういった内訳になってございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）指定ということについての区分は幾分わかりにくいんですけれども、子育て・教育というざっくりとしたくくりの指定が10億円あって、また個別的な指定のある部分が9,000万円と。協働事業ということで使ってくださいというのが約1億5,000万円と、そういったご説明であったわけなんですけど、子育て・教育という分野での10億円というのは、それはその10億円を何か具体的にどう使うという、そういうことになっていくんですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）すみません、私の言い方がちょっとしっかりと滑舌が悪かったかと思うんですけれども、子育て・教育というのが15億円でございます。いわゆる町にお任せが11億円というところでございます。子育て以外の具体的な指定が9,000万円、協働事業が1億5,000万円ということで28億円という、そういったところでございます。

ご質問の子育て・教育の15億円なんですけれども、幅広く子育て・教育ということになってございますが、先ほど東野理事の答弁でもありましたとおり、基本的には我々のほうとしては毎年のランニングにかかってくるような経費、これには極力充当しないような想定で考えておまして、今後も老朽化しており多額の経費が必要となります公共施設へのいわゆる対応、備え、こちらのほうに充てていくというのが現時点、基本的な考え方かというふうに考えております。したがって、ランニング、毎年毎年後世ずっと続いていく、そういった経費には極力充てていかないということが基本的な考え方ということで考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）お金というのは、全体でざっくりとプールしていても、あるいは細かく分けてプールしていても、実際使う分にはいろいろと工夫して、最終的にはどういうふうに区切っておってもさほど問題がないのかもわかりませんが、ふるさと応援寄附でいただいて、子育て・教育という分野で15億円ということなんです。その15億円というのは子育て・教育のための15億円ですよということで、それは別途、新たな基金にするとか、そういうことは特に考えていないわけなんですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）今現時点では、結論から申しますと、そういう別の基金に分けるという考えは持ってございません。といいますのが、町にお任せというのも11億円実際あるわけございまして、目的別に分けてしまいますと、今後、弾力的、柔軟的に活用するという状態がもし仮に起こってきた際にはちょっと使い勝手が悪いというような、そんな懸念もございます。ただ、寄附指定というのは基本的に皆様のご意向で集まった額ということもありますので、一定そのあたりは今先ほど申しました内訳、これはしっかりと把握しながら、基本は指定のあった内容の枠の中で対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ホームページを見ますとふるさと応援寄附の状況ということを一応書いていただいておりますけれども、ふるさと応援寄附、そして応援基金を活用してどういう事業をやったとか、そういうことについては報告されていますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部理事。

総合政策部理事（明松大介君）そちらにつきましても、活用状況というのはページのほうで公開させていただいております。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その辺、ほかの自治体の報告の状況と比べますと、熊取町のホームページではかなりざっくりとした感じの報告になっていたかと思うんです。もちろん、細かく報告したからそれで特別効果が上がるというものでもないかもわかりませんが、そういう情報を知りたいという方もあるかと思っておりますので、その辺の報告については、より改善をしていただけたらと思います。次の質問に移らせていただきます。

大きな2点目の幼児教育・保育の無償化に向けた体制整備についてであります。その1点目、幼児教育・保育の無償化によって保育所などを利用する児童の増加が見込まれます。入所児童の増加に対する対応策は整っていますか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、1点目の幼児教育・保育の無償化によって入所児童の増加が見込まれるが、その対応策につきましてご答弁申し上げます。

本町の入所児童数につきましては、年々増加している状況ではございますが、これまでも年度当初での待機児童ゼロは継続しており、本年9月1日時点におきましても待機児童はゼロとなっております。

さて、幼児教育・保育の無償化が10月から実施されることに伴い、共働き世帯の増加などから、議員ご指摘のとおり、保育所等への入所希望児童数が増加することが考えられます。これまでも、待機児童ゼロを継続するため、保育士確保の対策といたしまして町ホームページや広報紙はもちろんのこと、新聞折り込み広告やインターネット広告、ハローワークを活用した求人などのほか、昨年度から新たな取り組みといたしまして、ハローワークの協力を得て就職相談会を開催するなど、さまざまな取り組みを行ってきたところでございます。また、民間幼稚園の本年4月からの認定ことも園への移行を支援するなど、保育の受け皿の拡大にも努めたところでございます。

今後におきましても、保育士確保のためのより有効な手段がないか、引き続き検討を行うとともに、民間保育園などとも連携・協力し、入所児童数の増加対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）取り組みはきちんとしているということなんですけれども、どの程度入所児童が増加するかということの把握はされているんでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）近年3カ年ほどの入所児童数をまずご紹介させていただきますと、これ



は2号、3号ということで保育が必要な方の入所児童数でございますけれども、各年度4月1日ということですので。2017年度で1,036人、2018年度で1,086人、2019年度で1,093人、この8月末で1,146人といったような形になってございます。当然、総児童数につきましては、やはり少子化の関係で年々緩やかながら減少傾向にあると。その中で入所児童数につきましては増加傾向、特に0から2歳児、低年齢児での増加というのが近年ふえている状況でございます。

今後におきましても、やはり共働き世帯が今後ふえてくるという中で、我々としても一定、入所児童数は伸びてくるというふうに考えておるところでございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）来年度当初にどれぐらいの児童数になるかということについてはいかがですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）来年4月の入所につきましては、この11月から12月にかけてが入所の申請申し込みを受け付ける時期となっております。特に無償化に伴いましてそしたらどれだけふえるのかといいますと、なかなか見込むのが難しいところではあるんですけども、ただ、近年増加が著しい0から2歳児、そこの部分につきましては、今回、無償化によりましてここは非課税世帯のみ無償化の対象となっておりますので、全く影響がないということは言い切れないんですけども、楽観視はできないんですけども、比較的その部分についての影響は、そう大きくはないのかなと。ただ、増加の要因にあるというのは見込んでございます。

例年からの伸び率でいきますと、若干やはり来年4月当初も今年4月よりは一定、入所児童数は伸びるんじゃないかなというのは思っております。ただ、これも11月、12月の入所申請を受け付けてみないと結果はわからないという状況でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）0から2歳児が増加傾向なんだけれども、無償化は非課税世帯のみであるから、そんなに心配するほど大きく伸びないだろうということなんですか。その辺の見込みはなかなか難しいと思いますが、もし仮に来年度当初に、全体で1割程度の保育所入所児童数の増加があったとした場合、かなり大変なことになってくるんじゃないでしょうか。その辺はどうですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）議員おっしゃる1割といいますと大体100名程度ですかね。一気に100名程度ふえると、確かに保育士を確保しないと受け入れは非常に難しくなってきます。施設的には100数十名、50名程度は、民間も合わせてですけども、まだ受け入れのキャパはございます。まだ幸い町立保育所も4カ所ございますので、そういったところを工夫しながら、まだキャパあるんですけど、とにかく保育士を確保しないと、その1割、一気に100人といったような受け入れは厳しいものというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

保育所のキャパといいますか定数、定員、そういう意味においては受け入れ可能だと、問題は保育士の確保ができるかどうかということにかかっているということなんですけど、そういう状況のもとで、町立保育所の役割も非常に大きなものがあると思います。現在4カ所の町立保育所が存在しているわけなんですけど、当初は行革の中で西保育所を民営化しようとしていたわけなんですけども、それが応募された方が基準に達しなかったということで、幸い民営化がとりあえずは白紙になったという状況なんです。

そういうもとの、幼児教育無償化という状況のもとで公立保育所の役割がますます重要になってきていると思いますので、民営化という問題についてはぜひ撤回していただいて公立保育所で維持していただきたいと、そういうふうに我々は思っております。その辺についてはいかがですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）西保育所の今回の昨年度の民営化につきましては、今、坂上議員がおつ

しゃつたとおりで、経過につきましてはそのとおりでございます。

また、町立保育所は、これは議員おっしゃいますように、もう最後のセーフティーネットということで、配慮を要するお子さんの受け入れであるとか、そういったところの面でも役割というのは非常に大きいものというふうに我々も十分認識してございます。

今回、議員も懸念していただいております無償化でどれだけ入所児童数がふえるかということも、基本的に楽観視はできない状況でございますので、そういったところの柔軟な受け入れというところでは、町立保育所の役割というのも非常に大きいというのは我々も十分承知してございます。

ただ、さきの一般質問のときでも資料等でお示しさせていただきましたように、やはり無償化によりまして町立保育所に係る莫大な経費が財政的に投入されているというところも片や一面ございますので、民間、町立それぞれの役割分担というのをきちっと整理しながら、見きわめながら今後検討していくべきだろうなというふうに考えてございます。

ただ、民営化をもうしませんとか、そういったことは現時点では申し上げられない、現時点では何も結果がないと、一旦中止ということでの状況になってございます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） ぜひとも、公立保育所を基本的には存続していくという方向で頑張っていただきたいということを申しておきます。

幼児教育・保育の無償化の問題で第2点目の副食費の徴収の問題に移りますが、副食費については、これは国の方針として原則実費徴収ということなんです。近隣自治体で、独自の判断で徴収しない自治体もございます。これについては、一般質問等で既にやりとりもございましたが、改めてお尋ねします。副食費を徴収するという熊取町の判断について、検討経過も含めてご説明願います。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 2点目の副食費の徴収につきましてご答弁申し上げます。

幼児教育・保育の無償化におきましては、3歳から就学前の児童及び0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童の保育料が無償化の対象となりますが、副食費につきましては、これまでもご家庭で子育てされている場合との公平性の観点から、保育料の一部として月額4,500円を保護者の方に負担いただいております。なお、これまでも保育料が無償となっていた第3子以降の児童に加え、年収360万円未満相当世帯につきましては副食費徴収は免除となりますので、無償化実施に伴い、保護者のご負担がふえることはございません。

さて、副食費につきましては、議員おっしゃるように、泉佐野市におかれましては無償化の対象とする方針となっているところでございますが、本町におきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う財政負担が繰り返しになります約5,200万円となることに加え、副食費の無償化を実施するには年間約4,700万円の財政負担、合わせて年間約1億円の財政負担と見込んでございます。また、共働き家庭の増加などにより保育ニーズが高まり、保育所や学童保育所における入所児童数は年々増加傾向にあり、待機児童対策といたしまして今後、多額の経費が必要になる見込みでありますことから、副食費の無償化につきましては、その優先順位は低くなると言わざるを得ません。

副食費につきましては、保護者の方に引き続きご負担いただくこととなりますので、丁寧な対応を心がけながら無償化の実施に取り組んでまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 確かに、副食費を徴収しないという判断をすると熊取町の持ち出し、財政負担が大きくなるわけなんですけれども、保育の無償化によるもとの財政負担約5,200万円と合わせて年間約1億円の財政負担になると、そういうご説明だったんです。保育の無償化による5,200万円については、これは国のほうで地方交付税の基準財政需要額への算入、基準財政需要額で上乗せするという、そういう説明があるわけなんです、その辺はいかがなんでしょうか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）今おっしゃっているのは先ほど私もお話しさせていただいたことと同じことなんですけれども、基本的に地方負担の増額については消費税の税率引き上げ分と、あと交付税制度の中で全て対応しますというアナウンスがあるわけですよね。ただ、地方負担分についても今回の交付税制度の中で全額がきちっと見られるのか、実際のどの程度のところで落ちつくのかということとあわせて、まずそれ自体が基本的に一般財源という形となりますので、実際、同じ保育所関係でもほかのところはどういう数字が動くのかというのはわからないというのがまず一つと、あと、少なくとも副食費は、現在、国のほうで方針として徴収するという形で外向きもきちっと出していますので、いわゆる交付税の対象となる経費には通常はまずならないということ、それは、町が全て町の交付税以外の一般財源でそれを充てるという形となるのが通常のスキームとなりますので、その部分については純然たる町の持ち出しという形になるかと思えます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）副食費の問題については全額町負担になるという、その理屈はわかっておりますけれども、保育・幼児教育の無償化に伴う自治体の財政負担増については全額基準財政需要額に上乗せしますと、そういうふうなことを、これは内閣府のそういう説明資料の中にも出ておりました。もちろん、一方で地方消費税交付金の増額分は、これは皮肉なことですけれども、地方消費税交付金によって熊取町においてくる分が当然、消費税が8%から10%に上がったことによって地方消費税交付金がふえると。ふえた分は100%全額基準財政収入額に入れますよということになっておりますので、地方消費税交付金がふえた分が丸々熊取町のプラスになるというわけではないというその理屈はわかっているんですけれども、一方で幼児教育・保育の無償化に伴う自治体の財政負担増については基準財政需要額に全額算入しますということを、内閣府の文章ではそういう説明をしておりました。それは私も確認しておりますし、東野理事もよくご存じだと思いますけれども、それについては信用したほうがいいんじゃないですか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）坂上議員がおっしゃられる部分というのは、確かにその部分だけ切り取れば、そういう部分の要素というのは当然、国が制度として進める制度に対して基本的に国に負担は生じない、措置しますよというのは、その辺は全体の枠組みとしてはわかるんですけれども、今回、私ども財政担当としてどこに着目するかといいますと、無償化に伴って必要な経費はほかにはないですかということも当然いろいろ目くばせするわけです。今回、9月の議会に上げるに当たって、副食費をいただくという前提で全ての書類が回ってきていますので、担当課とも詳しいそういう議論を何もしていない中でこういうお話をするのもちょっと変な話なんですけれども、実際のところ、そういう基本的な制度の中で当然ふえたり減ったりする分とか以外に、先ほど来からお話が出ていました会計年度任用職員という制度が今回入ってきます。それは、無償化とは全く別の大きな影響が出る制度が降ってくるわけですよね。

議員よく知ってはるように、保育所現場というのは臨時職員の方とか嘱託員の方とか多くの方の協力を得て実際、運営されているということだと思いますと、保育所行政としてのサービスは来年度以降、非常にやっぱりそこに一般財源が数多く投入されるということも当然想定されますので、単純に保育料の無償化の部分だけは手当てされますよねということだけの議論で原課とは当然話はしていませんので、全体として、熊取町が考える保育行政としてどういう形がいいのか、ましてや先ほど来の質問でもいただいていた、やはり保育所に預けたいというご家庭がふえたときに、いわゆる待機児童対策ということで今後もまたそこらあたりにいろいろお金を投入せんと、熊取町が今まで築いてきたそういう待機児童はできるだけ出さんようにしていくと、そういうところに対しては一定の一般財源を投入せなあかんというようなところも当然見え隠れしますので、全体の中で費用的なことはまず考えていきたいというのがまず一つあったわけです。

ただ、そういう議論も原課とはやっていない中で、基本的には財政担当のほうに書類が回ってき

た中では、国の制度として副食費はまず徴収しますのでというところのたてつけの中で私はそれが一番すっと落ちましたので、お隣の泉佐野市が取るから熊取町がそれに追随して取るというような、そういうところに対しての熊取町ならではの保育行政は実際どこにあるかと考えたときに、熊取町は、そこに私自身は追随するということじゃなく、熊取町ならではの保育行政をさらに磨いていくことによって熊取町の魅力を高めていくということが、熊取町にとってまずは一番じゃないのかなというところの考え方が基本的にあったので、副食費を取りますということに対しての予算要求をいただいた際には、それは当然ですよという話で終わっているというのが今の状況です。

ただ、坂上議員おっしゃられるように、その部分の地方負担分のケアについてはおっしゃられるとおりで、それを信じなさいという形のご意見もいただいたんですけども、今まで依存財源というところの分で決して全てが全て手当てしていただいている部分でもないというところもありますので、まずはきちっと無償化を進めてやっていける、そういう体制づくりのところにも着眼点を持ってお考えいただければなというふうに思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）私は、副食費を徴収しないことによる財政負担が非常に熊取町にとっては大きいということは理解しておりますので、できれば副食費を徴収しないというほうが利用者にとってはありがたいことなんですけれども、約5,000万円ほど副食費の徴収しないことによる財政負担が発生しますので、その辺はなかなか難しい課題点であるということは理解しておりますが、その説明が保育の無償化全体の問題とひっくくめて約1億円の財政負担と、そういうご説明でしたので、その説明はおかしいんじゃないですかということだったんです。

副食費の徴収に関しては、民間園では新たに副食費の徴収による事務が発生して、その負担が大変だとも聞いております。その分についてはぜひサポートしていただいて、負担が発生しないように努力をしていただきたいと思います。

3点目の高齢者外出支援策の拡充についてお伺いします。

運転免許返納者に対する5年間のひまわりバス無料定期券は歓迎されているようですが、もともと運転免許を持たない高齢者にとっては不公平だとも思われます。このような不公平感をなくし、ひまわりバス利用促進のためにも、高齢者向けの割引乗車券の制度を導入してはいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、ひまわりバスの利用促進を目的とした高齢者向けの割引定期券の導入ということについてご答弁申し上げます。

ひまわりバスにつきましては、平成30年5月に実施いたしましたアンケート調査結果では、65歳以上の高齢者の利用が76%となっており、高齢者の方々の貴重な移動手段となっておりますが、ひまわりバスが対象としているのは全ての住民の皆様であって、高齢者に限った施策として実施しているものではございません。

また、議員ご指摘のとおり、本町では満65歳以上で運転免許証を自主返納された方の申請により、5年間有効のひまわりバス無料定期乗車券を交付する事業を平成24年7月から行っております。しかし、この事業はあくまで交通安全対策を目的としたもので、全ての高齢者を対象としたものではございません。

なお、アンケートでは料金設定と利用頻度についても調査を行っており、料金設定が「適正」「安い」と回答された方は合わせて81%、「高い」との回答は7%と、現行の料金設定についてはご理解が得られているものと考えております。一方、利用頻度については、週1回から3回程度利用する方が53%を占めた一方、ほとんど毎日利用すると答えた方は12%でした。これらの結果から、有料定期券の新規導入が利便性の向上につながるかということについては、今後の利用者の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、今後も高齢者を含めた町民の皆様の利便性の向上のため、ひまわりバスの効率的な運営に

取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ひまわりバス、1回の乗車で100円ですから、100円という料金は比較的安いと、それを高いと感じていないという方が多いということなんですけれども、先ほども言いましたように、運転免許を返納した方は5年間無料ですから、その方との不公平感というのは非常にございます。そしてまた、たとえわずかでも割引をすれば利用促進につながりますので、ぜひともこういった割引乗車券の制度というのは検討していただきたいと思います。

そしてもう一点は、病院への通院など、やむを得ずタクシーを利用せざるを得ない高齢者も多いと思われませんが、高齢者外出支援策としてタクシー利用の補助制度をつくってはいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、2点目の高齢者外出支援策として、タクシー利用の補助制度につきましてご答弁申し上げます。

本町における外出支援の一環として、まずは日常生活の移動が困難にならないように、歩いて参加できる身近な地域で気軽に取り組むことができるタピオステーションの推進により、健康づくり、介護予防に努めております。また、要支援者などを対象とした短期集中予防型サービスであるふれあい元気教室の参加者に対し、社会福祉法人に委託し、移動支援を実施しております。そのほか、社会福祉法人による福祉有償運送サービスや地域住民による買い物、通院などに対する移動支援活動も立ち上がってきており、外出支援策につきましては、少しずつではありますが増加しております。

議員ご質問のタクシー利用の補助制度でございますが、外出支援策の一つではあると考えますが、本町といたしましては、公共交通機関の利用が困難な高齢者につきまして、庁内関係部局を初め、社会福祉協議会などと連携を図りながら、今後も引き続き、有効な支援方法を地域、関係機関の方々のご意見をいただきながら、生活支援・介護予防サービス協議会の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ひまわりバスの割引制度もひっくり返してタクシー利用の補助制度ということを提案させていただいたわけですが、高齢で外出が困難な方にとって、より外出しやすいような、そういう条件をつくっていくということが大事かと思われまして。熊取町にとって財政負担が必要なことを提案しているわけですから、なかなかそう簡単にはいかないというふうに考えておりますけれども、子育て支援のみならず、高齢者に対する施策を充実していくということが非常に大事かと思われまして、引き続きタクシー利用の補助制度についてもぜひ検討していただきたいということを要望して、質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、日本共産党熊取町会議員団、坂上巳生男議員の質問を終わります。

これをもちまして、会派代表質問を終わります。

---

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議案第64号から議案第70号までの7件につきましては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、議会会議規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本7件については、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員に議席2番 大林議員、議席4番 坂上昌史議員、議席5番 田中豊一議員、議席7番 文野議員、議席10番 渡辺議員、議席12番 私、矢野、議席14番 坂上巳生男議員、以上7名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました7名を決算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法については、議会会議規則第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

---

(「16時39分」から「16時44分」まで休憩)

---

議長(矢野正憲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長に文野議員、副委員長に坂上昌史議員、以上のとおりでございます。

---

議長(矢野正憲君) 次に、日程第36 請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願の件を議題といたします。

本件請願書を朗読いたします。藤原議会事務局長。

議会事務局長(藤原伸彦君) 小学校の少人数学級の実現を求める請願。

請願代表者、くまとり社保協会長、伊藤 守、事務局長、大浦正義。

紹介議員、文野慎治議員、江川慶子議員。

**【請願の趣旨】**

国民的に少人数学級の要望が高まり、それに応えて多くの都道府県が35人以下学級を先行して実施しました。そして、2012(H24)年には、国の財政措置の実施があり、全ての都道府県で小学1年・2年の35人以下学級が実現しました。さらに、今日では大多数の都道府県と市町村が独自に小3～6と中学にも35人以下学級が普及しました。そして、小1について多くの市町村が独自に30人学級を実施し、普及しつつあります。

(1) 町は35人以下学級を、小1・2を越えて、小3～6年まで拡充すること。

(2) 子どもにとって、小1は保育園や幼稚園とは異なる世界への入り口であり、「小1プロブレム」と云われる特別な困難と課題があるため、小1は30人以下学級を実施すること。

(3) 町は少人数学級を独自に推進すると共に、国と府に財政措置の拡充を強く求めること。

**【請願の理由】**

1. 文科省の報告(2012年9月6日「公立義務教育諸学校の学級規模及び教員配置の適正化に関する検討会議」の報告)では「一学級の児童生徒数は国際的に見て日本は依然低い水準にあり、保護者の8割以上が30人学級を求めていること」また、「子どもの基本的な生活習慣や規範意識、学習意欲、態度などに課題があり、一人一人に目の届いた指導を行うことが一層求められていること」そして、「全ての教科等でより一層きめ細かい指導を充実させるためには、学級規模そのものを縮小することが必要」である。さらに「教育の機会均等・水準確保の観点から、小3以降につい

ても、国の責任において着実に35人以下学級を推進することが不可欠」と強調し、「中学校3年生まで35人以下学級の推進」することを提言しました。

2. 国の財政措置があり、2012（H24）年から全ての都道府県で小1・2年の35人以下学級が実現しました。

今日、大多数の都道府県で小3～小6、中学生への35人以下学級が普及し、42都道府県に少人数学級が拡充しました。さらに、小1の30人以下学級も多くの市町村で普及しています。35人以下学級が、小1・2にとまっている府県は、財政措置が弱い神奈川県と大阪府など5件だけです。

3. この大阪府でも、子ども医療費助成の拡充や待機児童ゼロ、学童保育の充実など子育て支援の拡充、35人学級など教育条件の改善など、府下の市町村は、国や大阪府の基準を超える少人数学級の拡充を独自に取り組み、人口減少・財政難を克服して、増勢に転じようと競うように推進しています。例えば、35人以下学級の拡充を、①高槻と②泉佐野、③交野が小6まで、④門真は小5・6と中1に、⑤枚方と⑥寝屋川が小3・4に、⑦富田林が小6と中3に、⑧池田と⑨東大阪が小3まで実現しています。

4. 少子高齢化と人口減少、財政難の悪循環は同時に進行中です。これらの克服のために、子育て支援と教育の条件の充実が大変有効な施策です。よって、上記の請願を実現することを要望します。以上

議長（矢野正憲君）以上で請願書の朗読を終わります。

本件は、議会会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（矢野正憲君）以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

---

（「16時50分」散会）

---

9月熊取町議会定例会（第4号）



## 令和元年9月定例会会議録（第4号）

月 日 令和元年9月17日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	8番 重光 俊則	9番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 中尾 清彦
教 育 長 勘六野 朗	総 合 政 策 部 長 南 和仁
総 合 政 策 部 理 事 明松 大介	総 合 政 策 部 理 事 東野 秀毅
兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事 林 利秀	総 務 部 理 事 阪上 章
住 民 部 長 巖根 晃哉	健 康 福 祉 部 長 山本 雅隆
都 市 整 備 部 長 矢部 義雄	都 市 整 備 部 理 事 大西 宏
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長 山戸 寛
教 育 次 長 貝口 良夫	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 藤原 伸彦	書 記 藤原 孝二
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

追加付議議案

議案第71号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）

議長（矢野正憲君）皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年9月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「14時00分」開会）

議長（矢野正憲君）日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（重光俊則君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る9月13日午後1時30分から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、令和元年9月熊取町議会定例会における追加議案等について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出議案として、工事請負変更契約の締結について（平成30年第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）の件を追加議案といたします。

本件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

また、本定例会における本会議の開催日の変更等につきましては、本会議の開催日に9月17日を

追加し、午後2時から会議を開くことに決定いたしました。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案の工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）の件を日程に追加すること、並びに本定例会における本会議の開催日に本日9月17日を追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、理事者提出議案1件を日程に追加すること、並びに本会議の開催日に本日9月17日を追加することに決定いたしました。

---

議長（矢野正憲君）本日の議事日程は、お手元に配付の追加議事日程表のとおりであります。

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第71号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）の件を議題といたします。

本件について、説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第71号 工事請負変更契約の締結について説明いたします。

追加議案書追-1ページをごらんください。

平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事です。

次に、契約の金額は、変更前が1億3,542万9,840円、変更後が1億4,375万4,640円で、832万4,800円の増額です。

契約の相手方は、大阪府堺市西区浜寺船尾町西5丁6番地、株式会社橋本建設、代表取締役橋本紀和です。

なお、本工事については、平成30年12月定例会で工事請負契約の締結についてご可決いただき、平成31年3月定例会で変更の必要が生じたので、工事請負変更契約の締結についてご可決いただきましたが、このたびさらに変更の必要が生じたので、本議案を提出するものです。

次に、工事の変更内容についてご説明いたします。

議案書の次ページ、資料追-1をお開きください。

変更となる工事内容は、ページの下枠内ですが、工事中仮設道路工、杭橋脚の9本追加、大型土のう202体追加及びブロック積工を81.8平方メートルから105.7平方メートルに、23.9平方メートルを追加するものです。また、今回の工事内容の変更に伴い、工期限を令和2年3月2日から令和2年3月19日に変更するものです。

以上で、議案第71号 工事請負変更契約の締結についてご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で、説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第71号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光議員。

8番（重光俊則君）今回、雨山川の下のり面の崩壊ということで、工事がスタートして真ん中の1本の杭が支え切れないという状況で、今見ますと6本ぐらい杭が取り払ってあるように思うんですが、ここは今、図の資料追一1の一番右側の長いのが1本しかなくなったということで、それを追加するということがあったんですが、どういう状況になったか説明していただけますか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）まず、今回の事象を受けまして、改めて現状の土質がどうなっているかというのを7月に入りましてボーリング調査を実施いたしました。その結果、この平面図で申し上げますと⑩番、それと⑪番、これそれぞれ3本ずつ、計6本あるんですけども、この杭が現状不安定な状況ということが今回判明いたしました。今後、この仮設道路を安全に使用するためには、この不安定な状況を解消する必要がございます。下の変更後の図面をごらんください。こちらに⑨'、⑩'、⑪'と新たに3本ずつ9本の杭橋脚、これを施工いたしまして、この弱った杭橋脚を補強するという今回の変更の内容となっております。きょうご可決いただいて、できるだけ早く着手するために、この杭施工をできるだけ早く進めたいがために、現状その工事に必要な準備作業を行っているところでございます。

以上であります。

議長（矢野正憲君）重光議員。

8番（重光俊則君）この図を、真ん中の柱から左を含めて3本で、右側は特に下のほうもボーリングしたけれども異状なかったということですかね。左側は異状があったということですか。

議長（矢野正憲君）大西都市整備部理事。

都市整備部理事（大西 宏君）今回のボーリング調査で異状があったのが、先ほど私申し上げました⑩、⑪、この合計6本の杭、これ以外は別に今の状態で安全だということは確認できました。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

それでは、議案第71号について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第71号 工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）の件を採決いたします。

議案第71号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）以上で、本日の日程は終了しました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

---

（「14時11分」散会）

---

9月熊取町議会定例会（第5号）

## 令和元年9月定例会会議録（第5号）

月 日 令和元年9月30日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1 番 田中 圭介	2 番 大林 隆昭	3 番 浦川 佳浩
4 番 坂上 昌史	5 番 田中 豊一	6 番 鱧谷 陽子
7 番 文野 慎治	8 番 重光 俊則	9 番 二見 裕子
10番 渡辺 豊子	11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	南 和仁
総 合 政 策 部 理 事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	巖根 晃哉	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
都 市 整 備 部 長	矢部 義雄	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	貝口 良夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	藤原 孝二
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

- 議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第45号 税条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）
- 議案第53号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校トイレ改修工事）
- 議案第54号 工事請負契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）
- 議案第56号 町立小学校給食用備品の購入について
- 議案第57号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入について
- 議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第46号 印鑑登録条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例
- 議案第48号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 空家等の適正な管理に関する条例
- 議案第51号 水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 修繕契約の締結について（環境センター切断機更新に係る修繕）
- 議案第61号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議案第63号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第64号 平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第65号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第66号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第67号 平成30年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第68号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第69号 平成30年度熊取町水道事業会計決算認定について  
議案第70号 平成30年度熊取町下水道事業会計決算認定について  
請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願

追加付議議案

- 議案第72号 工事請負契約の締結について（熊取町立南小学校トイレ改修等工事）  
委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例  
委員会提出議案第2号 議会改革検討特別委員会の設置について  
議会選任第4号 特別委員会委員の選任について  
議員提出議案第11号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書  
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

---

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年9月熊取町議会定例会第5日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（矢野正憲君）本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（重光俊則君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る9月13日午後1時30分から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、令和元年9月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、理事者提出議案として、工事請負契約の締結について（熊取町立南小学校トイレ改修等工事）の件、委員会提出議案として、議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の件ほか1件、また、議員提出議案として、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の件、以上4件を追加議案といたします。

本4件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、特別委員会委員の選任についての件及び議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議案日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会報告を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案1件、委員会提出の議案2件、議員提出議案の意見書1件並びに特別委員会委員の選任及び議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上6件を日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本6件を日程に追加することに決定いたしました。

議長(矢野正憲君) それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の件、日程第2 議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件、日程第3 議案第45号 税条例の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第52号 工事請負契約の締結について(熊取町立西小学校トイレ改修工事)の件、日程第5 議案第53号 工事請負契約の締結について(熊取町立北小学校トイレ改修工事)の件、日程第6 議案第54号 工事請負契約の締結について(紺屋上橋橋梁架替工事)の件、日程第7 議案第56号 町立小学校給食用備品の購入についての件、日程第8 議案第57号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についての件及び日程第9 議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の件、以上9件を一括して議題といたします。

本9件は、9月6日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。浦川総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長(浦川佳浩君) それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る9月6日の本会議において本委員会に付託されました議案9件の審査を行うため、9月17日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席のもとに総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 税条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号 工事請負契約の締結について(熊取町立西小学校トイレ改修工事)の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 工事請負契約の締結について(熊取町立北小学校トイレ改修工事)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号 工事請負契約の締結について(紺屋上橋橋梁架替工事)の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 町立小学校給食用備品の購入についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長(矢野正憲君) 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第43号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第44号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第45号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第45号 税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第52号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第52号 工事請負契約の締結について(熊取町立西小学校トイレ改修工事)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第53号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



異議なしと認めます。よって、議案第53号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校トイレ改修工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第54号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号 工事請負契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第56号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第56号 町立小学校給食用備品の購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第57号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第57号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第60号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、日程第10 議案第46号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第47号 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の件、日程第12 議案第48号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第49号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第50号 空家等の適正な管理に関する条例の件、日程第15 議案第51号 水道事業給水条例の一部を改正する条例の件、日程第16 議案第55号 修繕契約の締結について（環境センター切断機更新に係る修繕）の件、日程第17 議案第61号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件、日程第18 議案第62号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件及び日程第19 議案第63号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、以上10件を一括して議題といたします。

本10件は、9月6日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。坂上昌史事業厚生常任委員会委員長。事業厚生常任委員会委員長（坂上昌史君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る9月6日の本会議において本委員会に付託されました議案10件の審査を行うため、9月13日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもと、事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第46号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 空家等の適正な管理に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号 水道事業給水条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号 修繕契約の締結について（環境センター切断機更新に係る修繕）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第46号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第46号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第47号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第47号 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第48号について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。江川議員。

13番（江川慶子君）議案第48号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日本共産党熊取町会議員団を代表しまして討論をさせていただきます。

幼児教育・保育の無償化を実施するための子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が5月17日に公布され、あす10月1日から施行となります。議員への説明があったのは、8月23日の議員全員協議会でした。無償化の実施に係る地方負担分の財政措置については、令和元年度に要する経費は全額国費で負担と言われていたのですが、費用負担割合の説明では、公立保育所に係る熊取町の負担が10分の10であり、町の負担が重くなっています。ほかに、国は地方負担の全額を基準財政需要額に算入すると明言しています。

また、0歳から2歳児については、住民税非課税世帯のみ保育料無償化で、共働きで課税世帯の方は保育料が全額発生します。一番保育が必要で支援が必要な子どもたちが無償化の対象外になっています。これは大きな問題です。

また、副食費は無償化の対象外として、別途徴収されることです。条例は、保護者負担がふえないよう副食費の免除制度が設けられ、年収360万円未満相当の子どもや第3子以降の子どもは無償となりますが、課税世帯での副食費は4,500円です。お隣の泉佐野市や田尻町は全員を無償化するのに対して、熊取町は年収360万円以上は副食費の支払いが必要で、私立の施設では各保育所や園

で徴収することになります。

事業厚生常任委員会での私の質問に対して町長は、見きわめの時期、時間が欲しいというような発言がありました。10月から開始されますが、私が質問し指摘したことを是正することを前提にした町長の発言として受けとめましたので、賛成といたします。

議長（矢野正憲君）次に、反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第48号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第49号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第49号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第50号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号 空家等の適正な管理に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第51号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号 水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第55号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第55号 修繕契約の締結について(環境センター切断機更新に係る修繕)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第61号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第61号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第62号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第62号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、議案第63号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第63号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、日程第20 議案第64号 平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21 議案第65号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついでに、日程第22 議案第66号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第23 議案第67号 平成30年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第24 議案第68号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第25 議案第69号 平成30年度熊取町水道事業会計決算認定についての件及び日程第26 議案第70号 平成30年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上7件を一括して議題といたします。

本7件は、9月9日の本会議で決算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。本7件に関し、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。文野決算審査特別委員会委員長。

決算審査特別委員会委員長（文野慎治君） それでは、決算審査特別委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議において本委員会に付託されました議案第64号 平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件ほか6件の審査を行うため、9月19日、20日、24日及び25日の4日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、決算審査特別委員会を開催いたしました。

その審査の中で出された意見、要望及び審査の結果について報告いたします。

まず、議案第64号 平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、歳入、歳出を総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項におおよそ区分し、それぞれ2班ずつ、計4班に分けて審査を行いました。

その審査においては、活発な質疑応答があり、質疑終了後に出された意見・要望を申し上げます。

まず、未来代表からは、1、転入定住促進について、30年度の施策については、評価できる。今後は近居の持つ社会的特性をしっかりと生かした制度にするべく、賃貸物件も対象とした制度への拡充も検討していただきたい。この施策で実施した、広告やイベント等の効果を精査して、より多くのターゲットにしっかりとアプローチするようにしていただきたい。

2、ふるさと応援寄附について、平成30年度の実績はすばらしいものであった。制度のルールは厳しくなっているが、30年度の成功した部分を検証して今後につなげていただきたい。

3、国際交流事業について、ミルデューラ市の子どもたちと交流できる取り組み（スカイプ等）を導入できるように引き続き取り組んでいただきたい。

4、ひまわりバスについて、利用者はふえているが、運行補助金は高いと言わざるを得ない。運行補助金を抑えられるアイデアを検討し、さらには買い物弱者救済など、全庁的な取り組みを期待する。

5、防犯カメラについて、町内全体に増設してからも依然として、街頭防犯カメラの設置については住民からの要望は多い。府や国からの補助金がなくても必要と思われる箇所については設置していただきたい。

6、永楽ゆめの森公園・奥山雨山自然公園について、ゆめの森公園には夏の利用者をふやすため、水遊び場の設置をお願いしたい。奥山雨山自然公園については、ゆめの森公園と一体となるような整備を強力に進めていただきたい。

7、熊取図書館について、レイアウトなど工夫をしていただいている点は評価するが、図書館のポテンシャルを生かせるよう図書館司書の視察費用の増額、及びカフェなどの飲食スペース設置等、柔軟な利用方法を提案できるよう取り組んでいただきたい。

8、学童保育事業について、待機児童数の解消及び、施設整備に向けた投資については大いに評価できる。今後は指導員の質の確保に向けた待遇面の向上について取り組んでいただきたい。

9、英語教育・学校図書館司書について、ALTの配置や取り組み、成果について評価する。今後もより効率よくALTを活用しさらなる英語教育の充実に取り組んでいただきたい。学校図書館司書については、北中学校の成果は評価する。その取り組みや成果を町内の学校全体に波及させ学校図書館司書の価値を高めていただきたい。

10、民間保育所等助成事業について、幼児教育・保育の無償化に伴う措置について、保育事業者

や園に通わせる保護者が不安を抱かないよう、副食費の徴収に至っては全面的に支援していただきたい。

11、ペットを含めた災害対策について、災害対策への取り組みについては、一定評価できる。今後は、地域の実態に即した、さらには家族同様のペットとともに問題なく避難できる避難所運営の視点もあわせてきめ細やかなマニュアルづくりに尽力していただきたい。

次に、熊取公明党代表からは、1、平成30年度全国7位の成果を上げたふるさと応援寄附について、令和元年度は国の指定制度が開始され謝礼品について規制されるが、国の指定に従いながらも、謝礼品の創意工夫を図り、地域、企業と連携をし、さらなる自主財源の確保に努められたい。

2、若年世代を中心とした転入・定住策としてスタートした「3世代近居等支援」については、くまもり創生戦略のK P I 評価がBとなっている。25歳から39歳までの転入者増に向けて、さらなる施策の拡充を図られたい。

3、安全安心なまちづくりとして、犯罪の抑止力ともなる防犯カメラの設置について、各自治会からの要望に基づき、計画的に増設を図られたい。

4、町内を循環するひまわりバスについて、民間バスと競合を招かないように、1コースだけ駅への乗り入れを期間を定めて、試行的に実施するなど、利便性の向上について諦めずに検討を図られたい。また、高齢者の移動支援としてフリー乗降制度の拡充やデマンド型乗り合いタクシーの導入など、福祉部局とも連携し関係機関との協議を推進されたい。

5、安全・安心で良好な教育環境づくりとして、衛生管理上必要な学校給食調理室への空調設備の設置、避難所となる体育館への空調設備の設置を、国の補助金などを積極的に活用し、整備を図られたい。また、学校の洋式トイレの整備については、順次取り組まれています。東小学校については、大規模改造工事に合わせて整備するとされています。計画的な実行を図られたい。また、学校給食費の公会計化の導入について、教職員の負担軽減として推進されたい。

6、町立図書館図書について、読書活動の推進として、図書の充実や図書消毒機の導入についても取り組まれたい。

7、防災対策として、各避難所の防災資機材として電動式簡易トイレ、カセットボンベ式発電機の導入を、備蓄物資として液体ミルクの導入を、早急に図られたい。また、非常時における有効な情報伝達媒体として、LINEの活用と難聴地域に戸別受信機の貸与を検討されたい。聴覚障がいの方など障がいのある方が、支援を受けやすくするために災害時バンダナの配布についても積極的に取り組まれたい。

8、健康づくりの充実です。ナッジ効果等を活用しながら、がん検診の受診率の向上に積極的に取り組み、胃がんリスク検診の導入についても図られたい。学校でのがん教育についても取り組まれたい。

9、障がい者福祉の充実です。精神障がい者の方が障がいの有無に関係なく、お互いに人格と個性を尊重し合える取り組みとして、地域での交流が展開できるように支援されたい。また、精神障がいにも対応する地域包括ケアシステムづくりに着手されたい。

10、交通安全対策について、子どもの命を守るために、通学路や交差点の安全点検、横断歩道やガードレールの設置、グリーンベルトによる歩道の確保、路面標示の補修等、警察と連携し、安全確保に積極的に取り組まれたい。

11、道路整備について、大阪外環状線の4車線化、大阪岸和田南海線の事業を推進し、それと並行して駅前延伸線道路改良事業の実施についても積極的に取り組まれたい。また、町道久保高田線歩道拡幅事業の計画的実施、久保地区の変則6交差についての安全な交差点整備に取り組まれたい。路面下空洞調査についても計画的に事業実施を進められたい。

次に、日本共産党熊取町会議員団代表からは、1、職員体制について、平成30年度より、第3次行革プランに基づき職員削減が断行されています。平成30年度の正職員数は、平成29年との比較で7名の削減です。このままのペースで削減が進むと明らかに業務に支障が生じます。地震・台風や

豪雨などの災害への対応を考えれば、職員削減の方針は撤回し、必要な職員は採用すべきです。

2、保育所の民営化について、予定されていた西保育所民営化は白紙となりましたが、行革アクションプログラムの計画は残っています。保育・幼児教育無償化による需要の増加を考えれば、公立保育所は削減すべきではありません。計画そのものの撤回を求めます。

3、学校教育について、教員の過重負担解消に努め、現場の先生が児童一人一人に目が届くよう、35人数学級の拡大に努められたい。就学援助は、現行の所得基準を維持し、より利用しやすい制度に改善されたい。

4、学童保育の児童数増加に対応した施設整備、指導員の待遇改善を求めます。また、現在の法人が事業を継続できるよう、指定管理のあり方を検討されたい。

5、ひまわりバスについては、高齢者に対する割引制度を創設されたい。また、駅西整備に合わせ、熊取駅への乗り入れも検討されたい。

6、安全第一の道路整備、交差点改良、歩道確保に努め、久保高田線歩道拡幅事業を着実に進められたい。また、岸南線事業の促進に努められたい。

7、大規模地震・台風災害に備え、地域防災計画を抜本的に見直し、自主防災に役立つ防災マニュアルを完成されたい。防災基金を活用した被災者救済制度も検討されたい。

8、ふるさと応援基金を有効に活用し、転入・定住促進とあわせて、産業活性化の取り組みに本腰を入れられたい。

次に、大阪維新の会熊取代表からは、1、社会教育施設における、教室・講座のあり方について、民生活を活用し町内の商店との連携を行っていただきたい。

2、必要な、投資的経費は時期を逸せず行うこと。（仮称）駅前延伸線は、都市計画道路大阪岸和田南海線の2期事業の進捗にあわせて、着工されたい。

3、公共施設の廃棄物減量化を、積極的に進められたい。

4、ひまわりバスのニーズに合った活用方法を、進められたい。

5、学校の空調設備の整備について、給食調理室及び配膳室の空調設備は、給食の安全と衛生管理上必要。また、小学校の体育館は災害時避難所となり、中学校の体育館はクラブ活動や一般開放利用に有効であり、早急な空調設備の整備を進められたい。

6、夏休み中の小学校プールの一般開放は目的である、居場所づくりに役立っており、活用の見直しを図られたい。

7、流用の適正化を図られたい。工事費及び委託費の不用額は、目的以外に活用せず、予算計上により、議会の審議を得られたい。

8、ふるさと納税の制度改変により、多くの寄附が望めない中で、イベントやソフト事業にクラウドファンディング等の新しい手法を導入されたい。

次に、創生くまとり代表からは、1、「防災」について、今年度はさまざまな備蓄物資を各避難所へ配備していただけるようですが、これからも「避難所運営マニュアル」の作成など、災害に強い熊取町を目指していただきたい。

2、「スポーツ環境の向上」について、大阪体育大学を初め、各大学や各種団体、機関と協力し、国からの補助を引き出し、国際規格に沿った施設の導入、誘致など、「スポーツ環境の向上」に努めていただきたい。

3、「これからの公共交通機関」について、会派質問でも取り上げましたが、これからの地域公共交通網についてしっかりと考えていただきたい。岸南線、駅前延伸線など、どの道を、どのように走るのかを都市整備部だけではなく、全体で考えていただきたい。

4、「永楽ゆめの森公園」「野外活動ふれあい広場」等のレクリエーション施設の連携使用、そして、夜間使用について前向きに考えていただきたい。

5、学校教育について、中学校のクラブ活動を地域総合型スポーツクラブに移管するなどを含め、現場の先生方の負担軽減を考えていただきたい。



次に、新政クラブ代表からは、1、「家庭教育支援」「学校・学習支援」について、さまざまな問題を抱えている家庭への福祉的支援も含め、ソーシャルワーカー・ケースワーカーの効率的な配置。また、自習室及び放課後学習の充実と町内大学との連携を密にした、DASHプロジェクトの推進。同時に次期学習指導要領の全面実施に対応できるように、教職員の指導力向上に向けた研修会の充実。

2、子どもの体力向上・高齢者の介護予防などを目的に町内大学・各種団体との連携強化。

3、自主防災組織連絡協議会の拡充支援。また、避難所となる体育館の空調設備の整備。

4、熊取駅西整備・ホテル建設に伴い、駅前活性化の支援拡充と（仮称）駅前延伸線改良事業の早期着工。

5、防犯カメラの増設。

次に、熊愛代表からは、1、平成30年度の歳入確保において、ふるさと応援寄附が多大なる貢献を果たした。総額約76億円の寄附をいただき、「くまとりふるさと応援基金」の残高が、約39億円となり、「防災基金」として、10億円を積み立てた。残る貴重な寄附金を、ただ単に貯金として維持せず、町行政の重要な財源として、緻密な計画と大胆な発想の転換をもとに有効に活用し、他自治体におくれをとらない政策決定の財源として活用すべきである。

2、町税徴収率は29年度と比べ0.8ポイント増加し、97.8%となったことは、スマートフォンアプリによる納付や、大阪府域地方税徴収機構への参加など税務担当課の多大な努力のたまものであり、大きな称賛に値するものである。

3、歳入や歳出において「ふるさと応援寄附」への依存度が小さくないことから、さらなる行財政改革を進め、より無駄をなくし、効率的に事務事業を運営し、人口減少や高齢化に対応できる町政運営組織を早急に構築していただきたい。そのためにも、町職員への人件費に関するコスト意識の強化と組織のさらなるスリム化が不可欠である。

4、町政と住民をつなぐ重要なツールである「広報くまとり」を抜本的に見直し、サイズのA4判化、表紙裏表紙のカラー化、住民目線で読みやすい親しみやすいレイアウトに刷新すること。広報紙は、住民がこれから住もうとする自治体選びのまちのイメージそのものであり、自治体間競争に他市町に引けをとらないよう、先行する自治体は広報紙1部の単価が熊取町の約2倍であり、同等の予算を確保すること。

5、災害に備えて、各自治会を巻き込んだ組織ができ「自主防災マニュアル」の制定、避難所ごとの「避難所運営マニュアル」の制定へ向かっている。町主導の取り組みとして、避難所運営を効果的に推進するため、「町・学校・自治会」の3者会議の開催。自力で避難できない方のための「避難行動要支援者個別計画」策定率の向上を図ること。

6、各種選挙における投票率の低さが問題になっているが、「選挙管理委員会」の機能を強化し、投票率向上のための各自治体での先進的な取り組みの情報収集や、町民の要望等を調査するなど、主体的に投票率向上の指針を提起してほしい。また、今春の町議会議員選挙での、選挙公報の未配の件に関し、事実関係を調査し、公式に結果を報告すること。

7、泉佐野市が関西空港をベースにした財政力に任せて、幼児教育無償化に熊取町との差別化をしていることは、今後の熊取町の人口減少に拍車をかけると危惧する。熊取町のよさをPRできる施策を早急に示さなくてはならない。

8、活力があり住みやすい理想的な「コンパクトシティ」を実現するために、500人収容できるホールと多くのサークルや団体が使用できるエレベーター付きの公民館施設を早期に実現していただきたい。

9、タピオステーションなど高齢者の健康増進施策が進められ、町内各地域内での健康教室の開催や自治会や福祉の行事開催継続が必要であり、地域活動の拠点である老人憩の家の耐震補強を行う計画が具体的に示されたのは非常に高く評価できる。

10、小学校及び学童保育へのエアコン設置促進事業は高く評価できる。学校のトイレについても

洋式化率75%が令和元年に完了するのも高く評価できる。

11、狭い熊取町の中で、中学生が同じクラブ活動ができないのは、これまでの教育委員会と学校側の怠慢と言わざるを得ない。陸上部がない学校、サッカー部がない学校、吹奏楽部がない学校を放置せず、子どもたちが同じクラブ活動ができるような体制と環境を整備するべきである。

12、一般廃棄物の焼却場の移設が計画されていることから、奥山雨山自然公園エリアに歩きやすいハイキングコースの整備と永楽ダム周辺を中心としたもみじや桜による熊取ブランドの自然の色彩を創出するため、長期的な植樹計画を早期にかつ広範囲に展開していただきたい。この中には、火葬場の移設も具体的な計画として明記し、新しい自然豊かな熊取町の計画を策定すべきである。

13、そのために、駐車場の拡充は不可欠であり、スケボーを多くの町内の子どもたちが楽しめる場所（大原公苑跡地）などに移設することを検討すべきである。

14、図書館を中心とした新たなにぎわいづくりを促進し、子育て支援世代や高齢者の来場をふやすため、図書館入り口周辺を改修し、民間と共同で喫茶やくつろぎスペースの新設を早期に実現していただきたい。

以上の意見・要望が出されました。

その後、採決いたしました結果、議案第64号 平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第66号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第67号 平成30年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第68号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第69号 平成30年度熊取町水道事業会計決算認定についての件、議案第70号 平成30年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上6件の審査を順次行った結果、質疑応答があり、その後に出された意見・要望を申し上げます。

まず、熊取公明党代表から、国民健康保険事業特別会計については、実質収支約3,986万5,000円の黒字となりました。被保険者数は昨年より減少しているが、被保険者1人当たりの医療費が増加し、医療給付費が増加となった。都道府県化に伴い歳入歳出の項目の皆増や皆減があるが、実質収支が黒字となったことは評価できる。30年度より、本町独自で取り組んでいる健康づくり推進奨励事業「めざせ！がっちり健幸」によって、さらに特定健診の受診率が推進されることを大いに期待するものです。今後も引き続き特定健診、特定健康指導の受診率の向上、ジェネリック医薬品の普及啓発など医療費の適正化に積極的に取り組まれない。

介護保険特別会計については、高齢化により被保険者数が213人増加、要支援・要介護認定者数は86人増加の2,194人となり、認定率が18.0%となった。保険給付費は30億5,956万6,000円となり、前年度より1億402万7,000円増加している。今後も高齢化に伴い増加が予想される。いきいきくまとり高齢者計画2018に基づき、タピオ体操等の介護予防事業のさらなる推進に取り組まれない。また、認知症施策を推進し、認知症予防にも取り組まれない。

水道事業会計については、統合に向けての検討、協議がなされていますが、統合の効果、災害時・停電時の対応等についてもしっかりと検証し、低廉で安全・安心な水道水の供給に努められたい。監視制御設備については、5年前に整備したことを踏まえ、一元化の時期について十分に検討されたい。

下水道事業会計については、事業計画変更に基づき、着実に事業が推進されることと、計画変更を要望していたのに計画期間内に入っていない区域についても、拡大を推進し、より効果的、効率的な事業運営になるよう積極的に取り組まれない。

次に、日本共産党熊取町会議員団代表から、国民健康保険事業特別会計は、大阪府統一国保となって初年度でした。激変緩和があるとはいえ、保険料は限界を超えています。国・府への要望活動を強め、さらに保険料軽減に努めること。均等割第3子以降の免除など減免制度の拡充を求めます。資格証明書、短期証の発行は極力抑え、きめ細かい納付相談を求めます。また、生活に影響を及ぼ

す差し押さえはやめられたい。

後期高齢者医療特別会計については、脳ドックに対する補助制度の創設、また、特例軽減の存続を、広域連合と国に対し要望されたい。

介護保険特別会計は、制度改正などにより、必要なサービスを受けられないことのないよう心がけられたい。地域包括支援センターと連携をとり、町の責任で安心できる運営を維持されたい。保険料減免制度の周知に努め、利用料減免も検討されたい。

墓地事業特別会計は、指定管理者による運営で新規サービスも行われているが、町としても、全国的に事例のふえつつある合葬墓について、積極的に検討されたい。

水道事業会計については、大規模地震に備え、引き続き耐震管路への更新を進められたい。また、企業団への統合については、採算のみならず、災害時のことなどもあわせ、慎重に検討されたい。

下水道事業会計は、整備完了地区における水洗化促進に努め、未整備地区は国の交付金を活用しながら、整備促進に力を尽くされたい。水道、下水道ともに、料金の値上げはせず、抑制に努められたい。

次に、熊愛代表から、国民健康保険事業特別会計に関しては、30年度から都道府県化が導入されたが、保険料率の設定において熊取町独自の激変緩和措置を講じて被保険者の負担軽減を行ったことも評価できる。今後とも被保険者の負担軽減を要望します。

後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計に関しては、国保とともに保険料の徴収率が低下しないよう努力していただくとともに、高齢者の増加に対応して健康寿命延長のための施策を充実させていただきたい。

墓地事業特別会計に関しては平成30年度から指定管理者制度が導入されたが、利用者のサービス向上に努めていただきたい、特に、高齢者のためにも、ひまわりバス停留所を墓園入り口に移行することを早期に実現していただきたい。

下水道事業会計に関しては、これまで計画的に整備が推進されてきたことは評価できるが、住宅開発の可能性のある南小校区の整備区域拡充の加速を要望する。

以上の意見・要望が出されました。

その後、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号及び議案第70号について順次採決した結果、まず、議案第65号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号 平成30年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号 平成30年度熊取町水道事業会計決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号 平成30年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第64号から議案第70号までの7件について、一括して討論を行いたいと

思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第70号までの7件について、一括して討論を行います。

初めに、本7件について原案に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番(坂上巳生男君) それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、平成30年度熊取町一般会計決算並びに国民健康保険事業特別会計決算に対して反対の立場で討論いたします。

平成30年度は熊取町にとって極めて特徴的な年でありました。一つは、台風21号による大変大きな被害が発生し、その中で町職員一丸となって災害ごみの収集や罹災証明の発行などに奮闘されました。そしてまた、ふるさと応援寄附が基金として38億円余りも蓄積され、そのうち10億円が平成31年度予算で防災基金として積み込まれました。3つ目の大きな特徴は、第3次行革の初年度であったわけですが、就学援助の所得基準見直しや保育所民営化など、住民要求や議会の意思などの反映で実施に至らなかった改革項目が多数あらわれたことであります。

個別の施策では、小・中学校のエアコン設置が完了し、トイレの洋式化も始まるなど、教育環境の改善が進みました。また、懸案であった町道小谷穴釜線拡幅工事も完了しました。財政の厳しい中でも、ふるさと応援基金を一定活用しながら、子育て、教育、交通安全対策などの分野での実績は評価するところであります。

しかしながら、大きな問題を2点指摘しなければなりません。

一つは、第3次行革プランとその実施計画であるアクションプログラムを、財政を取り巻く環境が大きく変わったにもかかわらず、全く見直そうとしていないことです。これまで何度も指摘してきたように、国からの経常財源が大きく落ち込んだ平成28年度決算を土台にした計画は、過剰な緊縮計画となっています。実質的には、検討段階のまま実行に至っていない計画が多数あるわけですが、保育所民営化や窓口民間委託などは計画自体を撤回すべきであります。安心のできる住民サービスを守るため、何でも民営化、民間委託の路線はやめるべきです。

もう一つの問題は、職員削減の実施です。これも行革の一環ですが、民営化と違い、職員削減の影響は目に見えにくく、むしろ住民受けしやすいかもかもしれません。しかし、退職者の半数しか補充しないという方針を続けていけば、5年間で20数名の削減となります。既に、これまで職員を減らし、非正規を多数ふやしてきました。これ以上職員を減らせば、日常業務にも支障を来し、災害時の迅速な対応が不可能になってしまいます。これ以上の職員削減は、直ちにやめるべきであります。

国民健康保険事業特別会計は、大阪府の統一保険料方式が始まった最初の年度でした。黒字分活用による激変緩和をもってしても国保料は上がり続けています。医療費の上昇が続いているとはいえ、住民にとっては耐えられない保険料となっています。国・府への要望を続けながら、熊取町独自の軽減策を求めるところです。また、保険料滞納者への差し押さえの多さも問題です。住民生活に寄り添った事業の進め方を求めるところです。

その他の特別会計決算は賛成ですが、若干意見をつけ加えておきます。

後期高齢者医療特別会計は、特例軽減の見直しで一部負担増となった方もおられますが、第6期保険料が所得割、均等割ともに引き下げとなったこと、そして歯科健診の実施なども考慮し、賛成といたします。

介護保険特別会計は、保険料段階をふやし保険料抑制に努めたことや認知症対策の努力は評価するところですが、要支援の方への必要なサービス確保にしっかり努めていただきたいと思います。

水道事業会計については、企業団への統合が迫っていますが、災害時の万全な対応が担保されるのか十分な検討が必要です。慎重な対応を求めます。

以上をもって討論といたします。

議長(矢野正憲君) 次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。河合議員。

11番(河合弘樹君) 私は、新政クラブを代表して、議案第64号 平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決

算認定につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

今回の決算の特徴としましては、財政健全化の指標である実質公債費比率が対前年比1.0ポイントマイナスの5.8%、将来負担比率は前年度に引き続き将来負担額がマイナスとなり、ともに健全化の判断基準値を大きく下回るとともに、平成24年度から6年ぶりに主要3基金からの繰り入れを必要とすることなく、実質収支が黒字になりました。これは、地方交付税や臨時財政対策債が増加したことが大きな要因であります。その他財政確保という点では、くまもりふるさと応援寄附金について、職員の皆さんで知恵を出し合いながら魅力的な返礼品の企画に注力し、76億円を上回る寄附金を集められました。また、町税の徴収率は、平成29年度が97.0%、平成30年度が97.8%と0.8ポイントの向上となっており、平成17年度から14年連続して徴収率の向上となっている点では大いに評価するところであります。

また、昨年度は、大阪北部地震、7月豪雨、台風21号など自然災害の多い年度でありました。いまだ全ての災害が復旧されておらず、繰り越しとなっている事業も多いことから、平成30年度決算に災害復旧、災害対策の全てがあらわれておりませんが、引き続き早期の復旧に努めていただきたいと思います。

子育て・保育については、多様化、複雑化する保育ニーズに対応すべく、民間幼稚園の認定こども園化にかかわる施設整備を支援するとともに、障がい児保育を実施する民間保育所等に対する補助制度の拡充に取り組みられました。

また、教育については、児童の授業環境を改良し、学習に、より集中できるよう、全町立小学校において普通教室及び特別教室の空調を整備されました。

さらに、社会基盤の整備については、町道小谷穴釜線道路改良事業が平成31年3月に事業完了となったことに加え、熊取町道路橋梁長寿命化修繕計画に基づき老朽化対策を実施するなど、道路施設の長寿命化に向けた取り組みを積極的に進められました。公園につきましても、公園施設長寿命化計画に基づき、まちなか公園の遊具更新などに取り組みられました。

また、健康長寿については、タピオステーションの立ち上げ支援等を継続的に実施されるとともに、老人憩の家についても、耐震化を計画的に進めるため5カ所の耐震診断を実施されました。

今後においては、第3次行財政構造改革プランに基づき、持続可能な行政運営の実現に向け、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。大林議員。

2番（大林隆昭君）それでは、創生くまもりを代表しまして、平成30年度熊取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について賛成の立場で討論させていただきます。

平成30年度の一般会計では、6年ぶりに主要3基金からの繰り入れを行うことなく財政運営を行うことができたこと、町税の徴収率が97%から97.8%と増加し、14年連続で向上していること、そして、経常収支比率も昨年度と比べ1.1ポイント減少の94.7%となり、昨年度よりも財政運営が改善されているところも評価できます。

また、職員の皆様のご尽力のおかげで、くまもりふるさと応援寄附金は76億円を越し、昨年度とは比べものにならないほど増加いたしました。謝礼品などの経費を除き約34億円をくまもりふるさと応援基金に積み立て、これからの貴重な財源を確保することができました。

しかしながら、地方税法の改正により、これからは寄附金の大幅な減少が予測されます。さらに、あす10月1日からは幼児教育・保育の無償化制度が、また令和2年4月からは会計年度任用職員制度がスタートし、多額な財源が必要になるのは明らかです。

また、特別会計においては、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の3事業ともに保険料の徴収率の維持向上に努められており、各特別会計の保険料負担増大を抑制し、健全かつ適正な運営

が認められます。次年度も、今年度以上に徴収率の維持向上に努められることを期待しております。

墓地事業会計につきましては、指定管理者制度による管理が適切に行われており、これから多様化していく墓地利用を見据えた運営を期待いたします。

水道事業、下水道事業では、ともに黒字決算になったことは評価できますが、これから、より一層の安定した経営を期待いたします。

最後に、今年度の会計決算では、一定の財政状況の改善は認められるものの、次年度以降も厳しい状況が続くことが予想されます。第3次行財政構造改革プランのさらなる見直しを初め、RPA導入による業務の自動化など未来に向けた新たな財政改革を打ち出すなど、さらに効率的で持続可能な財政運営の実現を期待しております。

以上、討論とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それでは、大阪維新の会熊取として、平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算及び6つの特別会計の決算に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

平成30年度決算は、くまとりふるさと応援寄附の増大により76億円の収入があり、全ての基金の取り崩しがゼロの決算となった。経常収支比率も94.7%と改善が見られ、健全な財政が堅持できた。しかし、行財政改革の取り組みは不十分であり、今後の健全財政維持にはさらなる行財政改革の維持が必要であると考えます。

その成果の一部を述べさせていただきます。1番目に、あらゆる手法を検討した上での徴収等の徴収率の向上の実現、2番目に、永楽ゆめの森公園の指定管理者制度の導入による経費の削減と民間活力の導入、3番目に、小・中学校の普通教室への空調設備の整備及びトイレの洋式化への取り組み、4番目に、台風等風水害に対する迅速な対応の実施、5番目に、懸案の町道小谷穴釜線の完全開通及び引き続きの町道久保高田線の事業の取り組み、6番目に、廃棄物処理施設のし尿処理施設及びごみ処理施設の広域化への取り組み、7番目に、駅西開発整備の泉佐野市との協定による取り組み、8番目に、大阪府との連携による都市計画道路大阪岸和田南海線の2期工事の実施、泉州山手線の事業化及び国道170号の4車線化の具体化への取り組み、9番目に、住民票等各種証明類のコンビニ交付の取り組み、10番目に、駅下にぎわい館の観光拠点化の取り組み、11番目に、下水道人口普及率81.1%の確実な普及実施、12番目に、保育の待機児童ゼロへの取り組み。健全な財政の上に確実な事業を実施されてきました。今後もこれを堅持されたい。それには、住民ニーズや時代に合った行政サービスの実施を望みます。

少子高齢化と人口減少が本町にも確実に押し寄せ、都市間競争が始まり、住みたいまち、住み続けたいまち熊取の実現には職員の不断の努力が欠かせません。平成30年度は、くまとりふるさと応援寄附全国7位という健闘がありました。賛辞を送りたいと思います。

以上、賛成の討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）議案第64号から議案第70号までの平成30年度熊取町一般会計、各特別会計歳入歳出決算認定及び水道事業会計、下水道事業会計決算認定につきまして、熊取公明党を代表いたしまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、一般会計におきまして、実質収支は約9,614万4,000円の黒字となりました。財政の硬直度を示す指標である経常収支比率は94.7%で、前年度より1.1ポイント改善しました。平成30年度は、台風21号等の自然災害による復旧事業へ多額の経費が発生したものの、ふるさと応援寄附金が過去最高額の約76億円と全国7位の成果を上げたことにより、主要3基金からの繰り入れをすることな

く財政運営を行うことができたことは、大変に評価するものです。これは、ふるさと応援寄附金の謝礼品のメニューを72種類から273種類に拡充し、魅力ある謝礼品の企画に職員が全力で取り組んでいただいた成果であります。くまとりふるさと応援基金残高の約38億円については、寄附していただいた方の思いにお応えできるように有効に活用されることを要望いたします。

また、令和元年度は国の指定制度が開始され、謝礼品について規制を受けますが、国の指定に従いながらも、今後も地域や企業と連携し、謝礼品の創意工夫を図り、さらなる自主財源の確保に努められることを望むものであります。

歳入において、全体の3分の1を占めている町税については、納税義務者数は増加していますが、所得が全体的に減少し町民税が減少となっているようで、25歳から39歳までの若年世代人口、労働力人口の減少が要因と考えられます。若年世代を中心とした転入・定住促進策としてスタートした3世代近居等支援については大変に評価できるものですが、若年層の転入者増に向けて、さらなる施策の拡充に努められることを強く要望するものです。

町税の徴収率は、平成30年度は97.8%となり、前年度より0.8ポイントの上昇、滞納繰越分についても0.8ポイント上昇しました。大阪府域地方税徴収機構への参加等により、14年連続徴収率が向上していることは大変に評価できるものですが、徴収機構は町外にあるため、町民への丁寧な対応についての配慮などを願うものです。

歳出においては、平成30年7月豪雨、9月の台風21号等の自然災害に起因する災害復旧費や町立小学校空調設備設置など、増加したものであります。30年度で全ての小・中学校の普通教室に空調設備が整備されたことは、大変に評価できるものです。今後は、全ての小・中学校トイレの洋式化、学校体育館や給食調理室への空調設備設置に向けて積極的に取り組まれることを期待するものであります。

主要施策の取り組みについては、防災対策として、被災者支援システムの導入や自主防災組織の結成率100%達成は大変に評価するものです。今後は、自助・近助・共助の自主防災体制として自主防災マニュアルの作成を推進し、公助として各避難所への電動式簡易トイレやカセットボンベ式発電機、液体ミルクの早期導入、障がいのある方への支援のツールとして災害時バンダナの配布を望むものです。また、LINEの活用や戸別受信機の貸与についても検討を望むものです。

子育て支援については、産後ケア事業の実施や新生児聴覚検査の公費助成、スクールソーシャルワーカーの全校区配置について評価するものですが、保育所や学童等について、待機児童が発生しないように保育環境の充実に取り組まれることを望むものです。

安全・安心なまちづくりについては、路側帯のカラー化やカーブミラーの設置などの交通安全対策に取り組まれ、評価するものですが、犯罪の抑止力ともなる防犯カメラの増設を強く望むものです。

道路整備については、都市計画道路大阪岸和田南海線の事業推進、泉州山手線の事業化、町道小谷穴釜線道路改良工事の完了について大変に評価するものですが、今後は、町道久保高田線歩道拡幅事業、久保区の変則6交差の交差点整備、駅前延伸線道路改良事業の早期実施について望むものであります。

そのほか、旅券発給事務やコンビニ交付サービスの実施、胃内視鏡検査導入、野良猫不妊・去勢手術費助成等、大変に評価するものです。

最後に、町内を循環するひまわりバスについては、民間バスと競合を招かないように1コースだけ駅への乗り入れを期間を定めて実証試験を行う等、利便性の向上に向け、諦めずに検討を図られることを望むものです。高齢者の移動支援として、フリー乗降の拡充やデマンド型乗り合いタクシーの導入等、福祉部局とも連携し、関係機関と協議を進められることをあわせて望みます。

次に、国民健康保険事業特別会計についてですが、平成30年度から都道府県化がスタートしました。府内統一の保険料率についていろいろ協議、検討され実施されましたが、激変緩和策がなされ、実質収支は約3,986万円の黒字となり、大変に評価するものです。今後は、被保険者数は昨年より

減少していますが、被保険者1人当たりの医療費が増加し、医療給付費が増加となっていることを鑑み、30年度より本町独自で取り組んでいる健康づくり推進奨励事業「めざせ！がっちり健幸」によって特定健診の受診率がさらに推進され、医療費が抑制されるよう期待するものです。また、引き続きジェネリック医薬品の普及啓発など、医療費の適正化に積極的に取り組まれることを望むものです。

介護保険特別会計については、高齢化により被保険者数や要支援・要介護認定者が増加し、認定率が18.0%となり、保険給付費は30億5,956万6,000円で、前年度より1億402万7,000円増加しました。タピオステーションの立ち上げ支援により、20地区がタピオ体操等の介護予防に取り組み、住民運営の通いの場が維持されたことは大変評価するものですが、今後は、効果判定の実施により、タピオ体操取り組み人口のさらなる拡大と保険給付費の縮小に期待するものであります。また、認知症施策を推進し、認知症予防にも取り組まれることを望むものです。

水道事業会計については、有収水量1立方メートル当たりの収支は7円72銭の純利益を確保し、16年連続の黒字決算となり、14年連続で利益剰余金を計上していることは大変に評価できるものです。令和3年度からの企業団との統合に向けての検討、協議がなされていますが、統合の効果、災害時・停電時の対応等についてももしっかり検証し、低廉で安全・安心な水道水の供給に努められることを望むものです。

下水道事業会計については、年度末人口普及率81.1%、水洗化率94.1%となりました。有収水量1立方メートル当たりの収支は13円21銭の純利益を確保し、利益剰余金を計上できたことは大変に評価できるものです。今後は、30年度に変更した事業計画に基づき着実に事業が推進されることと、計画変更を要望していたのに計画期間内に入っていない区域についても拡大を推進し、より効果的、効率的な事業運営になるよう積極的に取り組まれることを望むものです。

以上であります。今後も厳しい財政状況であります。住みたい・住んでよかったまち熊取を実現するために、国の補助金等を大いに活用しながら、これだけは他市町には負けないぞという施策の展開にチーム熊取として一丸となって全力で取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。文野議員。

7番（文野慎治君）熊愛を代表しまして、平成30年度の一般会計及び特別会計決算に関して賛成の立場で討論を行います。

平成30年度の歳入確保において、ふるさと応援寄附が多大な貢献を果たしました。総額76億円の寄附をいただき、くまもりふるさと応援基金の残高が約39億円、これをもとにして防災基金として10億円を積み立てたことは、大いに評価に値するものであります。残る貴重な寄附金を、ただ単に貯金として維持することなく、今後の町行政の重要な財源として緻密な計画と大胆な発想の転換をもとに有効に活用して、他自治体におくれをとらない政策決定の財源として活用させていただきべきだと、このように考えます。

町税の徴収率は97.8%、29年に比べて0.8%の増加であります。税務担当課の多大な努力のたまものと評価をするものであります。

歳入歳出において、ふるさと応援寄附への昨年度は依存度が小さくありません。さらなる行財政改革を進めなければなりません。より無駄をなくし、効率的に事務事業を運営し、人口減少や高齢化に対応できる町政運営組織を早急に構築していく必要があります。そのためにも、町職員の人件費に関してのコスト意識の強化と組織のさらなるスリム化が不可欠であると考えております。私どもが従前から指摘している部長級ポスト削減の計画を前倒して実施していく、これが非常に重要であるというふうに思います。

本町の人口は減少に転じています。生産年齢人口が減少し、高齢化率が高まっています。一般質



問、会派質問、決算審査特別委員会での議員からの発言が多々あったように、ひまわりバス、防災関係など従前の所管に捉われず、縦割りではなく部局横断的な議論を活性化させ、住民ニーズに依拠した仕組みづくりを構築するため、町長が先頭に立つべきであると考えます。

総論的に賛成の討論を行いました。委員会で熊愛として発言させていただきました意見、要望を新年度予算編成に向けての政策提言として真摯に受けとめていただき、他市町に先んじた、住民ニーズを取り入れたスピード感のある透明性を担保した政策決定や改革を遅滞なく行うことを要望したいと思います。新年度予算に大いに期待し、総括討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第64号から議案第70号までの7件について、順次採決を行います。

まず、議案第64号 平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第65号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第66号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第67号 平成30年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第68号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第69号 平成30年度熊取町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（矢野正憲君）次に、議案第70号 平成30年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 13名）

起立全員であります。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（矢野正憲君）次に、日程第27 請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願の件を議題といたします。

本件は、9月9日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。浦川総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（浦川佳浩君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議において本委員会に付託されました請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願の件の審査を行うため、9月17日開催の総務文教常任委員会に紹介議員及び請願者の出席のもと、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（矢野正憲君）ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願の件について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願について、創生くまとり及び大阪維新の会熊取を代表して反対の立場で討論させていただきます。

まず初めに、核家族化が進む中で、政府は働き方改革や女性活躍、一億総活躍社会を目指し、共働きが普通の家庭環境になっています。子どもたちの家庭環境は、家庭教育をますます困難にし、

学校及び教員の役割が子どもたちの成長に大きく占めることになっているのが現状であります。現在の学級編制方針が、これらの政策や状況への対応としておこなわれてきているのは明らかであると思われまます。本来、少人数学級の編制への対応は、政府が公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、対応すべき問題であると考えまます。

次に、その理由を述べまます。

請願では町単費による少人数学級の編制の実現を希望されていますが、令和元年5月1日現在の生徒数ベースでは9人の教員の確保が必要であります。経費として約4,500万円の予算が必要になります。これを継続して毎年計上しなくてはならないということは、熊取町の財政規模からいって非常に甚だ困難であると考えまます。

また、大阪府内の実施の市は人口も予算規模も本町よりも大きく、財政的に余裕のある市での実施が多く見られ、他府県では政令指定都市等が実施しているものであります。既に実施している泉佐野市の例によると、これらの教員は国や府の基準による定数内ではないため、正職員ではなく単年度雇用の講師雇用となり、質と人数の確保に課題があると聞いております。さらに、少人数学級の編制の効果は、増員される学年のクラスの人数が減るため教員1人当たりの負担が減りますが、効果は限定されるものと思われまます。

これらから、町単費としての予算の費用面、これが継続して必要なこと、講師対応となり効果も未知数なことなどから、今の熊取町の財政の状況からは実施困難と言えまます。

それよりも、熊取町議会としては、政府が公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、時代に合った学級編制基準の見直しを図るように意見書等で要望することが大切であるということ、また、教員の任命権者である大阪府に対し、支援学級の種別によっては生徒が原学級で授業を受けることが多いことから、支援学級と原学級の生徒数のダブルカウントなど教員加配の見直しへの要望を行うべきであり、少人数学級の編制の実現はあくまで国や大阪府が真摯に取り組むべきものであると考えまます。

ということから、今回の請願については反対とし、以上を討論とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、本件に賛成の方の発言を許しまます。江川議員。

13番（江川慶子君）請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願について、日本共産党熊取町会議員団を代表しまして賛成討論をさせていただきます。

この請願の趣旨は、国民的に少人数学級の要望が高まり、それに応えて多くの都道府県が35人以下学級に先行して実施しまました。そして2012年、平成24年には国の財政措置の実施があり、全ての都道府県で小学1、2年生の35人学級が実現しまました。さらに、今日では大多数の都道府県と市町村が、独自に小学3年生から6年生と中学にも35人学級を実施し、普及しつつあります。

請願者から、具体的に資料を添えて説明がありました。

請願項目は、1、町は35人以下学級を、小1、小2を越えて小3から小学校6年生まで拡充すること、2、子どもにとって、小1は保育園や幼稚園とは異なる世界への入り口であり、小1プロブレムと言われる特別な困難と課題があるため、小1は30人以下学級を実施すること、3、町は、少人数学級を独自に推進するとともに、国と府に財政措置の拡充を強く求めることの3点であります。

9月17日の総務文教常任委員会にて、熊取社保協から元教員の2人の先生が請願の説明をされまました。この請願は、大変重要な問題を町と町議会に提起してあります。

第1に、40人学級での授業の状況や給食時間の配膳の事例から、35名以下の少人数になればそれらが大幅に改善するだけでなく、担任の先生が休憩時間にもっと子どもたちの声が聞けるなど、一人一人の子どもに寄り添って子どもの学習と生活を改善するかどうか、第2に、先生たちの働き方改革が問題視される中、自宅に持ち帰って丸つけや日記指導の改善だけでなく、少人数学級をすることで子どもたちの学習環境を整え、先生たちの過重な負担を和らげ、心身ともに子どもに寄り添う条件とやりがいをつくるかどうか、第3に、子育て支援と教育充実のまちとして、住みよいまち、住みたいまちづくり、町政のかなめを整えるかどうかの重要な問題を提起し、問うてあります。

総務文教常任委員会での請願に対する議員の討論では、なぜ中学校まで求めないのかとか、支援学級とダブルカウントの問題など改善すれば一定の解決はするのではないかと、国や大阪府がしっかり教育に財政措置をとることが大事だとの積極的な意見が出され、少人数学級に対する賛成の議員が多数のように感じ取れました。

今回は、請願審査の前に教育委員会から、教師や講師の質の問題や、大阪府の教育政策により他府県へすぐれた先生が流れている現実の中で、熊取町がすぐれた講師を採用できるのかなどの請願の問題点を指摘した説明がありました。すなわち、よい教員が大阪府を敬遠するという大阪府の教育政策に深刻な問題があることが、教育委員会の説明で明らかになったことは重要です。そして、教育委員会の説明に同調した発言、全学級を試算すると4,500万円、財源を熊取町が独自に負担することは難しい、よい先生の採用が難しいという少人数学級実現への懸念が多くなり、結局、総務文教常任委員会では賛成が少数となりました。

熊取町には財源がないから、また、大阪府は教育条件や待遇が悪く、よい先生が見つからないからという不合理な説明に同調するとすれば、子どもを思う保護者や先生の要望に背を向け、教育条件の改善を怠れば、熊取町では少人数学級をいつまでたっても実現することができません。

教育委員会の責務は、少人数学級などよい教育条件を整え、先生を採用し、よい先生を育てること、校長を先頭に、教員のよきチームワークとよい教育を実現することをバックアップすることではないでしょうか。町長と財政当局は、財源を理由に教育委員会の努力の足を引っ張ることにならないよう、教育委員会を激励し、大いに支援してほしいと願っています。

財源は、ふるさと納税の基金38億円があります。今こそ、子育て支援と教育充実にその一部を使ってみてはいかがでしょうか。子育て支援と教育充実に大いに活用し、ふるさと応援寄附金をいただいた方々の期待に応えようではありませんか。

子育て支援と教育充実のまちとして、府下市町村でも少人数学級を実施する自治体がふえています。熊取町がその先頭に立って、基金を活用して子育て世代を熊取町に呼び込み、人口減から人口増へ住民福祉全体を向上させようではありませんか。

隣の泉佐野市など6年生まで35人以下学級を実現した自治体は、大阪府下では3市とまだ少数ですが、1、2年生を越えた学年で35人学級を実現した市町村を加えると3分の1近くにふえてまいります。また、支援学級の生徒をダブルカウントにしたり、和泉市を参考に、小学2年から3年生に上がるときにクラス減になるケースで独自に少人数学級を実現することも検討できます。

この請願を皆さんの賛同により採択し、熊取町の少人数学級が1歩でも2歩でも前進できるよう切に願って、請願についての日本共産党熊取町会議員団の賛成討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本件に反対の方の発言を許します。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願に、熊取公明党を代表いたしまして賛成できない立場で討論をさせていただきます。

少人数学級を推進することには賛成ですが、請願趣旨の3に、町独自で推進することには、教職員の採用に当たって単年度雇用の講師待遇となり、人材確保が大変に困難と考えます。少人数学級を実現するためには、まずは国の法律である公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正することが一番であります。教員の働き方改革として、教員の業務の適正化や外部人材の活用、教職員定数の拡充について公明党としても積極的に推進をしております。教職員定数の拡充を進めることが少人数学級を推進するために必要と考えます。

また、現在、支援学級に在籍する児童はクラスの人数に含まれていません。ダブルカウントによりクラス編制をすることが実態に応じた対応かと考えます。

よって、本請願の少人数学級の実現については反対するものではありませんが、その実現のために町単費で実施するのではなく、熊取町の子どもたちのために、また本請願者の思いにお応えするために、国の法律改正を求める要望活動を国・府に対し町議会として行うことが町議会としての責任ある活動と捉え、本請願には賛成しかね、反対討論とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。重光議員。

8番（重光俊則君）熊愛を代表しまして、小学校の少人数学級の実現を求める請願に関して賛成の立場で討論を行います。

このたびの請願を読んで、熊取町の小学校で大きな問題があることがわかりました。また同時に、日本の政府は子どもたちの教育や子育て支援に本気で取り組んでいないことにも気づかされました。さきの幼児教育の無償化の施策も、政府がやっと本格的な子育て支援施策に取り組んできたのかと喜びましたが、その中身では、公立保育所の今までの国の支援補助をなくし、財政支援も発表しないまま地方自治体に財政負担をさせようとしていたのです。熊取町は、この幼児教育の無償化の施策で年間約1,500万円以上もの財政負担がふえます。今の日本政府は、日本の将来を見据えて子育てを重視する施策を全く考えないと判断せざるを得ません。

少人数学級の推進に関しては、過去の情報を調べてみますと、文部科学省は、世界最高水準の教育力を目指し、教員が子どもと向き合う時間の確保などによる質の高い教育の実現が急務として、昭和55年、1980年ですが、以来30年ぶりに40人学級を見直す方針を打ち出し、平成23年、2011年度より小学校1年生において35人学級を導入しました。それに伴い、多くの自治体で35人以下学級が自治体負担を含め定着してきました。この時点で、熊取町の小学校でも、少なくとも1年生は35人以下学級を導入、実現できたはずです。

少人数学級がすぐれていることは明らかで、文部科学省では少人数教育で期待できることとして下記を挙げています。理解度や興味・関心に応じたきめ細かな指導が可能、発言・発表機会がふえ、授業参加がより積極化、教室にゆとりが生じ、さまざまな教育活動が可能、教員と児童・生徒の間の関係が緊密化、生徒指導上の課題に即した個別指導の充実などを挙げています。

なお、文部科学省が平成22年3月18日から4月16日に実施した今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集の中で、望ましい学級規模、小・中学校では「26人から30人」を保護者の48%が支持し、教職員は「26人から30人」を74%が支持しているわけです。25人以下を求める保護者、教職員も少なくなく、少人数学級のよさは教職員自身が最もよくわかっていたと思います。

2012年に国の助成措置の実施があり、全ての都道府県で小学校1年生と2年生で35人以下学級が普及してきたと思っていました。今、それを受けて全国で35人以下学級の教育が行われています。大阪府でも、泉佐野市を含む13の自治体が35人以下学級を導入しています。しかるに熊取町は、小学校1年生や2年生においても40人以下の学級の施策を堂々と推し進めてきました。私自身は、この現状を黙認してきたことを非常に恥ずかしいと思います。小・中学校教職員でも74%もの人が、30人以下学級が望ましいと考えています。

このように、日本国内の多くの自治体と教職員が35人以下の少人数学級が適切であると施策を強力実施しているにもかかわらず、驚くことに熊取町の小学校では、1年生と2年生で36人以上の学級が現実にあることがわかります。これは、これまでの熊取町の教育行政に大きな欠陥があると判断せざるを得ません。大阪府でも、泉佐野市を含む13の自治体が全て35人以下学級となっています。熊取町が小学校において、1年生と2年生はもちろんのこと、全学年がいまだに40人学級だったことを私たちが黙認したことを、町民の方々におわびしたいと感じます。

学級によって、21人の構成と38人の構成があります。学校の先生の負担と生徒の恩恵には約2倍もの大きな差があります。本請願は、35人学級を小学校3年生から6年生まで拡充する、小学校1年生を30人以下の学級にすること、そして、熊取町は少人数学級を独自に推進するとともに、国と府に財政措置を求めるという請願であります。ちなみに、熊取町内で35人以下学級にするために補充する先生の数は現時点で最大で9人、大阪府で平均給与の先生を採用したと想定しても、追加される年間支出は4,500万円以下でしょう。ふるさと納税による積み立て金38億円の一部で、10年間十分に対応できる額と考えられます。知恵とお金の使いどころを適時適切に判断し、熊取町内で施策に生かさなければなりません。

これらの施策が「住むなら熊取」を推し進める重要な施策であることは誰しも簡単に理解できることと思われませんが、教育委員会の責任ある担当者が議員説明で、大阪府下の教員環境と熊取町の現状では、いい先生は確保できません、だから35人以下学級の実現は難しいのですと発言されています。金がないから何もしないという熊取藤原町長の口癖を忠実に守ろうというこのたびの町幹部の発言は、子どもたちの将来を考えた教育者の姿勢ではなく、自分たち職員の保身だけを考えた発言と捉えられても仕方がないでしょう。

熊取町議会は、この問題が熊取町の将来に当たる重要性を議論して理解して、町長以下に実施のための政策提案を行うべきと考えます。熊取町の教育予算抑制の圧力に同調することなく、35人以下学級を完全に実施し、さらに拡充する意欲を教育現場が持てば、いい先生を確保し育てるとの決意をもって熊取町の職員の意欲と能力を発揮し、熊取町の将来のまちづくりを今からでも進めていかなければなりません。

今現在、泉佐野市、熊取町のどちらに住もうかと考えている若い世代にとって、35人以下学級を推し進める泉佐野市と35人以上の学級を無策のまま放置している熊取町とでは、住みたいまちがどちらかは明らかです。人口減少、特に子どもの減少が大きな問題である熊取町において、本請願に示された35人以下学級を小学校3年生から6年生まで拡充し、1年生は30人以下学級にして教育と子育ての充実を図る、そして国と府に財政措置を求めることは、直ちに熊取町が取り組むべき教育施策であります。本請願を採択することにより、熊取町が教育、子育てを大事にするまちであり、議会がその実現を率先していくことを南大阪で喧伝しなければなりません。

この検討をしている間に、やはり日本政府の驚くべき姿勢が示されます。下村大臣が平成26年10月24日に、35人学級を40人学級に戻すという財務省の見直し案について次の意見を述べていると書かれています。記者会見で下村博文文科大臣は、OECDの中で日本の教員の多忙感が最も高く、限界であるとし、これが学校現場における悪化につながっていると説明。多忙感の原因は、授業以外の部活動、課外活動、父母対応、事務処理が他の国の教員に比べて圧倒的に多いことで、子どもと向き合う時間をつくる必要がある。きめ細かな指導においては35人学級が望ましく、教育関係者が同じ思いであることを説明し、また、小学校1年生だけでなく、中学3年生までを35人以下学級にするのが望ましいが、現場からは、習熟度クラス編制、専門教育の育成など多様なニーズがあり、柔軟な対応が必要である。

このように政府においても、これは26年の記事ですが、35人学級を40人学級に戻すというようなことを考えている。非常に、日本の政府は子どもたちの教育に責任を持たない無責任な政府になってきていることが頭を出しているという事実があります。日本の政府が国会議員の定数や債務を減らすことを考えず、自分たちの保身だけを考える行政府になってしまっていることも、国民と町民が厳しい目を向けていかないと、財政基盤の薄い熊取町は無策のまま沈没させられてしまうのではないのでしょうか。町長を初め町幹部の皆さん、議員の皆さん、今こそ35人以下の少人数学級の実現に向けて、熊取町の皆さんのために何をすべきか考えましょう。

以上をもって、熊愛の賛成討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、本件に反対の方の発言を許します。河合議員。

11番（河合弘樹君）請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願について、新政クラブを代表して反対の立場で討論させていただきます。

請願の趣旨には一定の理解を示しますが、熊取町で35名以下学級を小学1年、2年を越えて小学3年から6年まで拡充するとなると、町単費で6人の教員を確保するに当たり約3,000万円の予算が必要で、さらに小学1年も30人以下学級にするとなると、2人の教員分約1,000万円の増額になり、また、これ以外にも空き教室の確保、空調整備などの費用を考えると、非常に厳しいのが現実であります。

しかしながら、質の高い教育を実現するための少人数学級については、熊取町議会としても国・府に財政措置や基準の見直し等、意見、要望を行うべきであります。少人数学級の拡充の実現は

あくまでも国や大阪府が真摯に取り組むべき課題であると考えますので、この請願には賛成できません。

以上、討論とします。

議長（矢野正憲君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、請願第3号について討論を終わります。

それでは、請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立 5名）

起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

---

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第1 議案第72号 工事請負契約の締結について（熊取町立南小学校トイレ改修等工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第72号 工事請負契約の締結について説明いたします。

追加議案書の追一1ページをごらんください。

熊取町立南小学校トイレ改修等工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

まず、契約の目的ですが、熊取町立南小学校トイレ改修等工事です。

次に、契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は6,930万円です。

契約の相手方は、大阪府岸和田市畑町4丁目3番7号、株式会社堀健、代表取締役堀田健二です。入札の結果について説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱を初め熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和元年9月11日執行の応札業者3者による開札において最低価格を提示した者を落札者として決定いたしました。

次に、工事概要です。

議案書の桃色の分界紙の次の項、資料追1-1をお開きください。

3の工事概要です。

①棟、⑨棟の校舎及び③棟体育館共通、建築工事は床の乾式化及び壁、トイレブースの改修等、電気設備工事は照明器具のLED化等、機械設備工事は便器の洋式化及び給配水管の更新等、その他工事は仮設トイレの設置です。

工期は、議決日から令和2年3月16日までです。

工事施工箇所の配置図を資料として裏面にお示ししております。

以上で、議案第72号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

本件については、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）南小学校のトイレも改修していただくということで、洋式化の分で、ありがたいんですが、入札の業者選定なんですけれども、今議会上がってきていた西小学校や北小学校につきましては、指名競争入札の中でも建築一式の等級区分B等級の町内業者と、そして熊取町建設工事等業者選定委員会において抽せんし、決定した建築一式の等級区分がB等級の町外業者を選定しているということになっているんですが、今回の南小学校につきましては、建築一式のB等級の町内業者及び町外業者に加え、建築一式等級区分A等級の泉南地域に所在する業者というふうに、ちょっと選定基準が違っているんですが、その辺のところの説明をお願いします。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）8月19日なんですけど、西小と北小学校、同じく南小学校を同一日に入札を行いました。そのとき、南小学校につきましては町内1者と町外の同じくB等級の4者、5者を選定したわけですが、1者が指名辞退、3者が辞退、1者が取り抜けという形で不調となったわけでございます。

今回は、南小学校に関しましては町内1者と町外のB等級の全て7者でございます。それと、等級を上位等級のA等級、町外でしたら82者ございますが、その中で抽せんして7者を選んで、合計15者としたものでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）よろしいですか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）その経過はわかるんですけど、なぜそうしたのかという理由がいまいちわからないんです。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）前回、西小、北小、南小と一緒にやったときに、同様の結果がもう見込まれていましたので、上位等級、本来であれば工事予定価格が1億5,000万円以上の業者をA等級というんですが、そこまで枠を広げたと。それで結果的に3者、全て町外のA等級の業者が応札をやっていたと、そういう結果でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。A等級に枠を広げたというところで理解をさせていただきます。

日にちが変わったのはなぜなんです。西小と北小は、一応開札したのは8月ですよ、今説明ありまして。それで、南小学校が9月というのはなぜですか。9月11日。

議長（矢野正憲君）阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）西小、北小、南小については、同一日の8月19日に行いました。翌々日の8月21日に業者選定委員会を開催しまして、まさしく業者の選定、15者でいきたいと思いますというふうな話をさせていただいて、指名ファクスを8月26日に行いまして開札を9月11日、当然積算の期間というのが業者は必要になりますので、日数でいいますと10営業日を置くことになりますので、このような日程になったものでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）わかりました。そしたら、3校同日に一応入札、郵便で案内はしたというところですね。でも、応札というか、その分が南小はおくれたというところですね。わかりました。

そして、今回も南小学校のトイレの確認なんですけど、暖房便座ですかということと、便器についての数、和式と洋式それぞれ何基から何基に変更するのかということも教えてください。

議長（矢野正憲君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）今回、南小学校につきましても暖房便座を前提に進めさせていただいております。それと、あと便器の数ですけども、もともと南小学校、現在で和式が42で洋式が13、合計55



基ございまして、今まで23.6%の洋式化率ですけれども、これは、今回の改修をさせていただくことによりまして和式が13に減りまして洋式が30基です。合計48基で、これによりまして62.5%になります。

ただ、南小学校は今回、令和元年度の国土強靱化、学校施設環境改善交付金というのがついておるんですけど、さらに国土強靱化ということで、3分の1の補助は変わりませんが、起債等が100%できて交付税算入も50%ということで、いいほうはとれておるんです。ただ、それは限定的で、全部が対象にならなくて、あと南小のプール棟にもトイレがございまして、特別教室棟の一番端っこのほうにもトイレがあるんですけど、それが結局積み残しのような形で、まだ数基洋式化をする予定でございまして。

これは、あくまでも令和2年度の環境改善交付金を取れるということが前提ですけれども、あともう一つ、その工事をさせていただくことになれば、最終的に洋式と和式が3基入れかわる形で、最終的に和式が15基、洋式が33基で、整備率が68.8%で約7割近い洋式化というふうになる計画で進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第72号 工事請負契約の締結について（熊取町立南小学校トイレ改修等工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第2 委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（重光俊則君）それでは、議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の追-2ページをお開きください。

委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例でございまして。

見出しの件について、地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出する。

提案理由ですが、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定及びそれに伴う関係条例の一部改正が行われることに伴い、議会議員政治倫理条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

次ページをごらんください。

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の改め文でございまして。

説明は新旧対照表により行いますので、ピンクの分界紙の後、資料追-2をごらんください。

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例新旧対照表でございまして。

右が現行、左が改正案となっております。

第3条第1項第5号中の「臨時的任用職員」を左側改正案の「会計年度任用職員」に改めるものでございまして。

追－3ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第3 委員会提出議案第2号 議会改革検討特別委員会の設置についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（重光俊則君）それでは、議会改革検討特別委員会の設置についてご説明申し上げます。

追加議案書の追－4ページをお開きください。

委員会提出議案第2号 議会改革検討特別委員会の設置についてであります。

議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものでございます。

1、名称は議会改革検討特別委員会とし、2、設置目的は、議会改革について必要な調査、検討を行うとしております。

社会経済情勢は大きく変動し、少子高齢化の進展による人口減少社会となった今日、地方自治体の行財政運営は困難に直面し、議会に求められる役割もますます重要なものとなっています。このような状況のもと、議会機能の強化、効率的な議事運営等議会改革の推進に努め、より一層開かれた議会を目指すための調査、検討を行うもので、具体的には、議員定数、報酬とともにタブレット端末の導入等の検討を進めていくものと考えております。

3、設置期間は、目的が達成するまでの間で、閉会中も継続調査とします。

4、委員定数は、7人とするものでございます。

以上で、委員会提出議案第2号 議会改革検討特別委員会の設置についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号 議会改革検討特別委員会の設置についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君)次に、追加議事日程第4 議会選任第4号 特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

議会改革検討特別委員会委員に議席2番 大林議員、議席3番 浦川議員、議席5番 田中豊一議員、議席6番 鯉谷議員、議席8番 重光議員、議席9番 二見議員、そして私、議席12番 矢野、以上7名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました7名を議会改革検討特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名を議会改革検討特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員によりまして、議会委員会条例第8条の規定により、委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

---

(「12時43分」から「12時47分」まで休憩)

---

議長(矢野正憲君)休憩前に引き続き会議を開きます。

議会改革検討特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長に私、矢野、副委員長に二見議員、以上のとおりでございます。

---

議長(矢野正憲君)次に、追加議事日程第5 議員提出議案第11号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。重光議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(重光俊則君)それでは、議員提出議案第11号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追一6ページをお開きください。

議員提出議案第11号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	重光	俊則
賛成者	熊取町議会議員	田中	豊一
同じく		田中	圭介
同じく		浦川	佳浩
同じく		渡辺	豊子
同じく		矢野	正憲
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをごらんください。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書。

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は17年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、未だ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

#### 記

1 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」（サポカーS）や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。

2 高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」（サポカーS）に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。

3 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

本件については、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第11号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

議長(矢野正憲君) 次に、追加議事日程第6 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和元年9月定例会閉会から令和元年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、令和元年9月定例会閉会から令和元年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(矢野正憲君) お諮りいたします。以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。よって、本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、ご同意、ご可決いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。また、平成30年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算につきましても、ご認定をいただきましたことを重ねて厚くお礼申し上げます。

本定例会においてご指摘、ご要望いただいた事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

さて、私ごとになりますが、町長に就任してはや3年と8カ月が経過し、任期もあと4カ月足らずとなりました。この間、議員皆様、住民皆様のご協力を得ながら、町職員と一丸となり、熊取町の発展のため町政運営に邁進してきたところがございます。しかしながら、昨今の人口減少、少子高齢化といった大きな課題に対処しつつ、第4次総合計画に掲げましたまちの将来像の実現のためには、さまざまな分野においてこれからも不断の改革が必要であると考えます。

私は、この改革を通して、まちを支える基盤を確立させ、住民の皆様が夢感じられる、そして希望を持って長く楽しく生活していただくまちづくりの実現に向け、町長2期目に挑戦しますことをここに表明いたします。

これまで同様、議員の皆様におかれましては一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

議長(矢野正憲君) これをもちまして、令和元年9月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

(「12時58分」閉会)

---

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和元年9月30日

熊取町議会

議 長

矢 野 正 憲

議 員

田 中 豊 一

議 員

鱧 谷 陽 子